SELECTED JAPANESE TEXTS
FOR UNIVERSITY STUDENTS

(Encyclopedias, Dictionaries and Newspapers)

VOLUME II

COMPILED BY
SERGE ELISSÉEFF
AND
EDWIN O. REISCHAUER

THIRD PRINTING

PUBLISHED FOR THE
HARVARD-YENCHING INSTITUTE
HARVARD UNIVERSITY PRESS: CAMBRIDGE, MASSACHUSETTS
1948

SELECTED JAPANESE TEXTS

FOR UNIVERSITY STUDENTS

(Encyclopaedias, Dictionaries and Newspapers)

VOLUME II

COMPILED BY

SERGE ELISSÉEFF

AND

EDWIN O. REISCHAUER

A-610962-PB - 3vol {2PA 1PB}

PUBLISHED FOR THE

HARVARD-YENCHING INSTITUTE

HARVARD UNIVERSITY PRESS: CAMBRIDGE, MASSACHUSETTS

1948

THIRD PRINTING

PHOTOLITHOGRAPHED BY
THE MURRAY PRINTING COMPANY
WAKEFIELD, MASSACHUSETTS

日本文抜萃 巻二

TABLE OF CONTENTS

Reference Works 1

1. *Dai hyakka jiten* (Encyclopaedia) 1
   - *a.* *Rikugun* (Army) 1
   - *b.* *Kaigun* (Navy) 7
   - *c.* *Mariyana guntō* (Marianas or Ladrone Islands) 17
   - *d.* *Rajio* (Radio) 19
   - *e.* *Rakkasan* (Parachute) 23
   - *f.* *Chirigaku* (Geography) 23
2. *Shinsen dai jimmei jiten* (New Biographical Dictionary) 25
3. *Nihon chimei daijiten* (Dictionary of Japanese Geography) . . . 27
4. *Dai Nihon chimei jisho* (Dictionary of Japanese Geography) . . 28
5. *Nihon shakai jii* (Dictionary of Japanese Life and Customs). . . 29
6. *Nihon keizai-shi jiten* (Dictionary of Japanese Economic History) . 30
7. *Kokushi daijiten* (Dictionary of Japanese History) 33
8. *Shiseki kaidai* (Critical Bibliography of Historical Works) . . . 34
9. *Nihon bungaku daijiten* (Dictionary of Japanese Literature) . . 36
10. *Kokusho kaidai* (Critical Bibliography of Japanese Books) . . . 37
11. *Tōyō rekishi daijiten* (Dictionary of Oriental History) 38
12. *Bukkyō daijiten* (Dictionary of Buddhism) 44
13. *Bukkyō daijii* (Dictionary of Buddhism) 45
14. Japanese Dictionaries 49
    - *a.* *Kotoba no izumi* 49
    - *b.* *Daijiten* (*Heibonsha*) 50
    - *c.* *Jien* 52
    - *d.* *Daijiten* (*Ueda Mannen*) 53
    - *e.* *Jigen* 54
15. *Shin Shina daijiten* (New Chinese Dictionary) 55

Newspapers (*Tōkyō Asahi Shimbun*, January and February, 1941) . 56

1. War and Foreign Affairs 56
2. Politics 76
3. Editorials 88
4. Economics 97
5. Miscellaneous 111

大百科事典

平凡社版

昭和八年

リクグン　陸軍　海軍及び空軍と相俟つて陸上に於て國家を防衞する軍備をいふ。我國の空軍は獨立せずして、陸軍及び海軍の一部として存在する。國軍の總兵力、陸軍及び海軍兩兵力の按排は、國家の政策、國防方針及び作戰計畫、地理的關係、列國の情勢就中假想敵國の情勢、人員及び馬匹の質と量、財政及び資源等の國防的諸要素に基づいて決定されるものであるが、敵國武力の中心を破壞し、戰爭に最終の決を與へるは、專ら陸軍の力に俟たざるべからざることに留意しなければならぬ。しかし戰爭に要する陸軍兵力を平時より維持することは、假令富力大なる國家と雖も到底財政の許すところでないので、平時に於ては有事の際速かに戰時の編制に移り得ると共に、戰時所要の兵力を準備するを目途とし、併せて國家威信の保持、海外居留民の保護、國內靜謐の維持等常備のため必要なる最小限度の兵力竝に編制を以て滿足するを一般とする。これを平時編制とし、戰時動員によつて膨脹擴大する戰時編制と區別する。この點海軍と著しく趣を異にするところである。【編制】現在我が陸軍の平時編制は、軍隊、官衙、學校及び特務機關より成り、現役軍人及び軍屬を以てこれを編成するを原則とし、

必要に應じ豫備役、後備役の軍人を編入することがある。軍隊と稱するものは、朝鮮軍司令部（一）、臺灣軍司令部（一）、關東軍司令部（一）、師團（一七）、臺灣守備隊（步兵二個聯隊及び山砲兵大隊）、獨立守備隊（未發表）、臺灣及び滿洲に在る重砲兵大隊、憲兵隊、支那駐屯軍（步兵二隊）にして、各地に配置す。これを各兵部隊に區分すれば步兵七十聯隊、戰車二聯隊、騎兵二十五聯隊、砲兵三十一聯隊と九大隊、高射砲兵一聯隊、航空兵二十八中隊（飛行機二十六中隊、氣球二中隊）、鐵道二聯隊、電信二聯隊、工兵十七大隊、輜重兵十五大隊であつて、將士總計約二十三萬人とする（右の部隊は獨立守備隊、支那駐屯軍、各學校教導隊を除く）。

【沿革】（一）上古　神武天皇の中洲を平定給ふや、文武一途海內皆兵にして、兵權は總て皇室にあり、征討ある每に天皇躬ら元帥となり、時として皇后、皇太子の代らせ給ふことはあつても、これを臣下に委ね給ふことはなかつた。この間に仲哀天皇の親征、日本武尊の東征、神功皇后の遠征等があつた。垂仁天皇の朝屯倉を創めしより漸次これを增加して、殆ど國郡に遍きに至り、各地に部曲を置き、これをして屯田を耕し糧食を積ましめ、各部は皆臣、連、伴造、國造を以てこれを總領し、その最も貴い者を大臣、大連とした。（二）中古　大化中興の新政は、屯倉を廢し臣、連の領するところの各部を罷め、以て盡く公民となし、兵權全く朝廷に歸し、兵部省を置いて軍事を掌らしめ、文武初めて職を分つに至つた。持統天皇三年勅して、全國の人民四分の一を徵して兵をなし、武事を演習せしめられるや、擧國皆兵の制一變して徵兵となり、ついで文武天皇大寶令を制定せらるるや、軍制大いに備はり、諸國に軍團を設け、

兵馬の權は平時は兵部省これを執り、事ある時は臨時任命する將帥これを握り、また六衞の官當にその所屬の兵を操つて宮闕を護り、大宰府は防人司を指揮して外寇に備へ、諸國軍團は管下壯丁の三分の一を徵收して兵となし、これを訓練して衞士、防人に供し、且つ地方の警備に任じ軍團數約百三十にして兵士十萬人に餘つた。然るに爾後天下太平にして士氣漸く衰へ、聖武天皇の時特に壯者を募り、健兒と稱してこれを諸國に配備し、光仁天皇の朝地方の豪民弓馬に堪へるものを點して番上せしめ、羸弱の兵士を農に赴かしめ、兵農分離の端を開き、爾後軍團は漸次その實を失ひ、朝廷及び國衙また兵力を有せざるに至り、地方豪族の勢漸次增大して遂に武士となり、兵農全く分離するに至つた。（三）近古　建久三年賴朝征夷大將軍に任ぜらるるに及び、兵馬の權は政權と共に全く武門に歸した。足利氏の衰ふるに及び、群雄割據互にその領域を攻略せしが、織田氏についで豐臣氏天下を統一し、やがて德川氏に及び、封建の制全く成つた。然るに爾後太平約三百年兵備頗る緩み、軍制漸く虛文に流れて、これを實地に用ふべからず、その末期に至り兵器の進步は銃隊、砲隊の編成となり、城壘、砲臺の構築を促したりと雖も、到底宇內の形勢に伴はず、動もすれば外侮を受けんとするの危機を招來した。明治維新となり、政權の朝廷に歸すると共に封建の制を改め、兵制また古に復した。（五）近代　明治元年軍務官を設け兵制を統轄せしむ。二年軍務官を廢し兵部省を置く。三年常備兵員を定め、洋式を斟酌して兵制を一定し、始めて徵兵規則を設く。四年東京、大阪、東北、鎭西の四鎭臺を設く。五年兵部省を廢し陸、海軍の二省を置いて、陸海軍の事務を分掌せしめ、徵兵令を公布して全國徵兵の制を確立し、帝國臣民一般に兵役に服する義務を負擔せしむるに至り、またこの年近衞兵を新設す。六年初めて徵兵を召集して諸兵種を設け、團隊を編成す。即ち全國を六軍管に分ち、各軍管に鎭臺を置き、步兵十四聯隊、騎兵三大隊、砲兵十八中隊、工兵十小隊、輜重兵六隊、海岸砲兵九隊を編成す。別に近衞の部隊あり。七年近衞部隊を步兵二聯隊基幹のものに編成し、且つ軍旗を制定授與した。十一年陸軍軍務を三大別し陸軍省、參謀本部及び監軍本部を置き、十二年全國を七軍管、十四師管に分ち、各軍管に鎭臺を置く。十五年一月勅諭を陸海軍軍人に賜ひ、我が建軍の本義を闡明し、且つ軍人の遵由すべき大道を諭し給ふ。この年更に軍備擴張の計畫を立て、十八年より左の兵力を整備することに決した。步兵二十八聯隊、聯隊は三大隊編成とす。騎兵七大隊、大隊は三中隊編成とす。野戰砲兵七聯隊、聯隊は三大隊とし二大隊を野砲、一大隊を山砲とす。工兵七大隊、大隊は二中隊編成とす。輜重兵七大隊、大隊は二中隊編成とす。屯田兵は步兵四大隊、騎砲、工各一隊とした。七月朝鮮に亂あり、步兵二中隊を派遣し、我が公使を護衞せしむ、また東京鎭臺の一部を韓國に派し、熊本鎭臺の兵と共に混成旅團を編成し、これに備へしが出征に至らずして事止む。十七年朝鮮に亂あり、步兵二大隊を京城に派遣す。二十年監軍部及び軍事參議官を置く。二十一年參軍官制を定め、參軍の下に陸海軍の各參謀本部を置く。また新たに師團司令部條例を公布し在來の軍隊を近衞以下七師團に編成した。二十二年參軍官制を廢し、新たに陸海軍參謀本部條例を發布す。二十三年要塞砲兵を創設し、漸次要塞所在地に配備す。二十六年戰時大本營の制を定む。二十七八年戰役前には、十五年の陸軍擴張計畫の大部完成し、且つ軍制就中行李、輜重、兵站竝に動員業務及び師兵衞もまた面目を一新して該戰役に臨み、大いに淸軍を擊破して國威を發揚した。二十九年第七乃至第十二師團及び騎兵二旅團、砲兵二旅團の增設を定む。而して新設諸隊は翌三年十二月初めてその一部を設置し、概ね三年の後に於て平時編制を完了した。三十一年元帥府を置き、監軍部を廢して、教育總監部を置く。三十七八年戰役は我が陸海軍共に曠古の偉勳を奏し、能く交戰の目的を達したが、該戰役に於ける我軍の編制は、二十七八年戰役後改正の編制によりしものなるも、作戰の進捗に伴ひ、兵力を要すること愈〻多く、臨時に數多の部隊を編成した。その主なるものを擧ぐれば、野戰師團四箇、後備師團二箇、後備混成旅團七箇、後備步兵旅團六箇、及び獨立重砲兵旅團一箇等にして、これより小なる部隊の臨時に編成したものに至つては殆ど枚擧に遑ない。この役後平時の陸軍を擴張して十九師團となし、なほ騎兵二旅團、野砲兵一旅團、山砲兵三大隊、交通兵一旅團を增設し、要塞砲兵を重砲兵と改稱して、その二旅團を新設した。大正三年世界大戰起り、帝國はドイツに對し宣戰し、第十八師團を基幹とする攻城軍を派遣して靑島を攻略した。五年新たに二師團增設に着手し、これを朝鮮に置き、九年完成した。十一年世界大戰の結果、我が陸軍も整理の必要を生じ、諸般の編制を改むると同時に、野砲兵三旅團司令部、野砲兵六聯隊、山砲兵一聯隊、重砲兵一大隊を廢し、新たに野戰重砲兵二旅團司令部、野戰重砲兵二聯隊、騎砲兵一大隊及び飛行二大隊を設く。十四年再び軍備整理の必要に迫られ、四師團司令部竝にこれに伴ふ部隊その他若干を廢し、戰車一隊、高射砲一聯隊、飛行二聯隊、臺灣山砲兵一大隊等を新設し、軍備の大整理を行ひ內容の充實に力む。昭和二年徵兵令を改正し、兵役法を制定して今日に及んでゐる。（松下）

リクグンウンユブ　陸軍運輸部　陸軍に屬する人馬、物件の船舶輸送及びこれと聯絡する鐵道輸送の業務を掌り、陸軍に於て所有または使用する汽船を管理し、船舶輸送用補助物件を整備保管し、且つ必要に應じその管理する船舶及び搭載の人馬物件に對し檢疫消毒を施行する所であつて、部長は陸軍大臣に隸する。本部を宇品に置き、出張所を神戶、門司、釜山、大連、塘沽、基隆に置く。（松下）

リクグンカガクケンキュージョ　陸軍科學研究所　陸軍の兵器及び兵器材料に關する科學を調査研究する所であるが、分類すれば化學兵器（毒瓦斯關係の兵器及び材料）の研究調査、未來戰兵器の研究創案、その他科學一般の調査研究である。東京市淀橋區大久保にあつて、所長は陸軍技術本部長に隸してゐる。本所は元陸軍火藥研究所と稱し、火藥及び鑛山の煙筒より毒物の如きを調査してゐたのであつたが、大正八年四月に新たに科學の研究機關を設けて改稱されたのである。なほ最近まで火藥の研究に當つてゐたが、その事項は陸軍造兵廠に移管された。（松下）

リクグンカンゴク　陸軍監獄　軍法會議所在地に置き、監獄長は師團長、臺灣軍司令官、朝鮮軍司令官、または關東軍司令官に隸屬す。陸軍監獄を分ちて衞戍刑務所及び拘禁所の二種とし、前者には懲役監、禁錮監を置き、後者には拘留場及び拘留監を置く。（松下）

リクグンギジュツホンブ　陸軍技術本部　陸軍所要の兵器（陸軍航空本部管掌器材を除く）及び兵器材料の考案、審査及び制式統一をなし、これ等兵器及び兵器材料の檢査を統理し、陸軍技術の調査及び研究竝に試驗を行

ひ、その改良進歩を図る所であつて、東京市淀橋区大久保にある。本部長は陸軍大臣に隷し、部務を総理し、陸軍技術将校（編制の定むるところにより服務し、陸軍技術を掌る者をいふ）、[illegible]する陸軍技科将校及び兵器技術を掌る[illegible]を管轄し、陸軍科学研究所及び陸軍工科学校を統轄する。官論または民間より兵器及び兵器材料に関す[illegible]に、これに[illegible]

リクグンキネンビ　陸軍記念日　日露戦役に於ける陸軍戦捷の偉績を永久に國民の記憶に留めんがため、陸戦に最後の決を與へたる[illegible]大を占領したる三月十日を以て陸軍記念日と[illegible]にても何等かの記念の催しの行はれるのが例となつてゐる。（松下）

リクグンキョーイク　陸軍教育　陸軍の教育は軍隊教育を基礎とし、特殊のものに対しては学校教育によつてこれを補習し、両者相俟つてその完璧を期するものである。【軍隊教育】軍隊教育の目的は軍人及び軍隊を訓練して戦争の任に當らしむるにある。而して[illegible]には、堅確なる軍人精神並に厳粛なる軍紀である。[illegible]如くである。（一）一般教育　本教育の目的は、[illegible]、以て精鋭にして且つ堅實なる軍隊を練成するにある。これがため教育[illegible]に分け、その[illegible]び各期に於て實施すべき課目の標準は、教育[illegible]。（二）特業教育　本教育の目的は、[illegible]、兵に一般教育のほか戦術のため必要なる特殊の技術を修得せしめ、以て精鋭なる特業者を養成するにある。[illegible]ものをいふ。（三）将校教育　本教育の目的は、[illegible]将校團の目的を達成するに必要なる教育を施[illegible]本教育の要は、軍隊の實情を明かにし、階級[illegible]堅確なる志操を涵養し、高潔なる品性を陶冶し、[illegible]（五）少尉候補者教育　本教育は概ね見習士官の教育に準じ、その本質と経験とに鑑み、[illegible]士教育　本教育の目的は、幹部たるに必要なる[illegible]識、技能を練磨し、以てその素質を完全に遂行せしめ、併せて将来に於ける向上發達の素[illegible]本教育の目的は、幹部たるべき性格、徳操を[illegible]備せしめ、且つこれに将来の發達に資すべき[illegible]育　本教育の目的は、兵卒の優秀なる者に対し、[illegible]り、且つ所要に應じ簡單なる實務につき、下士を代理し得るの技能を具備せしむるにある。[illegible]官たるに必要なる能力を具備せしむるにある。（一〇）短期現役兵教育　本教育の目的は、[illegible]慣熟し、克く軍隊の實情を理解せしむると共に、概ね下士に必要なる學術技に洩く軍事に關する一般的知識を修得せしめ、以て國民教育と軍隊教育との連繋を適切ならしむるの基礎を養成するにある。（一一）補充兵教育　本教育の目的は、特に軍人精神を涵養し、一般教育を受けたる兵卒に伍して、戦闘及び戦[illegible]級のため行ふ教育とに分ける。前者の目的は専ら戦闘及び戦時の諸勤務に具へ得べき能力[illegible]に進級のため必要なる技能を修得せしむるにある。

【学校教育】[illegible]軍人を養成補充し、またはこれを錬成すべき教育機関で[illegible]しめられる。（甲）教育總監の管轄に屬する學校は次の如くである。（一）陸軍幼年学校　陸軍将校たることを志願する者のうちより適任者を[illegible]事上の必要を顧慮して普通学科を教授し、軍人精神を涵養するところである（東京）。[illegible]學校　陸軍各兵科（[illegible]）士官と[illegible]すべき[illegible]を教育するところである（東京）。生徒を分ちて豫科生徒及び本科生徒とする。[illegible]たる者、または陸軍幼年學校を卒業したることを[illegible]これに充てる（[illegible]）。本科生徒は士官候補生にして所定の隊附勤務を修得したる者を以てこれに充てる（修業期間一年十月）。學生は除軍各兵科（憲兵科を除く）少尉候補者たる特[illegible]（修業期間一年）。（三）陸軍砲工學校　砲工兵科の少尉を以て學生となし、砲工兵各科の勤務に必要なる學術を教授するところである（[illegible]る見込ある者を選び員外學生とし、必要なる學科を[illegible]卒業者にありては三年三月、歩、騎、航空、輜重兵科尉官にありては五年三月を通常とし、員外學生は砲工學校に於て約三月乃至二年三月修學の後帝國大學に派遣し、更に必要なる學術を[illegible]の三校がある。學生は下士官候補者たる歩、騎、砲兵科現役兵にして、所定の期間在營したる者を以てこれに充てる（修業期間一年）。（五）陸軍歩兵學校　學生に射撃、戦術及び[illegible]て歩兵教育の進歩を図り、並に携帯火兵、機[illegible]の育成訓練を行ふため軍犬育成所を置く（千[illegible]、これを各隊に普及し、且つ常にこれ等諸學術の調査研究を行ひ、以て騎兵教育の進歩を図り、並

に騎兵用兵器、器具材料等の研究試験を行ふ所であつて、校長は騎兵監に隷す（習志野）。（七）陸軍野戦砲兵学校　学生に射撃、戦術、観測通信術並に戦法等を修得せしめ、これを各隊に普及し、且つ常にこれ等諸学術の調査研究を行ひ、以て野戦砲兵及び高射砲兵（重砲兵にあつては高射砲）の教育の進歩を図り、並に野戦砲兵及び高射砲兵用兵器、器具、材料等の研究試験を行ふ所であつて、校長は砲兵監に隷す（下志津）。なほ右の外騎兵の幹部の下士官候補者に砲兵科現役下士官たるに必要なる教育を行ふ。（八）陸軍重砲兵学校　学生に射撃、戦術、観測通信術、築城術及び要塞電燈術等を修得せしめ、これを各隊に普及し、且つ常にこれ等諸学術の調査研究を行ひ、以て重砲兵教育の進歩を図り、なほ練習生に砲塔術、通信術、要塞電燈術等を修得せしめ、並に重砲兵用兵器、器具材料等の研究試験を行ふ所であつて、校長は砲兵監に隷す（横須賀）。なほ右の外重砲兵隊の下士官候補者に、砲兵科現役下士官たるに必要なる教育を行ふ。（九）陸軍工兵学校　学生に工兵技術、戦術及び交通術を修得せしめ、これを各隊に普及し、且つ常にこれ等諸学術の調査研究を行ひ、工兵教育の進歩を図り、また上等工長に必要なる学術を教育し、並に工兵用兵器、器具材料等の研究試験を行ふ所であつて、校長は工兵監に隷す（松戸）。（一〇）陸軍戸山学校　学生に体操、剣術及び喇叭譜等の書録をなし、且つ体操、剣術及び喇叭譜等に関する調査、研究及び試験を行ひ、並に軍楽生徒に軍楽手補たるに必要なる教育をなし、且つ軍楽に関する調査、研究及び試験を行ふ所である（東京）。（一一）陸軍通信学校　学生に通信に関する学理及び技術を修得せしめ、且つ通信に関する学術の調査、研究を行ひ、以て通信技術の統一進歩を図り、並に通信器材の研究、試験、無線通信器材の審査検査及び固定無線所の建設、補修等を行ふ所である（東京）。なほ無線電信を掌る工兵科現役下士官となすべき生徒を教育する。（一二）陸軍自動車学校　学生及び兵に自動車に関する学術を修得せしめ、且つ自動車に関する学術の調査研究を行ひ、以て自動車に関する学術の進歩を図り、並に自動車及びこれに関する器材の研究及び試験を行ふ所である。（一三）陸軍習志野学校　軍事に関する科学の教育並に調査研究を行ふ所である（習志野）。本校は欧洲化学戦の趨勢に伴ひ、昭和八年八月に新設され、翌九年より学生を入校せしめる様にである。（乙）陸軍大臣の管轄に属する学校は次の如くである。（一）陸軍飛行学校　学生に航空に関する諸般の学術を修得せしめ、これを各部隊に普及し、常にこれ等諸学術の調査研究を行ひ、以て航空兵教育の進歩を図り、且つ航空に関する兵器器材の研究試験を行ふ所であつて、校長は陸軍航空本部長に隷す。飛行学校は学校によりその教育及び調査研究並に試験の科目を異にする（所沢、下志津、明野、浜松）。（二）陸軍工科学校　陸軍砲工兵工長となすべき生徒及び兵器技術を掌る砲工兵科士官となすべき学生を教育し、他、工兵工長たる学生に陸軍技術に関する学術を修得せしめ、且つこれ等学術の調査研究及び試験を行ふ所であつて、校長は陸軍技術本部長に隷す（東京）。（三）陸軍経理学校　学生をして経理部に必要なる学術を修得せしめ、且つ陸軍経理に関する学術の調査及び研究を行ひ、併せて陸軍経理に関する業務に従事する者の教育に要する図書の編纂をなす所である（東京）。（四）陸軍軍医学校　学生をして衛生部に必要なる学術を修得せしめ、軍陣医学及び軍陣衛生学を研究し、軍事衛生に関する試験を行ひ、併せて陸軍衛生に関する業務に従事する者の教育に要する図書の編纂をなす所である（東京）。（五）陸軍獣医学校　学生をして獣医部に必要なる学術を修得せしめ、蹄鉄工長候補者に対し必要なる教育を施し、獣医部に必要なる学術及び材料を研究調査し、軍用動物の衛生に関する試験を行ひ、蹄鉄学並に獣医品及び蹄鉄品の製造をなし、併せて軍用動物衛生に関する業務に従事する者の教育に要する図書の編纂をなす所である（東京）。（六）憲兵練習所　憲兵科士官となすべき学生を教育し、憲兵科下士官及び上等兵たる学生に憲兵の本務に関する学術を修得せしめる所であつて、所長は憲兵司令官に隷す（東京）。（丙）参謀総長の管轄に属する学校は次の一校である。（一）陸軍大学校　将校をして高等用兵に関する学術を修得し、併せて軍事研究に須要なる学識を増進せしめ且つ高等用兵に関する学術の研究を行ふ所である（東京）。（松下）

リクグンキョーカタイ　陸軍教化隊　陸軍兵にして懲役刑または禁錮に処せらるるも容易に改悛の状なき者を収容し、これを教導感化するところであつて、これを姫路市に置き、第十師団長の管轄に属す。（松下）

リクグンケイホー　陸軍刑法　陸軍軍人に適用する刑法。軍の鞏固なる成立は、軍紀の厳粛を以てその最大要件となし、軍紀の厳粛は軍人に対するに特別なる服従義務を以てしなければならぬ。従つて常に峻厳なる規律の下に立たしむるの要ある軍人に対しては、普通の刑罰法の外更に軍刑法が制定される。即ち常人にあつては罪とならざる行為も、軍人にあつては特にこれを罪となし、また等しく罪となるべき行為も、軍人に対しては更にこれを厳にせざるを得ないものがある。陸軍刑法はこの必要に基づける刑法であつて、普通刑法に対し特別刑法たる関係を有するものである。陸軍刑法は陸軍の害をなすものを罰するものなるを以て、陸軍軍人、陸軍所属の学生生徒、軍属及び陸軍の勤務に服する海軍軍人に適用するは勿論、これ等の者の身分が構成要件たるべき犯罪行為に共犯したる場合（逃亡、抗命の幇助、軍機に漏洩せる等）、及び特種の事項（所属に対する暴行、軍用物の損壊、戦地に於ける掠奪、召集の遅刻等）に関しては、常人にもまたこれを適用する。刑は主として罪の種類によりその軽重を定めるものであつて、主刑（死刑、懲役、禁錮）及び附加刑（没収）とし、叛乱、擅権、辱職の罪の如きは殆ね死刑に処し、その他の罪と雖も敵前に於ては殊に重くして、多くは死刑に処する。死刑は陸軍法衙を管理する長官の定める場所に於て銃殺し、懲役は無期及び有期とし、監獄に拘置し定役に服せしめる。禁錮は無期及び有期とし監獄に拘置し、没収は犯罪行為を組成したる物、または犯罪行為に供せんとしたる物、または犯罪行為より生じ、またはこれにより得たる物を官に没収する。多衆共同の暴行を禁圧するため、または敵前に在る部隊の前進に臨み軍紀を保持するため、已むを得ざるに出でたる行為はこれを罰しない。但しその必要の程度を超えたる行為は、情状によりその刑を減軽または免除することがある。普通刑法または他の法令の罪となるべき行為についてもまた然りである。陸軍刑法の罪は行為の性質に応じ、これを叛乱、擅権、辱職、抗命、暴行脅迫、侮辱、逃亡、軍用物損壊、掠奪、違令及び俘虜に関する十一に分ける。（松下）

リクグンコークーホンブ　陸軍航空本部　陸軍航空に関する事項の調査、研究試験及び

立案、航空兵諸部隊の航空兵科専門教育の管[illegible]、航空に關する[illegible]給及び檢査を掌るところであつて、東京市[illegible]軍飛行學校を管轄する。また陸軍士官學校を遺隊し、當該兵科學生生徒の教育につき意見あるときは、これを教育總監に通報す。（松下）

リククンショー　陸軍省　内閣の一省。陸軍に關する事務を掌る所であつて、陸軍大臣（陸軍大、中將を以てこれに任ず）は内閣員中に列し、陸軍軍政を管理し、陸軍軍人軍屬を統督し、[illegible]を監督する。陸軍大臣はその主任の事務につき法律勅令の制定、廢止及び改正を要することがある時は案を具へて閣議に提出する。またその職權若しくは特別の委任により省令を發し、警視總監、北海道廳長官、府縣知事に指令または訓令を下すことが出来る。[illegible]及び[illegible]り奏上するものは、天皇の旨によつてこれを[illegible]び參與官は、一般行政に關し陸軍大臣を補佐[illegible]ばないのである。陸軍省には大臣官房及び人事、軍務、整備、兵器、經理、醫務、法務の七局を置く。[illegible]それが同年二月に軍防事務局となり、更に軍務官となり、翌二年に兵部省となり、五年にこれを廢して陸軍省及び海軍省が置かれ、ここに初めて陸海軍省が分離した。（松下）

リククンソーコ　陸軍倉庫　鞍山及び大連に置き、朝鮮及び滿洲陸軍部隊所要の被服、[illegible]を掌るところであつて、倉庫長は朝鮮軍司令官または關東軍司令官に隷する。（松下）

リククンソーサイ　陸軍總裁　徳川幕府の職名。陸軍奉行の上にあつて同じく歩、騎、砲三兵の統制をなした。[illegible]久二年[illegible]により創設された。[illegible]これに任じ、[illegible]前宗城代り、同三年老中兼任の新令によつて松平乗謨任命され、翌明治元年正月藤沢邦代つたが、同[illegible]職し、ついで廢止された。→陸軍奉行（大森）

リククンゾーヘイショー　陸軍造兵廠　陸軍所要の兵器（陸軍航空本部管掌器材を除く）の[illegible]をなし、[illegible]の兵器その他の軍需品、海軍所要の火薬及び一般火薬類の製造及び修理をなし、これ等製品及び兵器材料の檢査をなし、且つ軍用火藥に關する調査、研究を行ふ所であつて、長官は陸軍大臣に隷してゐる。本廠は東京に、工廠は東京、名古屋、大阪及び小倉に、[illegible]は[illegible]にこれを置く。（松下）

リククンチクジョーブ　陸軍築城部　陸軍[illegible]工事設に築城技術に關する調査及び研究を掌り、[illegible]を管轄するところであつて、本部は東京市麴町區代官町に、支部は[illegible]要の地に[illegible]。本部長は陸軍大臣に隷してゐる。（松下）

リククンチョーバツレイ　陸軍懲罰令　陸軍軍人のなしたる犯行に對し、統帥權に基づき[illegible]令をいふ。[illegible]の司法權に基づき犯罪に科する制裁たる刑罰とは、その性質を異にする。懲罰令にいふところの犯行とは、陸軍軍人たるの本旨に背き、または軍事の定制に違ひ、その他軍紀を害し、風紀を紊る行爲にして陸軍刑法の罪に該らざるものをいふ。而して懲罰と刑とはその性質を異にするを以て、同一の行爲に對して二種の制裁を併科するを妨げずと雖も、この兩者は[illegible]が故に、陸軍刑法の刑に處せられたる陸軍軍人に對しては、懲罰を併科するを許さない。これに反して陸軍刑法以外の法令の刑に處せられたる陸軍軍人に對しては、軍事の必要によつては、更に懲罰を科することが出來るのである。（松下）

リククンハジメ　陸軍始　毎年一月八日に各衛戍地で行はれる陸軍の儀式であつて、その衛戍地所在の陸軍軍隊が觀兵式を行ふことになつてゐる。東京に於ては大元帥陛下親しく臨御あらせられて閲兵遊ばされる。この陸軍始めの[illegible]は、明治[illegible]年[illegible]月十七日[illegible]親しく宮城内舊本丸跡で軍神を祭り、國運の長久と武威の宣揚とを祈らせられ、祭典後軍隊の閲兵を行はせられたに始まる。（松下）

リククンヒフクショー　陸軍被服廠　陸軍被服品の調辨、製造、貯藏及び補給を掌り、陸軍縫工長及び靴工長の養成に任じ、且つ被服に關する試驗を行ふ所であつて、本廠（東京）及び支廠（大阪、廣島）より成る。本廠長は陸軍大臣に隷する。（松下）

リククンブカン　陸軍武官　陸軍將校、同相當官、准士官、下士官を總稱する。武官はこれを各兵各部に分け、また各階級に區分すること次頁表の如し。その服役、進級、分限に關してはそれぞれの項にあり。→武官官等表令・服役・將校の分限・現役定限年（松下）

リククンブギョー　陸軍奉行　徳川幕府の職名。[illegible]五千石、席は[illegible]城代の上であつた。[illegible]進を企て、種々の施設を實行したが、なほその[illegible]軍艦各奉行及び大小目附等を軍制掛となしてその調査を命じた。二年六月軍制掛より歩、騎、砲三兵の制を設けて洋式の編成法に倣はんとの請願があつたのでこれに從ひ、同十二月始めて三兵を設置し、歩兵は歩兵奉行、騎兵は騎兵奉行、砲兵は大砲組之頭（後、砲兵頭）[illegible]これを率ゐ、而して陸軍奉行がこれらを統轄した。最初の奉行は講武所奉行大關[illegible]、ついで[illegible]淺野氏祐等を經て慶應三年十月竹中重固再任し、翌明治元年二月免官となり、ついで廢止された。（大森）

リククンフクセイ　陸軍服制　陸軍の服制は正裝、禮裝、通常禮裝、軍裝、略裝の五種[illegible]軍樂部下士官兵は、禮裝及び通常禮裝を缺き、自餘の下士官兵は軍裝及び略裝のみとする。正裝及び禮裝は正衣袴正帽及びこれに相應する[illegible]帽及びこれに相應する裝具を附け、各兵科、各部、階級、將校はそれぞれ定色、將校[illegible]等に用ひ、禮裝は宮中若しくは皇族の晩餐に陪するとき、任官補職の命令拜受のため參内する時、[illegible]

一七七

禮式の時、[illegible]の時、一般通常服着用の時、に用ひ、軍装は[illegible]及び[illegible]ある儀禮の時、軍旗親授に關する時、[illegible]、宿營式、入營式、または[illegible]式の時等に用ひ、略裝は右の場合に該當せざる場合に用ひる。（松下）

リクグンブンカン　陸軍文官　陸軍に於て公務に服する文官をいふ。普通文官、教官、技術官、法官、監獄官及び通譯官に分け、一般文官と同じく勅任官、奏任官、判任官、待任官に類別する。陸軍大臣、陸軍次官は現役武官であつても在職中は官制上文官である。また教授、教官、審判官も文官である。（松下）

リクグンヘイ　陸軍兵　陸軍上等兵、一等兵及び二等兵の階級にあるものをいふ。[illegible]次表の如し。昭和六年十一月十日現在に於て縫工卒、靴工卒たるものは、その技術徴を終へるまで現に有する階級の儘、縫工卒たることになつてゐる。→兵卒・階級（松下）

	各兵科兵	各部兵	[illegible]
上等兵	陸軍歩兵上等兵 / 陸軍騎兵上等兵 / 陸軍砲兵上等兵 / 陸軍工兵上等兵 / [illegible] / [illegible]	[illegible]	[illegible]
一等兵	陸軍歩兵一等兵 / 陸軍騎兵一等兵 / 陸軍砲兵一等兵 / 陸軍工兵一等兵 / [illegible] / [illegible]	[illegible]	[illegible]
二等兵	陸軍歩兵二等兵 / 陸軍騎兵二等兵 / 陸軍砲兵二等兵 / 陸軍工兵二等兵 / [illegible] / [illegible]	[illegible]	[illegible]

[illegible]

リクグンリョーマツショー　陸軍糧秣廠　陸軍糧秣廠は陸軍糧秣品の調辨、製造、貯藏及び補給を掌り、且つ糧秣に關する試驗を行ふところであつて、本廠（東京）及び支廠（大阪、宇品）より成り、本廠長は陸軍大臣に隷する。本廠は明治[illegible]年[illegible]月十[illegible]日に創設されたものである。（松下）

リクグンレイシキ　陸軍禮式　陸軍軍人、軍隊の敬禮及び陸軍の儀式を定めたる軍令である。軍人と稱するは、陸軍の軍服を着用したる將校、同相當官、准士官、下士官及び兵をいふ。儀式には[illegible]、[illegible]、[illegible]式、觀兵式、禮砲式、軍旗迎送式の六種がある。（松下）

カイグン [illegible]海上面より國家を防護する軍備をいふ。現代[illegible]に建造せられたる艦船と、特に訓練せられたる軍隊とを基本兵力とし、これに關係ある特殊の陸上の設備とを以て、組織編成せられてゐる。【任務】戰時にあつては敵の海上兵力を[illegible]して海上權を[illegible]し、一にはわが[illegible]二にはわが[illegible]航路を確保し、三には敵の海面を封鎖する。また或は我が陸軍の輸送揚陸を援護し、或は[illegible]むるにある。平時にあつては海賊に對する海上の治安、海難に對する海上の保安等、海上[illegible]外交の後援をなし、軍艦の外國派遣による國交の親善と國威の發揚に任じ、また水路の測[illegible]に資する。【構成】現代の海軍は軍事的には[illegible]隊は軍艦その他の海軍艦船をいひ、これを代表する[illegible]海上部隊活動の策源をなすものである。次に[illegible]補給を行ふものである。イギリス、アメリカその他責任政府の國に於ては、主權の下に海軍の首長たる海軍大臣が軍政、軍令を一元的に[illegible]し、軍政機關の首部を海軍省といひ、これに長として海軍大臣を置き、軍令機關の首部を[illegible]置き、いづれも天皇に直隸して獨立の權能を有し、[illegible]法令に從ひ區處を分つてそれぞれ行政と技術とを二元的に分掌してゐる。これを[illegible]しくは鎮守府等の長は軍政に關しては海軍大臣の區處を受け、軍令に關しては海軍軍令部[illegible]世界に於ける海軍の起原は明かでないが、地中海[illegible]時代に於て、既に海戰の用に供する目的を以て軍艦が建造せられ、[illegible]なる訓練が行はれ、ついでローマ時代に於ては[illegible]せる二段櫂、三段櫂の軍艦が製造せられ、[illegible]海戰が行はれた。また北海方面のイギリスに於ては、九世紀の後半、アルフレッド大王がデンマーク人の侵襲を防ぐため、治下の船舶を[illegible]し、且つ[illegible]港を設置したのを以てイギリス海軍の起原と[illegible]係及び政策上の理由により、海軍の創設は西洋に比して甚だ遲く、初めて海軍を設けたのは[illegible]とに屬する。支那はその歴史の古くして國內攻戰の多かつたに拘らず、海防に關する施設は[illegible]年を通じて殆ど無防禦のままに放置せられたがため、一たび倭寇の侵掠を受くるや瀕海より安南に至るまで全國海岸を舉げて忽ちその蹂躪するところとなつたのである。またわが國にあつては神武天皇[illegible]を率ゐて東征せら[illegible]發大いに整備したが、天智天皇の御代、三韓[illegible]の如きは、海上にむかへ撃つべき一隻の兵船すらなき有樣であつた。ついで足利時代から[illegible]は、その勢ひ猖獗を極めたが、素より烏合の海賊團であつて國防のために備へた海軍ではない。[illegible]なるものも、ただ單に普通の船舶に陸戰の軍[illegible]これに反し當時朝鮮に於ては、多年倭寇の劫掠に懲[illegible]らしめ、海軍としては我國よりも一日の長があつた。これわが水軍が遂に志を得なかつた[illegible]艦の建造禁止と相俟つて我國の海防施設は全くその跡を絶ち、幕府及び諸藩の船奉行なるものは、[illegible]の任に當る軍艦もなく、一八五三年（嘉永六年）アメリカ艦隊の浦賀來航を見るに至つたのである。【我國海軍の創設】十八世紀に入[illegible]るに及び、德川幕府に於ても漸く海防の必要を[illegible]內に於ける大船建造の禁令を解き、沿海諸藩に軍艦の建造を獎勵すると同時に軍艦購入を[illegible]ミヤ戰爭中で、軍艦の賣買不可能なりしため、オランダ政府は一八五五年（安政二年）自國軍艦スムービング（長さ二十九間、幅六間、[illegible]最初の汽走軍艦である。然るに我國人中これが操縱運轉の術を知る者なきため、オランダの忠告に基づき長崎に初めて海軍傳習所を設け、[illegible]から選拔せる生徒に對し海軍諸術科を修得せしめることとなつた。後年我國海軍の建設者[illegible]等はこの時の傳習生である。かくて我國人の海軍技能は大いに進み、一八六〇年（萬延元年）には邦人のみの手によつて軍艦咸臨丸をアメリカのサンフランシスコに回航せしむるに至つた。[illegible]に依頼し、或は外國の軍艦を購入し、また軍港を横須賀に開き、造船所及び修理工場を東[illegible]軍操練所を東京に移す等、鋭意熱心海軍の整[illegible]た艦船は、軍艦九隻、汽船二十五隻に達し、この外、沿海の諸藩また各自の海軍を有したのである。然るに幕府の海軍總督たりし榎本[illegible]

艦船八隻を率ゐて函館に走り、官軍に抗したが、屢々暴風に遭つて艦船の破損するもの多く、戦また利あらずして軍艦のすべてを失ひ、遂に官軍に降服するに至つた。この戦争のため[illegible]我國海軍の發達に一大飛躍を來したのである。【我が國海軍の發達】幕府倒れて明治新政府成るに及び、幕府の艦船及び諸藩の艦船を中央政府に收めて[illegible]の海軍を統一し、軍防事務局（のち兵部省と改む）を置いて海陸[illegible]して[illegible]海軍省が設けられた。その時に於けるわが海軍は、軍艦十[illegible]隻、運送船[illegible]で、その總排水量約一萬四千噸に過ぎなかつた。これよりさき明治三年兵部省に於ては、軍艦二百隻、[illegible]を二十年間に[illegible]し、[illegible]毎年十隻づつを補助する海軍大擴張案を立ててこれを政府に建議し、ついで明治六年には[illegible]を改め十八年間に、甲鐵艦二十六隻、大艦十四隻、木艦三十二隻、小艦十六隻その他[illegible]を[illegible]へて合計百四隻となしたが、いづれも財政の關係上實施するに至らなかつた。とはいへ、[illegible]足る。かかる間にわが海軍は専ら範をイギリス海軍にとつて、海陸に於ける諸施設の充備につとめ、[illegible]軍艦二隻（[illegible]）の建造に着手し、同[illegible]、同十七年、これを横須賀に移して横須賀鎮守府と改稱し、同十九年には、呉及び佐世保鎮守府を設置し、同二十三年には新たに軍艦旗を制定し、またこの間に多數の軍艦を外國に於て建造し、或は外國から購入し、わが海軍の基礎は漸く確立するに至つた。しかして[illegible]あり、同九年には萩の變あり、同十年には西南の役あり、また對外的には[illegible]討の舉あり、同八年には朝鮮江華島事件あり、同十[illegible]年[illegible]。これら内外の[illegible]に際し、わが海軍は事毎に軍事的に作動して機宜の對策を誤らず、大いにその威力を發揚することを得た。かくて明治二十七年日清戰爭[illegible]に於けるわが國海軍の勢力は木艦及び小軍艦までも加へて二十八隻五萬七千六百噸であつた。しかしてこの戰爭に於て、わが海軍は一隻の軍艦をも失ふことなく、敵の軍艦一萬六千餘噸を捕獲し、大いにわが海軍力の増加を來したのである。日清戰爭[illegible]、いたくわが國民の[illegible]し、[illegible]として

て海陸軍備の大擴張を行ふこととなり、海軍に於ては[illegible]を以て、戰艦六隻、一等巡洋艦六隻を基準とする一大艦隊を建造することとなつた。然るに當時わが國の造船技術は未だ歐米に及ばなかつたため、これ等艦艇の[illegible]に[illegible]造を依頼したが、明治三十六年を以て全部の竣成を告げ、[illegible]に至つたのである。その時に於けるわが海軍の勢力は、戰艦六隻、裝甲巡洋艦八隻、快速巡洋艦四隻、その他の軍艦二十隻、[illegible]餘隻、これが總排水量二十七萬餘噸であつた。この戰爭に於ても、わが海軍はロシヤの全海軍を旅順口及び日本海に完全に殲滅し、捕獲艦艇はわが喪失艦艇より[illegible]またもや戰爭のため頗る[illegible]りを増加するに至つた。支那海軍及びロシヤ海軍を[illegible]し、[illegible]海上權を[illegible]したるわが海軍は、[illegible]アメリカ海軍と[illegible]するの勢ひを[illegible]し、[illegible]に擴張また擴張と競ひの[illegible]止するところを[illegible]。しかも[illegible]爭による財界の好況に惠まれて、わが海軍は多年の[illegible]つた八八艦隊の計畫を實施するに至り、[illegible]（一九三一）に於ける我が海軍勢力は、その排水量

第一表

艦種＼國別	英	米	日	佛	伊	備考
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

一、本表の數は[illegible]

二、大巡洋艦とは口徑六・一吋以上の備砲を有する巡洋艦をいふ

三、本協定の有效期限は一九三六年とす

第二表

	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	備考
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

一、本表は[illegible]

二、本表は艦齢に關係なく既成艦全部につき統計す

三、日英米の主力艦はロンドン條約[illegible]に減少す

四、米國航空母艦中には[illegible]を含む

第三表

	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

一、[illegible]

二、[illegible]

三、本表の外[illegible]

四、本表は[illegible]

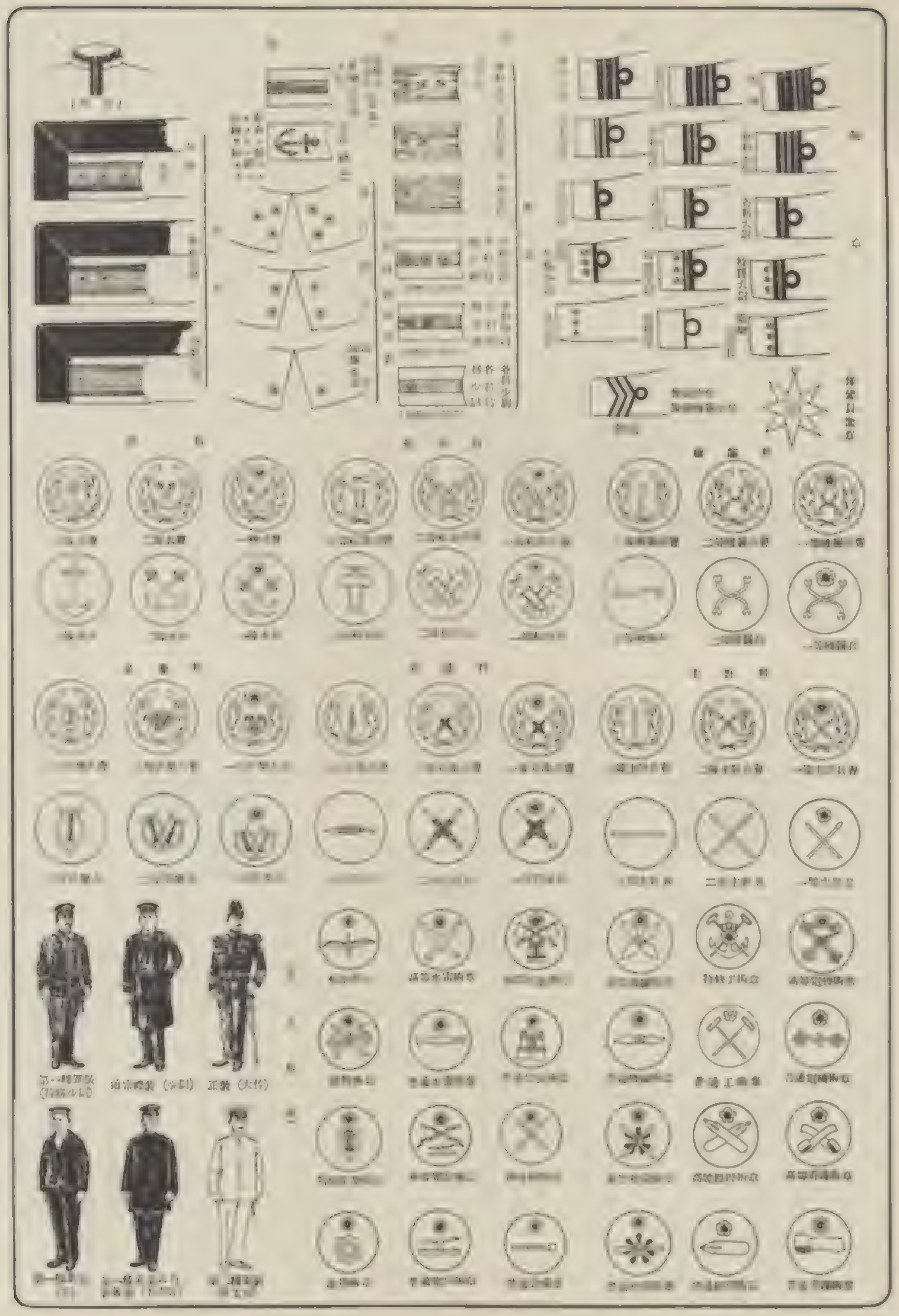

正装（大佐）

實に宿敵を撃破すべく、大正十年、ワシントン會議に於てすらも、英、米に次ぐ[illegible]第三位を占めたのである。これより先、日露戰爭以來、わが國の[illegible]は長足の進歩を遂げ、最早歐米諸國に比して何等の遜色なきに至り、明治四十四年、[illegible]の建造をイギリスに依頼したのを最後として、すべての艦艇を内地に於て建造することとなり、大正九年には[illegible]艦隊計畫を[illegible]し、ここに[illegible]に至つた。かくてこの[illegible]を防止するため、一九二二年（大正十一年）のワシントン條約及び一九三〇年（昭和五年）のロンドン條約により、[illegible]英、米、日、佛、伊の五國間に[illegible]比率に關して第一表の如く[illegible]。右は一九三六年（昭和十一年）十二月三十一日に[illegible]らぬのである。而して五大海軍國の現有兵力は第二表の如くであり、[illegible]表の如くである。（水野）

カイグンカヤクショー　海軍火薬廠　火薬[illegible]

カイグンカンセイホンブ　海軍艦政本部　海軍艦艇の[illegible]海軍省内にありて總務部、第一部乃至第五部に分れ、[illegible]

てゐる。なほ技術會議を置き、重要なる事項を[illegible]してゐる。（[illegible]）

カイグンギジュツケンキュージョ　海軍技術研究所　海軍技術に關する[illegible]

カイグンギシュヨーセイジョ　海軍技手養成所　[illegible]なる造船造機、及び造兵に關する學術技能を教へる。[illegible]二十歳以上の者より選抜し、試驗は中學校第[illegible]

カイグンキショー　海軍旗章　海軍旗章令により定められた旗章の制式。天皇旗は天皇[illegible]する。皇太子その他の皇族旗は公式の場合のほか掲揚しない。海軍大臣旗は大臣が公務を[illegible]令長官及び司令官たる將官坐乘の軍艦に掲げ、陸上にあつては司令長官または司令官の官邸の旗竿に掲揚する。代[illegible]逐隊、潜水隊、または掃海隊の司令の旗章である。[illegible]て日沒これを降下し、航海中は晝夜の別なく掲揚するを例とする。艦首旗は艦艇碇泊中艦首の旗竿に[illegible]

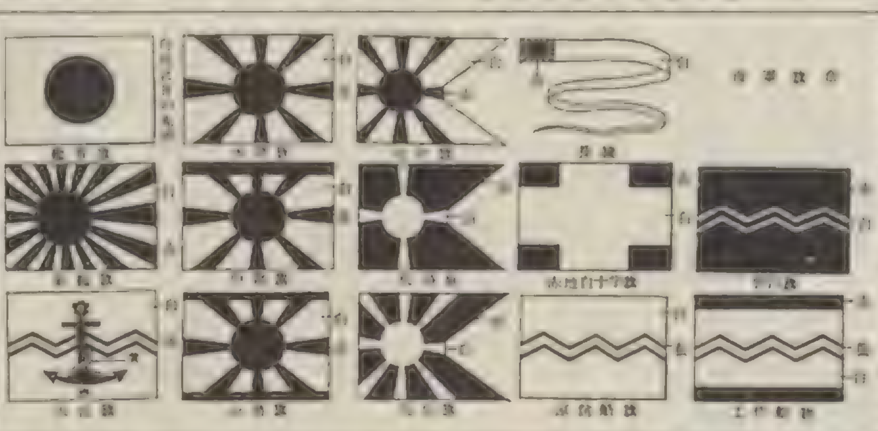

[illegible]みである。また帝國海軍の艦艇と外國の艦艇が同所に碇泊してゐる場合、祝祭日等に於ては相互に滿艦飾を行ひ敬意を表するのが例である。（大セ）

カイグンキネンビ　海軍記念日　日露戰役に於ける戰勝の偉蹟を永久に國民の記憶に留めんがため、海戰中最も重要なる日本海海戰の第一日を[illegible]五月二十七日を以て海軍記念日と定められ、爾來毎年行はれてゐる。またアメリカでも海軍建設の功勞者故大統領ルーズヴェルトの誕生日十月二十七日を海軍記念日と定め、國民に軍事知識と海軍の重責を知らしめ、愛國心を鼓吹すべく、一九二二年來實施してゐる。（大セ）

カイグンキュージツ　海軍休日　[illegible]の建造を國際協定により一定期間休止すること。[illegible]引したが、ドイツの斃れるところとならず。遂にこの競爭は世界大戰に於て兩國が干戈に見える一因となつた。然るに大戰に於てドイ[illegible]本もまた戰艦八隻巡洋戰艦八隻のいはゆる八々艦隊の[illegible]せんとしその底止する所を知らず、これに伴ふ建艦費及び維持費は膨脹を極め、我國に於てすら、海軍費は歳出の三分の一、約五億圓に達し、益々増大の傾向を見た。而してこのままに放置するに於ては、軍備競[illegible]大戰の禍を[illegible]とも限らなくなつた。かか[illegible]就任したるアメリカ大統領ハーディングは、[illegible]ず、それには國際的協定を第一義と考へ、[illegible]

として[illegible]休日に[illegible]する[illegible]國に提唱した。列國もまた[illegible]に苦しめる折とて直にこれに賛同し、一九二一年一月[illegible]會議が開かれた。さうして建造中または計畫中の主力艦及び、老朽艦を廢棄し、[illegible]を定め、[illegible]を見るに至つた。その[illegible]永く終らんとしたので、ロンドン條約によつて、更に五箇年を[illegible]し一九三六年までを建艦休日と定めた。（川[illegible]）

カイグンキョーイク　海軍教育　艦團隊及び學校に於て行ふ軍隊教育。海軍に於ける教育は、士官教育、特務士官教育、准士官教育[illegible]教育に區別し、これに[illegible]技[illegible]教育[illegible]を施してゐる。[illegible]及び學校に於て基礎教育を施し、更に各部隊[illegible]學校に[illegible]專門的[illegible]を修めしめ、最後に戰鬪能力發揮に必要なる艦上の教育訓練を行使してゐる。

（一）下士官兵教育　海兵團教育、練習生教育、[illegible]艦上教育に大別する。（イ）海兵團教育。志願兵及は徴兵として海兵團に入團した[illegible]に對し、軍隊教育の[illegible]教育を施すをいふ。→海兵團　（ロ）練習生教育　[illegible]を有する[illegible]には、[illegible]上は[illegible]、[illegible]に對しては、[illegible]學校に於て長期間特種の技能教育を施し、所謂練習生教育と稱して、海軍下級幹部を養成してゐる。卽ち特[illegible]たるべき[illegible]の教育を施すところは、海[illegible]學校、水雷學校、潜水學校、工機學校、經理學校、運用術練習艦、航空隊、海兵團及び海軍病院等にして、練習生の種類は次の如[illegible]（同右）、[illegible]科及び高等科[illegible]練習生（同右）。普通科及び高等科電信術練習生（同右）。普通科及び整備術練習生（水兵及び機關兵より採用）。[illegible]採用）。普通科及び高等科電機術練習生（同右）。普通科及び高等科看護術練習生（看護兵より[illegible]）[illegible]科經理術練習生は各兵種より採用）。工術練習生、[illegible]（同右[illegible]）[illegible]練習生（航空兵及び各兵種より採用）。特修科軍樂術練習生（軍樂兵より採用）。掌[illegible]術練習生（主計兵よ[illegible]、一等兵及び[illegible]資格を有する三等兵より選拔し、修業期間は六箇月―九箇月にして、教程卒業者はこれを特修兵と稱し、電信兵は海兵團教育を經て通信學校に入り、約一[illegible]の教育を受け、航空兵としての入團者は航空隊に入り、豫科練習生として約[illegible]の[illegible]教育を受ける。高等科練習生は普通科練習生の教程卒業後、一年以上の海上勤務を經たる下士官及び一等兵より[illegible]し、修業期間は六箇月―九箇月にして、なほ[illegible]に優秀し[illegible]に配置され、また[illegible]を修了したる下士官兵の服裝には所[illegible]の外、特技章を左腕に著けることになつてゐる。

（ハ）艦上教育　海軍艦船に於ける[illegible]教育及び訓育は、實施の手段方法に多少異なるところあるも、その目的に至つては海兵團及び學校等と同一である。海兵團に於ける技能教育は[illegible]であり、學校教育は專門的にしていづれも各自の固有配置はないが、艦船に於ては[illegible]れてゐる。これ艦船にとり最も重要なる戰鬪の場合に於ける各自の任務にして、平素の教育訓練及び諸作業は殆ど總てこれを基準として行使せられるものである。技能教育は特定の配置に從ひ、その任務を完全に遂行すべき[illegible]な[illegible]艦船に於ては、[illegible]種々の教練が行はれ、常に實力の向上を圖つてゐる。[illegible]航海及び諸作業には、出入港、投錨、[illegible]教練等がある。（二）[illegible]には、[illegible]學校、[illegible]學校及び[illegible]學校に入校せしめ、約一箇年[illegible]士官として必要なる教育を施してゐる。（三）士官教育　海軍兵學校、機關學校、經理學校に於ける海軍生徒は、各三年八箇月の教程を經て各[illegible]練習艦隊及び艦隊に於て各八箇月間の實務練習と、兵科は[illegible]學校、水雷學校、通信學校及び[illegible]に於ける[illegible]を經て各科少尉に任官、士官としての實務に從事し、[illegible]究する。（四）學校教育　徳川幕府時代には、未だ海軍の[illegible]その教育は[illegible]に於て[illegible]これを行つてゐたが、[illegible]めに當り海軍創立の議起り、またオランダ政府は[illegible]を[illegible]、安政二年オランダ[illegible]ームビング」を幕府に贈呈した。幕府はこれを[illegible]と命名し、[illegible]砲術、運用、操練、造船、測量、機關及び數學等を教へしめたが、[illegible]なる[illegible]武揚、中牟田倉之助は當時の傳習生であつた。これより先、[illegible]傳習の起源である。安政四年には江戸築地に[illegible]り購入の軍艦を以て、江戸及び長崎に於ける[illegible]崎の必要なきに至りたるを以て、安政六年長[illegible]を[illegible]、文久元年（一八六一年）[illegible]はイギリス式を採用し、明治二年海軍操練所を東京築地に設け、翌三年海軍兵學寮と改め、同九年海軍兵學校と改稱、江田島に移し、尋いで兵科將校の養成に努め、また從來兵學校に[illegible]せし海軍機關學校を同十四年横須賀に設け、同十九年[illegible]を經て、現今に於ける[illegible]を見るに至つた。卽ち最高學府の海軍大學校、士官を養成する海軍兵學校、機關學校、經理學校の外、[illegible]の教育を施す海軍砲術學校、水雷學校、通信學校、潜水學校、工機學校、軍醫學校等があつて、その概要は次の通りである。

【海軍大學校】[illegible]り、海軍士官に高等學術を教へ且つ專門的[illegible]及び同大尉より、機關學生は機關大尉及び同[illegible]

生は專門の學科を研究せしむるため各科士官より[illegible]に一年より[illegible]【[illegible]】[illegible]學校は廣島縣江田島にある。もと海軍操練所と稱し、明治二年に東京築地に創設せられ、翌三年海軍兵學寮と改稱、同九年更に海軍兵學校と改められ、同二十一年いまの江田島に移轉した。修業期間は三年八箇月。生徒の外、兵科及び[illegible]に海軍少尉候補生となり、實務練習のため練習艦隊に配乘せられ、約九箇月間遠洋航海に從事し、更に海軍砲術學校、同水雷學校及び海[illegible]した後、海軍少尉に任官される。なほ海軍兵[illegible]【[illegible]】[illegible]將校となるべき生徒を養成する所。學校は京[illegible]軍機關兵曹長に對し、將來機關科特務士官に必要なる教育を施してゐる。生徒は年齡十六[illegible]の人員を檢査の上採用する。修業期間及び生徒志[illegible]【[illegible]】[illegible]養成する所。學校は東京築地にありて、生徒[illegible]官兵に對し必要なる教育を施し、且つ會計經理の研究及び調査等を行つてゐる。生徒は年齡十六年以上二十[illegible]年以下の志願者より檢査の上、毎年兩度の人員を採用する。その他生徒の修業期間、志願者心得等はほぼ海軍兵學校と同一である。同校の學生は[illegible]學校と同じ[illegible]

學生の[illegible]、その[illegible]は八箇月乃至[illegible]【海軍砲術學校】砲術を教へ且つその[illegible]力の主要素たる攻擊力に於て、最も重きをなしてゐるものは火砲である。最新知識を集中せる現代海軍に於ける砲術教育は、海軍兵學校、海兵團及び艦船の教育のみにては未だ十分でない。[illegible]てゐる。本校は橫須賀軍港稻ケ浦にあつて、その修學する海軍兵科准士官以上を海軍砲術學校學生、海軍下士官兵を海軍砲術學校練習[illegible]專攻科の四科に、練習生は普通科及び高等科砲術練習生、測的術練習生の三種に區別する。右のほか高等商船學校生徒及び海軍豫備員に對し、約六箇月間必要なる教育を施してをる。[illegible]し砲術の講習を施してる。【海軍水雷學校】[illegible]特務士官及び准士官を海軍水雷學校學生といひ、[illegible]等科、普通科、特修科、專攻科の四種に、練[illegible]【[illegible]】[illegible]に組成つて、海軍戰鬪力に於ける四大要素の一にして、確實迅速なる通信力の活用は、作戰上最も重視せらるべき事項である。本學校は[illegible]官、准士官及び下士官兵に對し必要なる通信術を教授する。本校で修得する兵科准士官以上を[illegible]と稱し、學生は[illegible]、本[illegible]必要なる通信術を授け、また臨時講習科を設けて准士官以上及び下士官兵に必要なる通信術を教へてゐる。【海軍潛水學校】潛水艦に[illegible]士官、下士官兵に[illegible]及び學術を教へ、且つその研究調査を行つてゐる。[illegible]潛水學校學生、下士官兵を海軍潛水學校練習[illegible]、乙[illegible]學生、特修科學生、專攻科學生の五種に分けて三箇月乃至一箇年間修習せしめ、練習生は[illegible]【[illegible]】[illegible]且つその[illegible]を行つてゐる。[illegible]修科學生、專攻科學生の三種に、練習生は普通科及び高等科、機關術練習生、普通科及び[illegible]工術練習生、[illegible]術練習生の七種に分ち、修[illegible]海軍豫備員に對して必要なる學術を授け、また臨時講習科を設けて准士官以上、或は下士官兵に[illegible]【[illegible]學校】[illegible]學術を教へる所。學校は東京築地にあり、軍[illegible]なる教育を施してゐる。本校に於て修學する准士官以上を海軍軍醫學校學生と稱し、普通科學生、[illegible]である。なほ海軍に必要なる醫學の研究及び衞[illegible]るため一般患者の診療を施してゐる。（大七）

カイグンキョーカイ　海軍協會　海軍知識[illegible]ある財團法人で、本部を東京に、支部を内外重要の地に置き、海軍當局とは直接の關係はないが、[illegible]てゐる。（大七）

カイグンク　海軍區　海軍行政上の區劃。我國の海岸及び海面を左の如く三海軍區に分ち、[illegible]【第一海軍區】橫須賀鎭守府　東京府、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、神奈川、靜岡、愛知、[illegible]【[illegible]】[illegible]府、和歌山、兵庫、岡山、廣島、山口、島根、鳥取、福井、石川、富山、新潟、山形、秋田、[illegible]諸縣の海岸海面並に福岡縣遠賀宗像郡界より[illegible]【[illegible]】[illegible]府　第二海軍區に屬するものを除きたる福岡縣の海岸海面並に佐賀、長崎、熊本、鹿兒島、

沖縄、臺灣及び朝鮮の海岸海面。（大宅）

カイグンヨーツーシンショ 海軍用通信所 海軍通信連絡を掌る所。作戦上に必要を[illegible]これを[illegible]、その[illegible]任の地名または第一、第二等の名を冠する。海軍軍用通信所は、海軍軍用電信所、海軍軍用[illegible]。[illegible]として[illegible]電信に關することを、後者は軍事郵便に關することを[illegible]であり、[illegible]またはその[illegible]に關する[illegible]務に從事する。（[illegible]）

カイグングンレイブ 海軍軍令部 海軍に關する[illegible]を掌る[illegible]。軍令部長は[illegible]にして天皇に直隷し、[illegible]防用兵に關することに参畫し、親裁の後これを海軍大臣に移すものである。また在外[illegible]大公使館[illegible]海軍武官は軍令部長に隸屬する。部内には次長、副官の外、参謀を置いて出師及び作戦の計畫、艦船の配備並に艦隊の編制、[illegible]、通信、諜報、[illegible]等[illegible]諜報等に關することを掌らしめ、海軍省と關係を有する事項に[illegible]これを實施する。（大宅）

カイグンケイホー 海軍刑法 海軍軍人及びこれに準ずる者に適用する刑法。本法にて海軍軍人と稱するは、海軍高等武官、[illegible]、准士官、下士官及び兵であつて、現役にある者[illegible]。[illegible]

カイグンコークーホンブ 海軍航空本部 [illegible]に關する一般事項を掌る中央[illegible]。[illegible]本部[illegible]に[illegible]って、總務部、教育部、技術部の三部に分ち、總務部は航空機、航空兵器の設備及び艦船の航空機搭載設備、航空兵器工場に關する事項。教育部は航空術の教育[illegible]に教育資料[illegible]材料に關する事項。技術部は航空兵器の計畫、航空兵器及び材料の檢査、研究等を掌る所にして、職員には本部長、部長、[illegible]。[illegible]年四月公布せられたるものである。（[illegible]）

カイグンコーサクチョー 海軍工作廳 海軍工廠、[illegible]、[illegible]工作部、[illegible]に海軍艦政本部及び海軍航空本部に屬する製[illegible]の[illegible]、海軍工作[illegible]の工事に從役する職工は、[illegible]、[illegible]職工の二種である。（大宅）

カイグンコーショー 海軍工廠 艦船、兵器、[illegible]の製造、修理及び[illegible]を掌る所。[illegible]兵器の製造、修理及び[illegible]、並に兵器の購買、[illegible]等に關する事項を[illegible]。[illegible]

カイグンコンキョチ 海軍根據地 [illegible]補給等の便を得るための策源地である。故に[illegible]防禦交通その他補給に便なる地點の選定を必要とする。（大宅）

カイグンシャクド 海軍尺度 Naval Yard [illegible]の戦闘力を比較する[illegible]。海軍制限に際して、各國の軍艦の戦闘力を比較する[illegible]

[illegible]の[illegible]及び速力による。これ等の三者は互に相[illegible]すれば戦闘力が評價し得るといふ趣旨による。例へば[illegible]を大にすれば[illegible]、力を増大すれば備砲を多く搭載し得ず、[illegible]しこの方法が完全でないことは、備砲口徑の相異、艦齢の老若、航續力の大小その他の諸[illegible]新設の艦船とでは如何に同噸數でも、これを一對一とは見做し得ない。故にかかる諸要素を[illegible]した[illegible]なる尺度を得ることは技術[illegible]な各種の[illegible]に[illegible]つて、實際上、[illegible]實行の[illegible]となる[illegible]である。[illegible]も、實際上よりも、[illegible]尺度を決定することが、現在の海軍制限に殘された問題である。（川島）

カイグンショー 海軍省 内閣の一省。海軍省は海軍大臣を長とし、海軍一般の行政事務を[illegible]る最高機關である。省内には海軍次官、副官の外、[illegible]、人事局、教育局、[illegible]局、法務局、建築局の八局に分ち、各局には局長を、[illegible]。明治維新當時に於ける我が海軍は、海陸軍務[illegible]、[illegible]に屬し、[illegible]二年[illegible]兵部省の所管に移り、同五年二月海軍省の設置と共に海軍卿をその長とし、太政官の[illegible]に[illegible]することになつたが、同十八年十二月、[illegible]を改めて新たに海軍大臣を置き、[illegible]の沿革を經て現代の官制となつた。（大宅）

カイグンシンゴー 海軍信號 通信連絡に用ひるもの。海軍に於ける通信は、[illegible]その[illegible]形象、燈火等による視覺信號と、號砲、汽笛等を使用する聽覺信號に大別するが、艦船にては、これを艦内用及び艦外用に區別してある。艦内用としては、メガフォン、傳聲管、[illegible]電話等がある。メガフォンは喇叭形のもので[illegible]上にも使用する。傳聲管は[illegible]と[illegible]、[illegible]給する六糎乃至一〇糎位の細管にして、メガフォンと同じく肉聲をそのまま傳へるものである。[illegible]その他[illegible]として[illegible]の[illegible]通信装置がある。艦船と艦船及び陸上との間に使用する艦外通信としては、手旗、信號旗、信號燈、信號用探照燈、無線電信、電話及び汽笛、汽角、號砲、號火、火箭等があつて、手旗及び信號旗は晝間用、信號燈は夜間用であり、[illegible]、無線電信、電話その他は晝夜[illegible]用である。信號燈及び探照燈等を以てする信號は、モールス符號を燈火の點滅により表示する方法で、汽笛、汽角、號砲、號火、火箭は海上[illegible]、霧中航行その他[illegible]、呼集等に使用する。また信號[illegible]を以てする信號には、萬國信號旗と海軍信號書とを併用するもので、信號書には信號旗一旒乃至數旒の各種の排列に對し、これに相當する意味が記載されてある。例へば、旗艦から部下の艦船に對し「直ちに[illegible]をなせ」と信號しようと思へば、信號書にてこれに該當する信號旗の[illegible]を[illegible]し、他の艦船ではこれを信號書に對照してその意味を諒知するのである。トラファルガーの海戰に於て、イギリスの名將ネルソンがその旗艦に掲げた

England expects that every man will do his duty の信號及び一九〇五年五月二十七日の日本海海戰に際し[illegible]旗艦三笠の檣頭に掲げられた「皇國の興廢この一戰にあり、各員一層奮勵努力せよ」との信號なども、この方法によつたものである。無線電信は、一九〇二年我が海軍に採用以來、逐次各種の通信に使用してゐるが、日本海海戰の直前、哨艦信濃丸が傳へた「敵艦見ゆ」との[illegible]である。（[illegible]）

カイグンセイゲンジョーヤク 海軍制限條約 [illegible]國海軍軍備を國際的に制限したのは決して新しいことではなく、嚴格な意味に於て一八一七年のグレート・レーキに關する英米の協定、クリミヤ戰爭後の黑海に於ける諸國艦船制限條約等も擧げらるべきである。また世界大戰の對獨講和條約もその制限を規律してゐるが、最も典型的なものはワシントン及びロンドン兩海軍條約である。【ヴェルサイユ條約】[illegible]艦船制限を片務的に強制し、戰艦（ドイッチランドまたはロートリンゲン型）六隻、[illegible]六隻、驅逐艦十二隻、水雷艇十二隻とし、かつ潛水艦の保有を禁止し、海軍人員を一萬五千に制限してゐる。【ワシントン條約】大戰後各海軍國間に建艦競爭が激しくなつたので、アメリカの主唱により一九二一年十一月ワシントンに於て日英米佛伊の主要海軍國間に海軍軍備制限會議が開かれ、各國代表の熱心なる努力によつて翌年二月條約の成立を見た。條約の焦點は主力艦（戰艦及び巡洋戰艦）の縮小制限にして、單艦の排水量を三萬五千噸備砲口徑を一六吋に最大限界を定め、各國の保有量は、英ー二十隻、米ー十八隻各各五二・五萬噸、日ー十隻、三一・五萬噸、佛伊各ヽ一七・五萬噸に制限して、所謂五、五、三、一・七五の比率主義に成功し、既成主力艦四十五隻並に數多の建造中の巨艦を世界の海上から葬り去つた。次に航空母艦の艦型を[illegible]萬噸に制限し、英米各ヽ[illegible]、日ー[illegible]萬噸、佛伊各ヽ小六萬噸に定め、かつ補助艦の最大排水量を一萬噸、備砲口徑を八吋とした。この[illegible]に補助艦の保有[illegible]主力艦の縮小制限に成功したのであるから、何といつても劃時代的の大業たるの價値を失はない。[illegible]に太平洋に於ける[illegible]の要塞及び海軍根據地の增大を防止し、かつ軍縮の第一義たる安全保障として四國條約を同時に締結してゐるから、軍備制限條約としては[illegible]最も成功したものと見做される。[illegible]補助艦に關する各國の[illegible]は漸く激甚化したので、一九二七年再び米國主唱の下に日英米三國會議がジュネーヴに開かれ、制限に努力したが、アメリカの大艦主義と、イギリスの小艦多數主義が根本的に相容るるところとならず、[illegible]決裂して[illegible]はしめた。【ロンドン條約】その後、英佛海軍協定は失敗し、國際聯盟の軍縮事業も遲々として進まず、ワシントン條約による代艦建造[illegible]近く迫つたので、[illegible]た各國間には制限會議の開催を促進すべき空氣が[illegible]て來た。そこで、イギリスの主唱によつて、一九三〇年一月ロンドンに於て日英米佛伊の五國會議が催され、三箇月の努力の後、實質的には佛伊の脫退による日英米三國間に補助艦制限を核心とする五年間の暫定的條約が締結された。その內容は、まづワシントン條約による主力艦の建造休日を五箇年延長して一九三六年までとし、現有隻數より日[illegible]の航空母艦も制限內に包含することと定め、[illegible]ー十五隻、一六・八萬噸、米ー十八隻、一八萬噸、日ー十二隻、一〇・〇八四萬噸、但しアメリカは一九三五年までは十五隻に制限することとし、輕巡洋艦は英ー一九・二二萬噸、米ー一四・三五萬噸、日ー一〇・〇四五萬噸、驅逐艦は英米各ヽ一五萬噸、日本は一〇・五五萬噸、その單艦は〇・一八五萬噸、備砲口[illegible]・一吋に限定した。また[illegible]〇・二萬噸、備砲口徑五・一吋以上のものを建造することを[illegible]、日[illegible]七萬噸に合附噸數を制限した。かくの如く同條約に於ては[illegible]つた[illegible]制限はここに一先づその內容を[illegible]ばである。（[illegible]）

カイグンソーサイ 海軍總裁 慶應二年、[illegible]た職名。いまの海軍大臣に相當する。十二月二十八日[illegible]任官した。[illegible]四月辭任した。（[illegible]）

カイグンソーレンジョ 海軍操練所 德川[illegible]し、兼ねて攝津警備の中心機關となつてゐた。[illegible]所は安政四年軍艦教授所を江戶築地講武所內に設置したが、文久三年四月海軍操練所のた[illegible]治元年五月開所。大阪[illegible]を[illegible]してこれに附屬せしめ、また長崎製鐵所をその所管とし[illegible]めた。明治二年政府は再び築地軍艦操練所跡に海軍操練所を設け翌三年海軍兵學寮と[illegible]

カイグンネンリョーショー 海軍燃料廠 [illegible]料廠の[illegible]である。（[illegible]）

カイグンビョーイン 海軍病院 海軍軍人軍屬及びその家族患者の診療その他衞生に關することを掌る所。各軍港の外、[illegible]は右の外、治療品の準備供給に關することを掌つてゐる。また[illegible]を教育し、前者を練習生、後者を新兵と稱し、[illegible]稱である。（[illegible]）

カイグンブカン 海軍武官 海軍將校、同相當官及び海軍准士官、海軍下士官の總稱。海軍將校、同相當官を海軍高等武官といふ。海軍武官の階級は各科毎に定まり、これを大[illegible]てある。また[illegible]兵職階と稱してゐる。また海軍武官は、特別の場合の外、ある一定の實役停年を經てその官階が昇進する。中將より大將へは特選、各

科少将三年、大、中、少佐二年、大尉四年、[illegible]、中[illegible]一年、[illegible]一年、[illegible]十[illegible]一[illegible]、[illegible]二、[illegible]八[illegible]但しこれは[illegible]に進級資格の標準で、定員の関係上これを[illegible]ることあるは[illegible]である。[illegible]上[illegible]記すれば左の通りである。（一）海軍士官[illegible]海軍将校及び同相當官をいふ。将校には兵科[illegible]、[illegible]の[illegible]。[illegible]海軍兵學校出身者、機關科將校は海軍機關學校出身者より任用し、共に少尉乃至大將の階級[illegible]科同様、單に少、中、大將と稱する。（二）[illegible]特務少尉、同中尉及び同大尉の三階級に分れ、[illegible]よりその科の少佐に任用されるものがある。[illegible]し、約一年半の教育を[illegible]に任用される。[illegible]

（イ）海軍下士官は海軍兵から任用された兵[illegible]れてゐる。職務の概要を述ぶれば、兵曹は[illegible]看護兵曹は傷病者看護、主計兵曹は會計經理及び調理等に關する事務に從事するものであ[illegible]る。（ロ）海軍兵は志願兵と徴兵とに大別されるが、その等級は各科を通じ、一等兵乃至四等兵に分れ、職務は兵種により各科兵曹とほぼ同様で、例へば水兵は兵曹と同じく、主[illegible]徴兵令及び兵役法により採用された海軍兵は、[illegible]下士[illegible]

海軍士官階級表								
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	機中將	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	機少將	[illegible]少將	[illegible]少將	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	機大佐	[illegible]大佐	計大佐	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	機中佐	[illegible]中佐	計中佐	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	機少佐	[illegible]少佐	計少佐	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	機大尉	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	機中尉	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	機少尉	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

特務士官　准士官　下士官						
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	機關兵曹	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	機關兵曹	[illegible]	[illegible]	[illegible]

[illegible]				
大佐	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
中佐	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
少佐	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大尉	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
中尉	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
少尉	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

[illegible]				
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

海軍兵階級表				
一等兵	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二等兵	海軍二等機關兵	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三等兵	海軍三等機關兵	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四等兵	海軍四等水兵	海軍四等機關兵	[illegible]	[illegible]

[illegible]

カイグンブギョー　[illegible]前藩主松前伊豆守崇廣初めて海軍總奉行に任[illegible]黒羽藩主大關肥後守忠裕をこれに任じた。役高五千石[illegible]更に海軍奉行の上に置した。翌二年八月[illegible]海軍奉行並を設け勘定奉行小栗上野介忠[illegible]とたし、同時に軍艦奉行支配組頭を海軍奉行並支配組頭と改めてこれに附屬せしめ、役料三百俵を給した。（大塚）

カイグンフクセイ　海軍服制　海軍の服装は、[illegible]常禮装と軍装、下士官兵は禮装と軍装の二種に區別せらる。（一）正装　參内拜謁の場合、[illegible]來る。（二）禮装　禮装は任官補職の辭令書を受くるため參内する時、天長節等に於ける[illegible]ぬのが例である。（三）軍装　右の外一般勤務の時に使用し、第一種軍装は黒服、第二種軍装は白服である。服制の沿革は徳川幕府の末葉、歐洲の軍事に接觸するに及び、古來[illegible]明治政府に於て軍人の服装を定むるに際し、海軍はイギリス式を採用することとなり、[illegible]

幾多の改正を經て、現今の如き服制の統一をみるに至つたのである。[illegible]

カイグンブンカン 海軍文官 海軍事務に服する文官。一般文官と同じく、[illegible]任官、判任官に區別する。海軍文官、[illegible]は現役武官であつても[illegible]である。海軍文官の主なる種類は、大臣次官の外、政務次官、參與官、[illegible]一高等官法[illegible]、海軍[illegible]技手、[illegible]で、判任官は屬、[illegible]技手等である。[illegible]

カイグンヘイエキ 海軍兵役 海軍軍務に服する義務。昭和二年改正公布せられたる兵役法により[illegible]兵の兵役は現役、豫備役及び後備兵役に區別せらる。志願兵は現役五年、豫備役四年にして、後備兵役に服せす直ちに國民兵役に服する。[illegible]により海軍兵籍に入りたる者は、五箇月にて[illegible]（砲術、水雷術、信號術、電信術、航海術、[illegible]）[illegible]掌砲術練習生、運用術練習生は二年。高等科[illegible]術練習生は四年である。なほ[illegible]の現役

は二十五歳[illegible]にして[illegible]すれども。[illegible]

カイグンホー 海軍砲 Naval guns 軍艦に搭載する砲の總稱。艦砲ともいふ。目標は軍艦や要塞等抵抗力の大きいものであるから、この[illegible]威力の大きい[illegible]で、[illegible]は四〇口徑以上五〇口徑のものである。

【主砲】[illegible]一軍艦で、[illegible]によつて各種口徑の砲を裝備してゐるが、その内、威力の最も大きいものを主砲と稱へ、他を副砲といふ。主砲の口徑は軍艦の大小によつて異なる。古來軍艦の排水量が增加するにつれ、[illegible]は[illegible]に增し、[illegible]二八吋即ち四五・七糎が採用されようとするとき、ワシントン會議（一九二一）が開かれて、主砲は一六吋（四〇・六糎）以下たるべきことに[illegible]られた。[illegible]各種の[illegible]と、その[illegible]とを表示すれば左の通りである。

			主砲口徑（吋）（例）
			一六吋（四〇・六糎以下）
			八―一〇吋（二〇・三―二五・四糎）
			六―八吋（一五―二〇・三糎）
			[illegible]
			[illegible]
			三吋（七・六糎）
			[illegible]
			三吋（七・六糎）
			二吋（七・六糎）
			三―四・七吋（七・六―一二糎）

【海軍砲の發射速度と命中率】砲の發射速度は口徑の大小、機構の良否によつて異なる。

またその命中率は距離測定機、照準機の良否、[illegible]では精神狀態が全く異なるため、その成績も一般にはいはれないが、次表はその大體を示してゐる。

[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]

[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]

[illegible]、また飛行中の安定も彈丸が大きいほどよいからである。

【海軍砲の射距離】砲の射距離は初速と仰角[illegible]とによることは[illegible]、同一[illegible]速同一仰角ならば、重い彈丸の方が遠距離に[illegible]くので、左表は海軍砲の各種寸度性能等を示してゐる。

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

【上陸砲】[illegible]は海軍の主要任務である[illegible]じて、所謂陸戰隊を上陸させ、植民地の防禦、自國民居留地の保護をせねばならないことがある。そのために軍艦に上陸砲を備へてゐる。口徑は七六耗即ち六吋で、陸軍の野砲と類似してゐる。このほか上陸用として機關銃はつ[illegible]

【高角砲】敵の航空機に備へるために高角砲を[illegible]、その口徑は[illegible]、四糎等大小區々である。（青木）

カイグンボーロー 海軍望樓 沿岸の要所に置き、その所在地名を冠稱し、所管鎮守府[illegible]

カイグンムセンデンシンショ 海軍無線電信所 專ら無線電信による通信を掌る處。[illegible]海軍[illegible]、明治三十八年[illegible]一九〇[illegible]

[illegible]線機を裝備した。これを軍艦全部に裝備するに[illegible]日、日本海々戰の當日の早曉、哨艦信濃丸が

「敵艦見ゆ」との警報を傳へたのが海戰上無線通信を實用に供した嚆矢である。爾後長足の進步をなして今日の如く世界の隅々まで通信し得るやうになつた。海軍無線電信所は軍港要港その他必要な處にあり、その所在地の名を冠稱し、准士官以上、下士官兵及び技手[illegible]されてゐる。（[illegible]）

カイグンヨビイン　[illegible]　海軍軍人[illegible]尉。同機關少尉は高等商船學校、豫備一等兵[illegible]より。また豫備三等航空兵曹は航空免状を有[illegible]で規定の航空術を修めた者で、豫備員を志願[illegible]等機關士以上の免狀を有する海軍豫備兵曹長、同豫備機關兵曹より選拔し、海軍省にて詮衡の上、級を追うて豫備少佐に昇進し、特選により豫備中佐に進級せしめらる。また高等商船學校生徒は、入校の日より海軍兵籍に編入せられ、海軍豫備生徒と稱し、その身分は海軍生徒に準ずる。海軍に於ては豫備員たるに必要な教育を施すため、海軍豫備補習生なる[illegible]級は鎭守府にあり。身分は海軍一等兵に準ず[illegible]

カイグンレイシキ　海軍禮式　海軍軍人及び艦船部隊の禮儀。海軍軍人艦船及び軍隊の[illegible]

ある。（一）軍艦の敬禮　（イ）軍艦旗に對[illegible]つた場合には准士官及び當直將校は艦橋に集まりその他の乘員は上甲板及び舷側に整列して敬禮を行ひ、衞兵隊及び番兵は捧銃し喇叭「君が代」を吹奏し、艦長の令にて祝砲（皇禮三[illegible]ふ時、[illegible]國軍艦に相遇うた時にも互に敬意を表する。[illegible]對しては、その國旗を降下して敬意を表する。[illegible]は遠洋航海等のため出入港する艦船を送迎する時、總員が舷側に整列して敬禮を表するの[illegible]艦に出入する艦長以上或は大公使等が乘艦退艦の際、舷門にて行ふものである）（二）そ[illegible]聯合艦隊を編成し海上にて施行する儀式）。[illegible]

カイグンロードークミアイレンメイ　海軍[illegible]月二十一日に結成された。當時の所屬組合は[illegible]

[illegible]

マリヤナグントー　――群島　Mariana(Ma-[illegible]　我が南洋委任統治區域の一部。〔位置、面積〕東經一四四―一四六度、北緯一四―二二度の範圍に横たはり、北から南に一列に點在し、南に至るに隨つて西南に彎曲し遂にカロリン群島に續く。主なる島は北から數へてウラカス、マウダ、アッソンソン、アグリガン、パガン、アラマガン、ググアン、サリガン、アナタハン、サイパン、チニアン、ロタ等の諸島で、ロタ島の南には北米合衆國の支配に屬するグアム島がある。島數は一四で面積は合して六三八・八九方粁に過ぎない最大島はサイパン島であるが面積は一八五方粁で佐渡島の三分の一位で、チニアン島、ロタ島がそれについでゐる。〔沿革、行政〕一五二一年マゼランの世界週航に際し發見されたもので、マゼランは土人が船具を盜み去つたのでラドローン（盜賊島）Las Islas de los Ladrones (The Islands of the Thieves) と命名した。一五六五年に至りイスパニヤ領と確認され、その後當島教化のために宣教師が派遣されたが、特にイスパニヤ王フィリップ四世

の皇后マリー・アンナは御手許金を以て教化事業を援助したので、皇后の御徳を称へたるため爾来マリアンナ諸島と呼ぶことになつた。一八九八年米西戦争の結果マリヤナ群島と共にこの群島中のグアム島を米國に與へ、敗戦後の自國の經營と財政上の困難とからドイツの提議に應じて、一八九九年六月カロリン諸島と共に二五〇〇萬ペセタ（一九六〇萬圓）を以てドイツに賣却した。然るに一九一四年（大正三年）歐洲大戰の勃發するや、我國はドイツと[illegible]我の占領する所となり、一九二一年四月（大正十年）パリーの平和條約その他の規約によつて我が委任統治地となり、南洋廳の下に統治されて、サイパン支廳が置かれ、支廳舍はサイパン島のガラパン街に設けられてゐる。【地勢、地質】マリヤナ諸島の東側には深度八〇〇〇米のマリヤナ海溝がほぼ島嶼と並行して存在し、殊にグアム島の東には九六〇〇米を越す箇所がある。從つてこの諸島はマリヤナ海溝の西に急に聳り立つた部分の僅に海面に現はれたもので、諸島の北半と南半とは地形地質に大分異なつた趣を見せてゐる。即ち北部の島々は火山島で、現にウラカス、パガン、ググアンの島々は盛んに噴煙をあげて活動を續けてをり、アッソンソン、アラマガンは極めて若い火山島で、島形も美しいコニーデを示して、噴煙の度は著しくない。またアグリガン、アナタハンの兩島は熔岩臺地から成つてゐる。これ等火山島を構成する主な岩石は玄武岩質安山岩であることは、富士火山帶と連續的であることを明示してゐる。島の高度もその面積に比して大きくアグリガン島の如きは九〇〇米に達してゐる。これに對して南方の諸島は隆起珊瑚礁から成り、殊にサイパン、チニアン、ロタは典型的のものとされてゐる。基盤は北部の諸島よりは更に古期の噴出と見られる紫蘇輝石安山岩で、同一の火山脈の連續と見ることが出來る。これ等の島には堡礁を繞らせるものがあり、母岩の現はれてラテライトと化せるものがあり、また海蝕臺地の見事に發達せるもの等興味深いものが尠なくない。【氣候】全島が熱帶圏内にあるが、周圍に海を繞らす小島であること、赤道海流に洗はれてゐること、貿易風帶にあること等によつて、著しく海洋性氣候を呈し、氣温の年變化も極めて少なく、從つて四季の變化も殆どなく、晝夜に於ける氣温の差も甚だ少ない。サイパンに於ける年平均氣温は二五・五度、最も低温を示す二月が二四・四度、高温を示す六月と十月が各々二六・二度を示す狀態である。降水量は二四一三・九粍で内地を遙に凌駕してゐるが、終日の晴天も終日の降雨も極めて稀である。概して夏季に多く冬季に少ない。所謂スコールは當地の特色で沛然として盆を覆すが如く、これが炎熱を一掃して清々しさをもたらしてくれる。夏から秋にかけて低氣壓が發生し被害を及ぼすことがある。【產業、交通】農業上先づ擧げねばならぬのは甘蔗である。南洋群島の生産物の大半は甘蔗であるが、その產額の凡そ九九％はサイパン、チニアン兩島に栽培せられ、南洋興發會社の經營にかかる大規模の製糖工場がこの兩島に設けられ、我國への移出額も多く、我國からこの島に移住せる者は同社に關係する人々の殆どで、上陸で働く小作農の栽培に從事してゐる。その他の農產物には椰子、タピオカ、バナナ、甘藷、木瓜等を擧げることが出來る。畜產に關しては牛、豚肉も豐富に生産されて我國へ送られるものが少なくない。海岸低地には椰子が繁つて食料資源を供給し、コプラも重要移出品である。畜產には牛、豚、山羊、鷄等があり、殊に牛が多く二千數百頭に達して殆ど全部が野牛である。漁業はあまり發達してゐないが、鰹、鮪、貝類等が獲られ、將來の發展を期待するものである。サイパンとチニアンには軌道が設けられてゐるが、興發會社の經營に屬し、甘蔗の運搬を目的とするが、一般交通にも利用され、各島と沿海の交通は專ら島民のカヌーによつてゐる。日本内地との交通には日本郵船會社の東廻、西廻、サイパン線の三線路があり、サイパン、チニアンには無線電信の裝置のある郵便局が設けられてゐる。【住民】昭和四年に於ける人口は一六、五九六人で、土人はチャモロとカナカで淡褐色のミクロネシヤ人に屬する。チャモロはイスパニヤ人の血を受けたもので、早く歐洲文明を取入れ、上流のものは歐風の文化生活を營んでゐる。性質溫和で勤勉、衣服を纏ひ、その全人口凡そ三〇〇〇人の中マリヤナ諸島に住むものは二七八六人を數へ、殊にサイパン島に多い。カナカはチャモロに比して生活程度低く、多くは裸體跣足、怠惰である。その數凡そ四五、七〇〇人の中マリヤナ群島には一〇〇四人を算する。我が内地人は凡そ一三、〇〇〇人で沖繩縣からの者が大多數を占め、主として甘蔗栽培に從事し、外國人は極めて僅かの宣教師だけである。（根井）

ラヂオ [illegible]た語で、放射輻射等の字義から出た語であるか、今日では多くの場合放送無線電話（或は單に放送）を意味してゐる。しかし廣義には電波の媒介による通信、即ち無線電信及び無線電話を總稱してゐる。

【[illegible]】[illegible]主なるものは、音聲を電氣にかへるためのマイクロフォン及び音聲電流を増幅するための増幅器並に電波を輻射するための放送機の三部分である。（イ）マイクロフォン　普通の[illegible]氣にかへる装置である。しかし放送に使用するマイクロフォンは、音聲のみならず音樂等を[illegible]音通りに傳へることが必要なので、これには[illegible]用されるものにライツ型マイクロフォンとコンデンサー型マイクロフォンとがある。ライ[illegible]機粒子と薄い振動板から出來てゐて、音波に[illegible]の電流を生ずる。またコンデンサー型マイクロフォンは薄いジュラルミン製振動板と、それに極く接近して配置された金屬板とから出[illegible]化して音聲電流に變化を與へる構造のものである。（ロ）音聲増幅器　音波がマイクロフォン[illegible]五ヴォルト程度の極めて微弱のものであるから、音聲増幅器を使用してこの電壓を擴大する増幅器であり、抵抗結合方式と稱する増幅方式を採用してゐる。この方式は最初の眞[illegible]結合し、音聲電流の歪を防[illegible]うに考慮せられてゐる。第一圖は音聲増幅装置の寫眞であり、増幅装置のほかに切換[illegible]スタヂオ　實際に放送を行ふ場合、マイクロフォンを普通の部屋に設置したのでは種々の[illegible]道路の騒音を防止すること、（二）普通の部屋では反響が強くて音聲を不明瞭にすること、（三）音樂の場合は適度の反響を要するため反響の調節を必要とすること等である。東京、[illegible]の演奏者が出入する關係から、演奏所を都市の中央に設け、そこに大小幾つかのスタヂオ[illegible]に放送所を郊外の廣い地域に建ててここに放送機を設備してゐる。從つて演奏所と放送所[illegible]るものである。放送機には種々の方式のものがあるが、多くは水晶板制御増幅方式と稱す[illegible]利用して高周波電流を發生させる。例へばJOAK第一放送では、八七〇、〇〇〇サイクルの周波數の交流を發生させる。次にこの電流を中間増幅器に加へて増幅する。一方演奏所から送られた音聲電流は、放送機附屬の音聲増幅器で再度増幅され、先の中間増幅器から送り出される高周波電流と一緒にして變調増幅器に加へる。變調増幅器は、高周波電流[illegible]やうな特有の作用、所謂變調作用を行ふ。ついで音聲電流を含んだ高周波電流は、更に最終増幅器に加へられて増大された後アンテナに加へられる。かくしてアンテナに高周波電流を通ずれば、その電流の作用でアンテナよ[illegible]示す。次に一〇キロワット放送といひ、五〇〇ワット放送といふのは、アンテナに加へられる電力が一〇キロワットであり、五〇〇ワットであるの意味である。しかし放送機全體に使用する全電力は、このアンテナ電力の約十倍を必要とする。從つて一〇キロワット放送の場合は、一〇〇キロワットの電力を要するのである。またその電壓も低きは數ヴォルトのフィラメント電源より、高きは一〇、〇〇〇ヴォルトのプレート電源まであり、その装置は大規模である。

【ラヂオ受信機】ラヂオ受信機は、大體鑛石式と眞空管式の二つに分けることが出來る。（イ）鑛石式受信機　鑛石式受信機は最も簡[illegible]來ない。しかも受話器で聽かねばならぬ不便があるため、現在では使用者も極く少なく、全聽取者の七パーセント位である。その構造は極く簡單で、第四圖の如くコイルと鑛石檢[illegible]から出來てゐる。[illegible]（ガレナ）の上にニッケルの細い線を輕く接觸させたものである。（ロ）眞空管式受信機　眞空管式受信機は、その電源に電池を使用する電池式と、電燈線の電流を利用するエリミネーター式とに分けることが出來る。また眞[illegible]式等に分類することもある。電池式についていへば第五圖の如く種々の接續方式がある。[illegible]續の鑛石の代りに、眞空管を檢波器として使用するもので、鑛石式受信機同樣受話器で聽[illegible]Cの如き二球式または三球式を使用する。この方式は最初の眞空管で檢波して音聲電流にしたものを、次の眞空管で増大するものである。また特に放送局から遠く離れた電波の弱い地域で聽取するには、BCの如きものでは[illegible]る。次にエリミネーター式受信機の一球式か[illegible]くである。而して第五圖と第六圖とを比較すれば、電池式とエリミネーター式との區別は[illegible]トを點火するためにA電池を使用するが、エリミネーター式ではA電池の代りに變壓器を用ひて一〇〇ヴォルトを數ヴォルト以下の低電壓にして使用してゐる。なほ眞空管も、傍熱型と稱するエリミネーター専用眞空管を使用してゐる。[illegible]池の代りに整流眞空管と平滑器とを使用し、整流眞空管で電燈線の交流を直流に直すとともに平滑器で直流中に含まれてゐる微弱なる交流[illegible]ミネーター式では、電池式よりもこの整流眞空管[illegible]ある。この外受信機には、スーパー・ヘテロ

ダイン、レフレックス等特殊の方式のものもあるが、これらは一般に利用されてゐるもの少なく、二球式または三球式のものが最も多く利用されてゐる。

〔放送〕（イ）放送の開始 [illegible]放送が開始されたのは、一九二〇年北米合衆國に於てであるが、次いで一九二二年にはイギリスに、一九二三年にはドイツに起り、その後急速に世界各國に普及發達した。我國にては大正十三年十二月二十日逓信省令第九十八號を以て放送用私設無線電話規則が公布されるや、同十三年から十四年にかけて東京、大阪、名古屋にそれぞれ社團法人組織の三放送局が設立され、大正十四年（一九二五）三月二十日東京放送局がまづ放送を開始し、續いて同年六月には大阪放送局が、七月には名古屋放送局がそれぞれ放送を開始した。（ロ）[illegible] 各國に於ける放送事業の經營は大別してこれを[illegible]種に分つことが出來る。（一）國營とするもの デンマルク、ハンガリー、エストランド等である。（二）公營法人[illegible]經營とするもの 日本、イギリス、[illegible]其の他である。（三）[illegible]が唯一の例である。（四）政府と民間との分擔經營によるもの ドイツ、スウェーデン。（五）私營とするもの オーストリー、イタリー、オランダ、アメリカ合衆國、カナダ、スペイン等であるが、等しく私營とする國に於ても配當に制限を加へてゐるものと、何等これに制限を加へてゐないものとある。[illegible]リカ合衆國は後者に屬してゐるが、多くの國は前者に屬してゐる。但し今日各國を通じて事業の經營は、[illegible]を目的とせず公益を主眼とする方針に著しく傾いてゐる。我國の放送事業は、大正十四年の放送開始より十箇年の許可を得て、[illegible]社團法人日本放送協會が獨占的にこれを行つてゐるが、大正十三年より十四年にかけて設立せられた東京、大阪、名古屋の三放送局は、それぞれ社團法人として獨立して[illegible]に事業を經營してゐたのであつた。ところが當時[illegible]にこれを[illegible]を統一[illegible]し、以て全國に[illegible]送網の建設を急ぐと共に文化享受の機會均等を實現し、我國放送事業の普及發達を計るべしといふ機運が動き出してゐたので、逓信當局もこの機運を察して斡旋し、大正十五年八月六日附を以て逓信大臣の認可を得てここに社團法人日本放送協會の[illegible]を見るに至つたのである。かくて[illegible]東京、大阪、名古屋の三放送局は同年八月二十日[illegible]了とともに、新たに日本放送協會の關東支部、關西支部、[illegible]としてそれぞれ事業を繼續すると共に、地方協會に於てはこれら三支部のほかに[illegible]局にそれぞれ支部を設置したのである。（ハ）放送波長 現在放送に當てられてゐる周波數帶（或は波長帶）は、一九二七年ワシントンに於て開催された國際無線通信會議で定められた五五〇—一五〇〇キロサイクルで、歐洲ではこのほかに一九四—二二四キロサイクルの[illegible]せられてゐる。我國は[illegible]、放送用周波數帶を前記五五〇—一五〇〇キロサイクルの範圍に限つたのである。しかし各國とも制限された放送波長帶に於て多數の放送局を[illegible]するため、[illegible]長帶の問題はこれまでも國際無線會議に於て屢〻問題になり、昭和七年スペインのマドリッドに開かれた國際無線通信會議に於ても、[illegible]であるが、遂に具體的決定を見るに至らなかつた。（ニ）[illegible] 我國に於ては有線及び無線電信電話による通信權は總て政府の專掌に屬する故、その施設については逓信省の特許を要する。特に學術[illegible]または實驗用として政府の許可を得てゐるものに對しても、「學[illegible]器に關する實驗」に就いての通信以外は一切の通信が禁じられてゐる。また日本に於てこそ[illegible]驗用に許されてゐる短波は、一六九米以下のもので、許可されてゐる短波局は約三百箇所、その中所謂アマチュアーの短波局が六十箇所、[illegible]行ふ場合等に近來盛んに利用されるのであつて、我國で行つた國際放送の場合に於ても、例へば日米交驩放送、マルコニー・デー祝賀國際放送、[illegible]に際しては、多くの場合日本側は逓信省の檢見川送信所、岩[illegible]、またアメリカ側はボリナス送信所、ポイントレー受信所の兩短[illegible]るが、このうちアメリカ合衆國數も多く、六百七局を有してゐる。またイギリスは二十一局、ドイツは二十七局、フランスは二十三局、ロシヤ五十三局、カナダ六十八局、イタリー七局、オーストラリヤ三十五局、スウェエー

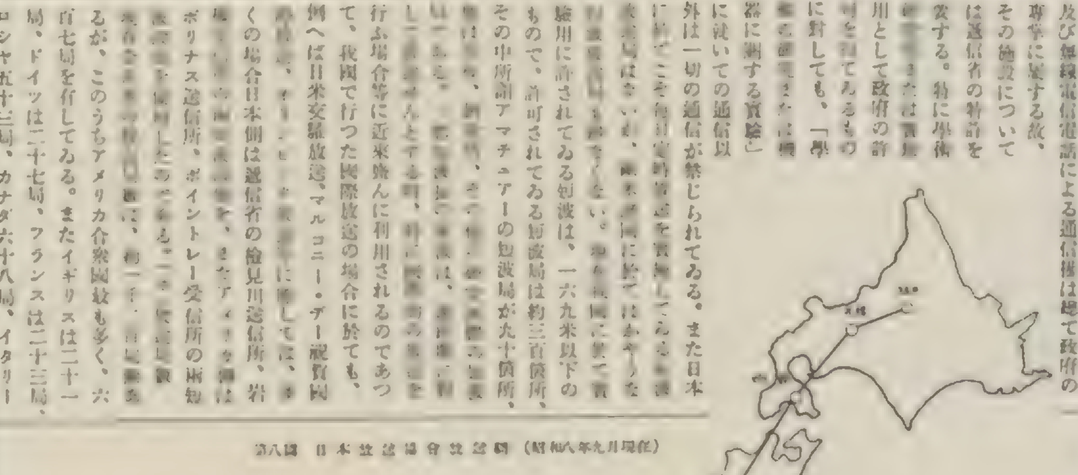

第八圖 日本放送協會放送網（昭和八年九月現在）

チン二十六局、アルゼンチン二十八局を有してゐる。而してこの一、二年間欧米各国は[illegible]つて大電力局設置計画を進め、アメリカに於ては現に五〇キロワット以上の大電力局十二箇所を有するほか、更に四〇〇キロワットの大電力局を建設中であり、イギリスに於ては五〇キロワット局六箇所を有するほか、更に五〇キロワット局に増力中のもの二局と、一[illegible]キロワットに増力中のもの[illegible]、ドイツもまた六〇キロワット局六箇所を有するほか、目下六〇キロワット局に増力中のもの二局並に一二〇キロワット局に増力中のもの一箇所といふ現状である。またロシヤに於ては一〇〇キロワット局が五箇所、ポーランドに於てもワルソーに一二〇キロワット局、オーストリーに於てもウィーン郊外に一〇〇キロワット局があり、[illegible]パリーを一二〇キロワットに増力中である。けだし、欧米に於ける大電力局設置競争は、（一）各国の国境が相隣接し、一国の放送が他の隣接国に容易に聴取出来るため、隣接国はこれに対抗し得るだけの大電力局を必要とすること、（二）欧洲各国に於ては一国に対する放送波長の割当が僅少であるため、放送局数を増加することが困難なることがその主たる理由である。我国は大正十五年八月日本放送協会の設立後、同協会の拡張計画に従つてそれまで一キロワット放送を行つてゐた東京、大阪、名古屋の三放送局をそれぞれ一〇キロワットに増力するとともに、新たに設けられた仙台、札幌、広島、熊本の四支部にもそれぞれ一〇キロワットの放送施設を装備し、更に[illegible]に五〇〇ワット乃至[illegible]キロワットの小電力局を多数増設し、今日では内地に於ける放送局数は、一〇キロワット放送局か七局、五〇〇ワット乃至三キロワット放送局か十八局、合計二十五局に達してゐる。第八図は我国放送網を示す。なほ日本放送協会では今後更に五〇〇ワット程度の小電力局十四、五局と、ほかに東京、大阪、九州に一[illegible]の計画を進めてゐる。（へ）二重放送　同一放送局より二種の電波長を以て二様の放送を同時に行ふことをいふのであつて、例へば一方の[illegible]、[illegible]等を放送すると同時に、他の電波長では補習教育、成人教育、語学講座、職業教育等の教育放送を行ふのである。我国では既設一〇キロワット放送局中、東京放送局に於ては昭和六年より、また大阪、名古屋の両放送局は昭和八年よりそれぞれ二重放送を開始したが、これ等[illegible]放送局の二重放送は共に電力一〇キロワットで、第一放送は一般的のもの、第二放送は主として教育的放送を専門に行つてゐる。

（ト）聴取者数　放送開始当初は、各国とも僅か数千の聴取者を有するに過ぎなかつたが、十年余を経た一九三二年末に於ては全世界の聴取者数は四千万に達し、[illegible]

支部名	局名	呼出符号	空中線電力（キロワット）	周波数（キロサイクル）	放送開始年月日
関東支部	東京中央放送局	JOAK	第一 [illegible] 第二 [illegible]	[illegible]	大正14 7 12 / 昭和[illegible]
	[illegible]野放送局	JONK	0.5	[illegible]	昭和[illegible]
	[illegible]放送局	JOPK	0.5	7[illegible]	昭和[illegible]
	[illegible]放送局	JOQK	0.5	[illegible]	昭和[illegible] 1 11
	[illegible]橋放送局	JOBG	0.5	[illegible]	昭和[illegible]
関西支部	大阪中央放送局	JOBK	第一 10.0 第二 10.0	7[illegible] / 1[illegible]	大正[illegible] / 昭和[illegible]
	[illegible]放送局	JOKK	0.5	7[illegible]	昭和[illegible] 2 1
	[illegible]都放送局	JOOK	0.3	[illegible]	昭和7 6 [illegible]
	[illegible]放送局	JOXK	0.5	[illegible]	昭和[illegible] 7 [illegible]
東海支部	名古屋中央放送局	JOCK	第一 [illegible] 第二 [illegible]	[illegible] / 1[illegible]	大正14 7 15 / 昭和[illegible]
	[illegible]沢放送局	JOJK	3.0	7[illegible]	昭和[illegible] 4 1[illegible]
	[illegible]松放送局	JODG	0.5	[illegible]	昭和[illegible] 7 1[illegible]
	[illegible]井放送局	JOFG	0.3	[illegible]	昭和[illegible] 7 13
中国支部	[illegible]島放送局	JOFK	10.0	[illegible]	昭和[illegible] 7 6
	[illegible]江放送局	JOTK	0.5	[illegible]	昭和7 3 7
	[illegible]放送局	JORK	[illegible]	7[illegible]	昭和7 [illegible] 22
九州支部	[illegible]本放送局	JOGK	10.0	7[illegible]	昭和[illegible]
	[illegible]岡放送局	JOLK	0.5	[illegible]	昭和[illegible] 1[illegible]
	[illegible]倉放送局	JOSK	1.0	77[illegible]	昭和[illegible] 12 [illegible]
	[illegible]崎放送局	JOAG	[illegible]	[illegible]	昭和[illegible]
東北支部	[illegible]台放送局	JOHK	10.0	770	昭和[illegible]
	[illegible]田放送局	JOUK	0.3	5[illegible]	昭和7 [illegible]
北海道支部	札幌放送局	JOIK	10.0	[illegible]	昭和[illegible]
	函館放送局	JOVK	0.5	[illegible]	昭和7 2 [illegible]
	旭川放送局	JOCG	0.3	6[illegible]	昭和[illegible] 4

数にラヂオを聴く者に至つては恐らく一億六千万に達するであらうといはれてゐる。而も[illegible]る。今日世界主要国に於ける聴取者状況は別[illegible]。[illegible]その[illegible]昭和八[illegible]にも拘はらず却つて聴取者は激増し、[illegible]オ国となつた。現に東京市の如きは、平均百[illegible]及率を有する区域も数箇所ある。我国の聴取者増加状態を見れば、次の如くである。

世界主要国聴取者数並に普及程度（●印は推定数）

国名	聴取者数	普及程度
アメリカ合衆国	●[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	●[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	●[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]

我国聴取者数

年末	聴取者数	前年末に対する増加数
大正十四年三月末	[illegible]	—
大正十四年末	[illegible]	[illegible]
昭和元年末	[illegible]	[illegible]
昭和二年末	[illegible]	[illegible]
昭和三年末	[illegible]	[illegible]
昭和四年末	[illegible]	[illegible]
昭和五年末	[illegible]	[illegible]
昭和六年末	[illegible]	[illegible]
昭和七年末	[illegible]	[illegible]
昭和八年末	[illegible]	[illegible]
昭和[illegible]日	[illegible]	[illegible]

（チ）聴取料金　アメリカ合衆国、フランス、ロシヤ等の如く、聴取料金を徴収してゐない国もあるが（このうちフランスは一九三三年より聴取料制度を実施し、またロシヤも近く[illegible]聴取料制度を[illegible]する予定である）、多くの国々は聴取料制度を実施してゐる。而して聴取料金を徴収してゐない国必ずしも放送事業の衰微を示さず、

寧ろ有料制度の國の方が[illegible]して堅實の發展を見せてゐる。我國の聽取料金は、昭和七年四月一日より月額七十五錢（それまでは月額一圓）に値下げせられたが、貧困な盲人、學校等に於ける受信[illegible]設に對しては、聽取料を[illegible]してゐる。[illegible]してゐる者は、一年以下の懲役または千圓以下の罰金に處せられる。（リ）放送プロクラム　各國の[illegible]かくも急速に發達したのは、何といつても時[illegible]を[illegible]したラヂオが、[illegible]、報道、慰安の各方面に於て我々の國民生活上必須の文化機關たる特性を有してゐるからである。[illegible]プログラムは、各國の國情によりそれぞれ趣を異にするが、大體慰安、報道、[illegible]に分けることが[illegible]局の放送プログラム割合を見れば下表の如くである。

主要國に於ける聽取料金

[illegible]	[illegible]

[illegible]	[illegible]

[illegible]を増加して昭和七年度に於て九時間十三分に達してゐる。更に東京放送局のみについて見れば、[illegible]ける[illegible]は氣象通報、時報、經濟市況、日[illegible]、[illegible]ニュース、[illegible]ニュースは毎日四回放送してゐる。教養放送には[illegible]時事問題解説その他各種の講演講座が臨時放送される。このほか子供のためには特に「子供の時間」を設けて、[illegible]を行つてゐる。[illegible]へば音樂に於ては、成年者乃至老人はより多く日本古來の古典音樂を好むに對し、若い人[illegible]ラマやラヂオ風景の如きラヂオ獨得の技術と[illegible]用による放送が行はれるとともに、他方では[illegible]劇場からの演技中繼放送も行はれるといつた風である。（ヌ）國際放送　各國に於ける[illegible]府ウィーンから同國ザルツブルグ市の祝祭放[illegible]んとなつたのは一九二八—九年頃からである。その後各國中繼網の急速な完成に伴つて、[illegible]放送が交換されるに至つた。一方我國は、歐米各國に比べて國際放送の技術上著しく困難[illegible]昭和五年十月[illegible]日、フーヴァー、マクドナル[illegible]國際放送にも參加し多大の成功を收めたのである。更に昭和七年八月には、アメリカ、ロスアンゼルスより同地に行はれたオリンピック[illegible]、また十一月には[illegible]際放送史上に劃期的歴史を創つたのである。

（[illegible]）[illegible]ロワット放送に始まる。以來六箇年を經て本[illegible]が、昭和八年よりは一〇キロワット二重放送を開始し、內鮮兩語による放送を行ひつつあ[illegible]始された。放送電力は朝鮮に於けると同樣最初は一キロワットであつたが、昭和六年社團[illegible]同協會では新たに一〇キロワット放送を開始すると共に、[illegible]に一キロワット放送局を設置して今日に及んでゐる。關東州に於ては關東遞信局の經營の下に大正十四年八月大連放送局が五〇〇ワットの電力を以て放送を開始し今日に及んでゐる。（中山）

ラヂオタイソー　——體操　國民の體育向上を目的として毎朝ラヂオによつて行はれる[illegible]。これは[illegible]昭和三年今上陛下御卽位の御大典を記念する[illegible]一日から實施された。ついで昭和七年七月からは青年及び壯年者のための第二ラヂオ體操（十一種類の運動より成る）が案出され、第一ラヂオ體操と相並んで毎早朝全國的に行はれてゐる。

〔ラヂオ體操の會〕　昭和六年七、八兩月東京市及び隣接町村の各小學校校庭並に公園、神社、佛閣の境內その他各處の廣場に、一般民衆が參集して集團的にこれを行ひ、保健上著[illegible]場、鑛山、海岸その他の廣場に開催され、ま[illegible]情況を見れば、昭和六年度の實施區域は[illegible]延人員三百五十萬人。昭和七年には全國主要都市一九三三箇所で二五、九三二、〇七八人、昭和八年には全國都市町村三三三六箇所で四四、〇七三、八九二人參加した。なほ夏だけ[illegible]

小學生のラヂオ體操

も各地に現はれた。ラヂオ體操の特色は、老[illegible]に浪費することなく、平易に愉快に健康を増[illegible]民保健上のみならず、國民の團體的精神の發揚と向上とにも有意義で、今後益々國民の間に[illegible]。我國以外ドイツ、アメリカ、フランス、デンマルク、スウェーデン等の各國でも盛んに行はれてゐる。[illegible]

ラヂオメーター

ラヂオメーター　Radiometer　輻射計ともいふ。光の熱作用を檢する装置。圖はその外[illegible]に、一面は於き一面は煤で黒くした四枚のアルミニウムの翼[illegible]る。これを光に曝せば黒い面は[illegible]平常保存するには箱に入れて置くか黒い布で包んで置く。（片山）

ラツエ　禮拜　Lage　→禮拜

ラツカサン　落下傘　Parachute　落下傘は、[illegible]に地上に降下させるための救命具の一種。一七七七年フランス人ユースト・ペラジオが自己設計製作の木枠に布を張つた落下傘で塔から安全に降下したのが實用した嚆矢である。[illegible]國東氣球の發明はこの實驗を容易に、科學者[illegible]改良はされたが、なほ當時は單に冒險的興行物に過ぎなかつた。それが世界大戰中に航空[illegible]命用として研究され、その目的に使用され始

[illegible]南に使用し始めたが非常な好成績で、各國とも十分その價値を認め、現在ではどこでも航[illegible]使用法】種類は多いが落下傘自體即ち人體と[illegible]出てゐて、その下端は集合し中間索に縛着さ[illegible]

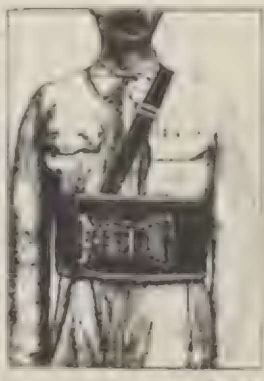
落下傘携帶圖

[illegible]大別すれば繫止式と背負形とになる。その中背負形は種類も最も多く、いづれも[illegible]包裝されてゐて人體が脱出すると共に、[illegible]機體に縛着された帯によつて引き出されるか、

[illegible]致するための特別装置により、傘を放出してこれを開く。この式のは繫止式よりは危險の度が幾分大きいが實用に適する。これは裝備[illegible]、且つ[illegible]とが出來、また飛行機に縛む儀容が少ないから[illegible]最も多い。これに屬する優良なのはハインネッケ、ホッケン、ハーベリーウィン、メヤー[illegible]

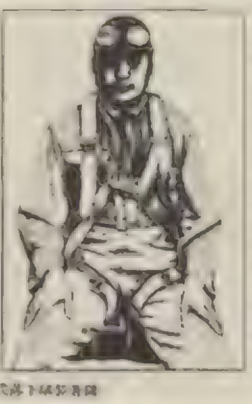

アーヴィング式落下傘裝着圖

我が陸軍ではアーヴィングを使用してゐる。なほ海軍では航空廠の落下傘を使用してゐるが、これも外國製品に遜色がないといふ。人體が機體を離れてから落下傘全開までの落下狀態を「自由落下」といひ、全開後少時にして一定の[illegible]まで[illegible]は各種類に對し各〻限界があり、それ以下の[illegible]

てゐる落下傘は下降運動を續けながら風に流されるから、[illegible]

アーヴィング式落下傘

た點よりも遙かに遠隔の地點に着陸する。故に降下實施の際は場所の選定と脱出時機の判斷は最緊要事である。また風力が強いと着陸後に落下傘が帆と同様の作用をし、強い力で身體を曳き摺るから、着陸と同時に落下傘から身體を絶縁することが必要である。（井本）

落下傘開傘順序

チリガク　[illegible]　Geography　[illegible]ハの語源はギリシャ語の Geographia（土地の

記述）から出てゐる。今日の地理學は地表及びその住民に關する科學であるが、地表を構[illegible]るのではなく、構成要素の自然や人文の各事象の相互關係を地域（地球、邦國、地方）に即して[illegible]することである。この目的を達するためには[illegible]地を記述するに留まらず、地表に生起する諸[illegible]研究する必要がある。これに反し地表形態は地表形態だけ、生物現象はまたそれだけ、人類に、氣候[illegible]は氣象學、[illegible]、人類學等の諸科學である。地理學はそれ等諸科學の取扱ふ現象を構成要素として實現した地域につき、[illegible]が特色で、構成要素の現象を單獨に考察する諸科學の領域よりは高度に位する。從つて現實に示された地表現象中から、或は人間及び人間の作り出した文化現象を排除して自然現象のみを、或は[illegible]人文現象のみを考察するのは地理學的ではない。從來地表に起る諸現象を單純に考察する今日の[illegible]、[illegible]、氣象學、海洋學、植物學、動物學、人類學等の單なる集團的名稱の意味に地理學や地理學[illegible]これ等諸科學が各獨立科學として十分な領域を開拓した今日、[illegible]學は成立しない。たとひ今なほこの意味で一般に地理學なる[illegible]てゐても、それはただ便宜上か乃至は教育的因襲に過ぎない。また[illegible]が重要視され、地理學は分布の學とさへいはれるが、單に生物、人種、[illegible]の分布だけを研究するのは地理學の職能でなく、たとへこれを[illegible]、人種地理、社會[illegible]、[illegible]、それは[illegible]渉を不可缺の要素とすると共に、自然及び人[illegible]は、それ[illegible]ならず、その[illegible]の上に建設された人文現象との相關關係を考[illegible]。[illegible]様なことは人文現象についてもいはれ、人文現象だけ乃至はその單なる分布を研究するのは地理學の[illegible]、その[illegible]としての自然を考慮に入れて始めて地理學的となり得る。地理學そのものには二元性はなく、[illegible]、地域的個性こそ地理學に求むべきであつて、[illegible]かうして地理學は地球表面を人類の住家と考へ、自然人文の諸相が構成要素としてこれに結びついた地域を認識し、その地域でなくては實現されざる特殊性を全體として把握することを任務とする。その際、文化現象は人間の意志的所産たると共に一面自然的形態及び[illegible]關意識及び文化活動を支配する諸法則を認め、これに自然現象に現はれる法則を應用して地域性を法則的に理解すべきである。なほその記述には分析的に考察すると共に、またこれ全體を綜合する意圖をも要する。

【分類】 地理學は全體としては一科學であるが、研究の便宜上これを幾つかの部門に區分する。[illegible]ても、また[illegible]によつても行はれる。この兩者に應じて「一般地理學」と「特殊地理學」が成立し、一般に兩者を「地[illegible]」といふ[illegible]、また地表の一部を孤立的に描寫するものでもなく[illegible]性が明かになるやうに構成される。なほ地理學通論は地誌よりの單なる抽象綜合でなく、[illegible]、地表を[illegible]、兩者は本質的には同様でただ全體と部分との關係にあり、[illegible]な現象を分布上の相互關係について說明し、組織立てるものである。この場合地表上に於ける地理學的に重要な現象は多岐多端に亙るから、一般地理學は通常その現象領域に應じて區分される。しかし[illegible]は、本質的には[illegible]部門ではなく、寧ろ[illegible]きである。[illegible]人文の依存關係の考察を主眼とする所謂人文[illegible]學、[illegible]のやうな廣汎な學問では上述の補助科學或は[illegible]ら、便宜上これをも地理學と呼んでゐる。この意味で地理學を區分すると、次の通りである。まづ地球を一天體として考察する「[illegible]」があり、天文學（宇宙物理學）、[illegible]地學、[illegible]があり、地球上の[illegible]定及び地圖製作に資する。次に地表を構成する無機界に關しては「狹義の自然地理學」が成立し、陸、水、氣圏に應じ、地球物理學、[illegible]に分屬する。次に[illegible]に關しては「生物地理學」があり、植物地理學、動物地理學がこれに屬する。人類を生物の一員として考察する時、人類の考察もこの範疇に屬する。また人類を文化創造者と考へる時「人文地理學」が成立し、その現象領域に應じ、居住、人口、民族、文化、經濟、交通、政治、歷史、戰爭、集落等の地理學に區分される。別表はこれを示す。

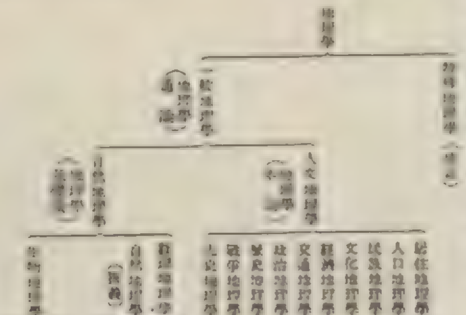

テンマサ 旺昌 （二五六一—） 滿洲油化工業[illegible]の人、田[illegible]吉の長子。明治三十七年東京帝[illegible]藏書記官、[illegible]務部長）、大藏省[illegible]、大正十二年[illegible]昭和二年四月退官す。同三年[illegible]五年の兩度、衆議院議員に當選し、同六年第二次若槻内閣に[illegible]。[illegible]位勳二等。

ト

ドーケセイイチロー 道家齊一郎 （二五四八—） 衆議院議員。明治二十一年六月[illegible]に生る。[illegible]久原鑛業會社に入り參事に拔擢され、歐洲[illegible]同十三年[illegible]なり、[illegible]ついで文書課長に進み、歐米各國へ出張、歸朝後市電氣局に新設の勞働課長に就任した。[illegible]

[illegible]して當選、同年の衆議院議員選擧に東京第一區より當選した。著書に參考統計學、計界の統計的[illegible]、經濟學、[illegible]論考、歐[illegible]

トーゴーセイジ 東鄕青兒 （二五五七—） [illegible]。明治三十年十二月鹿兒島に生る。青山學院卒業。印象派全盛の畫壇に新[illegible]を標榜して立つた最初の人である。二科會に出品二科賞を受け、[illegible]リーに留學、歸朝後滯歐作品によつて第一[illegible]に[illegible]女」「プロフィール」があり、その他ジャン・コクトー、デコブラなどの翻譯、手袋、[illegible]說、隨筆の著作も多い。

トーゴーヒョー 東鄕彪 （二五四五—） [illegible]八年二月二十八日生る。故元帥東鄕平八郎[illegible]に入つて[illegible]年英國に遊び、歸朝の後宮内省に出仕、式[illegible]なる。正四位勳六等。

トーゴーミノル 東鄕實 （二五[illegible]—） [illegible]九年二月渡米、地方縣技師を經て、[illegible]命ぜられ伯林大學に學ぶこと二年、また歐[illegible]民政策により農學博士の學位を受けた。鹿兒島縣第二區より選ばれて代議士となること六回、政友會に屬し、遞信參與官を經て[illegible]ぜられ、同九年七月内閣總辭職と共に退官[illegible]等に[illegible]がある。

トーゴーヤスシ 東鄕安 （二五四二—） [illegible]大學を卒業し大學院に學ぶ。同四十四年[illegible]役を兼ね、なほ關稅調査會、貿易審議會、[illegible]勳三等。

トージョーサダ 東條貞 （二五[illegible]—） [illegible]

[illegible]、政友會に屬し[illegible]

トージョーヒデミチ 東條英機 （二五四四—） [illegible]東條英教の三男。明治三十八年陸軍士官學[illegible]等を以て卒業しドイツ大使館附武官として、同國を中心に歐洲情勢を研究、歸朝後[illegible]長、[illegible]校幹事、步兵第二十四旅團長の要職を經て[illegible]に縱横の手腕を揮つた。また[illegible]陸軍部内の[illegible]に際し、板垣大將陸軍大臣に親任せらるる[illegible]官に任ぜられた。從四位勳二等。

トージョーミサオ 東條操 （二五四四—） [illegible]七年十二月東京淺草に生る。同十三年東京帝大[illegible]任じ、[illegible]文部省國語調査會委員を拜命したことがある。[illegible]手帖はその考案に成り、我國に於ける方言の蒐集及び研究に貢獻するところが多い。著書に[illegible]。[illegible]位勳四等。

オーシマヨーゾー 大島要三（一三二九—[illegible]）[illegible]埼玉郡大桑村に生る。十七歳の時上京して[illegible]として独立し、諸種の鉄道工事を完成した。また電気事業に力を用ひ、東北地方の電力会社にして彼の関與しないものは殆どないといはれる。[illegible]なし、大正十三年以来衆議院議員に選ばれること二回に及び政界にも活躍した。昭和七年三月二十三日歿、年七十四。

オーシマヨシノリ 大島義脩（一三六—[illegible]）[illegible]に往来し、橘冬照の門に入り和歌を学ぶ。[illegible]田神社を創建して社掌となる。明治十七年[illegible]

オーシマヨシマサ 大島義政 [illegible]の役、宗家新田義貞に従ひ、鎌倉攻のとき[illegible]将軍として[illegible]に向ひ、高時を誅し、[illegible]に列した。延元二年従五位上に進み興国五[illegible]に功をもつて従四位下左衛門佐に陞る。[illegible]尉となり、同十年兵庫頭に任じ、同十四年[illegible]において戦歿す。年十七。（上野人物志）

オーシマヨシマサ 大島義昌（一三〇—[illegible]）[illegible]五日山口藩士慶三郎の長男に生る。明治二[illegible]に任ぜらる。爾来累進して同三十八年陸軍[illegible]

[illegible]率ゐて出征し武勲をたつ。その功により勲一等功二級に進められ子爵に陞さる。歿後[illegible]

オーシマリョータ 大島蓼太（一三六—[illegible]）[illegible]氏、[illegible]信州伊那郡大島の人（出身地数説あり、蓼太門の月巣著『十三條』の説、最も正しきが[illegible]入り師弟の約を結んだのは元文五年三月五[illegible]三年に[illegible]の第三世となつた。才人であつた上に俳諧が達者で、作法を教へるに巧みであつた。[illegible]たから、業俳として海内無双の名を博し、[illegible]門人三千に餘れり」とある。本宅を深川に[illegible]に月号庵、大雨窓といふ庵あり、各々番人[illegible]るといふ有様であつた。寛政十三年に深川[illegible]具等贈つて寄進した。その努力のいかに大なりしかが窺はれる。然しながらこれ等[illegible]たるものか、或は自らの名聞のためであつたかは観る人の心まかせである。蕪村がもてはやされるに及んで蓼太の信望は大いに失墜した。その性行に俗味があり、その作[illegible]は蓼太の力の與つて大なるもののあるを認めねばなるまい。著書甚だ多く、主なるものは秋の夜、雪おろし、花たんす、芭蕉句解、[illegible]歌、住吉千句、七柏集、筑波紀行、桑木南[illegible]は「十三條」にはこの他の著書目録がある。天明七年九月七日歿、年七十（八十歳説は[illegible]定史蹟となつてゐる。（伊那の俳人 高木）

はつ午やいのち久しきしらけ鳥　蓼太

オーシュー 奥州　吉原[illegible]屋の名妓。和歌および書をよくした。嘗てその容色を悦んでしばしば懇懃を通ずる男があつたが、[illegible]あに貞清美婦治と書き、裏に「てれんいつはりなし」と誌して、客を愧死せしめたと[illegible]

オーシュー 奥州　元禄時代の遊女。[illegible]辞世の句に「[illegible]死なばわが塚で啼けほととぎす」がある。（俳林小伴）

シモノクニ　下ノ國　→上ノ國(かみのくに)

シモノゴー　下之郷(しものがう)　愛知縣西春日井郡にあり[illegible]村、明治二十九年[illegible]合村と合併し春日村を設く。

シモノショー　下庄(しものしやう)　三重縣鈴鹿郡[illegible]村の大字、[illegible]（明治二十四年[illegible]）を置く。

シモノセキ　下關

【下關市】山口縣[illegible]六市の一、[illegible]西端に位し、[illegible]海を[illegible]、東北は[illegible]村、[illegible]村に、[illegible]日村・吉見村に界し、南は下關海峡を隔てて[illegible]門司市・小倉市に相對し[illegible]。面積[illegible]七〇・六九[illegible]。[illegible]丘陵は大字[illegible]町[illegible]之浦を經て日和山に至るまで海岸に沿うて[illegible]、[illegible]。南部[illegible]分[illegible]西南[illegible]彦島、その西北方に六連島あり。市内は平地少く丘陵到る[illegible]ため、之を切崩し沿岸埋立をなし、更に近郊町村を合併す。なほ下關港は彦島との間に設けられ漁港と商港を分ちて設計し其施設の完備を誇る。氣候温和にして平均氣温も一四・四度、最高は八月十二日の三二・三度、最低は零下八度を示し年降水量は一五四九・五粍なり（昭和十一年）。[illegible]

[illegible]產最も多く約二千九百萬圓を生產し次いで水產約一千萬圓、[illegible]等あり。然し水產業、特にトロール漁業その他の遠洋漁業の根據地として、且つ位置が西日本漁場の中央を占むる爲に水產物の集散は全國第一たり。水產業者について見れば漁撈關係者は、業主本業[illegible]九人、副業三六七人、被傭者本業[illegible]人、[illegible]二〇人、[illegible]人、[illegible]五〇人、[illegible]人なり。漁船は動力を有せざるもの四二五、發動機を有するもの一八、發動機船その大部分を占むるもの八二六にて[illegible]

[illegible]魚・鰈・[illegible]・鯖・鯵・鯛・鯔・鱈・鯨・太刀魚・河豚等にして水產製造物には蒲鉾・竹輪・[illegible]・鹽乾・[illegible]・素乾等あり[illegible]

[illegible]不可分の關係にありて、近時彦島に好漁港を設けしを以てその將來性はますます大となる。これに伴ひ[illegible]

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	1274	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	1144	[illegible]	[illegible]	617	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	157	1731
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1424
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	120	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	1174	計	[illegible]	[illegible]

業はまた本市の主要工產物となり、製氷の九二%までは漁業用となり一般需要の[illegible]す。工業は我國四大工業地域の一なる北九州とは僅に狹水道を隔てるのみなるを以て其隣接刺戟により漸次工業地域化しつつあり、特に最も近き彦島は近代的工業地區を形成す。五人以上使用する工場は中央地區（舊市内）にて一一六、彦島地區[illegible]、[illegible]○%・長府地區八%となり生產額にては彦島地區は約千五百萬圓にて多し。生產[illegible]（一九%）・食料品工業（一五%）・金屬工業（一〇%）・[illegible]

主とし、主要工產物は漁網及び製綱（約六百萬圓）・[illegible]・工業用藥品（約二百萬圓）・造船（約二百萬圓）・鑄物鐵工業（約二百萬圓）・瓦斯及び電氣（約百十七萬圓）等あり。農業は農家及び[illegible]大ならざるも近代的經營により蔬菜・花卉・メロン等の名は夙に知られ、温室經營も次第に增加しつつあり。然し最近西北部の川中村・安岡町の農村を合併せしを以て米麥その他食用農產物の生產を增加す。地理的位置の良好及び各種產業の發達と相俟ち商業取引活潑に行はれ、早くより馬關[illegible]なりしによる。然し下關港は潮流の關係上艀船に困難を來す時ありて對岸の門司にその繁榮を奪はれしも、商港の改修により[illegible]日中最大を占め、下關營業倉庫・米取引所ありて穀物・水產物等の取引大なり。沿岸貿易は移出約三億圓、移入約二億九千萬圓外國貿易は輸出約二千萬圓、輸入約二千萬圓を示し輸移入出とも累年增加しつつあり。[illegible]萬圓）・油脂蠟及び同製品（約三百萬圓）・飮食物及び煙草（約二百八十萬圓）・金屬[illegible]約二百萬圓[illegible]萬圓）・[illegible]・穀物穀粉及び種子（約四六萬圓）、

菅原（スガハラ）　今伏見村並都跡村の中にして、平城京右京三條南北の地なり、和名抄に見えず催馬樂に謠せしめたる歟不審なり。菅原伏見の二陵は別目あり。日本書紀「推古天皇十四年、造菅原池」續日本紀「元明天皇和銅元年、行幸菅原」などあり、菅原氏の故里にして其祖廟あり。

菅原神社（スガハラ）　延喜式、添下郡菅原神社、今伏見村大字菅原に在り、右京三條四坊にあたる、土師宿禰の祖廟なり。續日本紀、天應元年、土師宿禰古人道長等言、土師之先出自天穗日命、其十四世孫名曰野見宿禰、昔纏向珠城宮御宇垂仁天皇世、古風尚存、葬禮無節、毎有凶事、例多殉埋、于時皇后薨、野見宿禰奏、率土部三百餘人、自領取埴、造諸物象進之、代殉人、是其祖業、吉凶相半、若其諱辰掌凶、祭日預吉、如此供奉、允合通典、今則不然、專預凶儀、尋念祖業、意不在此、望請因居地名、改土師以爲菅原姓、勅依請許之。

いさこゝに我世は經なん菅原や伏見の里のあれまくもをし、（古今集）

菅原寺（スガハラデラ）　菅原神社の西南に接す、今喜光寺と號して寶字に存す、天平二十一年行基菅原寺に入寂の事續日本紀に見ゆ。扶桑略記、天平廿一年正月十四日、於平城中宮島宮、請大僧正行基、太上天皇受菩薩戒、名勝滿、中宮受戒、名德滿、皇后受戒、名萬福、即日改大僧正、名曰大菩薩、私云太上天皇皇后出家入道、若是歟、二月二日、行基菩薩、於菅原寺東南院、右脇而臥、身心安穩、如入禪定遷化、春秋八十歲、最後遺言云、弟子景靜信法師等、我之所建寺九院、又道場井堤等云、口宣假名、香山藥師、淺陽道場、富山令福等、

行基の遺歌とて新勅撰集、續後撰集に見ゆるは

法の月久しくもかなと思へとも小夜ふけにけり光かくしつ、

又、假そめの宿かる我そ今更にものあ思ひそほさけさそなれ、

扶桑略記云、延曆四年、皇太子早良親王將被廢、時馳使諸寺、合作白業、諸寺拒而不納、後乃到菅原寺、爰與寺沙門書寫、合掌出迎、禮遂傳悲曰、前世業今來成害、此生絶歸、更勿結怨、使者還報、親王受理爲獄云、自從歸之晨、不食飲之間、其使開王亡靈、隱憤於皇太子（不退帝）曾致乃詣云、乞用小僧之言、勿致惱亂之責、其靈相應、十六年僧正出家本、皇太子圖其形像、置秋篠寺。

伏見（フシミ）　伏見村は今郡名となり、菅原其中名となる、古に屬す、此地名義は臥身の人あるを見て之を號せし所の事なり、靈異記云、伏見翁者不知何許人、或曰從土來、常臥平城菅原寺側邊、三年不起又不言、人呼爲臥翁、天平八年、行基引婆羅門僧菩提、歸於菅原寺殿供、三人共歡、其地所因名臥身云々、

大和におやありてかよひける人、後におやなくなりければ（中略）伏見にて、

名に立てふしみの里といふことはもみぢを床にしけばなりけり、（家集）　伊勢

菅原やふしみのくれに見わたせはかすみにまかふをはつせの山、（後撰集）

菅原伏見西陵（スガハラフシミノニシノミサヽギ）　安康天皇御陵なり、伏見村菅原の西六町大字寶來に在り、世に皆りと稱ふ其地定からず。山陵志云、垂仁陵（伏見東陵）西數町、有呼爲西蓮寺山、今已爲鶴田畝、其晋來則、竹木月峰、與垂陵比、字相類、呼爲天皇、安康御名穴穗、保天皇墓、而延喜式、菅原伏見西陵、石上穴穗宮御宇天皇、在添下郡兆域東西二町南北三町。扶桑略記云、菅原伏見西陵、高三丈方二町

菅原伏見東陵（スガハラフシミノヒガシノミサヽギ）　垂仁天皇の御陵なり、伏見村大字平松の東に在り、巍々たる山陵なり、蓬萊高陵、長徑百五十間、横徑百二十間、傍に蓬萊山と云ふ、日本書紀、活目入彥五十狹茅天皇、葬於菅原伏見陵、古事記云、伊久米伊理毘古伊佐知命御陵、在菅原之御立野中也、延喜式云、菅原伏見東陵、纏向宮御宇垂仁天皇、在添下郡兆域東西二町南北二町、續日本紀云、垂見山活目入日子伊佐知天皇之陵也、靈龜元年充守陵三戶、書紀又云、活目入彥天皇崩之明年、田道間守至自常世國、不得復命、乃向天皇陵叫哭而自死之、山陵志云、蓬萊山陵、北陽山、田道間守冢、

（寶來）

蓬萊村島、在寶來村　華本圖書

寶來村除珠寺圖、蓬萊山小蓬萊、時間天原風景、

垂仁陵古墳圖、

（平松）

平松は菅原山陵の西なる民家なり、姓氏錄云、右京諸蕃平松連、出自百濟國人王仁也、垂仁帝陵の北西三條路北側に古墳あり、上に一祠あり、山陵志には田道間守塚と爲へと、大和志には之を以て新田部親王（一云天武皇子）墓と爲せり、字兵庫山と曰ふ、名所圖會、安康陵と爲す

西音寺（サイオンジ）　大和志云、清淨院寺、在菅音寺村、寶龜十一年、藤原故入唐大使藤原清河宅爲寺、號日喜院、清河卿太政大臣房前第四子也、勝寶五年奉使入唐、遂留唐國、仕唐爲特進秘書監、後十餘年歿於唐國、寶龜十年贈從二位、菅音寺村、右京三條三坊に位置す、佐紀大路この民家を貫通す。

招提寺（セウダイジ）　唐招提寺とも云ふ都跡村大字五條に在り、右京五條二坊にあたる、天平寶字三年唐僧鑑眞の創建する所、新田部親王の舊宅と云ふ、當時堂塔經像多く傳へて今に依然たり、戒律宗の本山にして覺盛（大悲菩薩）中興す、

（唐招提寺）

エンピツ 鉛筆は[illegible]中に[illegible]て製したる筆なり。別に紅色、青色、赤色、綠色、紫色などのものあり。是は蠟を詰めたるものなり。西洋人の爲に渡來せし文久慶應の頃より。少しづゝありしものなるべし。[illegible]石に[illegible]上へ[illegible]れんことを恐れて。鉛筆とは呼び替へられたり。【日本[illegible]】は[illegible]井口直樹の創案に因れり。これより先。同五年同會出品のため[illegible]鉛を携へ來りしかば。井口氏はこれにて鉛筆を製するの[illegible]とファーバイス[illegible]の圖解を見て。これより工夫を凝らし。器械の一部を人工に[illegible]會なりけしに[illegible]調査は[illegible]其考案の器械と。鉛の下拵點法を小池卯八郎に語り。製[illegible]七年[illegible]傳へ。遂に其製品を明治十年の內國勸業博覽會に出品する[illegible]鉛筆製造の原始とす。爾來同製造を試むるもの各所に起れり。【日本[illegible]】[illegible]製は。黑色のほかは。青、赤、黃、白など皆[illegible]製なれども。安價と日本には。蠟を用ひずして。青。赤。黃。白の原料あり。しかも徒に他家の利とならんことを思ひ。秘して發表せずと。【色鉛筆】舶來より輸入する色鉛筆二種あり。一は蠟の中に染料を混じたるものにして。赤黑二色あり。[illegible]に作り[illegible]あり。用に應じてその一端を用ふべし。是は[illegible]一は細き鉛筆にして。アニリン染料を圍め[illegible]色は紅。紫。藍の三種ありて。その色に從て。其輪なも同色に染る。此乙者は頗る有害にして。之を舐むれば苦く。其色素は[illegible]中に入れば。害とならむ。誤つて之を入れたる時は。十倍の湯に溶したる亞硫酸を以て速に之を洗ふべし。亞硫酸と色素と化合して害を除くべし。要するに。鉛筆の製造は追々に品質を改良すれども。製造價高きを以て。なほ輸入の廉價なる外國產を用ふる者多し。

エンビフク 燕尾服は[illegible]とて。男子の夜會の服なり。その裾飾は白の蝶々形。その[illegible]ふ。但し現今の間は黑の裾飾。黑の手袋にして。黑絲な[illegible]して用ひらる。因みにいふ。總の古製は燕尾に似たるより。又燕尾と唱ふ。エヴニングコートにこの名あるは。[illegible]等に考へ合せし意譯なるべし。

エンブ [illegible]じめに。左右の舞人の鉾を執つて奏する舞なり。其法は左方の舞人先づ鉾をふり。次に右方の舞人鉾をふり。次に再び左右の舞人一時に鉾をふる。これを合せ鉾といひ。又三節の振鉾といふ。歌舞品目に云く。いつの頃よりか。振鉾の字をエンブと唱ふるやうに成いたるにや。もとは。[illegible]と稱せしと見えて。延喜中樂式。弘仁內裡式。本朝月令等。皆この字を用ふ。江家次第に。其音註を江平武と見えたり。[illegible]は蓋し[illegible]の誤にとりたるかと云ふ人あり。又延舞に作るものは。吉水院樂書にみえ。又[illegible]に作る。何れも[illegible]なるべし。[illegible]之[illegible]左右あはせふる。これなば。延舞とも云ふ。又一切の亂聲ともいふ。又教訓抄に曰く。周武王殷の紂を討ちし時。牧野に舞ひ。神祇を祭りし狀に象るとみゆ。傳來未詳也。今も皆祭禮に。エンブリ（オドリ舞者）と云ふ踊新年に行はる。首をふりて舞ふ。恐くは振鉾の轉ぜしなるべし。

エンマ 閻魔は。冥府十王の一にて。閻魔界の[illegible]傳に依りて稱呼異れり。閻魔は雙。羅社は王と譯し。[illegible]の下五百由旬を過ぎて閻魔王の國あり。縱廣また五百由旬なり[illegible]魔王の宮殿あり。花嚴經疏等にして六千由旬なり。七重の[illegible]。七重の欄楯あり。其外七重多羅の行樹ありて。周匝圍繞す。雜色觀るべくして。七寶の所成なり」云々。佛說[illegible]經に曰く。二十四万里の城廓にて。七寶所成の七重の欄楯。七重の行樹ありて。水牛[illegible]入れば。王見て怖れ畏れて宮外に出づ。若し殿宮外に出づれば[illegible]あり。閻魔王を捉へ。熱鐵の上に臥せ。鐵鉤を以て口を劈開し。洋銅を以て之に潑ぐ。その舌を燒きて。咽より腹に至つて通徹して下り過り。焦爛せざることなし。[illegible]

日本經濟史辭典

サ

座 ザ

座の意義は時代に依て必ずしも一様ではない。王朝末から鎌倉時代にかけては、朝廷・貴族・社寺等の諸權長にして一定の職務を奉行する者から、その許可を得て行商出稼に從事せし人々の團體を意味し、南北朝を經、室町時代に入つては、本所によつて保護され營業獨占權を保持する商工業者の同業組合となり、江戸時代に於ては、幕府の硬貨發行・專賣等の直營事業及び幕府の直接なる監督の下に立つ特殊の商人を指すに至つた。

(イ)座の語源に關する諸説。座の語源に就いては幾多の異説がある。就中最も有力なりと思はるゝは座席説と[illegible]説(一[illegible]説)である。同じく座席説[illegible]説くところ必ずしも一様ではない。初めて座席説を提唱された[illegible]博士は、[illegible]市場に於ける[illegible]を意味するとなし、座の起源を延喜式の東西市に求められた。栄譲太郎氏は、座の語義は一般に占められた一定の場所を示すものには相違なきも座商の座ではない。[illegible]市場に一定の座席を占むる[illegible]に非ず、一般に[illegible]帳又は朝廷の儀式に於ける座席の意味を以て用ひられ、又佛寺の儀にも使はれた[illegible]、社寺關係の用語として[illegible]團體を指すに至つたと主張される。[illegible]は、社寺關係の座は神社に於ける氏子の座より移されたものであり、氏子の座は祭場に於ける座席より起つたものであるが、市[illegible]來つた稱呼であるとせらる。[illegible]氏は、座[illegible]市の[illegible]となつたのでもなく、又必ずしも社寺の座席のみが座[illegible]一様ではない。座は一般に会議に[illegible]を意味せしも、それより轉じて一定の座席に着席すべき特定の資格を持つ一部類の人を意味したものであるとされる。以上[illegible]諸説は各々[illegible]、[illegible]を以つて[illegible]座より來つた[illegible]とする點に於ては共通である。[illegible]博士は[illegible]、[illegible]用語例としては祖の意義に用ひられし事を、座は祖の意義なりとせらるゝ多くの事例によつて實證し、座と稱せらるゝ[illegible]と斷ぜられる。由是觀之、座の語源に關しては諸家の見解各々異り、未だ何れを正當なりと斷定することは出來ないが、[illegible]によれば、[illegible]本來の意義は一般に座席であり、それより座席を占むる人々の義に轉化し、更に[illegible]一定の職務に從事する人々の團體を指すに至つたものではないかと考へる。併し語源の詮索は必ずしも[illegible]ではない。[illegible]其名を以て呼ばれる[illegible]關係に發生した事物が、[illegible]段階に於て、其名稱を冠せられることもあり得るので、今の場合[illegible]を意味した事が[illegible]になつたとしても、それを以つて直ちに所謂座の起源を説明し得たりとすることは出來ない。所謂座なるものゝ前身はその名を以つて呼ばれる以前に既に存在していたが、[illegible]に用ひられる様になつて、初めて座を以つて呼ばれるに至つたのではなからうか。

(ロ)座の起源。從來多くの學者は「庭訓往來」に「[illegible]」[illegible]は室町時代のこととなりとし、或は鎌倉時代のものなりと主張したが、其の後の研究によつて更に王朝末期にまで溯り得ることが明かとなつた。而もその起源に就いては[illegible]。[illegible]によつて認められしところであるが、それが如何なる經路を通つて所謂座にまで發展せしかは明かでない。[illegible]たとはいへ、其一部分殊に主として技術的勞務に從事する[illegible]・貴族・社寺等の[illegible]勞力の奉仕に當つて[illegible]一定の職務に從事してゐたのである。即ち彼等は主家に對する務に從事してゐたのである。[illegible]が、この爲め部署を同じくし職務を等しくする人々の集團が何時からとはなく座なる名稱を以て呼ばれるに至つたのではなからうか。諸書に[illegible]存在は、かく解することによつて初めて首肯され得る。[illegible]し、經濟的意味を有するものゝ外、祭祀・娯樂等の座の存在は、[illegible]。就中祭祀の座、娯樂的の座は尚は長くそのまゝ存續した[illegible]。[illegible]産力の發展と一般社會經濟狀態の進步に伴ひ、從來單に主家のための生産にのみ從事するに過ぎなかつた工人達は、やがて主家の諒解を得て、主家以外の人々の[illegible]するに至り、又は主家[illegible]、[illegible]に向つて賣出すに至つた。中村直勝氏及び栄譲太郎氏所引の[illegible]「兵範記」仁安二年

十月七日及び八日の條の紙背文書「永曆二年十一月日[illegible]」の如き[illegible]に此の過程を證明するものと思ふ。王朝末に於ける筥崎八幡宮[illegible]正應元年七月の三事にある同寺所屬の御油座神人、「春日社司祐重記」貞和二年四月三日、嘉永二年正月二日、二月十六日、文治二年五月六日[illegible]建久六年十二月十九日[illegible]手作[illegible]、光久の頃松尾神社に附屬せし座衆、「[illegible]」承元元年二月十一日の條に見ゆる鶴岡八幡宮の座衆、承元四年の[illegible]、仁治年間に[illegible]・[illegible]・繪佛師座、弘安年間に於ける石清水八幡宮の諸座等の如きは、實にかゝる意味のものと見ることが出來る。その或物は未だ前の段階に止つてゐたものもあらうし、又は既に他人のための生産へ一歩踏出したものもあつたであらう。他人の爲の生産を始むるに至つた工人の中から、やがて專ら賣買のみを職とする商人の分[illegible]、併[illegible]時代に於ては商工の區別は未だ判然たらず、工人にして自己の製品を[illegible]市[illegible]と思はれる。此の如く考へる時は、市の座と工人の座と何等の關係なしとする見解は肯綮に當らぬ。先づ販賣を許されたる隷民の座が存在し、其座衆は市場出入[illegible]に、それ等のものが中心となつて茲に市の座を形成したに違ひない。從來行はれた一般の見解によれば、座は[illegible]と特別の關係に入り込み、以て團體を結成せしものとされてゐるが、此の見解をして正當ならしむる爲には、[illegible]在せし事を必要とする。然るに家産經濟（Oikenwirt-[illegible]）の時代にあり、宮廷工[illegible]時代たる當時に於て、[illegible]首肯し得ざる問題であるが、若し存在してゐたとするも、それは極めて少數例外の場合に限られてゐたこと[illegible]ない。[illegible]必要[illegible]、[illegible]・[illegible]座を形成するに至つたとは考へられない。此の如き現象の[illegible]せし以後、恐らく南北朝時代以後のことではあるまいか。勿論かくいへばとて、從來獨立の自由民にして新[illegible]人・供御人其他一般に莊民等となつて自家の安全を圖らんとせしものゝ存在を否定するのではない。たゞそ[illegible]たものでないといふだけである。かくて結局、朝廷・貴族・社寺等の隷屬民がその主家への義務遂行の爲め一定の部署に就いたところから、何時とはなく座と呼ばれる樣になり、部署を同じくするものが一の團體を形成するに至つたものと思はれるが、其中技術的勞務に服する者は主家の特許を得て次第に獨自の經濟的活動を始むるに至つた。かくの如く主家以外に向つて活[illegible]を受け、[illegible]が、[illegible]ではなかつた。その營業獨占的傾向を有するに至りしは南北朝以後の事であらう。勿論此の如きことは地方によつて多少の遲速あるは免れないところで、それ以前に於てもかゝる性質を有するものは絕無ではなかつた。前出「三長記」建久六年の文書に見ゆる大和[illegible]御手作本座から新座停止のことを綾部察に訴へ出た如きは、營業獨占の[illegible]ものと思はれるが、この種のものは鎌倉末期に近づくにつれて次第に多くなる。即ち「大谷文書」正應四年三月の越知山大谷寺下文の如き、[illegible]また延慶二年二月附の文書に現れたる社[illegible]の如き、何れも營業獨占權の存在を立證するものである。

（八）南北朝及び室町時代の座。この期に入るに及んで[illegible]で本所に對する座衆の義務も其性質を變じ、一種の營[illegible]くは現物の納入から次第に貨幣の代納へと變化した。[illegible]營業上の利益を圖らんとするものが現れた。前期末か[illegible]保の[illegible]座・紙座の如きは其例であり、特に紙座の如きは[illegible]又は座衆と呼ばれ、一定の場所に居住するを原則とし、その場所は市場たること多く、かゝる場合にはそれを市座と稱した。座商と云ひ、立賣と云ひ、又振賣と云ふも、[illegible]れを選んでも差支へなかつた。座の特權の第一は營業[illegible]れるが、本所の勢力圏内と雖も各座の間にそれぞれの[illegible]區域を侵すことは許されなかつた。座衆にあらざる者

にして同一營業に從事する者よりは年貢錢を徴收すること[illegible]出來、外來の行商人には[illegible]を課し、當該座の[illegible]區域に闖入することは[illegible]・押買・盜賣と稱し固く禁止され、これを侵す者に對しては貨物の沒收(荷留)を行ふことが出來た。座の特權の第二は諸役免除權[illegible]、第三は[illegible]であつた。當時は大小の[illegible]關[illegible]料を徴收した。[illegible]、これ以外の[illegible]關[illegible]に[illegible]努力した。[illegible]廷・幕府・守護其他の領主等に對しても百方斡旋を盡して執つた手段には訴願・買收、場合によつては武力に訴へたことさへあつた。近江國に於てはかゝる商權擁護のために幾多の市座が相寄つて聯盟を形成するまでに[illegible]。

座は大略以上の如き特權を有するのであるが、その保[illegible]代償として、[illegible]し、一定の課役を負擔した。課役の納入に當つては座全體が單位となつた場合と、座衆一人を以つて單位とせる場合とがあつた。かくて彼等の納むる課役は本所の重要な財源となつたので、[illegible]、又[illegible]」たことゝ思はれる。座人たるの資格は原則として世襲であつたが、この時代に至つては賣買・讓渡・買入することが始まり、一種の株の如き性質を有するに至つた。從つて座なる語も從來の如く團體それ自體を意味せずして、[illegible]新加の座人から加入料を徴收した例もある。この時代[illegible]、商工業者[illegible]は次第に伸張し、殊に商工業の發達著しきものがあつたが、反面に於ては其獨占排他的傾向の增大と共に却つて商工業の發展を阻害する結果をも生ずるに至つたので、[illegible]領内に於ける[illegible]かならしめんとする領主等は樂市・樂津・樂座の制を設け、[illegible]自由營業を[illegible]するに至つた。信長により[illegible]の樂市、安土の樂市、秀吉の博多及び京畿に於けるが如きはその例である。

(ニ)江戸時代の座。室町時代の末期に當つて樂市・樂座が現れ、自由營業の機運到來せしかの如く思はれたが、併しそれは未だ全般的に行はれたのではなく、徳川時代に入つても座は依然各地に存在して排他獨占をなし、ともすれば物價賃銀の騰貴を惹起し、士民を苦しめる[illegible]、幕府は座禁止の政策を採つた。即ち慶安元年四月大阪市中に令して私座を禁[illegible]と見えてゐるから、この時以前にも既に禁令が發せられてゐたと思はれる。[illegible]寬文六年九月には[illegible]を立て價格を協定することを禁じ、「人々心次第に賣買仕、諸色直段賃銀等下直に成り候樣可致」と命じてゐる。[illegible]自由營業の[illegible]勵にあつたと思はれるが、この政策は餘り徹底せず所期の效果を擧ぐることが出來なかつたと見え、幕府は僅かに方策を變じて商工業の組合を獎勵し、これを監督することによつて目的の貫徹を圖らんとしたものゝ如い。[illegible]寶永六年十一月の令には、組合加入を[illegible]勵し、加入せざるものは越度たるべしと規定した([illegible]も問屋及商賣屋に對しては既に正德五年に於て前年改鑄の金銀引替の便宜上組合を組織せしめてゐる)。併し此[illegible]如き[illegible]商工業者の組合は座と呼ばず、株仲間と稱せられた(「株仲間」の項參照)。[illegible]時代に[illegible]名稱を保存したものは次の數種の特殊の場合に限られた。

(一)、幕府の硬貨發行所たる金座・銀座・錢座等。

(二)、幕府[illegible]たる[illegible]座・[illegible]座・眞鍮座等。

(三)、幕府[illegible]の下に[illegible]人、[illegible]座・秤座([illegible])・[illegible]座・人參座・[illegible]座・[illegible](主として貿易品を取扱ふもの)、箔座(奢侈禁止の目的を以て)等。

(四)、[illegible]

以上(一)(二)(三)は[illegible]、幕府に[illegible]ある個人若くは一群の人に、特權を與へしものである(「[illegible]」「金座」「錢座」「銀座」「秤座」の項參照)。徳川時代に於て座の名稱を冠するものは以上の四者に限らるゝものゝ如くであるが、併しそれは繁華な都會地乃至は天領に就いてのことであり、邊鄙な地方に於ては此時代に入つても依然中世紀的[illegible]存[illegible]。[illegible]の如きが其例である。

カトウブシ　河東節　淨瑠璃の一派、十寸見河東の始めし節なる故にかく名づく()河東は小田原町の魚問屋天滿屋藤左衛門の男、始め藤十郎と稱し、河東と號す、壯年の頃江戸半太夫の門に入り、淨瑠璃節を學ぶ、半太夫が節を和らげ、手品市左衛門及び湯淺式部太夫が節を調和して、家の風を語り出す、享保十年七月二十日歿す年四十二、江戸築地本願寺境內成勝寺に葬る、門人夕丈後をついで藤十郎と改め、二代の美をなす、爾後相繼ぎて名手輩出し、其流今に絕えず（近代世事談、我衣、江戸節根元記、聲曲類纂）

カトウヨシアキ　加藤嘉明　[illegible]本名は茂勝、小字は孫六、左馬之助と稱す[illegible]姓は藤原氏、鎮守府將軍利仁の後裔、三河の人[illegible]幼にして孤となる、膂氣膂力ありて嚴光人を射る、年少馭馬に熟練す、十五歲岐阜に至り加藤景泰に謁し、羽柴秀吉に仕ふ、賤ヶ嶽の役能く秀吉の意に協ふ、從軍每に大功あり、賤ヶ嶽の役武勇を顯はし七本槍の一人と稱せらる、天正十三年從五位下に叙せられ、淡路志知城を受け食邑一萬五千石を食む、秀吉親ら西征するや、九鬼嘉隆と共に軍艦を督し、薩摩に入る、小田原役、又海路より進み、下田を陷いれ、秀吉に賞せらる、文祿元年征明の軍起る時、嘉明水軍の將軍として屢々力戰し、到ら進て敵船を奪ふこと前後二十餘艘、慶長二年再征の時、また水軍を率る七月陸兵と共に南京城を陷いれ、首を斬る、蔚山に加藤淸正圍まるゝや諸將赴き援く、嘉明また從ひ首を斬る一千五百餘、大功を以て十萬石に封ぜらる、曾て石田三成と隙あり、慶長庚子の役、福島正則、池田輝政等と共に德川家康に屬し、八月岐阜城を拔き、大に關ヶ原に戰ふ、西軍終に敗る、嘉明衆に先ちて三成の先鋒を退ふ、十一月軍功を賞せられ二十萬石となり松山城に治す、元和元年八月從四位下に叙せられ侍從に任ず、寬永四年二月封を會津四十萬石に轉じ、八年九月十二日卒す、年六十九、嘉明常に曰く、鋭利勇なる者は、拔群の功ありと雖も賴けず、武功は質直に在り、又剛毅なる者は、絕倫の功あるも恃むべからずと（野史）

（嘉明花押）

カトク　家督　家の跡目（史記に、家有長子曰家督とあるに據る）江戸時代、士列以上の家督相續につき、諸士法度の定を見るに、寬永九年の定に、「跡目之儀、養子は、存生之內に可得御意、末期に及び雖申之、不可立之」とし、寬文三年には、その父五十以下の輩は、雖爲末期依其品可立之、十七歲以下之者、於致養子者、吟味之上許容すべし」と定め、尙後には同姓の弟、甥、從弟等より撰擇し、若し同姓の者なくば、入聟緣方の孫、姉妹の子、種替の弟等より、その父の人柄によりて家督相續せしめ、尙ほ是等の家督者なくば、奉行所に屆出で、差圖を受けしむ、享保五年に、年增の養子を爲すことを禁じ、七年に、一度養子せし後實子生るゝとも家督者たること能はずとなし、十二年に、金銀を以て養子の契約をなすを嚴禁す、延享四年に、出奔せし者の子は家督者たることを得ず、その繼嗣母ならば差支なきを令す、

カドタカツキ　角高坏　「タカツキ」を見よ、

カドノヲサ　看督長　檢非違使附屬の官人、諸國追捕の時之を遣はす、政色之に屬す、弘仁七年二月始めて看督の名見えたり、政治要略に、私囚を禁看督者、宜令看督長驗令禁獄」とあり、又政事要略、承和五年五月の條に、畿內諸國群盜横行、放火殺人、下知國司捕糺海賊、遣左右衛門府生看督長等幾內諸國搜捕盜賊」と見えたり、職原抄に、當使中看督長六十六人、以其道數諸國を司らしむ、然るに近世方幣束は職原抄に、六十六を稱すとは諸國管轄施の事を思ひ誤りしなるべしと、例證を擧げて標注に辨ぜり、

カドノガハノツカヒ　葛野河使　埼河使（ハヤセツカヒ）を見よ、

カドノノコホリ　葛野郡　[illegible]山城國[illegible]葛は上古葛野縣の地なり（愛宕は此分地）神武天皇紀に、二年二月乙巳、頭八咫烏亦入賞例、其苗裔即葛野縣主殿部是也」と見えたり、和名抄に、愛宕郡賀茂郷あり、賀茂縣主は葛野縣主に出るを見れば、愛宕は葛野の分地たるを推知すべし、管郷は、櫟頭（ハシダメ）大岡（オホヲカ）山田（ヤマダ）川邊（カハノベ）葛野（カドノ）川島（カハシマ）上林（カムソハヤシ）櫟原（イチハラ）高田、下林（シモツハヤシ）綠代、田邑（タムラ）等なり、延喜式に始めて郡名見えたり、爾來變遷なし（國郡沿革考、郡名異同一覽）

カドノワウジ　葛野皇子　[illegible]弘文天皇の第一皇子、母は十市內親王、[illegible]にして風儀秀逸たり、材幹器に稱ふ、少にして學を好み、博く經史に涉り、頗る文を屬し、また書畫をよくす、從淨大肆に至り治部卿に拜す、高市皇子薨じて、儲貳未だ定まらず、持統天皇百官を會して、立太子の事を議せしむ、衆議決せず、皇子曰く、我國時代より子孫相繼ぎて、王位を受くるは國家の法なり、若し兄弟に及ぼさば亂起らんと、

ム

ムサシアブミ　武蔵鐙　卷二　浅井了意（一六四〇—一七〇九）撰と傳ふ。江戸第一の大火と稱せられる明暦三年丁酉（一六五七）正月十八日、同十九日の大火の情況を記す。文體後の戯作體に近く、挿畫は當時の風俗を見る上に參考となる。但し、その内容は直ちに信據し難い。（「近古文藝温知叢書」第十二編・「日本國粹大成」第二期第三卷）（時月）

ムツワキ　陸奥話記　作者不明。一名「陸奥物語」。前九年役の戰記。安倍頼時の累代強盛にして不朝を致し、源頼義の陸奥守兼鎮守府將軍に任ぜられてより頂任の長期にわたつて安倍氏討滅に至る幾度かの苦闘を記し、天喜六年（一〇五八）の論功行賞に及んでゐる。卷末に、その戰鬪をたゝへる爲に國解の文を衆口の話に抄せること、筆者は千里の外にあれば訛謬なきを保たず是正されたき趣あり。筆者は中央の公家であらう。（「群書類從」合戰部）（二宮）

ムラサキシキブニッキ　紫式部日記　紫式部（九七五—一〇三一）著。寛弘五年秋中宮彰子の御産より筆を起し、七年正月に至る日記體の記錄。後半には消息文が混入してゐるが、同僚の批評等多くの興味ある記事がある。文學的價値は勿論、宮廷を中心とする公事・風俗・有職等について又紫式部の人物研究資料としても貴重な文獻である。（「群書類從」日記部・「日本文學全書」・「有朋堂文庫」・「國文叢書」・「國文大觀」・「校註日本文學大系」・「日本古典全集」）（小）

ムロマチケゴナイショアン　室町家御内書案　卷一　一名「京都將軍家古狀」といふ如く、室町幕府が武家及び社寺に對して發する書狀案文を集錄せるもの。編者及撰述年代不詳。「改定史籍集覽」本は、天文八年（一五三九年）の奥書を有する水戸彰考館本の寫本。別に「續群書類從」本あり。前者に比すれば、最初の部分は同一なるも内容大に異同あり、又前書を參看すべし。（「改定史籍集覽」第廿七冊・「續群書類從」武家部）（大野）

メ

メイゲツキ　明月記　卷三　藤原定家（一一六二—一二四一）の漢文の日記。一に「照光記」ともいふ。明月は住吉の靈夢に基きて名づけしもの。異本頗る多く、國書刊行會本には治承四年より嘉禎元年に至る五十六年間の記事を收め、缺脱多きも、内容は朝廷の政務・行事、公武の關係、院宮諸家の動靜等より、公事・典禮・人事風俗の微に及び、鎌倉時代研究の根本史料たり。（「國書刊行會叢書」・「明月記」抄錄は「續群書類從」雜部にあり）（大野）

メイコーオーライ　明衡往來　卷三　「雲州消息」とも稱し、藤原明衡の著。往復の進狀及び之に對する返狀を並擧して書簡文の模範を示したもので、上代末公卿社會の實際教育の教材に資する目的によつて作製されたものであり、從つてその内容は宮廷生活を主とするも中に庶民の生活の記載に及ぶものあり。當代の社會生活を窺ふべき史料として價値を有し、且つ教育史上重要なる資料とされる。一名「雲州消息」となすは明衡が出雲守に任ぜられたからである。（「群書類從」消息部）（佐藤）

メイジイシンシンブツブンリシリョー　明治維新神佛分離史料　卷五　正編三卷、續編二卷　大正十五年—昭和四年刊。東方書院發行　村上專精・辻善之助・鷲尾順敬共編。序文中にも見ゆるごとく、神佛分離事件は維新に於ける最も重要な事件の一にして、佛教渡來以後一千餘年の間にも曾つて見ざる大變化であつたと言へよう。其の點に於て本史料の史的價値又大なりとしなければならぬ。全國に亙り史料を蒐集し且つ蒐集した偉觀である。（北島）

ゴカンジョ　後漢書　百二十卷　南朝宋范曄（三九八―四四五）撰。支那正史の一。九本紀・一后紀・八志（律暦・禮儀・祭祀・天文・五行・郡國・百官・輿服）八志三十卷。但、八志は晉司馬彪の作。光武帝より獻帝に至る約二百年間の歴史を記し、紀・志・傳八十卷より成り、「前漢書」と名づく。後亡び、八志を存するのみとなる）・八十列傳より成り、後漢一代の歴史を記す。後漢研究の必讀書。本書は晉劉珍・延篤等の「東觀漢記」・「光武帝功臣列傳」・謝承・「漢紀」・司馬彪等の「續漢書」・華嶠承の「後漢書」・華嶠の「漢後書」・袁宏の「後漢紀」・司馬彪の「續漢書」等を參考したれば材料極めて豐富。但、製作年代は陳壽の「三國志」より遲れ、從て史料としての價値は比較的に低きを免れず。又唐の章懷太子賢注は本書に簡潔の體を補ふ（「廿二史箚記」卷四「後漢書」條）。上元中、章懷太子賢等を集めて本書に注し、儀鳳元年之を上る。降って宋の眞宗の世、孫奭等建議して梁劉昭之が司馬彪の「續漢書」に補注し唯々志のみ存せるを范曄の書と合して校刊す。即ち現行本なり。參考書　宋熊方「補後漢書年表」十卷・清錢大昕「後漢書辨疑」十一卷・同上「後漢郡國令長考」・清惠棟「後漢書補注」二十四卷・清侯康「後漢書補注續」一卷・同上「補後漢書藝文志」四卷・清王先謙「後漢書集解」百二十卷・清丁謙「後漢書東夷傳・匈奴傳・西南夷傳・烏桓鮮卑傳西羌傳攷證」（本紀の譯注は參考とするに足らむ）・楊樹達「漢書補注補正」六卷・シャヴァンヌ「後漢書西域傳」西域研究」Chavannes, E., Les Pays d'Occident d'après le Heou Han Chou (T'oung Pao, 1907)（鈴木）

コキンチュー　古今注　三卷　晉崔豹撰。「輿服」・「都邑」・「音樂」・「鳥獸」・「魚蟲」・「草木」・「雜注」・「問答釋義」の八門。事物の名稱・制度・構造等を考證。「隋書經籍志」に見え、宋李昉等「太平御覽」引けど、元馬端臨「文獻通考」已に著録せず。本書は後唐馬縞「中華古今注」と以前に關し、內容稍と相同じ。恐らく、豹の原本亡佚、縞書を剽竊、偽託せるか。又上記二書は中「永樂大典」所輯唐蘇鶚「演義」と相同じく、縞書には「演義」よりの剽竊あるも、「古今注」は「唐書藝文志」所揭の後漢伏侯のそれにて、豹書とは別。（漢魏叢書）（野原）

コグーホーシモク　故宮方志目　一冊　地志の書目として「方志考稿」と並稱すべきもの。卷首に江瀚の序、卷末に附錄として方志目索引を附す。今日と同じく北平圖書館の藏する所となれる前清內閣所藏の府州縣志を基礎として一千餘種、各省別に分類して地志名を列記す。（鈴木）

コクゴ　國語　二十一卷　吳韋昭注。周穆王以後晉悼公迄の史的人物の言說を國別に記載す。內容「左傳」と互に補足して、文體又頗る類似す。康有爲は南宋劉歆が本來一體を成せるものと見、「漢書藝文志」の左丘明作「新國語」五十四篇を左傳となせしが、同じく、「左傳」と共に「國語」所揭の「國語」二十一篇こそ、今本に他ならず、前漢末劉歆が古の「新國語」より「左傳」を分離抽出せる際、その殘部に雜書を加へて造り上げたものとなし、「史記」十二諸侯年表の「魯君子左丘明」の句を、劉歆學派の竄入によるとなす（「新學偽經考」）。錢玄同は康説を一步前進させ、「新國語」作者左丘明を戰國魏の人なりと斷ず（「重論經今古文學問題」「國學季刊」三ノ二）。されば、「漢書司馬遷傳贊」に「史記」の採用せりと稱する「左傳」・「國語」は實は「新國語」を意味するか。從て「漢書律曆志」に始まり、後漢王充「論衡」・同劉熙「釋名」に實付せられた「春秋」の經に對し、「左傳」を內傳、「國語」を外傳となす說は否定せられ、兩書俱にもとは「春秋」の經に無關係。康氏の所謂今本には、「隋書經籍志」によれば後漢鄭司農・同賈逵・魏王肅・吳虞翻・同唐固等の注本があつたが皆亡び、韋昭注が現存最古のもの、自序により前揭諸家を參考せるを知る。後、晉孔晁に注本あり、宋宋庠に「國語補音」三卷あり。（土屋）參考書　清劉台拱「國語補校」・同洪亮吉「國語韋昭注疏」・同汪中「國語校注本三種」・

石部琴好 [illegible]

石山千句 → 石山百韻を見よ。

石山寺縁起 [illegible]

石山寺緣起繪（石山寺藏）

[illegible]

石山百韻 [illegible]

何處へ 小說【作者】正宗白鳥 [illegible]

[illegible]

にほんけいゐどじつそく

日本經緯度實測 寫本 一卷 伊能 忠敬

日本の四境を實測したるもの[illegible]けて、[illegible]まで[illegible]を測量す。寛政十二年庚申〔二四六〇〕の作なり。其[illegible]

◉伊能忠敬は「大日本沿海實測錄」の下に傳す。

にほんこうき

日本後紀 寫本 二十卷 藤原 冬嗣

續日本紀に續[illegible]六國史の一なり。桓武天皇の延曆十一年壬申〔一四五二〕正月に起りて、淳和天皇の天長十年癸丑〔一四九三〕二月に至る。四十二年間の事を記したるものなり。卷首に承和七年庚申〔一五〇〇〕十二月、藤原緒嗣等此の書を奏進する序ありて勒して以て四十卷と成すよしを記せり。此の書全本久しく佚して傳はらず。今傳ふる所のものは斷本なりといふ。松下見林曰く「今世に傳ふる所の後紀初の十卷は中吉より寫し來れるものにして、末の十[illegible]なり」云々。また「拾芥抄」に曰く「日本後紀三十卷[illegible]」[illegible]文學博士小中村清矩氏の校本に據り、傍ら諸家本、[illegible]を加へたるものなりといふ。

◉藤原冬嗣の傳は「弘仁式」の下にあり。

にほんこうきさん

日本後紀纂 寫本 一卷

日本後紀[illegible]

にほんこうきざんけつぼん

日本後紀殘闕本 二卷 藤原 冬嗣

卷五、八、十二、十三、十四、十七、二十、二十一、二十二、二十四、以上十卷なり。「日本後紀」二十卷久しく佚し[illegible]塙保己一の家に於て八卷を校刻し、享和元年辛酉〔二四六一〕[illegible]

◉藤原冬嗣の傳は「弘仁式」の下にあり。

にほんこうきるゐじ

日本後紀類字 寫本 一卷

日本後紀に出でたる詞をいろは順に抄錄類聚して、其の出所を指示したるものなり。

にほんこぎ

日本古義 寫本 五卷 高木 正朝

射禮、笠懸、犬追物、射藝、太古の矢、引目鏑、誕生の[illegible]引目、[illegible]木正朝は紀伊國の人なり。

にほんこくげんざいしよもくろく

日本國見在書目錄 一卷 藤原 佐世

易家、尚書家、[illegible]、小學家、[illegible]等に至る[illegible]、當時現存[illegible]を標記したるもの。千五百七十九部一萬六千七百九十卷[illegible]寛平年中の著なり。現本には[illegible]從」卷八百八十四、雜部第三十四に收めたるを、別に刊行したるなり。

●藤原佐世は[illegible]の子にして、[illegible]掾に補せらる。同十四年渤海使を鴻臚館に接伴し、[illegible]寛平三年[illegible]となり、[illegible]昌泰元年戊午〔一五五八〕を以て卒す、享年未だ詳ならず。

にほんこくげんぽうぜんあくれいいき

日本國現報善惡靈異記 寫本 三卷 僧 景戒

此の書は一名「日本靈異記」の下に解題せり。本書[illegible]名[illegible]四百四十七、[illegible]て、狩谷望之の、文化十三年丙子〔二四七六〕二月に[illegible]記したり。

スーヘイ 鄒柄 宋末の良吏。晉陵（江蘇）の人。[illegible]で、天台の守となつた。其學ぶ所を行ひ頗る善政が多かつた。文集二十・伊川語錄一卷あり。（式守）

スーホー 鄒渢 南宋末の忠臣。吉水（江西）の人。[illegible]聚めて數萬を得、興國永豐二縣を復した。兵部侍郎に[illegible]遂に[illegible]（宋史[illegible]）。（式守）

スーホシ 鄒補之 南宋の儒學者。字は公交。開化（浙江）の人。業を朱呂の門に受け、孝宗の淳熙年間[illegible]となる。[illegible]（浙江通志一七七儒林）。（小沼）

スーミツイン 樞密院 主として軍政・機密の事を掌る官署。唐代宗の永泰中内樞密使を置き、宦官を之に任じ[illegible]しめたに始まる。[illegible]てより、內の字を省いて樞密使と稱せらるるに至る。[illegible]改革されたわけではない。後唐の時再び樞密院となる。[illegible]の外に又一省があるかの如くであつた。宋に至り、武人の專橫を抑壓するため文武の別を明かにし、中書省と樞密院とに夫々文武の二柄を分掌せしめた。こゝに[illegible]を兼ねたこともあつた。但し慶曆以後約八十餘年間は[illegible]院の別があり、漢人を治むるものと契丹人を治むるも[illegible]る慣例となつた。元末順帝の時には分院が設けられたこともある。明に至つて廢せられた（宋史一六二・遼[illegible]通考五六）。（[illegible]）

スーミツシ 樞密使 ↓樞密院

スーメイカク 鄒鳴鶴（一一八五三） 淸の政治家。[illegible]進士、郎用（雲南）知縣となり、後調て河南の新鄕に[illegible]著し、羅山に補され、惠政があつた。母の喪に遭ひ官[illegible]となり、咸豐元年廣西巡撫に擢でられ、長髮賊の亂後[illegible]に疏爭したが、賊軍遂に興安、全州を陥れ湖南に入る[illegible]く能はず、建議の江甯（南京）に旋退して褫罪するや、[illegible]淸史列傳四三）。（中山）

スーメイトー 崇明島 Ts'ung-ming-tao 揚子江口にある島。[illegible]波荒く高さ一間半の堤防を築きて此を防ぐ。五代の時楊吳崇明鎭を西沙に置き通州海門縣に屬せしむ。宋の[illegible]大倉州の管下に入り淸の代に至る。現在は江蘇省崇明[illegible]に隔まる。往時人口甚だ多かりしが今約六千、大豆等の農産物出産期に賑ひを呈するのみで、市況一般に不振（大淸一統志七一・讀史方輿紀要二四）。（小林通）

キヘイセキキョー　熹平石経　所謂漢の石経の事で経書の文を刻した石碑。石経の初めである。即ち後漢霊帝の熹平四年（一七五）議郎蔡邕が聖人を去る事久遠にして経書の文字に謬多く、俗儒が穿鑿して後学を誤るのを恐れ、五官中郎将堂谿典・光禄大夫楊賜・諫議大夫馬日磾・議郎張馴・韓説・太史令単颺等と共に帝に奏して経書の文字を定める事を許された。仍て蔡邕は自ら丹書を以て書き、工をして之を刻せしめ、光和六年（一八三）に洛陽の大学の門前に立てたものである。是より後儒晩学は皆正しい経文を得る事が出来た。碑が始めて立てられるや之を観視するもの及び摹写する者の車で街路が塡められたと云ふ。蓋、此れは許慎の説文・五経異義等と同様、後漢になつてから古文学が隆盛となり、今古文の比較研究が盛になつて諸儒各異説を唱へたので、之に準拠を与へる為であつた。碑は毀損已に久しいが、清朝末、光緒十八年（一八九二）以来洛陽故址より種々出土し、之に関する色々の研究も発表されてゐる。経書としては易・書・魯詩・儀礼・春秋の五経と公羊・論語とである（後漢書八霊帝紀・九〇蔡邕伝）。㊂宇野哲人「儒学史」・[illegible]三「漢石経周易尚書残本考」（支那学八ノ四）。（板野）

ギヘキ　魏璧　明末の詩人。字は楚白。浙江慈谿の人。毅宗の崇禎年間、慈谿県学生に補せられ、後、名を畊、字を白衣と改む。彼の詩は達情を眼目とし、詩論の中にも或は「詩以達情。情貴得其所。故楽必盡楽、哀必盡哀」とか「余之於詩。初無矜飾。務達其情」とか述べてゐる。居る所に息賢といふ渡あり、其字に名づく。息賢堂前後集あり（静志居詩話二二）。（石原）

キホ　亀浦　朝鮮慶尚南道にあり。日本書紀巻九神功皇后四十九年條に見ゆる七国の一、南加羅（アリシヒノカラ）ならん。㊂津田左右吉「朝鮮歴史地理」一。（田村）

ギホ　魏謨（七九三―八五八）　唐文武宣三宗朝の諫臣。字は申之。鉅鹿の人。貞観朝の名相魏徴の五代の孫。文宗大和七年の進士。尋で同州刺史楊汝士に辟せられ防禦判官となる。汝士入朝するや薦されて右拾遺となる。時に文宗宰相に進ぜんとするや此を諫めて納られ右補闕に遷る。開成三年起居舎人に轉じ、四年諫議大夫に拜され起居舎人を兼ね弘文館の事を判す。武宗即位するや李徳裕權を恣にし爲に汾州刺史に貶さる。宣宗即位と共に郴州司馬に量移され尋で商州に遷る。大中二年内に召されて給事中となり御史中丞を拜したが此を罷め戸部侍郎に遷る。時に宣宗春秋に富み未だ皇太子を立てず。謨率先して立太子の議を啓奏す。尋で銀光祿大夫を加へられ、集賢大學士、禮部尚書を兼ね國史を監修して文宗實錄十四卷を修成して上る。大中十年成都尹・劍南西川節度副大使に遷り、十一年又召されて吏部尚書となり、次で檢校右僕射、太子少保を拜したが十二年十二月卒。年六十六。司徒を贈らる。文集十卷あり（舊唐書一七六・唐書九七）。（吉村）

キボー　櫃坊（匱房）　櫃坊のことは唐の中期以後の文獻に先づ見えて居る。即ち獻替記・乾𦠆子・廣異記・唐大詔令集並に新舊唐書等に見えるのであるが、此等に依れば、長安城中に櫃坊といふものがあつて料金を取つて人の財物を預つたこと、多額の財を他人に支拂ふ際には豫め其れを櫃坊に預け置き、ついで名義を書換へて錢物授受の煩を省いたこと、顯官に賄して官職を買ふ場合にも櫃坊を利用したことなどが知られる。宋代の文獻に至つては、櫃坊の名はかなり多く見え、其の設けられた場處も、首府開封を始め、南北諸地方に及んで居たやうであるが、しかし其はいづれも、軍民を集めて賭博を行はしめる場處として禁止の對象とせられて居るので、唐代の櫃坊とは大に面目を異にしたもののやうである。元以後の記錄に櫃坊の名は殆ど全く見えない。此は、其が衰微滅亡した爲であらう。顧ふに櫃坊は、唐代に於いて、商業の發達するにつれ、當時の主貨幣たる銅錢を、運搬授受するの煩累―數百貫數千貫の銅錢は勿論、數貫數十貫のそれを運ぶにも車馬を要し、その煩累は今人の想像に餘りあるものであつたらう―を避けんとする要求に應じて起り來つたもので、そこには極めて堅牢な櫃が備へられ、且つ恐らく背力の強い壯漢が幾人も居て之を守り、家屋にも偸盗を防ぐ用意が施されてあり、預入人をして十分安心せしめるに足りたのであるべく、櫃坊の名は其の堅牢な櫃を備へるところから出でたであらう。さうして必しも長安だけでなく、地方の大都市にも設けられたであらう。此營業は宋代に入つて、當初の業務を離れて、賭場に墮落してしまつたのであるが、此は其が財物を預ける處であつて賭博にも便利であり、又、齎運の爲に雇はれるものが、動もすれば飲博を好む惡少無賴の徒であつた、といふやうな事情に本づいたことと、想像せられる。櫃坊は銀行業の一要素たる預金―運用預金でなく管理預金ではあるが―を取扱つたものと謂つてよいので、若し健全に發達すれば支那に於ける銀行其物の淵源と爲り得たであらうが、惜しくも頽落滅亡したのである。支那には善い制度や慣習が發生しても、順當に發展せず中途で枯死するものが往々にしてあるが、櫃坊も其の一つである（加藤繁「唐宋櫃坊考」（東洋學報一二ノ四））。（加藤繁）

ギホー　儀鳳　唐の高宗の年號（六七六―八）。

キホーコー　喜峰口　Hsi-fêng-k'ou　滿支國境の要地。灤河の熱河省より流れ來つて、[illegible]の長城に入る處、平泉・北平街道上にあり、長城の二關口の一。

カンハンダ　漢槃陀　→湯槃陀

カンバン　甘盤　殷中興の王高宗武丁の時の賢臣。一に武丁の師也と云ふ。近時武丁時代のものと認められる卜辭中に師盤とあるは、甘盤のことなりと云ふ說がある。即ち盤と稱するは賢師を尊稱する意を示すもので、卜辭に「師盤に命ず」とあるは、「竹書紀年」に「卿士甘盤に命ず」とあるに相當すると云ふ。之は未だ定說と言へぬが、參考とすべきである（尙書君奭篇・漢書古今人表）。參董作賓「甲骨文斷代研究例」（慶祝蔡元培先生六十五歲論文集上册）。（大島）

カンピ　韓非　→韓非子

カンピ　漢碑　→漢＝碑文

カンピシ　韓非子（－前二三三）　韓の諸公子。刑名法術の学を喜ぶ。其歸は黃老に本づく。口吃なり、道說を能くせず善く書を著す。嘗て李斯と共に荀子に事ふ。韓國の削弱なるを見て數々書を以て韓王を諫めしも用ひられず。國政を憂ひ、孤憤・五蠹・內外儲・說林・說難等十餘萬言を著す。後、韓が秦に攻められるに及び、韓王は非を秦に使ひせしめしが、李斯・姚賈の計により自殺するに至る。著す所韓子五十五篇（史記・六三老莊申韓列傳）。韓非の書は「漢書」藝文志の法家の部に「韓子」五十五篇と錄される。現に二十卷五十五篇が存してゐる。亦其全部は韓非自身の著作ではあるまい。初秦見・存韓の二篇は「戰國策」楚策と同じ文である。恐らく韓非第十の首であらう。[illegible]は法家的言說が多く述べてゐる。內外儲說・說林・說難などは、古人の言說を故事に假託したものであり、所謂寓言を多く擧げて其要旨を示してゐる。解老・喩老の二篇は「老子」の解釋或は「老子」の語を故事に對する比喩に用ひたので、喩老篇は恐らく「淮南子」道應訓の後に製作されたものと思はれる。又他の諸篇に於て、儒家道家の說を[illegible]しながらも、根本には[illegible]を取擧げ、其意味を法家的に變改したと思はれる場合もあるので、そこに全體としては、何等かの不統一は感ぜられなくもないが、概して韓非並に其後學の手になつたものであらう。主張する處は、戰國の競爭裡にあつて、國家を強大にする事である。其爲には法を嚴にせねばならぬ。法と刑名に據り、官守各々其分を守めて其事に任ずることである。それには君主は所謂術が必要である。即ち自己の心を無爲に保つて臣下に推測し得られぬ如くし、又刑德（賞罰）の實權を握り、人間は利を好み害を惡む本性を有してゐるから、臣下をして其威を畏れて其利に赴かしめねばならぬ。それ故、仁義を行ひ[illegible]は不令の民は嚴誡されて容赦なく、君主の權を固める人物、[illegible]として軍事の役を[illegible]ねばならぬ。之等の主張は極端に國家の強大化と君主の權勢を強める事に基礎を置いてゐる。[illegible]を民衆に勤めた商工を排するのも、君主の權力維持の爲であつた。かゝる思想は戰國の競爭時代として、必然に生まるべきものであつたと考へられる。現存せる「管子」に「韓非子」と同樣な思想が多分にみられるのが注意せられるが、韓非の先驅としては、其他は明かでないが愼到・申不害などが考へられる。又荀子を師としたことから、荀子の君臣上下の秩序を重んずる禮の思想もあつたらう。儒家墨家の理想とする先王の道に對しては常に反對して、其價値を否定した。尙法を力とみる法家の考へからは當然であつた。道家の思想としてその處生術の一面を取入れて、君主の臣下を御する術として君主が用ひる事を說いた。[illegible]「[illegible]」・武內義雄「支那思想史」・馮友蘭「中國哲學史」・

二 Maspero, La Chine Antique.（小林升）

カンヒャクケン　韓百謙（一五四七―九〇）　李朝の學者。字は明吉、久菴と號す。淸州の人。判官孝胤の子。官參議に止り、宣祖二十三年歿。退溪李滉に師事して學行あり。特に東國地理に名高く、遺稿久菴集二卷世に行はる。（旗田）

カンフ　函普　松漠紀聞には龕福に作る。金の始祖。但し完顏氏の系譜上にのみ存し、實在の人物ではない。傳說によれば彼はもと高麗の地に在り、年六十餘にして兄弟と別れ、[illegible]つて阿[illegible]完顏部に至る。時に完顏部の一部人、他族の人を殺し、爲に兩族常に鬭ひ、解決を見ず。完顏部人は函普に解決を依し、成功の曉には部の賢女、年六十にして未だ嫁せざるものを與へんと約す。函普は和解に努力し、其結果、兩族の滿足する所となり、事件は茲に解決、かくて函普は完顏部の賢女を娶り、二男一女を擧げ、遂に完顏部人となつたとある。即ち完顏部の始祖である。此說話は阿[illegible]完顏部の原住地、或は當時の生女眞の生活を知る上に興味が深い（金史一）。（三上次）

カンフー　Khanfu　元の地名。→廣東

カンフク　漢復　後漢光武帝の世、隗囂の僭年號（二三―四）。

カンフクク　韓復榘　Han Fu-chü（一八九〇―）　現代支那の政治家、軍人。現在山東省政府主席。字は向方。河北省霸縣の人。夙に馮玉祥軍に入り、一兵卒より漸次昇進。民國十三年（一九二四）西北代表として陸軍大學[illegible]。此頃より僅に著名となる。十五年秋、國民軍北京撤退後、國民軍の山西攻擊に西方總司令として活躍。次で[illegible]となり、[illegible]口方面で[illegible]と稱ふ。

カンシュクツーシ　甘粛通志　大略今の甘粛省の地域に於ける各般の事情を古今に亘つて叙述したる書。現存のものに二種あり。一は清の雍正七年勅を奉じて許容等監修、李迪等重修の下に稿を起し、乾隆元年九月梓行の運びに至つた全五十巻首一巻。内容を圖考・星野・建置・疆域・山川・城池・公署・學校・關梁・祠祀・貢賦・兵防・水利・驛遞・鹽法・茶馬・物産・風俗・古蹟・祥異・陵墓・封爵・職官・名宦・選舉・人物・孝義・忠節・流寓・仙釋方伎・列女・藝文・雜記等に細分して記述する。而して編纂者は、今の甘粛省の地域が明代迄は陝西布政使司に隷屬してあまり重要視されず、清の康熙年間に至つて初めて獨立の一省となつた事情から、依據すべき資料の蒐集に苦心し、僅に陝西通志を得て之に根本的檢討を加へ、以て全般的に増補改訂を施して此書を完成した。然し陝西通志は此地域に關する限り極めて粗略な叙述をなすに過ぎず多くは未開拓の域に屬したので、編纂者の努力にも拘らず、大體補綴の書として其完璧的記明を求むることは出來ない。斯て其缺陷を補ふものとして、清末光緒三十四年十二月十九日昇允の奏准を得して昇允監修、安維峻等纂修の下に筆を染め、宣統元年十月完成を見た全一百六十巻首四卷から「甘肅新通志」がある。内容を天文・輿地・建置・祠祀・學校・兵防・職官・人物・藝文・志餘の十項に大別し、更に六十四目に細分し、其體裁とする所は詳細を極め、徴引する所の網羅的なると共に前者を凌駕する事遠く、甘肅省の大體を知るべき良書の第一に位する。然し同省に關して猶ほ新考究を要する場合には兩者を參照せねばならぬことは勿論である。兩書共に、前者は静嘉堂文庫・東洋文庫・内閣文庫に、後者は東洋文庫に蔵せられてゐる。（星）

カンジュルスメ　甘珠爾廟・甘丹廟・甘珠兒廟　滿洲國興安北省海倫の西南一八〇粁、呼倫貝爾（Hulun Puir）南方唯一の中心地たる喇嘛教の大寺。寺名を甘珠爾寺と稱し、沙漠の中に壯觀を呈す。清乾隆四十九年に蒙古佛教僧として甘珠爾經を以て建立さる。乾隆帝は此寺に扁額を賜ふ。喇嘛の信仰する所。毎年陰曆七月末に大縁日は行はれ有名な定期市ありて蒙・支・露人參集す。其國境に近き地に甘珠爾を擁かんとせしも果さず。滿洲國建國後は此附近は外蒙との國境地帶となり有名。（樋口）

カンジュン　韓淳　李朝仁祖時代の武臣。父明璉が李适の亂の叛謀となり、仁祖二年誅に服するや、朝鮮を脱出して遼州に投入し、朝鮮の事情を報告すると共に、遂に胡軍師山の役に兵事を率ゐて朝鮮し既に金に降つてゐた姜弘立に、其父母妻子が悉く誅戮せられたと誣言し、共に金の兵を借りて仇を報ぜん事を計つた。仁祖七年金軍が朝鮮に侵入した時には、金軍に從て來征し、和約成立後も、朝鮮が違約を行ふ故再征すべき事を、金汗に說いた。朝鮮は韓賊と稱して彼を惧んだ（朝鮮史第五編一・二）。（旗田）

カンジュン　咸淳　宋の度宗の年號（一二六五—七四）。

カンジュンギョク　韓純玉　明末清初の詩人。歸安（浙江）の人。字は子蘧、蘧廬居士と號す。後に振鐸の少子にして、父が殉節を以て殺せられたのを悲しみ、終身仕を求めず、詩文を事とした。明季兵燹を避けて山中に居し、「蘧廬集」を作つた。康熙中歿、八十餘歳であつたといふ（明詩紀事辛二八）。（松本善）

カンジュンゲンポー　咸淳元寶　→宋ノ貨幣

カンジュンリンアンシ　咸淳臨安志　宋の潛說友撰。撰者は錢塘の人、字は君高。本書は南宋咸淳年間になり、南宋の行在所臨安府の地理書。行在所錄及府志に分れ、前編には皇宮官司及兵等を、後編には山川より坊巷・紀遺に至る各地方の状況を記し、體例匪斷整然として宋代地理志中善本の一である。殊に前編の圖四卷、後編の圖九卷は地誌研究に貴重な史料である。（式守）

カンジョ　漢書　百二十卷　後漢班固撰。班固の傳記は後漢書卷七十・後漢書班彪列傳に詳しい。字は孟堅。明帝の時の人。初め父班彪は史記が太初以後闕けてゐるので、之に續けて正史を作らんとする志があり、後傳數十篇を作つたが、業未だ成らずして死んだ。班固父の遺志を繼ぎ、其體を改め、漢一代二百三十年を包擧する斷代の史を作つた。然し其八表及天文志は妹班昭（曹大家）之を續成した。班固は永平年間詔を受けてより、建初年間に至る迄二十餘年を費した。漢書初めて世に出た時多く通ずる能はず、馬融は班昭に從つて讀を受けた。漢書は史記と共に後世より正史の模範とされてゐる。一は會通の書であり、一は斷代の史である。故に此兩書の得失に關し史論家の論爭が絶えぬ。劉知幾・鄭樵・葉適・蘇洵等之である。然し歴代の正史は多く漢書の體制・精神を繼いでゐることは否定出來ぬ。本紀・列傳・志・表を備へ、史書として非常に整齊してゐる。殊に藝文志・地理志は班固の創成であるが、後世の正史多く其體を襲つてゐる。漢書百篇の内容は十二帝紀・八表・十志・七十列傳で、古學術資料、文章辭賦多量で、歴史書としても、文學書としても價値が高い。班固は漢の制度を以て堯道を繼いだものとし、漢朝は此堯舜の理想を政治上に實現する大使命を享けたものとの信念を持つてゐる。班固は斯る見解を以て漢一代の歴史を書いた。漢書百二十卷中には隨所に此情熱が溢れてゐる。

キューカン　九官　帝舜は九官を設けたと傳へられる。舜は伯禹を司空とし、棄を后稷、契を司徒、皐陶を士、垂を共工、益を虞、伯夷を秩宗、夔を典樂、龍を納言にしたといふ。以上が舜の九官と呼ばれるものである（書經舜典）。（櫻井芳）

ギューカン　牛邯　後漢初の武將。狄道（甘粛）の人。字は孺卿。隗囂の將軍として勇才を以て邊境に鳴る。屢〻王覇の軍を破り、後更に光武を惱した。隗囂て王遵に勸され、身を歸して光武帝に降る。大司空司直の上林や太中大夫の馬援の推薦により護羌校尉となり、來歙と共に隴右を平定した。光武十八年隗囂の子、純が賓客數十騎と倶に胡に逃亡したので、之を追ひて武威に至り、遂に捕へて誅した（後漢書四三）。（松本雅）

ギューカン　牛鑑（—一八五八）　清の政治家。武威（甘粛）の人。字は鏡堂。嘉慶十九年の進士。庶吉士に選せられ、編修を經て國史館纂修を授けらる。累遷して道光十年吏科給事中に陞り、翌年出て雲南糧儲道となり、山東按察使・順天府々尹・陝西布政使に歷任し、十七年陝西巡撫と意見合はずして乞病歸郷す。十八年江蘇布政使に起用され、河南巡撫を署し、翌年河南巡撫に擢でられ、吏治・理財・治河事業等に治績見るべきものあり。鴉片戰爭起り、二十一年英兵揚江を侵し、兩江總督裕謙の寧波に殉するや、其後任を命ぜられ、十月蘇州に至り事を受け、海口を固し、提督陳化成と共に防備を嚴にす。翌年英兵乍浦を陷れ呉淞に來攻するや、陳化成と共に督戰せしも敗れて、化成は戰死し、彼は嘉定に退き、寶山・上海相繼いで陷るや、崑山に退き鎭江を放棄し、更に京口より退いて江寧を保つ。而も英艦の攻撃益急にして江寧危險に瀕するや、僅違りに疏して撫を議せん事を請ふ。斯て耆英・伊里布の先後して來命來着し、其國の強硬要求を容れて和議を締定するや、彼等と共に兵備を避け民命を保全せん爲に和議の必要なる所以を合疏し、八月南京條約成立す。されど後、封疆を誤るの罪により褫職逮問せられ大辟に擬はれたが、二十四年釋されて、河南に赴き治河效力すべきを命ぜられ、工竣り七品頂戴を與へられ、六部主事を以て用ひられたが、尋で回籍す。咸豐三年長髮賊の北擾するや、五品頂戴を與へられ、河南按察使を署し、同年任を罷され、勸捐募勇して陳州に赴き、徐廣縉と共に捻匪を剿し、潁州の賊李士林を阜陽（安徽）に破り、其黨を殲し、按察使銜を加へられ、五年又賊を三河尖に破り、士林尋で湖北にて誅に就く。賊黨の河南に在るや深く民心を得。功によつて二品頂戴を加へらる。病を以て回籍し、八年卒す（清史稿三七七・清史列傳四八）。（中山）

キューキャクテイ　急脚遞　→驛傳（エキデン）

キューキョーウンドー　仇教運動　清光緒年間に起つた支那人の基督教排斥運動。此運動の中心となつたのは主として讀書人階級で、彼等は歐西文明の傳播により、漸次其地位に動搖を來し、又宣教師が公使館を利用して支那人信者の曲を庇ふことに憤慨したのが其主たる原因である。斯て無知の下民を煽動して或は宣教師、信者を虐殺せしめ、或は更に暴動を起さしむる等の事があつた。光緒十七年蕪湖に此仇教暴動が起り、基督教信徒の部落を毀ひ、住民を虐殺し、政府に對し、不平を懐く徒黨も加擔して擴大し、二ヶ月後漸く平定した。廿一年には福建に宣教師虐殺事件あり、又四川にも仇教暴動が勃發し、之には四川總督さへ暗々裡に援助を與へてゐた爲、鎭定に困難であつた。かの義和團の亂も仇教運動的な一面を有してゐた。斯る運動ありし結果、列國宣教師間に恐慌を來したが、列國は之に依て反つて清廷を脅迫し、利權を獲ることもあつた。

キュークン　汲郡　晉の泰始二年に置かれた郡。今の河南省北部、衞河に臨む汲縣を去る西南二十五支里なる當時の汲縣を治所と定め、ほゞ今の汲・新鄕・獲嘉・淇・輝等の縣を含む地方を含めてゐたが、後趙もなく廢され、後魏太和十二年に至つて又置かれた。然し其地域は以前に比して大略其南半分に縮限されたやうで、東魏の興和二年には伍城郡と改められた。隋朝立つや又汲郡を設けたが、其管域は今の汲・淇・濬・滑等の諸縣に互つて少しく北遷したらしく、今の濬縣を距る西南五十支里なる當時の衞縣に治した。唐武德元年、衞州と改め、次で同四年治所を今の汲縣に還徙し、元寶元年には又汲郡を復し、更に又衞州と呼んで五代に及んだが、宋が衞州汲郡と云つて河北西路に屬せしめたのを最後として再び史上に現れぬ（大清一統志一五八）。（星）

キューケイ　九卿　中央の官。九寺の長官。夏・殷・周三代皆天子の下に三公・九卿の官ありと傳ふ。夏制九卿は司空・后稷・司徒・士・共工・虞・秩宗・典樂・納言を指し、周は三少（少師・少傅・少保）と六卿（冢宰・司徒・宗伯・司馬・司寇・司空）を併せて九卿となす。但し三代の制は多く後世の假托にして、直に史實と爲し難い。秦に至り始めて奉常（宗廟禮儀を掌る）・郎中令（宮殿の掖門の戸を掌る）・衞尉（宮門衞屯兵を掌る）・太僕（輿馬を掌る）・廷尉（刑獄を掌る）・典客（諸侯及屬國を掌る）・宗正（皇親を掌る）・治粟內史（穀貨を掌る）・少府（山海池澤の稅を掌る）の九官を設く。漢之に因つたが、國初及景帝・武帝の時、屢〻其名稱を改めて、太常・光祿勳・衞尉（或は中大夫令）・太僕・廷尉（或は大理）・大鴻臚

キューセイジュツ　九星術　→[illegible]

ギューセン　牛川　山西省右玉縣[illegible]外、[illegible]大同府の[illegible]、[illegible]の東、[illegible]に近い[illegible]一に牛[illegible]と稱せらる。東晉太元十一年（三八六）、北魏の祖拓跋珪初めて代王即位の宣言を發し、[illegible]十三年（四一七）、北魏の[illegible]に[illegible]を[illegible]つての[illegible]、[illegible]に[illegible]された地として著る（讀史方輿紀要四四）。（展）

ギューセンカク　牛仙客（六七四―七四二）　唐玄宗朝の[illegible]。[illegible]の人。初め縣の小吏となつたが[illegible]に認められて軍政を委ねらる。蕭嵩入朝して政事を取るや其後を襲ひ代つて河西節度使に昇さる。時に仙客節儉して用度を省き倉庫に[illegible]の財物を蓄へ更に器械を整備して朝廷に[illegible]へた。之より玄宗の信頼する所となり工部尚書同中書門下三品を授り門下省の事を知し、更に累遷して大僕卿、殿中監事使を[illegible]て開元二十四年には朔方行軍大總管を兼ねる。二十五年[illegible]の功を認められ特に隴西縣公に封ぜらる。天寶元年、左相尚書に昇されたが同年七月卒。年六十八。尚書左丞を贈らる（舊唐書一〇三・唐書一三三）。（青村）

キューゼンカクデン　虬髯客傳　唐代の小說。張說（六六七―七三〇）の撰。唐の名將李靖の逸事を述べたもので、所謂劍俠類の中に數へられてゐる。隋の煬帝が江都に幸する時、權臣の司空楊素が命ぜられて西京を留守したが、或日李靖が布衣を以て素に謁し、[illegible]、其實が彼の容れる所となつた。時に紅拂を持てる姝麗なる一妓女あり、靖の大人物なるを慕ひ、夜靖の寓に投じ、「願託喬木」云々、[illegible]、[illegible]、[illegible]と言つて共に太原に赴ることゝなつた。途中靈石の旅舍に於て、[illegible]一異人に遭ひ、[illegible]の[illegible]を以て[illegible]の約を結び、[illegible]と[illegible]に[illegible]、[illegible]太原に異人ありやと尋ねた處、靖は李世民（唐太宗）なる者歳二十であるが此こそ眞人であると答へやがて太原に至り、其虬髯客は靖によつて世民に謁し、退いて眞の天子なりと慨嘆した。靖は虬髯客と再會を約して別れ、長安に至り紅拂妓と共に住み、のち彼を尋ねた處、[illegible]は[illegible]で、其財寶を悉く靖に與へ、「自分はもと此世界に事をなさんとしてゐたが、今既に世民の如き主があるから最早用がない。太原の李氏は眞の英主なれば、三五年の中に太平を致すであらう。[illegible]は[illegible]の才を以て清平の主を[illegible]け、心を[illegible]し力を盡せば必ず人臣を極めよう。此後十年、東南數千里の外に異事あらば、妹（紅拂妓）と共に酒を東南に灑いで賀して呉れ」と言つて[illegible]一奴を從へ馬に乗つて去つた。貞觀十年李靖が左僕射平章事たりし時、[illegible]南蠻人が海船千艘、甲兵十萬、扶餘國に入り其主を殺して自立したと奏するや、靖は虬髯客の成功を知り、[illegible]妻と共に酒を東南に灑いで祝賀した。以上が本篇の内容で、「或曰、衞公之兵法、半乃虬髯所傳也」を以て終つてゐるが、勿論扶餘國云々の如きは歷史的事實とは全然一致しない。[illegible]の六十[illegible]中の「紅拂記」は本篇を[illegible]とするもの、[illegible]、[illegible]は[illegible]・[illegible]・唐人說薈の中に收められてゐる。[illegible]「支那文學概論講話」。（鈴木俊）

ギューソージュ　牛僧孺（七七九―八四七）　唐の宰相。字は思黯。隋の[illegible]の[illegible]。牛李の黨爭の代表者。進士に擢し、憲宗に相三年（八〇八）賢良方正の科に[illegible]、李宗閔・皇甫湜と共に第一に選でられた。然るに僧孺と宗閔とは同門生で、其對策に於て當時の[illegible]を[illegible]して憚る所がなかつたので、[illegible]宰相李吉甫の怒を買ひ、此が爲楊於陵・鄭敬・韋貫之・李益等の試驗官は貶せられ、僧孺は伊闕尉に調せられたが、宗閔は久く調せられず、遂で吉甫の子德裕も僧孺・宗閔を惡むこと甚しく、此が[illegible]牛李の黨爭となつて唐室に甚しい弊害を與へる結果となつた。蓋し斯る明經の[illegible]く唐は當時の文官任用試驗たる[illegible]の試驗官と及第者との關係にあつて、試驗の及第者を實際に官に任ずるに當り、時の宰相及試驗官が其間に處して多少の手加減を施したので、自らそこに黨派の關係を生じ、一黨が勢力を得れば反對黨を悉く朝廷より排斥し、[illegible]て德裕及僧孺が交互に宰相に任ぜらるゝや、其度に部下を交迭し、兩者の激烈なる黨爭は、更に其間に宦官が之を佐けて[illegible]の利を占めて一層熾烈を極めたのであつた。牛僧孺は伊闕尉に調せられてから河南に改められ、[illegible]に遷、[illegible]中に轉じて[illegible]員外郎を[illegible]、[illegible]、[illegible]となり、[illegible]の長慶二年（八二二）正月戶部侍郎を拜、翌年三月本官を以て同平章事に任ぜられ初めて宰相となつた。[illegible]此より先、[illegible]立つと共に李德裕は翰林學士となり、交[illegible]のことによつて憾を抱き、[illegible]して李宗閔を朝廷より逐ひ劍州刺史に貶したが、舊唐書一七六李宗閔傳に「因是[illegible]結、[illegible]、[illegible]、[illegible]、垂四十年」、新唐書一七四同傳に「因是[illegible]、[illegible]、凡四十年、[illegible]、不能[illegible]」とある如く、此より僧孺と宗閔との勢力は[illegible]く[illegible]くなつて德裕に當り、今や僧孺が宰相となるに及んで德裕は出されて浙西觀察使となつた。敬宗に至り僧孺も罷められて武昌[illegible]使となり、[illegible]宰相となつたが、大和元年（八二七）文宗即位と共に德裕は召されて兵部侍郎となり、更に裴度の薦めにより宰相たらんとした

ジュウサイ 十齋 【名】 毎月十日の間、齋戒を持するの事、又十齋日と稱す。十日とは一日、八日、十四日、十五日、十八日、二十三日、二十四日、二十八日、二十九日、三十日なり。是れ六齋日に一日十八日二十四日二十八日を加へたるもの。地藏菩薩本願經卷上如來讚歎品に「若し未來世の衆生、月の一日八日十四日十五日十八日二十三日二十四日二十八日二十九日乃至三十日に於て、是の諸の日等に諸罪を結集し其の輕重を定む。南閻浮提の衆生は、舉止動念是れ業ならざるはなく、是れ罪ならざるはなし。何に況んや情を恣にして殺害竊盜邪婬妄語し、百千の罪狀あり。能く是の十齋日に於て、佛菩薩諸賢聖の像前に對して是の經を讀むこと一遍せば、東西南北百由旬の内に諸の災難なく、當に此の居家の若しは長若しは幼は、現在未來の百千歳中永く惡趣を離るべし。能く十齋日に於て每に轉ずること一遍せば、現世に此の居家をして諸の橫病なく、衣食豐溢ならしめん」と云へる是れなり。支那に於ては既に唐より其の法行はれたりしが如く、釋門正統[illegible]に「又世間に[illegible]の中、十齋日なる者あり、本と十齋と云ひ、一に實積[illegible]と云ふ。每月に齋日あり、謂はく一八十四十五十八二十三二十四二十八二十九三十なり。各佛菩薩の號を持して罪を乞ひ罪を滅せしむ。國の律令に准ずるに、諸州府に十齋日に遇へば刑殺を行ふことを得ざるに、[illegible]長月の[illegible]の若きの[illegible]」と云ひ、佛祖統紀第三十三にも亦同一の記事あり。我が國に於ても藤原時代以後此の種の信仰が行はれたることは、本朝文粹第十二所載天元五年七月十三日[illegible]上人入唐時爲母修善願文に「十齋の佛菩薩、及び彌勒文殊梵天帝釋の像一幀を圖し奉る」と云ひ、榮華物語第十五にも「又十齋のほとけ、等身につくらせ給ふ」と云ふに依りて知るを得べし。十齋の佛菩薩とは、地藏菩薩本願經十王經に「[illegible]の衆生は十齋日に於て十戒を受持し、當[illegible]の佛を念ずべし。一日には至心に進みて定光佛を念じ、八日には至心に進みて藥師瑠璃光如來を念じ、十四日には至心に進みて賢劫千佛を念じ、十五日には至心に進みて阿彌陀佛を念じ、十八日には至心に進みて地藏菩薩を念じ、且より食に至るまで供養稱名せば必定して四惡道の苦を受けず。二十三日には至心に進みて勢至菩薩を念じ、二十四日には至心に進みて觀世音菩薩を念じ、二十八日には至心に進みて盧舍那如來を念じ、二十九日には至心に進みて藥王菩薩を念じ、三十日には至心に進みて釋迦牟尼佛を念ず。是の如く十齋を修習し、一年を周りて十戒を持し、能く十善を念ぜば、能く疾病五病鬼使を除き、壽百年を得、福百秋を得、命終の後は諸佛の國に生ぜん」と云ふを指すなり。然るに敦煌出土の地藏菩薩十齋日に出す所は之と稍異あり、即ち其の文に「一日には童子下る。定光佛を念ぜば刀鎗地獄に墮れず、齋を持すれば罪を除くこと四十劫なり。八日には太子下る。藥師瑠璃光佛を念ぜば糞屎地獄に墮れず、齋を持すれば罪を除くこと三十劫なり。十四日には察命下る。賢劫千佛を念ぜば鑊湯地獄に墮れず、齋を持すれば罪を除くこと一千劫なり。十五日には五道大將軍下る。阿彌陀佛を念ぜば寒氷地獄に墮せず、齋を持すれば罪を除くこと二百劫なり。十八日には閻羅王下る。地藏菩薩を念ぜば劍樹地獄に墮せず、齋を持すれば罪を除くこと九十劫なり。二十三日には大將軍下る。[illegible]を念ぜば餓鬼地獄に墮せず、齋を持すれば罪を除くこと一千劫なり。二十四日には太山府君下る。觀世音菩薩を念ぜば[illegible]地獄に墮せず、齋を持すれば罪を除くこと一千劫なり。二十八日には天帝釋下る。阿彌陀佛を念ぜば[illegible]地獄に墮せず、齋を持すれば罪を除くこと九十劫なり。二十九日には四天王下る。藥王上菩薩を念ぜば[illegible]地獄に墮せず、齋を持すれば罪を除くこと七千劫なり。三十日には梵天王下る。釋迦牟尼佛を念ぜば灰河地獄に墮せず、齋を持すれば罪を除くこと八千劫なり」と云へる是れなり。敦煌出土大乘四齋日にも亦之と略ぼ同意を出せり。但し近時行はるゝ十齋の本尊は、十四日の賢劫千佛を普賢菩薩に、十八日の地藏菩薩を觀世音菩薩に、二十四日の觀世音菩薩を地藏菩薩となせり。又大明三藏法數第四十二、教乘法數第三十一、松屋筆記第一等に出づ。

シュウサク 宗賾 【人】 支那雲門宗の僧。湖北省襄陽府襄陽縣の人。或は洺州永年(直隸省廣平府永年縣)の人とも云ふ。姓は孫氏、慈覺と號す。幼にして父を喪ひ、母に鞠養せらる。[illegible]、民に儒業を修め、博く世典に通ず。[illegible]の群に[illegible]を見て佛を崇ぜしむ。二十九歲眞州長蘆寺圓通法秀に就いて落髮受具し、尋いで廣照[illegible]に見えて宗旨を發明す。一日偈を誦み、忽然として省悟する所あり。投機の頌に曰はく、「[illegible]」と。元祐中、長蘆寺に住するや、[illegible]の東堂に迎へ、勸めて剃髮して專ら阿彌陀佛を持念せしむ。居ること七年にして母逝く。自ら謂へらく「[illegible]」と。乃ち勸孝文百二十篇を製して世出世の孝道を述ぶ。

ダイゾウ キャクヤク 大藏目錄 二卷。[illegible]著。大藏經中より佛部[illegible]及び高僧の[illegible]を摘録せしもの。[illegible]より佛大尉藏に至る二百十餘題あり。各引文毎に卷數を註し考證に便ぜり。[illegible]黃泉等の序あり。文政十一年三月刊行す。

ダイゾウ キョウ 大藏經 支那に[illegible]せられたる經・律・論等を集成せるものの[illegible]にして、[illegible]又一切經とも云ふ。[illegible]の[illegible]大藏經に[illegible]の[illegible]を引き、[illegible]十六所、大藏經十五藏とし、[illegible]二十二[illegible]に[illegible]あり。開寶年間に入藏せる大藏經六千[illegible]を見たることを載せり。而して一切經の稱に代りて廣く使用せらるゝに至りしは北宋の開寶に際し版本の[illegible]出しより後のことなりとす。又宋三代には經藏・[illegible]・寶・[illegible]の四大部のみを安置するをありて之を小藏とも稱したり。もと經・律・論は之を合せて三藏と稱せしが天台宗の判教にては之を小乘教のものとし、一方に於ては印・支兩土に於ける高僧の[illegible]に[illegible]して[illegible]に[illegible]せらるゝに至りしより遂に大藏經の名稱を用ひたり。【編成】經論の翻譯は多く歴朝の外護に依りて行はれしが兵亂の爲め散逸せるもなきに非ず。道安・僧祐の如きは目錄を編して[illegible]・[illegible]を[illegible]し、梁の天監十四年には僧紹に[illegible]し、[illegible]に成せらるゝ[illegible]の目錄を作らしむ。隋代には開皇十四年の衆經目錄、仁壽二年の衆經目錄、大唐[illegible]の內典錄[illegible]目錄の如き何れも勅撰に成り、また開皇十七年には[illegible]の歷代三寶紀の作ありてその分類法には得失なきに非ざるも經[illegible]に非ざるなり。唐代に至りて[illegible]の大周刊定衆經目錄[illegible]を著して開元錄の不備を改め、又古來諸錄の[illegible]判に本の存缺を明示するに努めたる點は[illegible]一にせり。[illegible]の有譯目錄は經・律・論・[illegible]・[illegible]の六科に分ち、[illegible]一科は[illegible]、[illegible]・[illegible]・[illegible]・[illegible]に[illegible]、[illegible]目錄は[illegible]・[illegible]の[illegible]を[illegible]十一[illegible]を[illegible]として、其[illegible]十一[illegible]に分つ。[illegible]目錄を設け大小乘の三藏並に[illegible]の[illegible]の如き各入藏錄の[illegible]を設け大小乘の三藏並に聖賢集傳を附せり。就中、開元釋教錄は大藏經編成の基礎となりしものなれば其入藏錄の概略を揭記すべし。即ち大小乘の經・律・論及び賢聖集傳を合せて千七十六部五千四十八卷とし、これを四百八十帙に分つ。而して之が細別は同表の如し。

開元錄分類	部	卷	帙	帙號
大乘經	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	天—[illegible]

開元錄成るの後、[illegible]大小乘の[illegible]僧[illegible]・不空等の[illegible]補譯せる經典少からず、[illegible]、多くは[illegible]に關するものにして宋三代の[illegible]經を廣く使用せられたるものなかりしかば大藏經の主要部分は開元錄所載の五千四十八卷を[illegible]と稱するも過言に非ざるなり。明代に至りて[illegible]智旭の大明閱藏知津[illegible]を著して開元錄の不備を改め、又古來諸錄の[illegible]判に[illegible]

閱藏知津分類	部	卷	冊	帙
華嚴部	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	天—[illegible]

[illegible]して、[illegible]目錄[illegible]を[illegible]・[illegible]・[illegible]・[illegible]・[illegible]・[illegible]に[illegible]の[illegible]大門に分ち、[illegible]は更に[illegible]蔵知津を著し、[illegible]の[illegible]を[illegible]。明末[illegible]年我國にて印行せる縮刷藏經は大略この智旭の說に從ひて編次せるものにして之を分類すること圖に示すが如く、支那撰述は更に經疏部・論疏部・懺悔部・諸宗部・傳記部・纂集部・護教部・目錄部・音義部・[illegible]の十門に分ち、日本撰述[illegible]開元錄に[illegible]めたる支那撰述は僅に[illegible]・傳記・纂集・護教・目錄・音義の類に過ぎざりしが經論疏・諸宗部の如きは宋代已降漸次に增補せられしものなりとす。【[illegible]】大藏經の開版に關しては古來之を[illegible]せるものの[illegible]にして[illegible]の刻藏緣起には宋元の開寶[illegible]に[illegible]する所二十餘國ありと云へど果して信用すべきや疑はしきを[illegible]ず。[illegible]りて支那・契丹・高麗・日本の四箇國に亘りて出現の[illegible]詳かなるものを記述すべし。(イ)蜀本。北宋の開寶五年[illegible]に命じ蜀の成都に於て大藏經五千四十八卷を刻せしむ。十二年を經て太平興國八年其功を終ふ。總じて十三萬版ありしと云ふ。蓋し蜀の地は刻書の術早くより行はれ、唐末・五代には各種の典籍刊行せられたりと云へば大藏經も此地に於て[illegible]せられしなるべ

三一八七

し、高麗國の王使[illegible]宋に我國の僧侶の如く傳はりし之を携へて本國に歸れり。[illegible]の古[illegible]には[illegible]經の零本を[illegible]大學に於て見たりと云ひ、南禪寺には現に佛本行集經卷十九(合字號)を藏せり。卷尾に、大宋開寶七年甲戌歲奉勅雕造とし、別に一區劃を設けて熙寧四年八月大藏經板を顯聖寺聖壽禪院に賜ひ印造せしめしことを記せり。高麗國新雕大藏校正別錄にはこの蜀本のことを載せたり。(ロ)福州東禪寺本。北宋の元豐三年福州東禪寺等覺院の住持[illegible]大師沖眞自ら都勸首となりて財を募り[illegible]當等の職を置きて校刻の業を始め、崇寧三年即ち二十餘年を經て天字より[illegible]字まで五百六十四函を刻す。[illegible]二十餘年を經て字劃の漫滅せるもの少からざりしかば住持[illegible]大師[illegible]これを修補す。時に紹興二十六年なり。乾道八年には[illegible]を集じて首楞嚴經義海三十函を追刻し、淳熙三年には[illegible]、大[illegible]函を加へて五百八十[illegible]函六千四百三十四卷を成せり。(ハ)福州開元寺本。政和五年より紹興廿年に至る三十六年に亘り、天字より[illegible]字まで五百六十四函を刻す。開元寺の本悟・本明・行崇・淨慧大師法超・[illegible]沖等之に從事し、後は慧海大師[illegible]沖・慧通大師了一等專ら力を盡す。乾道八年に至り[illegible]玉、[illegible]宗部を追雕して天字より[illegible]字に至る五百六十七函六千百十七卷を成せり。この東禪・開元の二本は兩者混じて一藏を成すの例多く、宮內省圖書寮・京都知恩院等にはその完本を藏し、金澤文庫・京都三聖寺に屬せしもの[illegible]散佚せり。(ニ)湖州本。南宋の紹興二年の頃湖州歸安縣松亭鄉思溪に住せる前密州觀察使王永從の一族發願して開雕せるものにして、圓覺院の[illegible]・[illegible]・[illegible]・法門・對經沙門・[illegible]等の校を經、[illegible]對讀、[illegible]江府大[illegible]・圓覺[illegible]の目錄に依りて天字より合字まで五百四十八函五千九百十八卷を雕造す。而して[illegible]字より合字に至る六十九函に宋本增入なりとす。[illegible]はこれを[illegible]に[illegible]したりと傳へらる。[illegible]は[illegible]年・淳熙十年に[illegible]とする[illegible]あるも是れ[illegible]刻の年號を見て[illegible]せるものならん。[illegible]の刻板に用ひたる底本とはこの湖州本を指せるものにして東[illegible]寺増上寺・同[illegible]・嚴島神社に之を藏せられ、後者は近世散佚せり。[illegible]大藏經本等には「本寺[illegible]、藏經[illegible]、長字號刀[illegible]」と云へり。已上の四本は何れも宋版なり。(ホ)杭州本。元の世祖至元十五年の頃より杭州餘杭縣南山普寧寺に[illegible]を置き、住持道安・如一等專ら修寧に努め天字より[illegible]字に至る五百五十八函を刻す。即ち是れ宋版湖州本の全部に宗鏡錄一百卷を加へたるものなり。大德三年刊行の大普寧寺大藏經目錄に依れば武より遵に至る二十八函は[illegible]にして[illegible]に目錄ありと云ひ、運に[illegible](六卷)を加へたれば總目通じて五百八十七函ありしもの〻如し。世祖は三十六藏を印して外方の諸寺に施せる者に[illegible]し、高麗國[illegible]一藏は[illegible]元年五十藏を印して四方の梵剎に施入したりと云ふ。東京増上寺・淺草寺に藏する元本の藏經はこの杭州本にして[illegible]藏經の實際に使用せらる。(へ)磧砂本。元の大德五年の頃、平江府磧砂延聖院[illegible]に[illegible]を置きし大藏經の雕造を始め、同十年管主[illegible]八[illegible]にこれが[illegible]に力を盡し、[illegible]・[illegible]・[illegible]・[illegible]等をして雕造の業に從事せしむ。全藏を刻せしや否や詳かならざるも大[illegible]の卷尾には至大三年六月日付山志明の跋語を設けり。(ト)南藏本。明の永樂十八年南北の二京に[illegible]して大藏經[illegible]を[illegible]しむ。洪武[illegible]年[illegible]・[illegible]等の名德を蔣山寺に集め藏經を[illegible]せしめしが是れ蓋し刻藏の準備たりしならん。天字より[illegible]字に至る六百[illegible]十三函六千[illegible]百三十一卷を刻す。而して[illegible]の年を[illegible]にせず。[illegible]年間に至るまで其版南京に傳へられ、金陵梵刹志卷四十九に其目錄を收めたり。(チ)北藏本。永樂十八年二京に勅して刻せしめたる大藏經二副の[illegible]一にして正統五年十一月の御製序を冠し、六百三十六函六千三百六十一卷、[illegible]、式[illegible]布」と云へり。南藏は從來の六行十七字を[illegible]せしも、この北藏は每頁五行十五字とせり。永樂八年二月の御製藏經讚[illegible]同九年の御製藏經跋尾を附せり。この南藏・北藏の兩本は宋元入藏諸大小乘經及び宋元入藏諸論の科を設けて各[illegible]經若くは論の次に之を置けり。(リ)萬曆本。[illegible]道開・幻余法本等これを企て、紫柏[illegible]清・憨山德清等[illegible]の助力を得て萬曆十[illegible]年[illegible]五臺山に[illegible]せしが、後[illegible]ありて之を徑山の[illegible]寺に移し、[illegible]四十年間を經て天字より[illegible]字に至る六百七十[illegible]函六千九百七十一卷を刻す。就中、[illegible]字以下の四十一函は大明續入にして萬曆十二年十一月の御製續入藏經序を冠せり。また北藏に缺けて南藏にのみ存する五[illegible]十六函をも[illegible]刻す。[illegible]は北藏の[illegible]本のみならず[illegible]此時改めて方冊とせしかば閲讀に便なりとし、廣く世に行はる。[illegible]の[illegible]と稱するは[illegible]この萬曆本を指すものにして我國の黃檗本はこれを飜刻せるに過ぎず。萬曆本の後を承けて清の康熙五年續藏九十三帙千八百三十[illegible]卷を[illegible]し、次で又續藏[illegible]十七帙千二百四十六卷を出せり。(ヌ)龍藏本。清の雍正十三年勅して[illegible]藏經七百二十[illegible]函[illegible]千八百二十八卷を刻せしめ、乾隆三年に至りて雕造の功成る。新に續入せるものに五十四函[illegible]百二十[illegible]卷あり。[illegible]本[illegible]寺に一部を藏す。又清朝の末年上海にて刊行せる頻伽精舍本あり。

日本の校訂縮刷本に依れるものなり。(ル)契丹本。契丹の興宗帝の[illegible]して[illegible]、道宗の清寧年中に至りて五百七十[illegible]函を雕刻し[illegible]。覚苑・希麟等専ら校勘の業に従ふ。是れ大宋官版蜀本の雕造成りてより約七十年の後なりとす。高麗國にては文宗の十七年頃ち契丹の[illegible]年[illegible]此の契丹本を輸入せること高麗史[illegible]等に見えたり。(オ)高麗初雕本。高麗の顕宗[illegible]、蜀本翻刻の後約三十年を[illegible]して大蔵経雕造の業を起し、文宗の朝に至りて功成る。天字より[illegible]字に至る五百七十函五千九百二十四巻より成り主として蜀本に依りしが如し。蓋し是れ丹兵恐伏の精願に出でたるものにして後これを符仁寺に蔵めたり。然るに経板成るの後幾何もなくして文宗六年蒙兵の乱に燬失す。[illegible]その写本を伝ふ。(ワ)高麗再雕本。高宗の二十三年[illegible]等に命じ、[illegible]大蔵経雕造の業を起さしめ、十六年に至りて天字より洞字まで六百六十三函六千五百五十七巻を雕成す。宋本(蜀本)・國前本(初雕)・契丹本の三種に依りて校刻せるものにして守其の撰せる校正別録には三本の異同等を記述せり。[illegible]門外に大蔵経板堂を置き[illegible]しが、後これを江華島に移し、今尚ほ伽耶山海印寺に伝はれり。古来の各本中にて誤脱の少きこと此再雕本に如くはなく、京都建仁寺・相國寺・常陸[illegible]寺・讃岐法然寺・安藝嚴島神社・對馬[illegible]寺等にこれを蔵し、何れも[illegible]に蔵せられしが[illegible]に至りて散佚せり。東京増上寺に蔵せらるゝものは天順二年印成五十部の一にして建仁寺等に伝へられたるものに劣ると雖も全部殆ど完備せるより同寺の宋・元二蔵と共に國寶に指定せらる。[illegible]るもの一部を蔵す。(カ)[illegible]本 [illegible]十四年[illegible]月、

僧[illegible]として[illegible]、活字を以て天字より数字まで六百六十五函六千三百二十三巻を印行す。一に倭蔵と称せらる。前後十二年を経て慶安[illegible]年[illegible]月に[illegible]。[illegible]は倭蔵の[illegible]らず、[illegible]大蔵[illegible]表に「此蔵版、支那有二十餘副、日本邦未備、非二國家之[illegible]本[illegible]に[illegible]本を蔵せり。[illegible]一大日本國[illegible]大蔵經印版一共、一部計三十巻、時貞治三年甲辰正月日謹題」とし、[illegible]永四年三月の條に一切経を刻せし功に依りて叙任せられし人のと見えたれば南北朝の頃既に大蔵経の刊行ありしことを論ずる者あること是れなり。[illegible]に於ける[illegible]に横せるなるべく、[illegible]の記事亦[illegible]大部の経を刻せる事實に就て云ふものなるべし。又[illegible]七年より明徳四年に互り嵯峨天龍寺に於て宗鏡録全部百二十巻を刊行し雕造大蔵経板云々の語を題せるが如き、又上記の理由に依りて大蔵経雕造の例とすべからず。(ヨ)黄檗本。寛文九年より天和元年に至る十三年に[illegible]にして、[illegible]山黄檗寺に[illegible]、浄[illegible]京都に印房を置き木版工を募りて事に従はしむ。偶ゝ[illegible]方册本の全部を翻刻せるものにして後これに續[illegible]録・[illegible]總二千百[illegible]巻とせり。[illegible]大蔵[illegible]

なりと雖内容に至りては高麗本に劣ること甚しきより學者は之を遺憾なりとし、忍澂・順[illegible]の如きは建仁寺の高麗本に就て之が対校を試みたりと云ふ。(タ)校訂縮刷本。明治十三年四月島田蕃根・福田行誡等主唱者となり[illegible]宋・元・明・[illegible]て宋・元・明三本の異同を冠註し、既に日本撰述に係る各[illegible](レ)卍字本[illegible]藏經書院[illegible]校訂の[illegible]依り本文は高麗本に依れり。而して黄檗本に比するに[illegible](ソ)大日本續藏經。明治三十八年京都藏經書院にて大[illegible]行の後を承け[illegible]廣く支那撰述[illegible]年十一月に至り百五十套七百五十册を印行す。收むる所千七百五十[illegible]七千百四十[illegible]巻に及べり。支那に[illegible]りて既に[illegible]・又續藏の刊行ありしことは[illegible]件ありて藏外に重要の典籍あるを示し、諸宗の學匠にして[illegible]藏經書院の[illegible]島田蕃根と[illegible]て[illegible]中野達慧をして之が編輯に當らしめ自ら此事業を監督せり[illegible]

三一八九

タイソウ

經論乃至音義・法數・目錄の九科を刊行するに非らざりしは惜むべきなり。又藏經書院にては上記の支那撰述を續藏經第二編とし、日本撰述の第三編をも刊行せんことを企てしも遂にこれを中止せし為め、東京にて大日本佛教全書及び日本大藏經の二種を刊行するに至れり。以上述ぶる所は漢譯の大藏經なるが、其の根本たる經・律・論の三藏は[illegible]の兩語に[illegible]。[illegible]北京版は康熙二十二年に甘珠爾を、雍正二年に丹珠爾を[illegible]を完成す。この西藏語より譯せしものに[illegible]蒙古語の大藏經あり。[illegible]に印行せるものなり。〔[illegible]〕

トウクウ　智空

[illegible]

トウクウ　洞空

[illegible]

ドウクウ　道空

[illegible]東寺に住して其の殿を興し、且つ烏丸の諸行院を[illegible]。[illegible]

ドウグ カイ　道共戒

[illegible]定に依り九無間道の[illegible]律儀は特に[illegible]と稱せらる。[illegible]

かしら-まき 頭卷【名】㊀[illegible]の略。㊁〔建〕はちまき（鉢卷）に同じ。
かしらまき-くぎ 頭卷釘【名】頭の渦形（うづ）に曲れる釘。上等なる物を打附くるに用ふ。かしらまき。
かしら-もじ 頭文字【名】㊀文章又は字句の初めにある文字。かしらじ。おやじ。㊁〔英 [illegible]〕西洋にて、文章の書始め又は固有名詞の綴り始めなどに用ふる大なる文字。かしらじ。はなもじ。
かしら-もつひ 頭纏【名】網をおろす時、後に掛け易からしむるため、網の爪の先に碇綱（いかりづな）をまとひ置くこと。
かしら-もの 頭物【名】上等の品物。一等「品」
かしら-やく 頭役【名】頭だつ役。をさ。うはやく。長官。
かしら-をどし 頭縅【名】鎧の縅毛の一種。五色の啄木（たくぼく）にて綴り、胸の上を帯にて包みたるもの。
かじり 呪詛【名】かじること、又その人。いのり。のろひ。〔古言〕 [illegible]」
かじり-つき 齧附【名】かじりつくこと、又その人。
かじりつき-しゅぎ 齧附主義【名】いかにもして現在の地位を保たんとする者。
かじり-つく 齧附く【動四他】㊀くひつく。かみつく。㊁取附きて、離れじとす。㊂いかなる方法を以てしても、現在の位地を保たんとす。〔俚言〕
かじる 呪る【名】神に訴ふ。〔古言〕 [illegible]」
かじる 齧る【動四他】㊀齧る・物をかむ。㊁物事の僅なる部分を知る。「聞きかじる」
かし-れう 貸料【名】かしつけれう（貸附料）に同じ。
かしろ-たけ かしろ竹【名】〔植〕苦竹（まだけ）の一種。筍に斑紋なきもの。九州に産す。かはしろだけ。
かじ-ゑいせい 家事衛生【名】家事に関する衛生。
かす 滓【名】㊀おり。をどみ。㊁多くの中にて、最も劣れるもの。くづ。えりのこり。
かす 粕・糟【名】酒を醸し、液汁を漉（こ）して残れるもの。

かす 貸す【動四他】㊀返すべき約束にて、我が物を暫く他に用ひさす。用立つ。[illegible]「たなばたにかしつる絲のうちはへて年のを長くこひやわたらん」㊁助く。助力す。「智慧をかす」
かす 假す【動四他】㊀猶豫す。「假すに時日を以てす」㊁ゆるす。寛假す。假借す。
かす 【動四他】㊀水にひたす。漬（つ）く。〔古語〕 [illegible]㊁水にて洗ふ。とぐ。〔淅す〕「米をかす」
かす [illegible]【動下二自】[illegible]。物の面乾く。
かす 嫁す【動佐變自】㊀よめ入りす。とつぐ。㊁他にゆづる。他に及ぼしむ。「罪禍を人に嫁す」
かす 架す【動佐變他】かけわたす。
かす 加す【動佐變他】くはふ。増す。
かす 呵す【動佐變他】㊀しかる。叱責す。㊁氣息を強く吹掛く。「筆を呵す」
かす 糟・滓【接頭】数ふるに足らぬ・つまらぬ等の意。「かす公家」「かす野郎」〔俚語〕
かず 数・員【名】㊀数多の物の集りてある数量。數ふべきもの。㊁数多きこと。いろいろ。種種。[illegible]「わが国のかずのとほりのうちにしもおたぎの里のおほみやどころ」㊂[illegible]して數へ立つる價値あること。[illegible]「高き人は、われを、何のかずにもおぼさじ」㊃[illegible]に用ふる物。[illegible]「さば拾ひもかへんさざれ石の數をみなとる的[illegible]」
数が多くなる【句】物をこはしたる時などに、祝ひなほしていふ語。
数限りなし【句】数非常に多し。無数なり。[illegible]「食ひつぶす六十年の米つぶのかずかぎりなきあめつちの恩」
数書く【句】「涅槃（ねはん）經に「是身無常、[illegible]、如[illegible]」とあるに本づく」水の上に物の数を書く。はかなき譬。[illegible]「水の上にかずかくごとき我が命を妹にあはむとうけひつるかも」
数知らず【句】数へつくされぬほど多し。数知れず。数を知らず。
数知る人【句】[illegible]。〔古言〕
数知れず【句】「数知らず」に同じ。
数取る【句】[illegible]、数に取る。[illegible]「ゆくたづの鳥羽田（とば）の早苗[illegible]づき千代の数取る御代の民かな」
数無し【句】㊀久しく[illegible]。〔古言〕[illegible]の散りのまおひに死ぬべき[illegible]。㊁数ふる[illegible]。[illegible]ぬる身にしあれば[illegible]むることぞ数なかりける」
数ならず【句】[illegible]。物の数にあらず。[illegible]「[illegible]も立たず。」
数に取る【句】「数取る」に同じ。[illegible]「大淀の浜の眞砂を君が代の数にとれとや波も寄すらん」
数の内【句】物の数の内。かぞへのうち。員内。〔員の内〕
数の外【句】㊀物の数に入らぬこと、又その物。[illegible]、かずの外にて、位に即きたまふべくもなかりけるに」㊁令制（りやう）の定員外。員外（ゐんぐわい）。[illegible]「[illegible]」〔員の外〕〔古語〕
数も無し【句】「数無し」㊁に同じ。[illegible]「殿の人人、数もなら仕うまつらせたまへり」
数をさす【句】[illegible]をなす。[illegible]「[illegible]合せ、…雨方数をさす」
数を知らず【句】「数知らず」に同じ。[illegible]「千歳ともかぎらぬ物を鶴の子のなほ鶴の子の数を知らねば」
数を盡す【句】有る限り出す。数の限り、残るところ無からしむ。[illegible]「いとどしき御所のかずをつくして、せさせたまへれど」
員の外の大臣（けい）【句】「大臣」に同じ。
員の外の大納言【句】ないだいじん（内大臣）に同じ。
員[illegible]より外【句】定め置きたる数の[illegible]。外。かずのほか。[illegible]「かずよりほかの大納言」
物の数にあらず【句】「数ならず」に同じ。[illegible]「ものの数にもあらぬ里人さへ」

がす 瓦斯（英 Gas）【名】㊀氣體の總稱。「瓦斯ガス」「水素がす」㊁燈火用の氣體。㊂せきたんがす（石炭瓦斯）の略。㊃海上の[illegible]。[illegible]（[illegible]）。〔北海道の方言〕㊄がすいとおり（瓦斯絲織）の略。㊅がすすら(?)（瓦斯燈）の略。
がす 【名】「かす（滓）の訛か」石炭坑にて、無用なりとして取除くる石炭、瓦礫。
がす 駕す【動佐變他】㊀車馬などに乗る。㊁他を凌ぎて、その上に出づ。
がす 賀す【動佐變他】吉事の喜を述ぶ。いはふ。ことほぐ。祝す。
かず-いと 数絲【名】繍に用ふる絲。
がす-いと 瓦斯絲【名】木綿絲を急に瓦斯の焔中を通過せしめて、その表面にある微細なる繊毛、[illegible]を燒して、光澤を生ぜしめたる綿絲。
がすいと-おり 瓦斯絲織【名】瓦斯絲にて織りたる織物。がすおり。がす。
か-すう 家數【名】一家を成せること。「[illegible]」
か-すう 假數【名】〔數〕〔英 Mantissa〕對數に於ける小數部分。
か-すう 過[illegible]【名】[illegible]かなる[illegible]。「片田舍。辺[illegible]。」
がす-えき 瓦斯液（英 Gas liquor）【名】石炭瓦斯又はコオクス製造の際に生ずるアンモニヤ鹽類の溶解したるもの。
がす-えんじん 瓦斯エンジン（英 Gas engine）【名】石炭瓦斯と空氣との混合物を汽筒中に爆發せしめて生ずる壓力を利用して、[illegible]を動かす裝置の機關。瓦斯發動機。瓦斯機關。
がす-おり 瓦斯織【名】がすいとおり（瓦斯絲織）の略。
かすか 幽・微【形】㊀ほのか。ほんのり。うつすり。㊁さびしきさま。あはれげ。
かすが 春日【名】㊀[illegible]にある町。郡役所を置く。㊁かすがじんじや（春日神社）の略。

ユーケン [illegible]。[illegible]・[illegible]・[illegible]「[illegible]」の[illegible]「[illegible]」[illegible]大、[illegible]人、[illegible]」

ユーケン [illegible] ㊀[illegible]にして[illegible]なること。[illegible]者、推大人、無任從相從」太平記・三五・[illegible]「[illegible]は」㊁無事壯健なること。書簡文などに用ふ。「[illegible]」

ユーケン [illegible] [illegible]「[illegible]」

ユーケン [illegible] 郵便切手の略。

ユーケン 雄健 たけくすこやかなること。隋書・列女傳・[illegible]大にして[illegible]健なること。[illegible]「[illegible]」

ユーケン 雄劍 古、支那にて干將・莫邪が[illegible]造せしといふ二口の劍の一。他を雌劍といふ。[illegible]「[illegible]」杜甫の[illegible]「[illegible]雄劍、哀歌[illegible]」[illegible]雄劍とて劍二つ作りしが、これ大瑞なり、雄劍ばかり參らせて、雌劍を隱す故に」平家・一・殿上闇討「雄劍を帶して公宴に列し」

ユーケン 雄賢 すぐれた賢者。[illegible]傳「[illegible]雄賢、[illegible]」

ユーケン 雄顯 [illegible]の[illegible]。

ユーケン [illegible] [illegible]に主たり。北年示寂、壽六十八。

ユーケン 輶軒 輕き車。隋書・高祖紀「[illegible]」

ユーケン [illegible] [illegible]

流成坂、明代始めて置きし縣。

ユーケン [illegible] [illegible]「[illegible]」

ユーケン 優劍 すぐれてよき劍。利劍。[illegible]くてはかなはじと」

ユーゲン 有限 [illegible]に一定の[illegible]あること。[illegible]限りあること。

ユーゲン 幽玄 ㊀幽かにして奥深きこと。幽遠にして玄妙なること。㊁老莊及び佛などの[illegible]解得可々地」㊂詩歌の道の深遠幽奧なること。藤原敦光の柿本人麿畫讚並序「方今鑽重幽玄之[illegible]」[illegible]くみに、絲竹に妙なるは幽玄の道」㊃歌論用語。歌の內容及び表現に於て靜寂・幽遠また[illegible]美なる氣分・情調の漂蕩せる狀態を言ふ語。

ユーゲン 幽賾 奥深くおごそかなること。文[illegible]

ユーゲン [illegible] [illegible]なしごと。[illegible]

ユーゲン 莠言 あしき言葉。聞きぐるしき言[illegible]

ユーゲン [illegible] [illegible]嘉應元年崇德上皇使を遣して[illegible]致せらるるも赴かず乃ち上皇御躬ら其拜廬に

ユーゲン 優言 やさしき言葉。顏氏家訓「[illegible]」

ユーゲンイカンソク [illegible] [illegible]達せず、一度發育完成の後は肥大することな[illegible]。[illegible]に見らる。[illegible]管束。

ユーケンカイシャク [illegible] [illegible]一。[illegible]限りを[illegible]

ユーゲンカケキンシューシンホケン [illegible] [illegible]額と同一の效果を生ずる保險。

ユーゲンカジョ 有限花序 花序の一種。開花の順序が花軸の頂端より下部に及ぶもの。下行花序。

ユーケンガッキ [illegible] [illegible]ピアノ・オルガン・ハーモニウムの類。[illegible]

ユーゲンキュースー 有限級數 限りある項數よりなる級數。[illegible]

ユーケンゴ [illegible] [illegible]軒とは使者の車。國々の語を廣く集む。

ユーゲンコーシ 有限公司 yu-hsien-kung-ssu [illegible]株式會社。

ユーケンシャ 有權者 權利を有する人。

ユーゲンショースー 有限小數 小數位下が有[illegible]

ユーケンショーロク 輶軒小錄 一卷。伊藤東[illegible]

ユーケンショモク [illegible] 一卷。[illegible]

ユーゲンスー 有限數 有限なる數。

ユーゲンセキニン 有限責任 図一定の財產を限り、その限度にて債務の[illegible]に任ずべき責任。無限責任の對。

ユーゲンセキニンカイシャ 有限責任會社 図 有限責任社員のみを以て組織する會社。

ユーゲンセキニンクミアイ 有限責任組合 図 [illegible]組合員の全員が其の出資額を限度として責任を負擔し」

ユーゲンセキニンシャイン 有限責任社員 図 [illegible]

ユーケンタイケツ 雄健大歇 禪僧。名は大歇。[illegible]を大雄寺に拜し證明を受く。永德三年[illegible]

ユーケンダイリニン 有權代理人 [illegible]代理人とあり。無權代理人の對。

ユーゲンチョクセン 有限直線 [illegible]

ユーゲンノココロ 幽玄の心 [illegible]の一。幽玄の風體をいふ。

ユーケンリョクカイシャク 有權力解釋 [illegible]權解釋

ユーコ [illegible]

ユーコ 幽戶 奥ぶかい出入口。徐照の[illegible]詩「[illegible]幽戶」

ユーコ 雄固 すぐれてかたい。宋史・[illegible]傳「[illegible]雄固」

ユーコ 雄狐 をすのきつね。をぎつね。左傳・僖公十五年「千乘三去、三去之餘、獲其雄狐」

サクラ [illegible]と。長野縣東筑摩郡[illegible]「サクラを盛る」

サクラ [illegible] ㊀[illegible]作物。本調子。唄出し「散ればこそ、いとど[illegible]」㊁[illegible]に行はる。㊂隠語。[一]市街の繁華な場所。[二][illegible]よし片公、さくらを出しなトささやく」国諱[illegible]欺詐師の共謀者。㊃見物人に交り、客と見せかけて、露店の主人と相呼應して商賣するもの。儀時の轉かともいふ。㊄木綿の衣類。㊅[illegible]酒類。

サクラ 櫻 ㊀イバラ科サクラ屬の落葉喬木の[illegible]。[illegible]耶麻のさくやの轉なりともいふ。異名、アケボノグサ・アダナグサ・イロミグサ・カザシグサ・ユメミグサ・ヨシノグサ・モヨイグサ・タムケグサ等。古名コノハナ。萬葉・一七「山かひに咲ける[illegible]」[illegible]たえて櫻のなかりせば春の心はのどけからまし　業平」俳諧季題、春「命ふたつの中に活きたる櫻かな　芭蕉」㊁櫻色の略。㊂櫻襲の略。[illegible]㊃[illegible]。㊄花骨牌の櫻花を畫いてあるもの。㊅琵琶法師が平家物語を語る時、殺將に必ず[illegible]斬り櫻花の盛りを述べることの談。㊆馬肉の[illegible]。㊇紋所の名。ささらゐ櫻・浮線櫻・三つ[illegible]等がある。㊈天保一分銀の異名。櫻の模様が鑄[illegible]。[illegible]「[illegible]、細銀を三分ばかりお借なすって下さいませんか」㊉櫻炭の略。柳樽・一〇「吹殻は櫻の中でいぶり出し」

サクラ 櫻[illegible] ㊀[illegible]の北。㊁三重縣三重郡の中部。私鐵三重鐵道[illegible]の地の櫻樹を愛し此處に莊園を設定したと。

サクラ [illegible] ㊀[illegible]の便あり。人口約七千六百。【佐倉藩】元和[illegible]年間土井利勝此處に新に築城せしより寛永十[illegible]田正盛、寛文元年松平乘久、延寶六年大久保[illegible]、享保八年松平乘邑を經て延享三年堀田正亮此處に封ぜられてより以來十一萬石を貢み[illegible]を許す。[illegible]㊁[illegible]

サクラ 作樂 隠語。⇒さくら㊂[四]

サクラアサ 櫻麻 [illegible]よりいふといふ。さくらを。謡曲、通小町「花の[illegible]」

サクラアサノ 櫻麻の[illegible] 櫻麻といふより、[illegible]づける。萬葉・一一「櫻麻之乎原の下草露しあれば明かしてい行け母は知るとも」同・一二「櫻麻之麻原の下草早く生ひば妹が下紐と[illegible]をふの浦波立返りみれどもあかず山梨の花[illegible]一

サクラアズマオ 佐久良東雄 志士。常陸の人。通稱[illegible]・靜・良哉、號薑園。歸蕣舍。初め[illegible]。

サクラアズマオカシュー [illegible] 一卷。作者は佐久良東雄。憂國の志士たる作者の長歌・短歌・今樣を集めたもの。氣節ある作に富む。

サクラアメ [illegible]を云ふ。櫻花の時に降るを云へり」

サクラアメ [illegible] 紅く彩色したもの。

サクラアラソイ [illegible]に行くとこそいへ、花を見に行くとはいはぬといふ。そこで歌人が紀貫之・小野小町・平[illegible]ふといふ筋。

サクライ 櫻井 ㊀[illegible]。㊁[illegible]豫讃本線の伊豫櫻井驛を[illegible]寺あり。人口約六千九百。㊂[illegible] 茨城縣猿島[illegible]。㊃[illegible]。㊄[illegible]。㊅[illegible]行管鐵の栃山驛を置く。大字栃山は二宮尊德の[illegible]して名高い。㊆[illegible]。㊇[illegible]。㊈[illegible]郡賀茂村の大字。もと櫻井藩のあった所。【櫻井藩】上總國望陀郡（今君津郡の內）櫻井に[illegible]て食祿一萬石を食んだ瀧脇氏此處に移りて櫻[illegible]としたが同年十一月木更津縣に入る。㊉大阪[illegible]。

＊櫻井[illegible]

サクライ 櫻井 文化・天保年間頃江戸日本橋[illegible]。[illegible]故「元元日から大晦日まで、一日でも休まねえのは、芳町の櫻井だ」守貞漫稿・四[illegible]

サクライウジ 櫻井氏 ㊀[illegible]。㊁三河櫻井[illegible]。㊂[illegible]井に住し、因て氏となすといふ。㊃安信氏よ[illegible]。

サクライウジトミ 櫻井宮[illegible] 勤王家。[illegible]。

サクライエキシ 櫻井[illegible]。

サクライカ [illegible]賦。花島賦ともいふ。俳諧季題、春。「[illegible]いてすべなし皿の櫻鳥賦　斜一」

サクライクンセツ [illegible]、一字[illegible]。文化元年立原翠軒彰考館を退くや行[illegible]を[illegible]にす。文化二年[illegible]。

サクライザクラ 櫻井櫻 [illegible]の名。

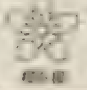

しく【四苦】(名)【佛】人生の四種の苦痛、即ち生・老・病・死。ーはっく【四苦八苦】(名)❶非常な苦しみ。❷【佛】四苦と、愛別離苦・怨憎會苦・求不得苦・五陰盛苦の四苦を合はせた八苦といふ。

しく【死苦】(名)❶【佛】四苦の一。死の苦しみ。❷死ぬ程の苦痛。

しく【死句】(名)【文】俳句で、言外に餘情のない句。(活句の對)

しく【詩句】(名)【文】詩の句。

しく【市區】(名)❶市と區と。❷市街の區劃。ーかいせい【市區改正】(名)道路をとりひろげ、又、道路をつけかへて、市街の區劃をなほすこと。

シク[Sikh](名)【宗】印度の宗教の一派。西暦一五〇〇年頃、ヒンズー教徒ババ・ナナク(Baba Nanak)(一四六九―一五三八)が、ヒンズー教とマホメット教との教理を折衷調和し、偶像崇拝やカーストを排して創始した一神教的宗派。十六世紀の始、パンジャブ地方に發展し、十九世紀の始、ランジット・シング(Runjeet Singh)(一七八〇―一八三九)一王國に統一し、カシミルを併合した。然るに、印度がイギリスの治下に歸するに及び、之に屈せずして、一八四六年シク戰爭を起こし、遂に討平せられ、パンジャブ地方もイギリスの領有となつた。現在の同派信徒約二百萬人。

しく【敷く】(自動、カ四)❶散らばる。一面に並ぶ。❷ひろがりおほふ。一面にわたる。❸四方に及ぶ。ひろまる。

しく【敷く】(他動、カ四)❶のべひろげる。敷物などを平らに延べる。❷まきちらす。❸敷物とする。下敷にする。❹下におさへつける。❺一般に廣く及ぼす。「る。(古語)

しく【頻く】(他動、カ四)かさなる。しきる。

しく【如く・若く・及く】(自動、カ四)❶追ひつく。及ぶ。❷匹敵する。並ぶ。(古語)❸比するに足るものがある。「勝める。(古語)

しく【領く】(他動、カ四)領す。しろす。

しぐ【時雨る】(自動、カ下二)しぐれる。しけ「る。(古語)

しぐ【至愚】(名)極めて愚かなこと。

しぐ【資具】(名)使用する器具。什器。

じく【字句】(名)文字と語句と。

じく【慈救】(名)【佛】❶慈悲心を以て救ふこと。❷じくげ。ーげ【慈救偈】(名)【佛】不動明王の呪文の一。之を誦すれば災難を避け、所願を成就すと「いふ。

じく ぢく【舳】(名)船首。へさき。

じく ぢく【軸】(名)❶車の心木(しんぎ)。軸を貫き輪を持する材。❷巻く物の中心にする細い棒。❸掛物や巻物の心木の両端に出た部分。紫檀・象牙などを用ひる。❹かけ物。かけぢ。ふく。❺巻物の軸に近い處に記す奥付。❻川柳などの巻の末に記す點者の句。❼筆のぢく。筆管。❽くき(莖)。❾へた(蔕)。❿【數】(イ)一つの平面圖形の回轉運動の中心。又は回轉の中心。(ロ)平面圖形を描く時のその直線の周圍に回轉して、立體圖形を描く時のその直線。(ハ)解析幾何學で、點の位置を定める爲の基準とすべき二直線又は三直線。座標軸。⓫【理】物體が回轉する時、其の物體に固定し、物體に對して靜止せる直線、即ち物體は其の直線の周圍に回轉する。⓬(イ)木造船で、土臺と屋根との間の骨組。㊂扉などを回轉させる爲、その一方の框(かまち)の上下に附した突起。

じく ぢく【軸】(接尾)巻物を數へるにいふ語。

しくう【司空】(名)支那三公の一。工作・營繕・水利等のことを掌つたもの。

しぐう【四隅】(名)❶よすみ。❷四方。

しぐう【...】(自動、八四)よいどあひに組みあふ。(古語)

じくうけ【軸受】(名)❶扉などの軸をうけたところ。❷【機】機械の回轉軸を支へる装置のもの。

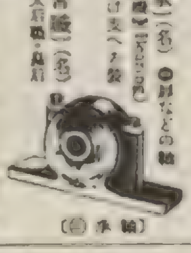

(㊁ 軸受)

しぐうしき【四宮職】(名)【法】太皇太后職・皇太后職・皇后職・中宮職の總稱。

しくおう【… 加ふ】(他動、八下二)なしくはへる。

しくかつよう【志久活用】(名)【文法】形容詞の「しく・しく・し・しき・しけれ」と變化する語用。くしき活用。

しくき【宿忌】(名)【佛】たいや(逮夜)。

じくぎ【軸木】(名)❶掛物の軸に用ひる木。多くは紫檀・黒檀などを用ひる。❷マッチの先端に薬品を附けた細い木。多く白楊(ぽぷら)を用ひる。

じくけつ【衄血】(名)(はなぢ)(鼻血)。

しぐさ【仕種】(名)❶しぶり。しうち。❷演劇に於ける俳優の表情・動作。

しくし【宿紙】(名)すくし(宿紙)。

じくじ【忸怩】(名・副)はぢらふさま。

しくしく【頻頻】(名・副)うちつづいて。絶えず。しきりに。(古語)

しくしく(名・副)❶しをれて泣くさま。❷絶えず少しく痛むさま。ーなみだ【しくしく涙】(名)しくしくと泣いて流す涙。

じくじく(名・副)水分を多く含んでゐるさま。

しくじり【失敗】(名)しそこなひ。しっぱい。

しくじる(他動、ラ四)❶しそこなふ。失敗する。❷解雇せられる。放逐せられる。

しくずす【仕崩す】(自動、サ四)やりそこねてわるくする。

しぐせいがん【四弘誓願】(名)【佛】一切の佛・菩薩の發する四種の誓願、即ち衆生無邊誓願度・煩惱無盡誓願斷・法門無量誓願學・佛道無上誓願成。

しくたびる【仕草臥る】(自動、ラ上二)事をなして疲れる。

しくたびれる【仕草臥れる】(自動、ラ下一)「しくたびる」の口語。

しくち【仕口】(名)❶しかた。しやう。❷木材に枘(ほぞ)をつけ、又は目違を立てるなど、木材を接合する時の様子・組手の切りきざんだ處。

しくち【紫口】(名)【動】おかめ。めなだ。ーぼら【紫口鯔】(名)【動】おかめ。めなだ。

じぐち【地口】(名)(土地の口合(くちあひ)の意)一の滑稽に同音、又は似通うた音の語を寄せて、他意をあらはす一種の洒落。例へば、「藥缶がいい」といって、「顔が好い」の意をあらはす類。ーあんどん【地口行燈】(名)地口をしるした行燈。多くは戯畫を書き加へて、祭禮などに路傍にたてるもの。文化・明和の頃、盛んに流行した。ーずけ【地口附】(名)雜俳の一種で、俳諧の題目に下の句と見なすべき五音の句をつけ加へたもの。

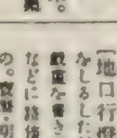

(地口行燈)

しくつ【試掘】(名)【鑛】鑛床の探掘に着手するや否やを調査する爲、試みに鑛物を採掘すること。ーけん【試掘權】(名)【法】鑛業權の一。特定の鑛區内で、鑛物を試掘する權利。ーげんぼ【試掘原簿】(名)【法】鑛業原簿の一。試掘に關する事項を登錄するもの。ーこうく【試掘鑛區】(名)【法】試掘權の目的を得た鑛區。

しくつく(自動、カ四)しくしく泣く。

じくつく(自動、カ四)じくじくする。しめってゐる。

じくつり【軸釣】(名)[illegible]

じくど【竺土】(名)(てんぢく(天竺))。「ふ。

しくなみの【頻波の】(枕)「しくしく」「しばしば」の枕詞。

シグナル[Signal](名)❶信號。合圖。❷記號。ーガン[Signal-gun](名)號砲。「號砲」

じくねる(自動、ラ四)すねる。我意張つて…

じくばり【字配】(名)文字の配置。

じくひ【軸物】(名)…

じくほん【軸本】(名)巻軸などをはさみ入れる紙の…を施したものもある。

しぐま【…】(名)…

じぐま【地隈】(名)…

しくみ【仕組】(名)❶くみたて。こしらへ。❷くはだて。[illegible]

12378 【釐】 釐（[illegible]）に同じ。

12379 【釐】 (1)リ ⦅漢⦆リン ⦅呉⦆リ ⦅慣⦆キ (2)タイ・ライ 同 釐 ⦅齊⦆
(1)ヲサム（[illegible]）、タダス、スヂ、家ノ福、フタツ、タグヒ、賜フ、予フ、釐トノ圖ノ數、物小ノ數、釐トノ通ズ (2)サイハヒ、ヒモロギ、祭ノ餘肉、備トノ同ジ、人ノ姓 (3)地名、邰ニ同ジ、莱ニ同ジ、萊ニ同ジ、釐ノ
名乘 リン、尺度ノ名、稱目、錢目、
國訓 コン、タダ、

解字 形聲、釐と里の合字。本義は家の福の意、家に里にあるより里をかく。釐は賚・理・賴・禧・耆・僖・萊等に通ず。
註意 我國にては略して厘とかき「りん」といひ、㊀尺度の名目、分を十に分てる一ツ、十毛。㊁秤目或は銀目に分を十に分てる一ツ、十毛。㊂新貨に一錢を十に分てる一ツ、十毛の義。
同訓異義 タダス義、正・訂・釐等の別、正（[illegible]）を參照。
【釐正】…ただす。尚書「[illegible]」「多所釐正」
【釐改】…あらためなおす。
【釐革】…あらためかふること。改革。釐革。北史、崔孝一傳釐革。
【釐婦】…やもめ。
【釐降】…王女の降嫁。釐は理、降は下なり。書經、堯典「釐降二女于嬀汭」、「嬪于虞」
【釐金】…支那にて、貨物運送に課する稅金。
【釐毫】…極めて僅少なる數量。
【釐定】…なをさだむ。尚書「乃命有司釐定」

金部

12380 【金】 ⦅漢⦆キン ⦅呉⦆コン 金 ⦅篆⦆ ⦅古⦆
カネ、五行ノ一、秋、西方、八音ノ一、セニ、コガネ、兵器、ハモノ、カナモノ、カタシ、
名乘 カネ、出尺、眞直、
國訓 キン、コン、カネ、

解字 形聲、說文に「五色金也、黃爲之長、久埋不生衣、百鍊不輕、從革不違、西方之行、生於土、從土、左右注、象金在土中形、今聲」とあり、今と土と…の合字にて金・銀・銅・鐵・錫等の金屬の總稱。金は鑛石となりて土中に埋藏せらるより土をかく。…は其鑛石の義、今は音符。轉じて金屬中の最も貴きもの黃金の義とす。五行に配して、其第四位とし、陰陽は陰、方位は西に配し、五星に配しては太白、五音に配しては商になる。又八音の一とし、金屬製の樂器鐘等の類及其樂器の音の義とす。
註意 我國にては「かね」といひ、㊀錢貨の數位としては一定せず。金にては或は萬錢といひ、十兩といひ、漢にては十六兩といひ又二十兩とす、一兩とも斤ともいへり。
參考 金の字は「金」（[illegible]）、㊁轉じて貴重のもの、㊂尺（[illegible]）の義とす。
部首 「金に從ふ」。
熟語 入と王の合字。
部屬 ㊀金の義を取る字、㊁金屬にて造りたる器・錢・鏡・鋼・鐵等金部に屬する字。
【金人】…金屬にて造りたる人。過秦論「鑄以爲金人十二」
【金入】…㊀これを用ひて貨中か備れる。又、その物。「金入の織物」。㊁貨幣を入るる袋。
【金刀】…㊀漢代の錢貨の名。漢書、食貨志「契刀、錯刀、及金刀龜貝」。㊁こがねづくりのかたな。
【金山】…㊀黃金の出る鑛山。「行鐵二曠綠二任二金刀」。㊁金屬を掘り出す山、鑛山。
〔金山寺味噌〕…ひしほの一種。
【金子】…金貨に同じ。
【金巾】…綿布の一種。
〔金巾子〕…天皇の召す冠の一種。
【金口】…㊀（[illegible]）。
〔金口木舌〕…（[illegible]）。
【金工】…金屬を用ひて器物を造る人。又、その人。
【金丸】…㊀月の異稱。㊁かねのたま。
【金女】…西王母をいふ。
【金天】…秋の空。
【金太】…姓氏。
【金戈】…總べて戰時に用ふる兵。
【金方】…金土に同じ。
【金公】…「鐵」の異名。
【金戸】…㊀金屬にて造りたる戸。㊁鐵釘を以て固めたる戸。
【金丹】…仙人道士などの調する藥。
【金斗】…こがねづくりのひしゃく。
【金布】…官の金錢にかかる命令。
【金汁】…人糞の異稱。
【金牛】…金牛家の主人公の名。
〔金牛宮〕…（[illegible]）。

【巫】フ 國

○みこ、をんなかんなぎ。舞ひて神を降し人の爲めに祈禱する者（覡は男のかんなぎ）「靈ー」「淫ー」○山の名、四川省に在り、楚の襄王が夢に此山の神女と會せしといふ、山下に神女廟あり。

【巫醫】イフ みこと、いしゃと。論、子路「人而無レ恒、不レ可三以作ニーー一」

【巫峽】カフ 巫山の下を流るるたにがは。荊州記「信陵縣西二十里有ニーー一」白居易詩「ーー之水能覆レ舟、若比二君心一是安流」

【巫覡】ゲキ かんなぎ、巫は女、覡は男〔楚語〕

【巫蠱】コ 巫はみこ、蠱はまじなひをして人をのろふもの。（漢文釋義「女能以レ曾降レ神謂レ巫、執二左道一以惑レ人謂レ蠱」）漢書「江充典レ治ニーー一」

【巫山】ザン 四川省夔州府ーー縣の東に在る山の名。宋玉、高唐賦「昔者先王嘗遊二高唐一、怠而晝寢、夢見二一婦人一曰、妾ーー之女也、爲二高唐之客一、聞君遊二高唐一、願薦二枕席一、王因幸レ之、去而辭曰、妾在ニーー之陽、高丘之阻一、旦爲二朝雲一、暮爲二行雨一、朝朝暮暮、陽臺之下、旦朝視レ之如レ言、故爲立レ廟、號曰二朝雲一」轉じて男女の情交を結ぶをーー之夢といふ。

【巫史】レフ かんなぎ、はふり、神事をつかさどるもの。禮記「宗祝ーー」＝巫祝。

【巫呪】シウ まじなひ、のろひ。穆子容文「言歸二故鄉一、降二神ーー一」

【巫祝】シユク はふり、かんぬし。杜甫詩「南有二漢王祠一、終朝走ニーー一」＝巫史。

【巫術】ジユツ かんなぎのわざ。後漢書、徐登傳「徐登者、本女子、化爲二丈夫一、善ニーー一」

【巫陽】ヤウ ○古の神官の稱。陽は其の名。蘇軾、潮州韓文公廟碑「謳吟下招遣ニーー一」○古の占筮を善くせし人の名〔楚辭〕

七畫 差

【差】 ㊀サ・シャ 麻 ㊁シ 支 ㊂サイ 佳 ㊃サイ 卦 ㊄サ 歌

㊀たがふ、たがひ（舛・違）「ー錯」「舛ー」「乖ー」漢書、東方朔傳「失二之毫釐一、ー以二千里一」○えらぶ（擇・簡）○ああ。＝嗟。㊁しな（等級）○そろはぬ、たがひちがひ（不齊）「參ー」○つづく（次・鱗差）㊂つかひ、つかはす（使）人をやる「ー遣」○けみす（閲）○わかち、けぢめ（區別）○たがふ、たがひ。㊃いゆ、病がいえる（瘥）○やや（稍）すこしく。㊄こめあらふ（淅）しろみづ（米汁）○あやまち、あやまつ（過）○つまづく。＝蹉。○國さす、さし「ー入」「ー支」

同訓異義 タガフ 差・違・爽・舛○差は小なるちがひなり、毫釐有レ差、則失二其中正一の如し。○違は大いなるちがひなり。又、うらはらに、ゆきちがふ義。○爽は差の字に近し、常と相違するをいふ。○舛はあやまるとも訓す、まちがひ、錯誤なり。莊子「惠子多レ方、其書五車、其道舛駁」

○サ 差・稍・較・頗・旋の別は稍（禾部七畫）の條を見よ。

【差異】イ ちがひ、等差をつけて異にする。魏志、齊王紀「子弟宜レ有ニーー一」

【差違】キ ちがひ、たがひ。＝相違・差異。

【差役】エキ 課役の一法、民家を九等に分ち、上の四等より公用の人夫を徴發し、下の五等は之を免除するもの〔宋史〕

【差訛】クワ あやまり、ちがひ。韓愈文「毫髮盡備、無ニーー一」

【差劇】ゲキ 病のいゆると劇しくなると。南史、庾黔婁傳「欲レ知ニーー一、但嘗ニ糞甜苦一」

【差遣】ケン 使をさしつかはす、官吏を地方に出張させる。魏書、于烈傳「可レ爲ニーー一」＝派遣・役使。

【差錯】サク たがふ。爾雅、疏「謂レ用レ心ーー不二專一一」

【差次】ジ さべつ。史、商君傳「明二尊卑爵秩等級一、各以ニーー一」＝等差。

【差等】トウ しな、等級。舊唐書「國家班列、自有ニーー一」＝等差・差次。

【差忒】トク たがふ、たがひ。潘岳之文「衡石同陳、猶恐ニーー一」

【差配】ハイ 國所有主に代りて、貸家又貸地の事をとりしまる。又、其の人。

【差謬】ビウ あやまりたがふ。後漢書「無レ有ニーー一」＝差訛。

【差品】ヒン さべつ、等級。漢書、貨殖傳「各有ニーー一」

【差別】ベツ わかち、けぢめ、同等ならず。陳書、劉師知傳「有ニ何ーー一」＝分別・區別。

【差戻】レイ たがひそむく。晉書「參星ーー、王臣貳」

【差池】チ 燕の高く低く飛び交ふ貌。詩、邶風「燕燕于飛、ーー其羽」

【差押】おさへ 國裁判所の許可を受けて債權者が債務者の財産處分權を禁ずる行爲。

【差紙】がみ 國昔時よびだしじゃうをいふ。＝召喚狀。

【差閊】つかへ 國差支に同じ。「ー故障」

【差支】さしつかへ 國都合わるし、さしさはは

【歷代史表】[illegible]表アルノミナルヲ以テ之レガ補撰ヲナシ、列朝ノ[illegible]ナシテ、[illegible]瞭然タラシメタリ

【歷代名畫記】[illegible]

【歷代兵制】[illegible]

【歷代詩話】[illegible]

[illegible]

【歷亂】[illegible]

【歷塊】li-k'uai 甚ダ疾速ナル意

【歷落】[illegible]

[illegible]

十 畫

【歸】[illegible]

【歸化】[illegible]

[illegible]

【歸天】[illegible]

【歸市】[illegible]

【歸心】[illegible]

[illegible]

【歸去來辭】kuei-ch'ü-lai-tz'ŭ [illegible]

[illegible]

【歸官】kuei-kuan 政府ヘ沒收スル(不正品ナドヲ)

[illegible]

朝日新聞

東京

發行所
朝日新聞東京本社
東京市麹町區有樂町二丁目三番地
[illegible]

一部金六錢
一ケ月 金一円二十錢
[illegible]

大角大將等の殉職確認

黄揚山で壯烈な最期

須賀少將以下進級　近く海軍葬執行

支那方面作戦指導の重要任務中に、去る五日、南支の空で搭乗飛行機事故のため遭難した軍事参議官海軍大將大角岑生男はじめ同乘してゐた同少將須賀彦次郎、同中佐角田[illegible]、白濱榮一、同主計中佐立見忠五郎、同大尉松田英夫の六氏はつひに殉職死亡と確認せられ、同時に須賀少將以下の五氏は五日付で官位勲等をそれぞれ一級づつ進級せしめられた旨、九日海軍省から公表された　近く遺骨が空輸、着京の上、海軍葬がとり行はれることになつてゐる

海軍省公表

【二月九日】大角海軍大将搭乗機に関する公表左の如し

大角大将（松田中将同行）は作戦視察の任務を帯び、去る一月十六日東京発、北支中支を経て広東に至り、二月五日午後零時十五分広東飛行場発海南島に向ひたり、同機は海軍々籍たる四名の大日本航空株式会社職員により操縦せられしが広東発後午後零時三十分に無線連絡をなしたる以後消息不明となりたるを以て、現地海軍部隊は陸軍航空兵力の協力を得て同機の捜索に着手し、六日午前十時五十分に至り一飛行機の西樵山に大破せるを空中より発見せり、よつて海軍陸戦隊は白泥附近に上陸七日早朝より陸海軍航空兵力及び陸軍部隊支援の下に敵の抵抗を排除して前進、同日午後遭難機所在地に到着し同機は大角大将搭乗機なることを確認せしが、機体は西樵山山頂附近に墜落大破して尾部以外は大部分焼損しあり、大角大将及立見主計中佐は即死せる如く、その他搭乗員少将以下は即死後一部火災せる情況においてその遺骸を発見せられ、全員共遭難の当時に殉職せるものなることを確認せられたり、遭難者は右遺骸及び機体、遺品等を収容し海軍基地に保管しつゝあり、遺骸は現地において荼毘に附したる後、東京に空輸し海軍葬儀執行の予定、須賀少将、角田、白浜両中佐、立見主計中佐及び松田大尉は二月五日附官位等を夫々一級進級せしめられたり、遭難者の東京着及び葬儀の日取等に関しては追つて決定の上公表す

夕刊
朝日新聞
東京
發行所 朝日新聞東京本社
東京市麹町区有楽町二丁目三番地
編輯印刷發行人
新聞定價 夕刊一部 金二錢

英米、對日禁壓を策す

軍需資材の獲得防止に

急速具體化を圖る

我が平和意圖曲解

【ニューヨーク特電廿日發】廿日ロンドン發のUP電によれば、英政府は日本が民主々義國に對する戰爭に用ふべき軍需資材を獲得するのを防止するため、米國と新しき對策につき協議中といはれる、この日本に對する新しき經濟壓迫手段については、英政府はすでにワシントンで米國側と交渉中であつたが、今回急速に具体化されることになつたのは、日本政府が歐洲戰爭調停に關し提議するとの報が傳へられ、これが却て日本の一部に太平洋戰爭參加のため、直接行動を要求せしめる口實を與へて戰爭の脅威を増大したと英米側で見てゐるからである、英米共同對日制裁手段については、先般英國に赴いたルーズ

ヴエルト大統領の特使たるハリー・ホプキンス氏が出發前すでに立案され、彼は渡米するやたゞちにルーズヴエルト大統領に直接この計畫をもたらしたと傳へられてゐる、とにかく英國としては、日本の民主々義國にたいする戰爭力の増大を防ぐ手段をとるべきことを確信してゐるやうである

對日輸出を極限（英提案の内容）

【ニューヨーク二十日發同盟】米國政府は既に英米共同の對日經濟攻勢を擴張しつゝあつたが二十日のロンドン電によれば、英國政府はその具體的手段として重要物資の對日輸出を禁止せんとし目下米國側の意向を打診中といはれる、英國側の提案は次の諸項を包含するものと信ぜられる

一、英國、印度、豪洲、英本國およびその自治領、植民地は對日輸出を平時の需要或はそれ以下に制限する

一、米國はその統制下にある船舶、ことに油槽船の對日チャーターを中斷或はそれ以下に制限することにより、日本の輸出貿易に對する間接的制限をさらに強化する

一、米國は南米の重要物資を先買購入することにより日本の南米における物資買付を阻止する

一、英國がカリブ海に海軍根據地を提供することを米國が容認するならば、南米東海岸よりパナマ運河經由極東への輸出貿易に對する英國の管制を強化せしめることにならう

英國側としては依然直接に日本を刺戟して實力行動に走らせることは希望せず、今回の提案はこの見地より立案されたものであるが、同時に日本が戰爭行動に出る可能性を深めることを阻止する手段をとらねばならぬとして、例へば米國が日本向けの米國船舶の配給を減少すれば、それは取りも直さず日本の輸入貿易を制限することにならうと稱してゐる、しかしてかゝる計畫による方が直接對日石油禁輸を斷行して日本の輸出に對する壓迫を強めさせるよりは、實質的に日本の石油輸入を阻止するに一層有効な手段であるとなしてゐる

米國務當局は一應否定

【ワシントン二十日發同盟】二十日のロンドン電報によれば英國政府は英米共同對日經濟封鎖の手段として重要物資の對日輸出制限につき米國側の意向を打診中と傳へられるが、國務省當局は二十日記者團の質問に對し國務省は未だ何等この問題について聞いてゐないと答へた、もつともロンドン電報の傳へるやうにホプキンス特使が直接ルーズヴエルト大統領にもたらしたものとすれば、この國務省當局の言明は全的否定とはとれないが、大統領がかゝる提案をいまだハル國務長官にも、またその他の國務省首腦に對しても相談してゐないことは明かになつたわけである、いづれにしても英國側が最近英米協定の締結を望んでゐるところから見て、この種の英米提案を行ふことは別に不思議でないと消息筋でも觀測してゐる

太平洋の共同防備問題

華府(ワシントン)で英・米・濠・蘭會談

和蘭(オランダ)公使 蘭印防備を豪語

【ニューヨーク特電十六日發】ハリファックス駐米英大使およびケーシー濠洲公使は十五日ハル國務長官と太平洋防備問題その他について意見交換を遂げ、つゞいてルードン・オランダ公使も同じくハル長官と會見し意見交換をとげた、故ロシアン前駐米英大使の在任時代、ハル、ロシアン、ケーシーの三人は、太平洋の共同防備問題についてしばしば協議したことがあり、ロシアン大使の急死とこの會談は中絶となつてゐたので、ハリファックス大使の着任をまつて英米濠の三者會談が復活したものと見られてゐる、ハリファックス大使はハル長官と會見後ウエルズ國務次官と會見し、ウエルズ次官は直ちにルーズヴェルト大統領を訪れて會談の内容を報告したが、ハリファックス大使ならびにルードン公使は會談後左のごとく語つた

ハリファックス英大使 われわれ三人は利害を同じくする共同の問題について語りあつた、英國は極東において十分に軍備を擴充してゐる

ルードン和蘭公使 本日の會談は一般情勢について協議し、情報の交換を行つたのである、蘭印は一旦緩急ある場合、いかなる國の攻撃に對しても迎戰するであらう

潜艦攻撃と空襲で　獨、春季大攻勢へ

冬季工作既に完し

【ベルリンにて茂木特派員二十三日發】豫想される獨の春季大攻勢が先づどの方面において開始されるかは、今世界が固唾を呑んで待つてゐる問題であり、したがつてこれに關する臆測又は流説もおびただしく横行してゐる、既に問題の英本土上陸作戦を中心に云々されてゐるが、いづれも臆測の範疇を出ない、これに關聯し最近のドイツ側の情報が、豫想される新行動は次の三つに要約されるとしてゐるのは、すこぶる興味がある

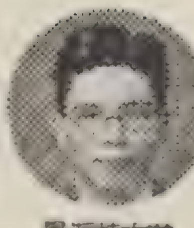

茂木特派員

一、潜水艦攻撃の強化　「春と共に潜水艦戦は開始されるであらう」とは去る一月三十日のヒットラー總統の言明であつた、つまり潜水艦戦は未だ本格的活動を開始してゐないといふのである、二月初めから廿日間の英船撃沈總トン數は、二十九万六千トン、そのうち潜水艦による撃沈は僅か七万八千五百トンに過ぎぬのは潜水艦が、春季攻勢に備へて目下準備に忙しいためで、やがて空軍、艦隊の大部隊と協力のもとに本格的活動を開始され、英本土を封鎖に窒息させるは必至であるといつてゐる

二、對英空襲の強化　對英空襲は間斷なく行はれてをり、軍需工場、交通網、防禦陣地の被害甚大に上つてゐることは否定しがたく、ドイツが今後も加速度的に空襲を強化して行くことは容易に想像される

三、地中海問題の急速な軍事的解決　ドイツは英國に對する直接的攻撃のあらゆる機會をあます所なく利用し同時に地中海問題の急速な軍事的解決をはかるであらう、其場合英國はドイツの多角的行動を前にして、危機激化に怯えドイツの新行動の眞意を捕捉するに苦しむであらう

春季攻勢第一步

以上がドイツ側の觀測であるが、むしろ春季攻勢は現實に既に第一歩を踏出し、その中心舞台こそバルカン、地中海であると思はれる

バルカンにおいては旧冬ハンガリー、ルーマニア、スロヴアキアの三國同盟加入、ハンガリー、ユーゴーの友好條約、最近のトルコ、ブルガリアの友好宣言、いづれも結局ドイツの周到な外交工作の勝利の記念塔といふ印象を與へる、ドイツはいはゆる冬眠状態を決して無駄に過したわけではなく、對英決戰の前提としてのバルカン安定に邁進し最近にいたつて一應の地固めを完了したのである

ハンガリーはもとく對獨親善を絶對方針としその点は現在も變りない、ルーマニアは一月來

の内乱[illegible]英國と正面衝突し[illegible]に[illegible]の公使の引揚げから[illegible]實上外交関係断絶の形となり、アントネスコ首相は、[illegible]協力の方針で内乱後の安定に努力してゐる

獨の對勃進駐說

問題はブルガリア、トルコ、ユーゴーの三國にある、地中海のイタリアの立場はたとひ決定的戰鬪でのものに影響せずとも獨伊としては無[illegible]かに片づけたいところであり、それはドイツ空軍の積極的協力によつて着々戰果を收めてゐるが、最近の情勢はいはゆる「急速な軍事的解決」を[illegible]するだけに止つてゐる、この場合政治的戰略的にみて、ブルガリア、ユーゴー兩國は是非とも獨伊側の陣營に確保しておかねばならぬ、ブルガリアに關しては從來中立國家の態度として、ドイツ軍が續々國境に集結し、最近には既に二、三十万の大軍がはいつてゐるとの噂が流布されてゐるが、ドイツ側は頭から否定してゐる

しかしブルガリアが[illegible]の線に沿つてゐることは、[illegible]チャーチル英首相の警告的抗議を一蹴し、二十二日ソフィアの英國文化團体が全部閉鎖された事實、およびドイツ[illegible]トルコ[illegible]言により、間接にトルコを[illegible]側に誘引した事實などによつてもみられるところで、もしドイツ軍進入が事實となつて現れても、あへて一戰に[illegible]の[illegible]は與へまい、しかしてドイツが地中海[illegible]をもつて、兵をブルガリアにすすめる場合は、おそらくギリシアは外交工作のみによりドイツに屈服する[illegible]が多いといふ[illegible]が有力である

獨ソ間の諒解

いづれにしてもドイツとしては和戰兩様の見通しの下にギリシアをにらみつゝその前提としてのブルガリア工作に成功してゐると思はれる、[illegible]はソ聯との關係であり、現在獨ソ間にはブルガリアを挾んで[illegible]たる[illegible]はなほ成立してゐないと見られるが、ソ聯は目下のところ[illegible]から大体ドイツのなすところにまかせるといふ態勢で、ドイツもこの点を見透した上、積極的工作に乗出したものであらう、次にユーゴースラヴイアはハンガリーとの友好條約、さらに過般のヒットラー總統とツヱトコヴイツチ首相の會見により、いよいよ[illegible]の色彩を濃厚にしてゐる、右[illegible]内容は同じくギリシア牽制策の一環たる軍隊通過

月末上陸作戰說

【ニューヨーク二十[illegible]日[illegible]】二十四日のニューヨーク・タイムス紙ヴイシー電は獨軍の英本土上陸作戰は英國海峽の[illegible]が一年中で最も穩かな二月末もしくは三月初めを選んで決行されるであらうと[illegible]し次の如く報じてゐる

一、[illegible]から[illegible]た情報によると、獨軍は英本土上陸作戰に備へて左のごとき準備を急いでゐる

一、飛行機を飛ばすためのカタペルト装置を有する地下飛行場を[illegible]に建設してゐる

一、[illegible]の[illegible]を集結中である

一、この方面に多くの軍隊の移動が行はれてゐる

一、フランスの工場で多數の技師員を操作してゐる

以上の諸事實の外にドイツは[illegible]に沿ふダンケルク、ブレスト附近地域に約二十マイル幅で立入禁止區域を設定せんとしてゐる噂がある

問題が論ぜられたとの觀測が有力であるが、これはまだ表面化してゐない、第三にトルコの關係も今回のブルガリア、トルコ友好宣言により著るしくドイツに有利となつて來た、それは兩宣言が英國に著るしく失望を與へ、ドイツの新聞が筆をそろへてバルカン安定を讃へてゐる點からみても明かである、その意味において兩宣言はバルカンの[illegible]めに最後の楔を打込んだ感がある

スペインの立場

最後に地中海問題の軍事的解決を斷行する場合スペインの立場がもつとも重視される、スペインは昨年の對英金融協定および對米借款から、經濟的に英米の影響壓力を受けてゐるが、一方ドイツとは離るべからざる關係にあり、その立場はすこぶる微妙である、これまた最近のムッソリーニ、フランコ會談以來、樞軸への協力態度を漸次明確にしつゝあるものとみられる、最近の強風被害を契機としてドイツは積極的にスペインの物資不足に救助の手を差延べてゐる、ムッソリーニ、フランコ會談はそのコンミュニケに「現在の歴史的時期における兩國共通の問題を協議」したとある如く、地中海對策が中心題目となつたことは疑ひない、しかしてもしドイツが前記のごとく英本土作戰との關聯において地中海作戰を考へる場合に英艦隊を地中海に釘付けするためジブラルタル攻略は必至で、またそれがためにはドイツ軍のスペイン國通過といふ問題も起つてくるであらう、しかしこれに關してはドイツ官憲は無論、強く否定してゐる

以上ドイツのバルカン工作と地中海對策はこの冬の季節を通じ押すべきは自ら押し、押すべからざるは各種作戰を蓄積しつゝ樞軸に最も有利なる態勢を築きあげ、春季大攻勢をいかなる點より開始するかのイニシアチブを完全に握つてゐる形勢である

新嘉坡に機雷敷設 今後無警告で實施

英海軍省發表

【ロンドン特電十六日發】英海軍省は十六日シンガポール海峽東入口に機雷を敷設する旨發表した、機雷敷設は今後何等警告なしに行はれるべく、その區域は北方限界は北緯二度四十四分、東方限界は東經百四度三十分、南方限界は北緯一度三十五分、西方限界はマレー半島海岸線と指定され、同區域を航行せんと欲する船舶はシンガポール港海軍當局にその航路につき指示を仰ぐべしとされてゐる

東台に肉薄す

わが各部隊、完全に包圍

【〇〇基地にて兼元特派員二十一日發】蘇北の山野に荒る十六日來の壯烈な戰鬪を繰返して、猛進をつゞけてゐるわが南部、石井、野田、林田、高橋らの各部隊は、連日の荒天ももののかは着々所期の包圍態勢を整へつゝあるが、二十一日午後六時わが小野部隊の情報によると、興化を陷れた南部、石井、野田の各快速部隊は、ぬかるみの泥濘を猛進し、新安鎭附近の敵を輕く一蹴して新四軍の據點東台に殺到してゐる

東台には約四千の敵がうごめいてゐるが、西北方より迂回した泥田部隊によりすでに退路を完全に遮斷されてをり、敵は全く袋のなかの鼠と化した、一方この日朝來の曇天ををかし、小野、森玉、竹下、町田の各荒鷲軍は興化を棄てゝ敗走した敵を捕捉し益城東北方南洋岸、林南附近を爆撃し、多大の戰果ををさめた

【蘇北前線にて信太特派員二十一日發】興化確保に第一期作戰を終了したわが蘇北進撃部隊は、息つく暇もなく二十日午後より夜半にかけ陣を轉じ、遠く西方に向ひ怒濤の如く進攻、二十一日木戸、石井の各部隊は相並んで分進進撃、新四軍潰滅の跡をうけいよいよ新四軍殘黨の潜據の地帯に攻撃の鋒を轉じ、今や完全に東台（興化西方五〇キロ）包圍の態勢を整へるに至つた

陸鷲、雲南 敵據點爆撃

【佛印〇〇基地二十一日發同盟】久方振りの快晴に惠まれた二十一日、佛印基地陸鷲部隊の攻撃は雲南省敵軍事據點を爆撃し多大なる戰果を收めた、すなはち鈴木部隊は蒙自東方約八十キロ文山を爆撃し軍事施設を爆砕炎上せしめ、松村部隊は文山西方四十キロの馬關を爆撃、倉庫に巨彈命中大火災を起さしめ、さらに後藤部隊は文山東北方六十キロの西疇を攻撃、敵兵營五ケ所から大火災を起さしめ全機無事歸還した

東台城を越えて隊列は更に進む

水路に點々・舟艇の影

蘇北戰線を空から觀る

【○○基地にて信太特派員二十三日發】興化から東台へ、蘇北新戰場に數日降りしきつた雪を消す水分は漸くあがつたが、空には雲なほ低い二十三日朝、記者は特に許されて陸鷲○○機に同乘、皇軍勇士ら辛苦の進軍と激戰の跡を空からつぶさに見極める機會に惠まれた、勇ましい爆音を双發一杯にうけて○○基地を離陸すれば、たちまち眼下にひろがる江北の大平原は、蜘蛛の巣を張りめぐらしたやうな縱橫無盡のクリーク地帶、機の揺れるたびにチカ〳〵と反射するクリークの水の鈍い冷たい輝き、その中に一本太く大動脈のごとく北に走る大運河に沿つて北上すれば、たちまち滿々たる高郵湖のほとり、高郵の城壁が眼下に現れる、街の中央部にひときは目立つ敎會の尖塔、高郵から東への水路には點々と舟艇の影、クリーク沿ひの小路にはところどころに白雪さへ見られ、寒風に曝され水中に蹴られ、泥濘の道なき道を進撃して行つた勇士らの軍靴の響きさへ機上に傳つて來るやうだ

高度は百メートルから百五十メートル、泥と雪の道は人と砲車の辛苦きはまりなき進撃の跡を偲ばせてでこぼこに東へ東へと興化へ通じてゐる、既にわが勇士らの姿は見當らぬが三垛鎭(興化西南方二十キロ)あたりの田圃はすでに畑に働く農民の姿が見られて、戰雲は遠く去つたとでもいひたげな眺めである

無数のクリークが集まり巨大な池となつたなかに、点々たる数百の小島を周囲に散らした一つの大きな浮島が、その周りに城壁を高くし市街を持つてゐる、これこそ雄く敵の昆明城塞化だ、周は低く旋回する、島といふ島がひとつ〳〵トーチカを持ち城壁もまたいたるところトーチカを備へてこれは驚くべき武装せる孤島、浮べる要塞である、城内西北部には夥しい車輌

勇士らの集結してゐるのが認められ、城壁を北に逃せば舟艇部隊を満載つて出動する部隊が湖上のトーチカを縫つて進んで行く、また西北に飛んで大観公園を過ぎれば中央飛行場の施設はすでに跡形もなく爆撃で廃墟のごとく、その北方大観楼の岸にはわが無敵の爆弾を被つて破壊した敵の舟艇が四、五隻ずつ無残な残骸をさらしてはかなき抵抗の姿である

機首を東方に転じ白邑鎮（東台北方廿五キロ）上空に差しかかる、蛇行と東台に通ずる一本道を一路南に続く後続部隊の隊列が手にとる如く見える　機の前に東台の城壁がぐつと迫る、翼へ入る日の丸の翼がそこここの屋根に点々と影を落とす、戦争に見おろす東台城には引続く激戦によくもこれだけ頑強な道を攻め進んだ勇士らの姿がどの通りにも溢れ、旋回する機にどの姿も一様の合図を送つてくれてゐるのだ、戦ひはまだ続けられてゐる、東台西南方にはさらに○○方面に向つて進撃する地上部隊の縦隊が長く〳〵続いてゐた、泥んこの兵隊さんの動き、車輌の動き、馬の動き、輜重車の砲の響きは聞取る術もないが、この新たな戦闘部隊の隊列を追撃して行く頼もしげな機上から"頑張り給へ"と胸のつぶやきに激励を送つて一路コースを西方にとり、○○基地に帰還したのであつた

昆明、滇緬公路(ビルマ・ルート)爆撃
海鷲、大編隊で活躍

【佛印○○基地特電二十一日発】南支艦隊報道部二十一日午後五時発表＝佛印○○基地におけるわが海軍航空部隊は、二十一日昆明および滇緬公路攻撃を實施せり

一、武田指揮官の率ゐる竹原、吉本、花本、紫野各部隊は、雲南省昆明附近の大倉庫群に対し熾烈なる地上砲火を冒して爆撃を敢行、多大の戦果を収めたり

二、吉岡指揮官の率ゐる足立、森口、鈴木、横繁の各部隊は、大編隊をもつてサルウイン河上流に進出、滇緬公路の要衝恵通橋に対し、猛爆を冒して再度爆撃を敢行、多大の損害と脅威を與へたり

獨軍機械化部隊 北阿（アフリカ）に初登場

英機械化部隊を撃滅

【ベルリン二十六日発同盟】獨軍司令部発表＝

一、獨潜水艦一隻は二十五日八千トン級の英商船一隻を、他の二潜水艦は英沿岸防備艦一隻をそれぞれ撃沈した

一、一快速艇は英本土東海岸上において敵駆逐艦一隻を撃沈した

一、リビア沿岸において廿四日朝アゲダビア東南で獨英両機械化部隊が激突、英軍自動車隊は撃破された、獨軍側に損害なし

一、獨急降下爆撃隊は同日午後キレナイカの港湾を攻撃、敵武装商船二隻に火災を生ぜしめ、また港湾施設を爆撃した

一、獨爆撃隊は二十五日夜ハルハリッチ、グレート・ヤーマス各港の軍事目標ならびに英本土東部の飛行場イプスウイッチおよびノリッチの武器工場にたいし有効なる爆撃を加へた

【ローマ二十六日発同盟】伊軍司令部発表＝

一、獨空軍は二十五日マルタ島上空で敵機を撃墜したほか、二十四日午前アゲダビア南方の北阿戰線で獨機械化部隊は、はじめて英軍を猛攻、装甲自動車、タンク多数を破壊した

一、獨空軍はキレナイカ海岸において碇泊中の英商船および港湾施設を攻撃、八千トン級の商船二隻に大損傷を與へた

一、ジャラブブおよびケフラ戰線において伊軍は敵の壓迫に對し果敢に抵抗中

一、東阿戰線において伊軍は目下チュバ河を渡河進撃せる英軍に對し果敢なる反撃を行つてゐる

を兼ねてゐるカナダ財界の第一人者であるだけに、今後の米加經濟協力は一層強化を見るものと各方面の注目を惹いてゐる

空襲

避難せよ小學校へ

空襲下では重要な防空據點として立ち上る——空襲に際して適切な大都市の耐震耐火建築物のうち最も大きな割合を占めるものは小學校から大學までの教育機關であるが、そのうち市民に最も親しまれ且人口の密度に正確に比例して散在する小學校は若干の防空設備を加へれば一層有效な防空施設として利用出來るであらうといふ見地から都市防空委員會では東京市小野教育局長以下防空各專門の各委員が昭和十二年秋以來六大都市小學校の設計に從つて各種の實驗、調査を重ねて來たが、その後更に各種の空襲想定によつて六大都市の小學校の防空利用方法を研究、その結果をこのほど公表すると同時に新にロンドン空襲の教訓に從つて老幼婦女子の地方分散後における小學校の利用方法について檢討を進め一應の見透しを得た【寫眞は東京市東部小學校】

これによれば六大都市の小學校のうち鐵筋コンクリート造りの占める比率の最も高いのは神戸市の五十六%、次に大阪の三十六%、横濱の三十二%、東京の三十%、京都の二十一%の順

いま 東京について見ると五百六十九校（昭和十二年調）のうち鐵筋コンクリート造は百六十八校で、この耐震耐火の小學校は一般の大建築物よりも更に空襲に對して強度があり、また廣い校舍を澤山持つてゐる上に、雨天體操場や講堂など多人數を收容することの出來る設備を有することも大きな特長である

また避難場として相當の空地を持つてをり消防、消火の設備も十分に施されてゐる等空襲下の市民の防護基地としては全く絶好

である、これを積極的に利用するために最上の床に鐵筋コンクリートの補強を施して中間階層の貫通を防ぎ窓から彈片や爆風が飛込まぬやうに砂詰めの二重壁を設けるか、砂嚢を積上げ出

入口　には防毒扉を設ければ二階の部屋は最も安全な待避室となる、こゝへ管内の警防團（現在警防團單位）の分團本部を置きまた歩行不可能の重病人や母の手を離せぬ赤ちやんの避難所とするのである

また地區内の住民人の防空事務を行ふ事務室としても良い、教室は非常用利用出來るし一階及び二階は警防團員や罹災者の炊出し又は食糧、寝具、救護所の救急衛生材料置場の倉庫に運動場を使用しても便利であり、更に三階によつて住居を失つた者を一時的に收容するのにこのやうな小學校に限るところはない、では木造の小學校は空襲に對してどれほどの抵抗力があるかといへば一番厄介なのは焼夷彈であるがそれも普通用ひられる一キロや二キロのものであれば

挺身　消火も困難でなくそれより大型のものに對しては發火と同時に消火作業で延燒することが最も効果があり更に延燒した時は防火壁を用ひて防ぐのである、鐵筋コンクリートよりはぐつと劣るが普通よりも消火設備を強化し彈を落せば少數の警防團で直ちに發火するものでなく防空據點として十分使用出來ることが立證された

英、極東軍略急ぐ

エヂプト戰局の小康状態で余裕

"第二の心臓" 新嘉坡へ兵力增遣

【ロンドン特電二十日發】極東危機説を前ぶれとして英國は增援軍を續々シンガポールに集結、マレー、緬甸の防備を強めつゝある、こゝに集結された英軍兵力が果してどの程度のものであるか、英國新聞が書き立てゝゐるほどの大兵團、大空軍であるかどうか疑はしいが、十九日當地に達された濠洲軍は英國新聞の報道より推測すれば歩兵旅團、或は一個師團程度のものであらう、たゞ現下のわが國として注目すべき點は現在の兵力數如何よりも英國が極東に兵力を增派し得るだけの余裕を生ずるに至つた事實である、二十日のタイムス紙が社説で「六ケ月前、エヂプト、近東方面にさへ十分な兵力を派遣するのは困難であつた」と述べたことを顧みれば英國としては「誠に心強い變りかたである」に違ひない、六ケ月前は獨伊軍の冬季作戰は東地中海に行はれるものと一般に豫想され、伊軍はリビア、エチオピア、エリトレア方面より英帝國の心臓部たるエヂプトを衝くに相違ないとされてゐた、實に六ケ月前はタイムス紙の社説をまつまでもなく確に英國にとつてエヂプトの運命すら不安であつた、そこで英國はスエズ以東と英本土との連絡が杜絶する場合に備へてデリー會議を開きスエズ以東の英帝國の軍需品自給自足に焦慮したのであつた

然るに事實は豫想に反し伊希開戰は英軍に東地中海の要衝クレータ島を提供したのみならず伊希戰線は膠着状態に陥り、他方エヂプト戰線においては伊軍當局も發表せる如く伊軍はエヂプト進撃の作戰を一時放棄してリビア國境内に撤退してをり、更にエチオピア、ソマリランド、エリトレア戰線においても英國はエチオピア土民軍、自由佛軍などを動員して積極攻勢を期してゐる状態にある

最近ドイツ空軍の活躍により英帝國の交通路はシチリア海峽において脅威を受くるに至つたがエヂプト以東、以南における英國の地位は當分余裕を生じて來たことは否めない、最近ドイツ軍がブルガリアに軍事據點を確立し更にギリシアに侵入することによつて東地中海に多大の脅威が加へられる形勢が次第に熟しつゝあるが、英國と目下友好關係にあるトルコの微妙たる中立態度、シリアの動向不明の今日ではあり且又氣候の關係や特に冬季作戰の困難なトルコの地勢からいつても獨軍が東から陸路或は空路をもつてエヂプトに迫ることは早急な實現性がないと英國側では見てゐるやうである

從つて英國が英本土に次ぐ重大拠点としたエヂプトに現在一時的安全感を抱いてゐることは事實で

かくして英國はエヂプト戰局の目下の小康状態により英國の中東英帝國における兵力に幾分余裕を生じたのを好機として第二の心臟をなすシンガポールに兵力増強の擧に出たものである、しかし英國が極東においてにはかに對日攻勢を開始するだけの十分な陸海空軍を動員し得るとは見られないが、兎に角エヂプト方面に赴くはずであつた濠洲、ニュージーランド兵が極東方面に振り向けられるやうになつたとは事實で、エヂプト方面で主力となつた同じ濠洲軍が今またシンガポールに上陸したのもその一例であらう、英帝國はその最大の據點英本土に對し依然獨軍侵入作戰の脅威を受けてゐるもの〻一方東地中海方面における目下の有利な地位を利用し、さらに米國の對英援助方針の確立、英米の外交提携緊密化などにより出來るだけ中立國を英米側に抱き込み、まづ樞軸側に對し濠洲ならびに極東をも加へて全面的に對抗し得る戰略的布陣の完成を急いでゐるものと見られる、この空氣を反映して英外交が漸次積極の度を加へつゝあり、ことに最近活潑なイーデン外相の手によつてそれが推進されんとしつゝあることは注目を要するであらう、たゞしいまのところ極東の事態は英國で騒がれてゐるほど切迫した情勢にありとは思へないが、佛印、泰、蘭印の動向如何では、英國が以上のごとき軍略をめぐらしてゐる以上いつ、いかなることによつて不測の事態が発生するかも知れず、わが國の警戒を要する點であらう

比島に援軍到着

【マニラ特電廿日発】廿日當地に入港した米陸軍運送船グラント號で五百名以上にのぼる米陸軍兵が米國から到着した、右兵力が比島駐屯軍増強のためか、或ひは單に交代のためであるかについては官邊では言明を避けてゐる、しかし他方州知事および市長會議に對して、國防長官テオフイロ・シソン氏の名において、太平洋に戰爭の危險ある旨の警告とともに、國防準備につき一般市民の協力を要望したことが注目された

米の兩洋作戰

大西洋に陸海軍基地

【ニューヨーク十四日發同盟】十四日付のニューヨーク・タイムス紙ワシントン電は陸海軍省の言明するところとして舊式驅逐艦五十隻讓渡の代償に英國より貸與又は割讓せられた大西洋各基地の建設費用を總計三千四百六十一万八千ドルと査定してゐると左の如く基地建設費用の内容を報道してゐる

一、トリニダットならびにギアナの陸空軍基地建設費　一千百四十八万七千弗

一、アルゼンチンならびにニューファウンドランドの陸空軍基地建設費　九百四十二万五千弗

一方パターソン陸軍次官の言明によれば陸軍側の基地建設契約は十二會社に對し總額千三百七十万六千弗に達しバーミューダ、セントルシア、英領ギアナ、トリニダッド、アンチグワを含む大西洋上の六基地建設工事を直ちに開始することとなつた、而してこれ等の基地の要塞化に要する基本經費は一億二百二十八万弗と見積られてゐるがこの中にはジャマイカ島並にバハマ島の基地建設費用は含まれて居ない、又この六基地の守備兵は將兵共一万乃至一万五千と言はれ基地には要塞、兵營、飛行場が建設される筈で陸軍は海軍と協同して先づ最初に航空路並にその附屬設備を建設することになつてゐる

米、異常の關心

英と併行・對日牽制へ

【ニューヨーク特電二十日發】マーシャル參謀總長が二十日米上院陸軍委員會秘密會で太平洋の米國空軍增強の計畫を漏らしたとの報道は最初APワシントン電報により傳へられその後UPとインターナショナル・ニュース兩通信社が同様の報道をした結果、非常なセンセーションを捲起してゐるが、某委員が語つたところとしてAPが報道するところによると、ドイツは日本に對し南進を慫慂し、それによつて米國の關心を對英援助計畫から極東へと轉換せしめんと企圖してゐるものと、米軍當局では判斷し、かゝる判斷にもとづいて極東防衞強化なりとの結論に到達してゐるのだとのことである

これが武器貸與法案の議會通過を促進せんとする對內政治的意味を含んでゐるか否かは問題としても、ともかく最近連日米國が太平洋問題に關し何等かの言明を發表して米國人の關心をここに集中すると共に、日本を牽制しつつあることが注目される

六割は軍用機

練習機の不足・發動機生産不調

米、飛行機生産狀況

【ニューヨーク特電十五日發】十五日附ニューヨーク・タイムス紙ワシントン電は最近の米國飛行機生産狀態につき

一、本年一月における飛行機生産の著增

一、昨年度における對英佛飛行機讓渡數

一、練習機の不足

一、發動機生産の不調

の四點を中心として興味ある報道を行つてゐるが、その內容は次の通りである

一、本年一月の飛行機生産數＝本年一月の米國飛行機生産數は合計一、〇〇二台に達したが、これは昨年同月生産數の約二倍である、しかしいかなる型の飛行機が生産されたかは不明であるが、權威ある筋の間では一月中生産數のうち六割は各種軍用機で殘りの四割は練習機であるといはれてゐる、しかして一、〇〇二台といふ生産數は昨年十二月の七九九台に比べ約二割の增加で、國防生産管理局ではこの成績は期待以上のものなる旨非公式に認めてゐる、事實本年初頭クヌードセン同局長官は「自分の希望として年初において月一、五〇〇台、後半年には月二、〇〇〇台に到達することを期する」と述べた氏の期待をもほゞ滿足せしめることゝなつたわけである國防管理局首腦部では、飛行機生産が現在のまゝ推移すれば月一、五〇〇台に達することも難事ではないと強氣の口ぶりを洩らしてゐるものの月二、〇〇〇台を生産し得るに至るか否かには確信を抱き得ぬやうであり、わづかに本年末までにはなんとか二、〇〇〇台に達するであらうと樂觀的意見を述べてゐるに過ぎない

一、昨年度對英佛飛行機讓渡數＝英國に讓渡した飛行機數については當局は固く沈默を守つてをり明かでないが、英國は欲しいだけの飛行機數を毎月獲得してゐるといはれ、昨年一年間の米國の飛行機生産數二、九〇〇台のうち二、三〇〇台以上が英佛兩國に供給されたやうである（そのうち佛國は敗戰前約九〇〇台を米國より受取つた）

一、練習機の不足＝國內用としては國防計畫の實施から米國內に飛行學校が增設され、そのため漸次多數の練習機および軍用機が飛行學校用に引渡されつゝあるので、十萬操縱士補充計畫の操縱術訓練用練習機の供給が軍用機以上に要求されてゐるとのことである

一、發動機生産不調＝一方、飛行機生産に比較して飛行機の發動機生産はそれほど華々しくなく最初千二百馬力の豫定であつたアリソン型水冷式發動機は、最近工學上の困難から九百五十馬力へと縮小を余儀なくされた、なほ米國の最快速追擊機エアー・コブラ（空の毒蛇）にはこのアリソン型發動機を取付けるはずであると、とまれ上述の飛行機生産數の向上にもかゝはらず發動機生産は一九四二年頃にならなければ最高潮に達しない狀態にある

新嘉坡（シンガポール）重視 米紙論調

【ワシントン廿日發同盟】シンガポールを中心とする英米蘭三國の共同動作は漸次具體化しつゝあるが、廿日朝のニューヨーク・タイムス紙シンガポール電は、米國に對するシンガポールの軍事的、經濟的意義を強調、シンガポール防衞のために米國はあらゆる手段を盡さねばならぬと次の如く論じてゐる

シンガポールが樞軸側の手に落ちれば極東からゴム、錫等の重要物資が米國に輸入出來なくなる惧れがある、從つて米國としては日本のシンガポール攻略に無關心たり得ない、單に通商上のみならず軍事上からいつても米國は此點に關して責任があり、かつ英國がシンガポールを失ふとハワイ、蘭印、濠洲、ニュージーランドに對する日本の脅威は太平洋のバランスを完全に覆し太平、大西兩洋における英國の海軍力に大打撃を與へるであらう、しかし現在の眞の戰場は英佛海峽であつて蘭印でもまたシンガポールでもない、英國が獨伊に勝てば極東問題は自然に片づく、米國は對英援助に急なるあまり、日本の太平洋侵略阻止につき有効な手段を採り得ないと思ふのは誤りである、米國は太平洋に有力な艦隊を擁し、かつ大なる經濟力といふ武器をもつてゐる、今日まで反動を考慮して對日經濟制裁は小規模の範圍で行はれてきたが、日本がシンガポールを中心とする侵略に出でんとするならば、米國はたゞちに對日全面的禁輸を斷行し、日本の商業、工業、通商に致命傷を與へるであらう

獨水上艦艇の英船撃沈數
前大戰四ケ年の總計を凌駕

【ベルリン十五日發同盟】ドイツ軍司令部は十四日午後開戰以來十八箇月間のドイツ水上艦艇による英船舶撃沈トン數を六十七万トンと發表した、獨海軍當局はこの數字は前大戰における四箇年の獨水上艦艇による英船舶撃沈數を凌駕してゐると強調してゐる

ドイツ水上艦艇は開戰以來十八箇月間にイギリス船舶及びイギリスが所有して居る船舶合計六十七万トンを洋上において撃沈した、これは前大戰四年間を通じての撃沈數字三十七万トンを遙に凌駕してゐる

英、上陸作戰基地爆撃

【ロンドン十五日發同盟】英空軍省發表＝

一、英空軍は十四日夜ルール地方の軍需工業地帶を爆撃した

一、十四日午後英空軍は佛海岸の獨軍の上陸作戰基地を空襲した、數次に亙る爆撃は海峽を越えて數時間に亙つて英本土まで聞え且つカレー及びグリネ岬方面は煙に覆はれてゐるのが見えた

一、獨空軍は十四日夜英本土に來襲、イングランド東部、ロンドンその他に爆撃を行つたが損害は僅少

落下傘部隊は英軍

【ロンドン十五日發同盟】南イタリアに英落下傘部隊降下の報道を英當局はロイター通信を通して確認次の如く發表してゐる

南イタリアに落下傘をもつて降下した正規兵は同方面の港灣に關係ある設備の目的物を破壊する指令を帶びてゐたものである、ただし詳細發表は目下のところできない、たゞ數人の兵士は未だ基地に歸還してゐない

東人西人

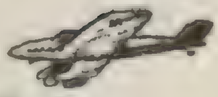

米國務省の支那通
新駐支・駐濠兩大使

ルーズヴェルトの三選以來全く軌道に乘つた米國の極東積極政策の結果、太平洋の形勢ますます微妙化しつつある時、米國の駐支大使と駐濠公使が入替となり、現駐支大使ネルソン・ジョンソン氏が濠洲に行き、現駐濠公使クラーレンス・ガウス氏が支那に來る

二人とも米國務省切つての支那通外交官生涯の大部分を支那で過した人である、今回の入替のもつ政治的意義は輕視できない、當然米國の極東積極化が豫想されるからである

ガウス、ジョンソン兩氏とも當年五十四歳、ガウス氏は一九〇六年國務省に入り、翌年上海副領事となつて以來天津、廈門、濟南、奉天、北京などに駐在、一九三三年駐支大使館參事官、一九三五年から昨年一月駐濠公使に轉出するまで上海總領事をしてゐた、一方ジョンソン氏も一九〇七年通譯生として支那に來て以來、奉天、哈爾濱、上海、漢口、長沙などを經り、一九二九年駐支公使一九三五年大使に昇格した、兩氏とも今日まではほとんど支那以外に出たことがない

ジョンソン大使　ガウス大使

ジョンソン氏が支那文化、[illegible]文化の愛好者であることは周知の事實だが駐支大使館の仕事は實際上むしろ上海總領事のガウス氏が切盛りしてゐたのである

ガウス氏は現在まではジョンソン氏の蔭にかくれた形で、あまり名前を知られてゐないが、事實上孔祥熙、宋子文、陳光甫らの支那財界人とも親しく、また上海のサッスーン財閥も永年の知己である、從來本國の政策より以上に強硬氣勢をあげてゐた上海在留米國人間にももてはやされてゐた、今度は名實ともに駐支米國大使館の主となつたのだから積極的にいよいよ立廻るものと見られ、わが國としても注視する必要があらう

獨機、英艦隊襲撃
大型艦一隻撃沈す

【ローマ二十四日發同盟】伊軍司令部發表

一、伊軍に協力する獨空軍はリビアの英空軍基地を攻撃、地上の英機ならびに自動車を爆砕したほか獨機は英海軍基地を攻撃、多大の損害を與へた、さらに他の獨機編隊は東地中海において全速力航行中の英艦隊を爆撃、うち大型艦一隻に爆彈を命中せしめた、同艦は撃沈したものと信ぜられる

獨潜水艦活躍

【ベルリン二十四日發同盟】獨軍司令部發表＝

一、メーレ中佐指揮の獨潜水艦は英商船四隻三万三千トンを撃沈

これにより同艦が撃沈した英商

船は計十九隻、十二万二千九百四十三トンに達した、また他の一潜水艦も二萬總七千トンを撃沈した旨報告があつた

一、地中海に行動中の獨潜水艦は英商船一隻、一万トンを撃沈、またアイルランド東方海上においても大型商船一隻に大損害を與へ、同船は甚だしく傾斜したまま航行を停止した

一、強力なる獨武装偵察機編隊はイングランド南部海岸を攻撃したが、英空軍の迎撃を見ず、爆撃編隊は二十三日夜再度ヘルの軍需目標およびイングランド南部海岸の飛行機工場、ロンドンの造船所、兵器工場などを爆撃した

總動員法改正案
けふ次官會議で調整

今議會に戰時色を反映する最重要法案となつた國家總動員法改正法律案は企畫院及び法制局を中心に各省と協議して案文を調整中であつたが、漸く成案を得るに至つたので、二十五日正午院内に臨時次官會議を開催、同改正案の最後的檢討を行ひ、大体二十七日の院内閣議に附議、正式決定の上直に議會に提出することとなつた、改正原案の主要点は大要左の如くである

第五條　總動員業務に對する協力命令條項
帝國臣民または地方團体のみならず經濟團体の業務にも協力せしむることゝした

第六條　從業者の統制條項
從業者の使用、雇入、解雇等のみならず移動をも統制して、從業者統制の完璧を期した

第八條　總動員物資の生産、修理配給、讓渡に對する命令條項
總動員物資の字句を削除して一般物資に及ぼすことゝした

第十條　總動員物資の使用收用條項
總動員の三字を削除した

第十一條　經理統制條項
現行法では會社の設立、増資、合併等を「制限」又は「禁止」し得ることとなつてゐるのを、會社の設立、増資、合併、解散を「命令」し得ることとした

第十四條　權利の使用收用條項
現行法では權利を鑛業權、砂鑛權および水の使用に關する權利の三つに限つてゐるが、これを更に擴張となし、工業所有權その他をも追加した

第十七條　統制協定條項
「總動員」を削除

第十八條　統制組合條項
「組合」を「團体」に改正し、統制を擴大した

第十九條　價格統制條項
統制を擴大し、價格目の如き給付に對する對價の統制をも行ふこととした

第三十二—四十九條　罰則規定

議員の定數は四百名
推薦協議會制を採用
選擧法、劃期的な改正

衆議院議員選擧法改正法案は十九日午後七時半開會の臨時閣議に上程、平沼內相の原案說明にもとづいて審議の結果、二十日早朝に至り左の通り正式決定、同三日中に樞密院に御諮詢奏請の手續をとり、來月中旬までには議會に提出することゝなつた、最後まで決定を保留した議員定數は結局四百名と決定した、今次改正法案は實に大正十四年改正の普選法案以來の大改正で、新體制に卽應する選擧制度を目指し大選擧區制の採用、議員定數の減少による強力なる議政體制の確立、[illegible]、選擧公營の擴大、罰則における連坐制の強化、選擧運動の限界明確化等の特色の中に家族制度擁護の理念を主眼とする選擧資格における戸主選擧制、自由立候補制に推薦制を企圖する推薦協議會制の採用によつて我國議會制度の運用に劃期的な新紀元を劃さうとするものである、改正要綱の內容左の如くである

改正要旨

第一　議員定數及び選擧區

一、議員定數は四百人とす

二、一府縣一選擧區とす但し東京府、大阪府、兵庫縣、愛知縣、福岡縣及び北海道に付ては二乃至四の選擧區に分つ

第二　選擧權及び被選擧權

一、選擧權者は滿二十五歳以上の男子たる戸主とす

二、治安維持法違反の罪を法第六條第六號の特殊犯罪中に加ふ

三、法第六條第十號の犯罪者に付被選擧權の缺格期間を延長す

四、選擧犯罪に基く選擧權及び被選擧權の停止に付裁判所の宣告に依り之を短縮し得る規定を削除す

五、政務官を廢止し參政官を置くこととす

第三　選擧手續

一、選擧運動期間を十日間延長す

二、[illegible]の制度を採用す

三、當選承諾届出期限後の一般缺員者繰上制度を廢止す

四、補缺選擧及び特種のものを除く再選擧は缺員が選擧區の議員定數の三分の一（其の數二人より少きときは二人）に達する迄は之を行はず

第四　議員候補者制度

一、自己立候補の制度を廢し議員候補者は推薦協議會に於て銓衡し三十人以上の連署を以て選擧長に届出ありたる者に限る

二、議員候補者届出の供託金を廢止す

三、推薦協議會は左の如き制限に依らしむ

（イ）推薦協議會を開かんとするときは其の發起人は豫め警察官署に届出づることを要す

（ロ）推薦協議會は選擧の期日の公布又は告示ありたる後に非ざれば之を發起し得ず

（ハ）推薦協議會の發起人は五人以内とし五十人以内に對し文書を以てするの外之に參加を勸誘し得ず

（ニ）同一人は二以上の推薦協議會を發起し得ず

（ホ）推薦協議會の發起人及び之に參加の勸誘を受けたる者に非ざれば推薦協議會に參加することを得ず

（ヘ）推薦協議會を發起し又は之に參加し得るものは選擧權を有する者に限る

四、特定人をして議員候補者たらしめ又は議員候補者たらしめざらんが爲に爲す勸誘、依頼等は推薦協議會に於て議員候補者の銓衡を爲し又は其の銓衡せられたる議員候補者の届出を爲す場合の外は之を爲し得ず

五、議員候補者たらんが爲に爲す依頼行爲は之を禁止す

第五　選擧運動

一、組織的に選擧運動を爲さんとする場合（選擧事務長を選任せんとする場合）には供託金二千円を要す

二、法定選擧運動者

（イ）選擧事務長の選任は之を任意とす

（ロ）選擧委員も亦選擧事務長の推薦に依て事務長之を選任することとす

（ハ）選擧委員に對し日當を供與することを得

三、所謂第三者の選擧運動

（イ）候補者又は推薦状に依る選擧運動には其の依頼及び出演者の依頼を含む

（ロ）議員候補者又は法定選擧運動者の開催する演說會に出演する場合の外所謂第三者は一切實費の弁償を受くることを得ず

（ハ）議員候補者又は法定選擧運動者の開催する演說會に出演する者に對し日當を供與することを得

（ニ）所謂第三者にして演說に依る選擧運動を爲す者は一演說會に付三人以內の事務員を選任することを得

（ホ）所謂第三者の爲す選擧運動

の營業の者と同居する親族、家族及び常傭の使用人は勞務の提供を爲すことを得

第六　選擧運動費用

一、選擧事務長の責任なき場合は議員候補者も選擧運動費用を支出することを得

二、議員候補者の休泊、飲食等の爲に要したる費用は選擧運動の費用に非ざるものとす

第七　選擧罰則

一、議員候補者たるべき者の詮衡又は推薦に關する實收行爲及びその自由公正を妨害する行爲を處罰する規定を設く

二、選擧運動費用不法支出の罪に付罰金刑を加へ禁錮刑との選擇刑と爲す

三、或種類の形式的犯罪（第百卅條及び第百卅二條の罪）は候補當選人之に因り處刑せらるることあるも之を當選無效の原因と爲さず

定數の府縣割當

東京（六名）大阪（四名）のみ增加

今回の改正選擧法案による議員定數は四百名に決定、六十六名の減少にともなひこれが各府縣の選擧區と定數が如何に割當てられるかは、現在の衆議院議員及び有權者の大きな關心の的となつてをり、内務當局でも別表作成を急いでゐるが、四百名をもつて昭和十年十月一日國勢調査の内地人口六千九百二十五万人を除し、その數を以て各府縣の人口を除し定數を定め、端數大なる府縣から順次一名宛定數まで配當する方法で算定した各府縣定數は左の通りである、この結果大都市を擁して人口增加率大なる東京府は現在の三十一名から三十七名に六名增加し大阪府は二十一名から二十五名に四名增加するの外その他の府縣は現狀維持（青森、愛知、宮崎）及び新潟の四名を最大とする減員である、内定員數割當ては左の通りである

	現行定數	改正定數		現行定數	改正定數
北海道	二〇	一八	青森	六	六
岩手	七	六	宮城	八	七
秋田	七	六	山形	八	六
福島	一一	九	茨城	一一	九
栃木	九	七	群馬	九	七
埼玉	一一	九	千葉	一一	九
東京	三一	三七	神奈川	一一	一〇
新潟	一五	一一	富山	六	五
石川	六	四	福井	五	四
山梨	五	四	長野	一三	一〇
岐阜	九	七	靜岡	一三	一一
愛知	一七	一七	三重	九	七
滋賀	五	四	京都	一一	一〇
大阪	二一	二五	兵庫	一九	一七
奈良	五	四	和歌山	六	五
鳥取	四	三	島根	六	四
岡山	一〇	八	廣島	一三	一〇
山口	九	七	德島	六	四
香川	六	四	愛媛	九	七
高知	六	四	福岡	一八	一六
佐賀	六	四	長崎	九	七
熊本	一〇	八	大分	七	六
宮崎	五	五	鹿兒島	一二	九
沖繩	五	三	合計	四六六	四〇〇

東京は四區制

大府縣選擧區數

一府縣一選擧區の大選擧區制の原則を破つて大府縣には二乃至四選擧區が設置されるが、東京府は四、大阪府、北海道は三、兵庫、愛知、福岡各縣は二選擧區に分たれることに内定した

臨時軍事費可決

衆議院の審議進捗

衆議院豫算總會における近衞首相の悲壯な責任感の叫聲は議員の胸中に深き感銘を與へ、戰時議會色を一入濃厚にした、廿八日衆議院では午前全員俱樂部の總會を開き、十億に達する臨時軍事費豫算追加額に關する協定を確認した上、午後の豫算總會冒頭に卽決可決したので直に本會議に上程、同様に卽決可決の上貴族院へ送付した、同院は政府から漸く法案が出初めたので各委員會の開催は議長の指揮に一任することとなし、臨時委員會を開催し議事の促進を圖ることとなつた、豫算總會は午前十時より續行、星島二郎氏につづき午後は助川啓四郎氏、平川松太郎氏、三善信房氏等が質問をなし、同夜もひき續いて行ふといふ熱心な審議振りで、二十九日を以て豫算總會を一日終了し三十日より分科會に入る豫定となつた、二十八日衆議院より臨時軍事費豫算追加案送付のため貴族院では同日豫算總會で井上匡四郎子（研究）千秋季隆男（公正）の正副委員長を互選し二十九日より豫算案審議の態勢を整へた、かくして貴族院では臨時軍事費豫算追加案の審議は二十九日一日だけを充て同日中に審議の上可決し、三十日の本會議に上程可決する段取であるから、十億の臨時軍事費豫算追加額は三十日成立する譯で、如何にも戰時議會らしいスピード振りである

衆議院豫算總會

農林團體の活動

時局に卽し指導　農相答弁

衆議院豫算總會第六日は二十八日午前十時十二分開會堤康次郎氏と松岡外相の間に日蘭會商を繞つて別項の如き問答があり、次いで

堤康次郎氏　米國が生糸を輸入するかどうかは、生糸に對するわが毅然たる對策の有無如何にかゝつてゐる、はつきりした對策を示してほしい

石黑農相　生糸は重要なものだが米國に輸出することだけに依存するのはよくないと思つてゐたのである、輸出先を變へるとか新用途の開拓に相當苦心した、東洋のやうに濕度の多いところでは羊毛と人造纖維を混織した下着が最も適當してゐることが實驗の結果現はれてきた、それで今後は大衆の實用方面に向つて行くべきだと考へたのである、アメリカの難しい注文に應じて行くよりも、簡易にできる人造纖維を研究して今日では羊毛と變らない様な纖維もできるやうになつた

堤氏　米國の對日重要物資輸出許可制實施に對する對策如何、また商工會議所を廢止するのか

小林商相　アメリカの重要物資の對日禁輸に對してはすでに十分手を盡して對策は講じてあるから御安心願ひたい、商工會議所

は産業團体法の線に沿うて改革するやうに考へてゐたが廢止は毛頭考へてゐない

堤氏 現在の株價の低落は二千五百万円位の國策會社を設立した位で防げるものではない、株價の下落は財界の不安から出て來てゐるのである、銀行の合同が促進される結果銀行手持の株が賣り出されてゐるのも原因だと思ふが如何

河田藏相 銀行の合同は信用を増すために各府縣内で合同せしめるといふ方針をとつたが強制してゐるのではない、政府は決して一縣一行主義をもつてゐるものでなくその地方の經濟事情に即して合同を進めて行きたい

星野企畫院總裁 株價下落は財界の不安によるといはれてゐるが、政府としては眞に官民一体となつて進めて行きたいといふ考へから經濟新体制を實現したいのである、株價下落についてはできるだけの注意を拂つて民間企業の活動を期待して行きたい

堤氏 資本と經營分離につき何か具体的なものを考へてゐるか

企畫院總裁 例へば會社の經營を熱心にしてゐても株の操作のためにその企業者が追ひ出される如き實例があるかも知れぬが、自分としては資本と經營の分離の如き言葉を用ひることを嚴に戒しめてゐる

堤氏 會社經理統制令は第二條に會社企業は國民經濟の責任を分擔すべき旨の指導精神を示してゐるが、この條文は財界に非常な不安を與へてゐる、努力して利益を擧げることは國家目的に反するといふことを感ぜしめ、企業心を萎縮させるものであると思ふが如何

藏相 利益を擧げることを認めないのでは決してない、會社經營の本義を條文に示したもので條文の文句で事業家に暗い氣持を與へるといふのであれば、機會ある毎に説明して明朗に働いて貰ふやう努めたい

助川啓四郎氏 農村では政府の計畫してゐる農業新体制が公にされてゐないため不安の念をもつてゐるが、農村を現狀のまゝでは農業新体制はできぬと思ふ、産業團体事務を町村事務の中に包含せしめた方がよいといふ意見があり、兒玉元內相は前議會で産業活動は産業團体に委せるべきだと答へたことがあつたが、政府の意見はどうか

農相 産業團体は産業者の團体であり、町村民は産業者に限られてゐない、町村は地方行政團体の基礎をなすもので、綜合團体である、町村長は各種産業團体の運營協調を圖るべきだといふ意見には同感である

內相 町村行政は町村長がこれに當るのであるが、住民の經濟生活はこれと密接な關係があるから町村が大いなる關心をもたねばならぬ、しかし一切の經濟活動について町村が實行に當ることは不可能である、産業團体との間に密接な連絡をとるべきで反目を生じることはあるまじきことゝ考へてゐる

助川氏 町村が産業團体の仕事まで吸收するといふ考へ方は適當でないと思ふが如何

內相 すべて町村の行政をもつて産業活動の一切に當ることはできないのであるから今述べられたやうな意見は尤もだと思ふ

助川氏 農村問題については內務農林兩省の密接な協力が必要であるが連絡機關を設けては如何

內相 農林大臣と十分連絡をとつて協調することは勿論のことである、その具体案については未だ申上げられない

助川氏 農業團体統合案は議會提出を見合せたが、農業團体の指導精神に再検討を加へ團体間の摩擦を防止し連絡を密にすることを圖ることが今日の急務である農相の所見如何

農相　農林關係團体の整理統合の法案を提出する積りであつたが、團体が統合するたは困難な問題で日を決ることが多いと思はれる、現在指導農家に貢獻してゐるものであるから團体はその儘にしておいて時局に即した指導精神でもつて活動して貰つた方がよいと考へて提出を見合せた、時局に即した指導精神で今後農林團体の活動を期待したい

助川氏　農業新体制に關聯して土地制度を強化徹底することが最も必要なことで農地の保全改良、人口との調和を考慮すべきである

農相　農業新体制は決して不安を起すやうなものではない、自作農を本位とする堅實な農家をつくつて行くことは現内閣でも歴代内閣の方針通り踏襲してゐるわが農業は古來農家と農民が協力して発達せしめて來てゐるのである、新体制といつても國家の農業政策に從ひこれと共に發展して行くべきものである、助川氏の意見以外に農家の規模を稍々擴大して適正な農家をつくつて行くことに考へを進めて行きたい

ヒ總統重大演說
伊首相と呼應決意闡明

【ベルリン特電二十四日發】ヒットラー總統はナチス黨結黨記念日たる二十四日午後五時（日本時間二十五日午前一時）より黨本部において演說を行ふこととなつた、去る一月三十日以來二度目の演說であるが、歐洲戰局新段階の展開いよいよ近づきドイツがいかなるイニシアチヴをとるかが世界の注目の的となつてゐるので、非常に重大視されてゐる

【ベルリン二十四日發同盟】ヒットラー總統の演說は黨精神の地たるミュンヘンが選ばれることとなろう、ムッソリーニ首相が二十三日英國打倒の鉄の決意を強調し樞軸の軍事的政治的緊密性を強調した直後のとであり、總統もまたムッソリーニ首相に呼應して英米の策動を痛撃し最後の決戰への斷乎たる決意を闡明して樞軸兩國の示威を行ふものと見られる

【寫眞はヒットラー總統】

大東亞共榮圏の確立へ
泰・佛印調停會議開く
帝國外交の歴史的巨歩

東亞共榮圏における日本の指導的地位を名實ともに確立する泰・佛印紛爭調停會議は七日午後四時より日・佛・泰三國委員、隨員の全員出席の下に首相官邸において開催され、歴史的會議の幕を切つて落した、すなはち足かけ二年越しの泰、佛印の國境紛爭に終止符を打ち、調停會議を契機に新たに東亞共榮圏の一員として更生せんとする佛・泰兩國委員、隨員は松岡外相の案内で首相官邸大會議室の指定の席につき、松岡外相の調停會議開催に關する挨拶あつた後、佛・泰兩國全權の答辭あつて會議に入つた

これに先だち、齋藤音次南洋局長、ゴーチエ理事長官、ナイ・ダウイ・ダウエチクン外務省局長の日・佛・泰三國事務總長は午前十時より外相官邸に參集し、佛・泰兩國全權委員の委任狀を審查した結果、委任狀の良好妥當なことを確認し、次いで今後の會議の順序、進行方法ならびに構成等について協議を遂げ、日・佛・泰三國委員隨員の名簿を交換し劃期的東京調停會議に臨む萬般の準備を完了したのであつた

しかして今次の調停會議の成否如何は東亞共榮圏の前途はもとより、南方諸國に與へる影響も甚大で、その成行については文字通り世界各國の注視を浴びてゐるので、會議の進捗に支障なからしめるため三國の事務總長は今後も緊密に會合して打合せを遂げる筈であるが、帝國政府としては泰・佛印兩國をして各々その所を得しめると共に兩國の禍根を速かに除去する既定の方針で邁進するのみであるとなしてゐる、調停會議には法律問題の起ることも豫想されるので万全を期する意味で松本俊一條約局長を帝國委員の隨員として追加したが、日・佛・泰三國政府の正式決定せる委員隨員は次の通りである

政府、議會が緊密一體
翼賛會の育成に努力
四參議、首相の要請諒承

大政翼賛會問題に對する政府の態度は、六日の近衞首相と議會關係閣僚との懇談によつて最後的打合せを了するに至つたので、政府は七日正午から首相官邸に近衞首相始め平沼、河田、秋田、小川、金光の關係六相並に富田書記官長、村瀨法制局長官、森山法制局參事官が參集、衆議院において紛糾した翼賛會の性格に對する政府の統一答辯の内容ならびに翼賛會豫算の査定につき、種目の打合せを遂げ、こゝに今議會開會以來論議の的となり、議會内部に種々の政治的波紋を描いた翼賛會問題に對する政府の方針は正式に本極りとなつた、よつて近衞首相は同一時半官邸に議會關係の内閣參議たる町田忠治、中島知久平、久原房之助、安達謙藏の四舊政黨々首の來邸を求め、關係閣僚會議に引續き午後二時十五分より右四參議と合同、政府側から首相の外平沼、秋田、小川、金光の四閣僚列席の上翼賛會の性格と豫算の兩問題にわたつて政府の方針を詳細説明し、これに對する四參議の忌憚のない意見を聽取して懇談を重ねた後

現下の危局に對處して萬民翼賛の國家體制を確立強化すべき翼賛運動の本質に鑑み、この際政府と議會が緊密一体となつて翼賛會の育成に努めるやう協力を願ひ度い

と協力方を懇請したに對し、四參議は首相の要請を諒として政府の意圖を傳達斡旋することゝなつた

一方衆議院内においても、政府のこの政治的工作に對應して七日午前舊民政黨は院内役員が中心となつて同問題についての態度決定に關して正午院の[illegible]に會同し、また各舊黨派についてもそれぞれ關係方面が聯絡決定について會合してゐる狀態で、同問題はいはゆる政治的解決の最後的段階に到達した

しかして政府としては議會の意向を十分採り入れて修正に方針を樹立したのち、この政治的措置に出たので、十日議會提出豫定の明年度一般會計追加豫算案に計上する翼賛會に對する政府補助金は滿場一致で議會を通過するものと期待してゐる

町田氏、政府鞭撻の演說

戰時體制强化を決議

翼賛の空氣衆院に漲る

第七十九議會第二日の二十二日は戰時議會の新面目を發揮して政府、議會とも渾然一体化して擧國一致時艱克服に邁進せんとする態勢を着々具体化しつゝあり、これをめぐつて朝來政府、議會双方の重大な動きがみられた、すなはち衆議院各派は午前十時から院内に議員倶樂部總會、幹部會を開き協議の結果、衆議院全員贊成のもとに『戰時體制强化に關する決議案』を同日午後の本會議劈頭緊急上程し、これが提案理由の說明には全員代表にふさはしく舊民政黨總裁町田忠治氏がこれに當つた、しかも衆議院のかゝる戰時體制の强化を一段と强く表明するため、政府の施政方針演說に對する本會議での質疑はこれを取止めることに決定といふ積極的態度に出た、かゝる衆議院の態度に對し、政府側でも午前十時から首相官邸に臨時閣議を開き重要議案を協議したが、これに先だち村田逓相、小川鐵相、小林商相は電力關係法案の取扱ひについて下打合せを行つた、政府としては衆議院の決議案上程可決に際しては近衛首相から確固たる決意を表明してこれに答へたが、さらに議會會期の重要を明年度豫算の通過におき、苟くも國內の相剋摩擦を印象せしめるが如き措置は極力回避する方針で、從つて選擧法改正法律案の如きは提出せざることに決定し、唯その具体的決定は豫算案可決後の議會情勢をみた上改めて閣議を開き正式決定となすことになつた、從つて今議會の焦點は實質的にも相當の變化を來し、豫算案の審議に中心論

議が集中されることになり、廿四日から豫算總會が開かれ、衆議院の中心は早くもそこに移され審議は著るしく進捗をみることになつた、一方この日の貴族院は午前十時から本會議を開いたが、衆院のため全閣僚とも出席しなかつたゝめ施政方針演説に對する質疑は次回に譲り、日程を變更して兵役法中改正法律案を上程した

衆院早くも豫算總會

審議極めて急速調

今議會は再開第二日にしてすでに大勢を見透した感あり、第三日の二十三日衆議院は早くも豫算總會を開き、審議は極めて急速調を示した、すなはち前日の戦時体制強化決議を中心として本會議に於ける國務大臣演説に對する質疑は一切取止め、政府は同日の臨時閣議で提出法案の半減、議員任期一ケ年の延長等を決定したため政府、議會の一体化はこゝに結實し、二十三日の院内は、議員倶楽部の動きもなく極めて平靜なる空氣に包まれてゐる、午前十時十七分衆議院豫算總會はまづ第一日を開いたが、冒頭増田委員長から審議期間の短縮繰上げ、すなはち來る卅一日を以つて豫算總會の質疑を打切り二月十日本會議上程の豫定をはかりこれを承認、從つて衆議院のやゝ、やまは紀元節を期して越す見込みとなり、豫算總會も二十四日から質疑を開始するが、從來にみられたごとき白熱的展開といつた緊張感は第一日の空氣にもみられなかつた、なほ午後一時六分からは本會議が開かれたが、赤字公債発行法案他一件を上程、委員付託としたのみで散會、貴族院は本會議も委員會も開かれず休み、第三日の議會にしては誠に閑散といつたところだ、一方貴族院では戦時議會に相應せんとする動きが漸く表面化し、午前院内において今後の議事進行について政府貴族院の連絡會議を開き、さらに非公式各派交渉會で衆議院同様政府鞭撻の決議案を上程することに方針を決定、出來れば二十五日の本會議に實現の運びとなつた、一方午前十一時からは首相官邸に政府、統帥部の連絡懇談會が開かれる等戦時色の緊張感を濃くした

衆院、翼賛會豫算可決

重要案件議了、問題は貴院へ

議會月末に終了せん

大政翼賛会予算を含む明年度追加予算案に関する最後的態度を決すべき二十二日の衆議院は今期議会の波瀾を超し、予算総会においては諸氏の質疑終了後討議に入るや突如江藤源九郎氏より翼賛会予算削減の動議を提出し、石坂豊一氏これに賛成したが、採決の結果少数をもつて否決された、かくて右追加予算各案は多数をもつて予算総会において可決され、直ちに同夜七時十二分再開の衆議院本会議に緊急上程、増田委員長の報告後川崎克氏より予算総会と同じく翼賛会予算削減の修正動議を提出、同氏より一時間余にわたり提案趣旨の説明後修正動議の採決に入り記名投票をもつて今議会最初の堂々巡りを行つた結果、右修正動議は少数をもつて否決された、かくて今議会劈頭より悩みに悩んだ翼賛会問題は予算案の可決とともに衆議院の関門を通過し、貴族院に移つた、翼賛会予算に対する貴族院の態度は、翼賛会の法理的性格に関し、あるひは政治的動向に関しまた截然たらざる点が曖昧であるから、相当突込んだ質問が行はれるものとみられるが、翼賛会予算そのものについてはすでに衆議院において可決せられた以上、貴族院としてもこれを修正することは不可能であるから、結局多少の論議はあつても原案通り成立することとならう、かくて同日をもつて衆議院における重要案件は悉く議了され、舞台は一路貴族院に移り、第七十六議会は戦時議会にふさはしく二月一杯をもつて閉幕する見込が立つに至つた

修正の動議否決

堂々廻り・掉尾の緊張

衆議院本會議

二十二日の衆議院本會議は午後四時五分再開、日程を變更

一、人造石油製造事業法中改正法律案

一、帝國燃料興業株式會社法中改正法律案

一、帝國石油株式會社法案（以上政府提出）

を一括上程し川島委員長の報告あり、可決

一、農地開發法案（政府提出）

村上委員長の經過報告可決

一、木材統制法案（政府提出）につき島田委員長經過報告、委員會の決定どほり修正可決

一、民法中改正法律案

一、非訟事件手續法中改正法律案

一、戸籍法中改正法律案

一、民事訴訟法中改正法律案

一、競賣法中改正法律案

一、大正二年法律第九號中改正法律案（裁判所管轄區域に關する件）（以上政府提出、貴族院送付）

一、大正十二年法律第五十二號中改正法律案（司法官試補及弁護士の資格に關する件）（議員提出）

につき磯村委員長の經過報告あり可決、政府提出六法案については兩院通過成立した、同四時五十六分休憩、午後七時十二分三たび開會いよいよ

一、昭和十五年度歳入歳出總豫算追加案（第二號）

一、昭和十五年度各特別會計歳入歳出豫算追加案（特第二號）

一、昭和十五年度歳入歳出總豫算追加案（第三號）

一、昭和十五年度特別會計歳入歳出豫算追加案（特第三號）

一、昭和十六年度歳入歳出總豫算追加案（第一號）

一、昭和十六年度各特別會計歳入歳出豫算追加案（特第一號）

一、豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件（追第一號）

一、臨時陸軍材料資金豫算追加案（臨材第一號）

を一括上程、增田豫算委員長は豫算總會の經過報告のため登壇、議場はほとんど全員出席政府側も近衞首相、松岡外相、小林商相を除き各閣僚、席につき緊張のうちに報告を終り、增田委員長の報告は豫算總會問題におよぶや、特に語調を極めた、ついで翼贊會補助費を含む本明年度豫算追加案（第三號、第一號）修正の趣旨弁明のため

川崎克氏 本年度歳入歳出追加豫算案（第三號）中大政翼贊會豫算六十五万円を二十五万円に明年度歳入歳出總豫算追加案（第一號）中大政翼贊會豫算八百万円を三百万円に修正せんとするものである、大政翼贊會の機關はひとり議會によるべきであり、これを紛更させるのは戰時体制の强化を困難ならしめる、憲法は濫りに改正さるべきものでなく憲法の條章に照らして國政の運營は行はるべきである、翼贊會の機構はドイツのナチスにならひまたロシアの共產主義にならつたかのごとき感を與へるので政府の外に政府あるがごとく見らるるのである、憲法の條章に反せりとの疑ひを抱くは當然のことである

獨ソ新協定の効用

獨ソ間には今回經濟、國境劃定、住民交換等の一聯の新協定が成立を見るに至つたが、この二大強國獨ソの新たなる關係とその協力關係の新たなる發展は、それ自体極めて重大なる出來事ではあるが、特に最近の國際的新情勢に照し合せる時、その政治的意義の極めて大なるを思はせるのである。

獨ソ三協定のうち、バルト海よりイゴルカ河に達する獨ソ新國境の劃定、バルト三國のドイツ住民交換の二協定は、獨ソ兩國の將來可能なる紛爭の種を除き去つたことであり、また經濟協定は、更に進んで兩國の協力關係を意味するものである。獨ソ間にはすでに一九三九年に經濟協定が締結されてゐるが、今次の新協定は、右に基いて更にこれを著るしく擴充強化したもので、かつて獨ソ間に結ばれたいかなる經濟協定よりも、重要にして大規模なものである。なるほどドイツは、その瞠目すべき[illegible]さをもつて、歐洲に指導性を獲得することによつて、その經濟能力を增大し、對ソ經濟的依存度の多分に減少せるものありとはいへ、なほかつソ聯の諸原料、石油、穀物の有し得る意義は大きいのである。特に戰爭遂行時に[illegible]されがちなる[illegible]問題の起り得る時、ソ聯昨年度の豐作による大量の余剩穀物の對獨供給の持つ意義は決して小さくはないのである。

かゝる獨ソ經濟の擴充が、次に述べるやうな國際政局の只中に成立したことは、單なる偶然ではないであらう。

すちはち最近バルカンの微妙なる情勢に關聯して、獨ソの緊迫關係が喧傳され、その開戰を繞つて英米筋の獨ソ離間の策動が行はれてゐたのであるが、今次の新協定はこれらの宣傳、謀略を事實をもつて霧消せしめたのであり、ソ聯プラウダ紙も獨ソ新協定をもつて「獨ソ離間の各種の謀略に對する回答」なりと評してゐるのである。更に看過してはならないことは、この獨ソ協定が米國の對英援助が[illegible]限度に強化されつゝある情勢の下に行はれたことである。ソ聯が對英戰爭遂行中のドイツにとつて、資材的補給地としての重大なる役割を演ずるといふことは、それ自体重大なる政治的意義を持つてゐることである。

米國の挑戰的意圖

米國の[illegible]的[illegible]の結果、[illegible]國の關係は、一[illegible]の[illegible]に置かれんとしてゐる。いはゆる米國海軍の北方、中央、南方よりする[illegible]と[illegible]して、わが[illegible]における米國の[illegible]的[illegible]を、この際一應考察しておく必要があると思ふ。

この問題はもちろん[illegible]に[illegible]を下すべからざる事柄に屬するが、第一に最近の米國海軍の政策[illegible]がさうであるごとく、わが[illegible]に對する米國の[illegible]は、[illegible]てゐた[illegible]をかけて、[illegible]に[illegible]行に移しつゝあること、第二に[illegible]における米國の[illegible]なるものは、[illegible]に我國に對する[illegible]を待つてゐるが、米國海軍は[illegible]にこれを[illegible]すべく、その準備に[illegible]しつつあること、第三にその準備は、[illegible]として[illegible]と[illegible]とにより、[illegible]は[illegible]、我が[illegible]を[illegible]して、[illegible]邊に[illegible]れんため、海上と空中におけるゲリラ戰を目指してゐるや

うに受け取られるのである。

わが東亜共栄圏に於ける米國の軍事基地は、いふまでもなくグアム及びフイリッピンであらう。グアムは米國海軍省直轄の要港とされ、同島には砲台や飛行場のある外、西海岸の良港アプラが、主として潜水艦基地として使用される軍港でもあり、汎太平洋航空の水上機発着所をも持つてゐるのである。米國の公表によれば、現に五百の海兵を同島に駐屯させてゐるといふ。また本年の予算教書において、同島の潜水艦基地と水上飛行機基地の整備費を計上したことは、潜水艦と航空機の攻撃的基地として、グアムを強化せんとするものといつてよからう。

フイリッピンでは、マニラ湾内のカヴイテ、南支那海岸のオロンガポが海軍の基地である。殊にオロンガポはマニラから近距離の良港にして、現に一万トン級までの艦船を入渠し得べき浮ドックを持ち、潜水艦の修理が可能である。米國の非公式報告によれば、フイリッピンには四千五百の正規兵を保し、マニラを一ケ月防禦するに足るが、長期に堪ふべき火薬工場を持たないとのことである。またマニラにあるアジア艦隊は、昨年は一万トン及び七千トン巡洋艦各一隻、駆逐艦及び潜水艦各十二隻、補助艦艇数隻であつたといふが、最近では駆逐艦三十余隻、潜水艦三十隻近くに増加されたと傳へられてゐる。既にオロンガポ海軍基地整備費を本年の予算教書に加へたことは、フイリッピンの独立問題と併せ考へるべきものであらう。即ち、従前から米國海軍部内には、タイデイングス・マクダフイー法により、フイリッピンが一九四六年に独立した以後と雖も、ドュマンクイラス湾等の数箇所を、軍事基地として、米本國の手に保持すべしとの主張があつたが、今回オロンガポ修築費を取りあげたことは、米國最近の政策が、右の主張に符合しつゝあることを示すものである。

フイリッピンには、目下約三百五十機の航空機を配置し、その半数は偵察機であり、殊に四発重爆撃機二個中隊を擁してをり、航空機製造工場も、目下建設中だといふ。換言すれば、フイリッピンも亦潜水艦と航空機を主とする攻撃的前進基地の相を備へてゐるのである。

米國は、従前米國海軍部内と與論とで議論されてゐた作戦、即ちグアムとフイリッピンとを、潜水艦及び航空機の前進基地となし、わが東亜共栄圏に向つて先制攻撃を行はんとする作戦を、漸次實行に移さんとすると共に、これと表裏一体をなして、シンガポール、香港、ダーウイン等の英國根拠地及び蘭領印度を脅威にせんとしてゐることが看取される。何となれば、本年一月より米濠間の定期航空の如きも、米國が有事に備へて、濠洲を飛行基地として利用せんとする準備を、一歩實行に移したものと思はれるからである。また香港には、既に米國潜水艦用の部分品を貯蔵すべき倉庫を建設中だとの説がある。シンガポール等の英國根拠地に關し、英米共用の話がついたか否かを云々するのは、野暮であらうと思ふ。米國海軍が何處までもこの共用の範囲をひた隠しにすることは必然で、この事實は、米國海軍が現實に使用することを俟つて、初めて明白にされる外はない。

グアムもフイリッピンもいはゞ帝國の鼻先きにある。この関係は今に始まつたことでなく、米國がこれらの防備を増強するのは無謀な挑戦であるが、西太平洋、西南太平洋まで、否全太平洋を自己の領域と心得た傍若無人の態度は、いよ

いよ〳〵明白となり緊迫となりつゝあるのである。米國が進んで我が死命を制すべく、着々挑戰的行動を取りつゝある以上、我方としても、最惡の場合に處すべき準備と用意とに於いて、遺憾なからんことを特に切望せざるを得ない。

米國最近の態度

三選後の米國ルーズヴエルト大統領の言動が露骨であるだけに、米國々務省の言動も、從來以上に挑戰的となり、いまや參戰を辭せざらんとする險惡な積極的態度を示してゐるのである。

ルーズヴエルト大統領は三選後爐邊談話の形式で意見を發表し、日獨伊三國同盟に當り散らし、英國援助の決意を無遠慮に放送したが、さらに本年正月新議會に臨み、一般教書をもつて、重ねて獨日の侵略主義を攻撃し、公々然日獨伊に對する憎惡と侮蔑を強調したのである。大統領がさうであるごとく、ハル國務長官もまたこれに劣らず、日獨伊を誹謗して得々たるものがあり、反日家として定評のあるスチムソン陸軍長官、ノックス海軍長官等が競つて挑發し、放言を敢てするに不思議は無い。最近責任ある米國當局者が露骨に近いこの種の言動を敢てするのは、單に強がりのための強がりからでなく、その背後にある海軍力を恃むからで、これは無論國内輿論の挑發もあるであらうが、自らその恃むところに驕つて、知らず識らず露骨なる言辭を吐くのであらう。

スチムソン陸軍長官は十七日下院の外交委員會に臨み、最大の危機がこゝ二、三ケ月を出でないことを聲明し、米艦の危險水域派遣を仄かしたとあるが、その二、三ケ月内に起るべき最大危機といふのは、果して何を指すのか明白でない。或はドイツの對英上陸作戰が、その頃に決行されるとの見透しを付けてゐるのか、或は對英武器貸與案に基く米國艦船の對英輸送による對英援助が、交戰國水域において問題を發生せしめる場合、米國は愈々最後の決意を示すといふのか。思ふに、今春獨英間の交戰狀態が切迫すれば、從つてまた米獨の關係も、獨ひ伊獨の緊張に立つこととならう。歐洲情勢の緊迫がまた東亞に波及すべきことは明らかである。米國はこの間の情勢を看取し、將來に備ふるため、未曾有の大海軍擴張案を計畫し、直ちにその實施に努めつゝあるが、同時に當面の戰備充實に專心し、太平洋における積極的、攻勢的作戰企圖のため、英國と聯絡を合はせて、濠洲・蘭印植民地・蘭印等を連ねた日本攻略の陣形を整備すべく、着々先手を打たんとしてゐるのである。かくの如く、米國は一方において、海軍力に物をいはせ、日本にのしかゝるとともに、他方許可制による經濟的壓迫を強化して、兩面から日本を威壓してゐるのである。スチムソン陸軍長官の重大危機到來說は、これこそ米國自身の思ひ上りから、不必要にそれに拍車をかけてゐるのであつて、見す〳〵日米間を一觸即發の危機まで追込みつゝある責任は、一つに最近の米國の態度にありといはねばならぬ。

獨伊經濟會議の開催

二十日よりローマに於て獨伊兩國間の經濟會議が開かれることゝなつたが、これに參加する兩國代表數は合せて三百三十五名の多きにより、議題は兩國間の通商金融に關するのみならず、兩國とその占領地區との間の經濟關係にも及ぶ見込である旨發表せられてをり、それが相當重大なる効果をもつべきものであることが察せられ

るのである。その提唱が獨伊いづれの側からなされたものであるとしても、恰も米大統領による對伊親近政策が噂せられてゐる事實と思ひ合せて、時が時だけに見落してはならない出來事であらう。

目下のところドイツは冬季に阻まれて暫くその英本土攻略を見合へねばならぬ状態におかれてゐるとはいへ、否むしろそれだから尚更ら、國内の充實とバルカン並びに地中海方面への工作を怠つてゐないのである。すなはち、過日も獨ソ新經濟協定を結んで、對ソ貿易と國内經濟力の補給との途を計るとゝもに、長驅獨伊水道に於て獨伊空軍協力の下に英艦隊との一戰を試みたのみならず、いま重ねてローマにこの兩國經濟會議を開くに至つたのは、一つには兩國經濟力の擴充を計り、二つには兩國關係を緊密化するために外ならないものと思はれる。詳細なる會議の内容、經過及び成果については今後にまつの外ないが、それが所期の目的を完成し、歐大陸における樞軸の強化に貢獻すべきことは疑ひなきところである。

それにしても、英米側がさきに獨ソ離間の謀略を試みた結果として、却て獨ソ新協定が生れ、いま又、獨伊の足並を亂さんと企てたことが徒勞に歸して、兩國經濟提携の増強を齎すに至れるは、英米にとつて頂門の一針たることを、この際、附言しておきたいと思ふ。そして次に來るべきものが伊ソ兩國間の經濟關係の改善であらうことは、すでに一部に傳へらるゝところであり、更にまたやがて日ソ國交調整の懸案も解決せられるに到るものと信ぜられる。かくて世界秩序の建設が新一段と促進せられつつあるのは否定し難き事實であり、轉ひてこの事實に眼を閉さんとするものはたゞ悔を後世に殘すの外ないのである。

國家總動員法の高次化

經濟新体制に關する各種法案の議會提出を取り止めて、國家總動員法の擴充高次化の裡に、新しい當面的手法を發見しようとした措置は、緊迫せる對外情勢からみて十分うなづける。

しかしながら、昨年以來、立案せられ、特に新經濟体制確立の要望に迫られた綜合計畫法案が、これによつて支障なく、完全な統制機能を示すか否かについては、多くの研究を要すべき点があり、警戒すべき政治勢力の動きも考へられる。

從來總動員法業務および物資として、戰時統制の對象となつてゐたものを、廣範圍に擴大してゆくことによつて、政府の統制權はあらゆる方面に、しかも直接端的に觸手を伸ばすことは可能であらう。たとへば、一般會社の設立、合併、解散に關する禁制命令や、物資の需要についての徹底的命令權にまでおよび得るとゝもに、重要產業團体法案の中に盛られてゐた産業共同組織の方式を、統制組合、統制團体乃至統制會社の設立運用に關する命令權の發動によつて、比較的迅速に時局の要請に應じて實現することも法的には可能であらう。

しかしながら、微妙な有機的聯關の上に立つ現實の經濟各部門が、円滑に新体制に適從してゆくためには、豫め方向を示し準備期を與へるを必須とし、この点よりみれば、精密なる個々單行法による方が、本格的であることはいふまでもない。かゝる手法をさへも、見合さゞるべからざるに至つた國際情勢の切迫といふ、より切實な[illegible]角において、この新なる方式が認めらるべきであること勿論である

が、政府は、かゝる事態に万全の注意を払ひ、底を流れる経済再編成の方向については、別に不動のものを確持し、財界をして向ふところを知らしめる用意において欠けるべきでなく、もししからずして、何がどの方向に現はれるや皆目見当もつかぬといふやうな不安状態を醸かしめたならば、生産力への悪作用は、けだし昨年経理令を理[illegible]経理問題で萎縮されたものゝ比でないことを十分注意すべきである。

今回の改正において、従来総動員法の弱点とされた予算上の制限の制約を救ふべく措置されてゐると伝へられるが、かゝる場合は、全く経済全般の委任法としての色彩を帯びて来るのは必至である。議会提出取止めを伝へられるいくつかの経済統制法案は、いづれも厖大なる政府出資または補助金を前提とする会社、団体の設立の上に立案されたものであり、同件の総動員法の趣旨よりすればかゝる厖大な限界は議会の協賛を求むべきであるが、この委任が行はれたとすれば、あらゆる経済政策に対して殆ど無限大に積極的施策を行ひ得るわけである。かゝる場合は、予算外契約の債務を負担するか否かのごとき技術的問題は瑣末であり、この強力無限大の委任法を運用すべき更新陣営と、新閣僚会等の中に、高度機構の政治力が、すでに顕現され終つてゐるか、いふところの財界新体制は、かゝる強力なる機構を前提して、わが経済再編成の基本的方向を造成しつゝ、迫り来る外的情勢に対処し得るまでに、整へられてゐるか否かに、この総動員法の運命性と価値の大部分がかゝつてゐるのであり、更新新体制の完成こそ、何物を措いても急がなければならぬ必須条件であらう。

かゝる総動員法の発動も、時局推移の要請として必然の動きといふべきであるが、強力簡潔な實行力を含む最高次の戦時態勢であるだけに、局にあるものは、政治的取引や、反動的勢力の策謀のごとき低調子の要素の加はることを厳に排除して、国民にその性格を発揮せしめることを、国民とゝもに切望したい。

選擧法改正案の決定

いろんな波瀾を生んだ衆議院議員選擧法改正案は、やうやく十九日夜を徹した閣議で決定し、直ちに枢密院に御諮詢を仰ぐことになつた。

この改正案の眼目は、いふまでもなく従来の普通選擧権を、満二十五歳以上の男子たる戸主に制限したところにある。大正十四年以来實施された現行の選擧法の結果、選擧権が父子別々に行使せられ、往々に一家の政治に関する意見が分裂して家庭制度の淳風美俗が破られた實例が、果してどれだけあつたかは疑問であるが、それとは関りなく、[illegible]のいはゆる君民の分限を明確にするの趣旨を拡充して、選擧権を家に賦與するといふのは、たしかに国体観念に立脚した議会翼賛体制といへるのである。この点からは、戸主に代ふるに世帯主でもよいといふ反対論では意味をなさないのであつて、政府が戸主限定を固執したのは当然である。はじめ伝へられた兵役終了者を選擧資格の要件によつて削除したのも、右趣旨の混淆を避ける上から良い。

しかしながら、選擧権を戸主に制限することゝ、議会の内容議員の素質を善くすることゝは、おのづから別問題である。議会翼賛体制の確立には、参政理念を改めることも一つの要件に相違ないが、議員の資質を向上することによつて議会の翼賛機能を治癒なら

しむることとは、それと相譲らざる大なる目標でなければならぬ。一たびこの見地よりすると、選擧機構が直ちに何等の效果をも齎さぬのみならず、議員定數を減少することによつて、少くも新進有爲の士の進出を阻止する作用に出ることだけは爭へない。いはゆる翼賛議會とは、わが欽定憲法に明定された議會本然の姿で、翼賛議會體制の確立とは、議會を明朗にすることでも發揮せしむることでもなく、議會の内容を改善することによつて議會の權能を一層發揚せしむることでなければならぬ。戸主に選擧權を限定して議員選擧の體制を一新するのはよいとして、改正選擧法によつて選出された議員が、その内容において眞實において、國民の信頼を裏切ることになつては一大事である。

今回の選擧法改正は、從來の國民能力に基いた參政理念を根本的に改める意味において劃期的といへるのであるが、しかもこれによつて議會の面目を一新せしむるといふ政府の確信は、どうもまだ十分に示されないのである。もちろん法のみによつて議會の一新を期するは不可能かつ不當であらうが、それが政治新體制の一大眼目であるだけ、ひとり定員數の問題のみでなく、推薦選擧制その他についても、政府當局とともに、飽くまで強い熱意を致し、この抽象的改正が徒らに體制に追隨するだけに終らざらんことを望んでやまないのである。

人口增強と人間性

入口問題は國家存立の根本問題であり、隨つて人口政策に誤りなからしむることとは、國力發展の一大條件であるから、あるひはこれをたゞ目先きの事態のみによつて左右したり、あるひはこれを貧困問題その他の經濟的原因と引離して、輕視したりなどすべきものでないことは、すでにしばく〜論議した通りである。

しかるに過ぐる二十二日の閣議において決定した企劃院原案の人口政策要綱なるものは、問題の核心に觸るゝところ乏しく、例によつてお座なりの机上案に過ぎぬ憾みのあるのは、誠に遺憾千万といふのほかはない。

本來、過剩人口の處分といふ點に出發したわが國人口政策が、滿洲事變前十年を出でずして過少人口を憂ふる傾向に轉じたといふことは、一つには從前の平和的手段をもつて大陸に移民を送るといふ假定方針が、支那事變後の戰時下においても、依然としてそのまゝ継續せられてゐる結果として、和戰両様の大陸進出方法が並行せられざるを得ない情勢によるものであり、更に二つには、その國民として、多數の壯丁が大陸に常駐することから、最近におけるわが國出生率の減退が來てゐるものなること、疑ひを容れないところである。この二點について、人口政策要綱は何等か特別の考慮を拂はんとしてゐるものであるかどうかについて、明かならざるものがあるが、少くもそれが企劃院の立案に基づく以上、この點に若干の見解を披瀝してもよいのではなかつたか。

さて進んで實施要綱として、提案されてゐるところを見るに、頗る觀念的たるの嫌ひなしとしないのである。すなはち、要綱の主眼は、まづ出生の増加そのものに注がれてゐるのであつて、生れたものをいかに丈夫に育て上げて、國家のために有用の國民たらしむるかといふ方面は、二の次に廻されてゐる嫌がある。いはんや現に生

を擧げてゐながら、健康と生活資料とに惠まれないために、列強と比べものにならぬ死亡率を示してゐるわが乳幼兒を、いかに救濟するか、そしてまたこれをいかに哺育してゆくかといふ問題に立つては、これを等閑に附してゐるといはれても辯解の余地があらうか。三つ兒の表彰の如き、それによつて三つ兒が生れるものではないにしても、今までとかく輕視され勝ちであつたものが、大びらにせられるといふ効果はあがるに相違ないが、問題は折角多く生れても、立派に育つてゆかなければ、勞多くして效なき結果となるだけの話であつて、國民をして生活、住宅、醫療、衣料その他について、後顧の憂ひなからしむることが、人口増殖政策の先決問題でなければならない。これを一言にして盡せば、國民生活の安定と國民保健の確保とに一層の苦心を拂はずして、人口増殖政策を說くは、徒勞とはいへないにしても、ましてどこまで効果があるか、疑問符を附せざるを得ないのである。

首相は議會に於て國民に餓死者は出さないが、少くも國民の生活は保證すると公約した。人口政策にたづさはる當局は、必ずやこの首相の公約に立脚して、この言の眞意を決定したに相違なきものと信じたいのであるが、しからば、この國民の生活に關しては、いま一歩と積極的政策が行はれて然るべきではなかつたか。獨身稅や婚資貸付によつて、早婚増殖の目的が達せられるやうに思ふのは、あまり世間知らずの誹りをまぬかれないであらう。國民はつねに君國に生命を捧げて悔ゆるところないのであるから、當局としても、國民の生活に十分の考慮を致すべきであり、そこに問題の根本が横はつてゐるといふも、不可なかるべく、この根本が確立した時、人口問題の如きは自ら解決するのである。

育てるよりも生むを主とする考へ方は、やゝもすれば、忠良なる國民を玩具と見たり、これを物扱ひをしたりする唯物論の主張に利用せられる危險少からず、同胞を呼ぶに、物的資材と同様、人的資材の名をもつてし、人間自らを冒瀆して、聊も怪しまざる結果ともなるのであつて、最近にも厚生省の一部において、新女性美の制定に關する研究なるものが行はれつつあるが如きも、多分にこの傾きなしとしない。新時代に卽して新なる女性美の發見せらるべきものであることといふまでもないにしても、わが國民の半數を占むる婦人をたゞ「人口増殖」の觀點のみより批判し、これを出産の道具視するが如きは、あまりに婦人に對する冒瀆ではあるまいか。而し日本の女性美が剛健なる健康を基礎とすべきことはいふまでもないが、非常時下においてもなほそれはできるだけ十分なる榮養と運動とを出發點とすべきものであり、健全明朗なる日常生活が結局において、多くの身體健康なる子女を設け、育て、これをして國力の發展に貢獻せしむることとなるのである。百貨店の意匠を決めるやうな方法で、いはゆる新美人の標準なるものを列擧するなど、一寸思ひつきではあるが、果してどうかと思ふ。近頃の風潮はやゝもすれば、調子に乘り過ぎて常軌を逸するやうなことが少くない。人口増殖政策も、新女性美の制定も、すべては國民全體の人間的向上を目指す結果として、達成せらるべきものでなければならぬ。

食糧政策強化の急務

食糧問題は時局の最前線へ押し出されて來た。それはむろん、わが食糧問題が、戰時的危機にま

で行きついたといふ意味においてではない。農家経済[illegible]と、日本[illegible]が、[illegible]の合理化と長期持續を徹底せざるべからずとするならば、かゝる[illegible]に手ひ入れぬ以前に、[illegible]な[illegible]政策が遂行せられねばならぬといふ意味である。

さきに発表せられた[illegible]新体制要綱に盛られた基本方策、[illegible]省ならびに各委員會で発表せられた農林当局の意向、さらに[illegible]提出を取止められた[illegible]関係法案、近く提出せらるべき[illegible]の作成などを総合的に[illegible]するに、全体を通して徹取されるのは、石黒農相の[illegible]り、しかも[illegible]である。これら一聯の政策は、その根本的、大局的な農業再編性において、議會のみならず、すでに各方面から指摘せられてゐるごとく、[illegible]たものであり、[illegible]めて[illegible]的、[illegible]としての面が強化されたゞのであることは争はれない。

しかも時局の逼迫と万一の場合[illegible]される[illegible]の大きさから考へるならば、この程度の政策をもつて、[illegible]的、[illegible]的にも万全を期し得るか否かは[illegible]である。けだし、近衛首相がいふごとく、"[illegible]の[illegible]"といふ[illegible]においては、この一聯の漸進改良政策を[illegible]とする[illegible]的[illegible]の[illegible]政策をもつて乗り切り得ないと考へて、いまにしてより強力な[illegible]と[illegible]的[illegible]を[illegible]することがより安全であらう。

[illegible]の[illegible]が、[illegible]て[illegible]的、[illegible]的な方面に[illegible]をおかれてきたといふことは、一面にはとかくの[illegible]があるが、[illegible]に對應する方式としては、決して方向を誤つてゐない。一部の根本[illegible]の非難は、日本[illegible]に向つて、なすべきをなさなかつたかつての[illegible]に向けらるべきであり、今日明らかに農業生産力の大きな桎梏となつてゐる不合理小作料、農地統制不備などの改正に對して、統制的勢力をなし、今日食糧増産の決意をなさんとする[illegible]人の一部にも向けらるべきである。しかも事の急なる今日、これらの[illegible]を[illegible]することも[illegible]全に[illegible]であり、要はかゝる[illegible]れたるわが農業技術を素材としていかにして時局の要請に應ずるかにある。

かくて食糧[illegible]の[illegible]的[illegible]は[illegible]、[illegible]化、[illegible]などを含む一聯の消費部門に極めて高い當面的重要性が加はり來るのであり、[illegible]は米の[illegible]制の方向にまで突進んで來たのである。[illegible]の[illegible]におけ[illegible]によれば、三月末日までに買上げるべき政府保有米千五百万石に對して、千六百万石可能の趨勢である。問題は[illegible]のものゝうち、[illegible]の[illegible]百万石にあるが、おそらくこの[illegible]期的制度の遂行は、供出米の面においては可能であらう。[illegible]の面においても、一年間の試験と、[illegible]、[illegible]などの[illegible]の[illegible][illegible]は、[illegible]さへ確保されゝば昨年以上の成績を期待できよう。これらを貫いて[illegible]に必要なのは、政府の不動の方針と思ひ切つて押し通す[illegible]力[illegible]なる[illegible]であり、さらに[illegible]な[illegible]である。

同時にまた、當面的、[illegible]にしても、外地、[illegible]を通ずる食糧の組み合せ、外米輸入手當、肥料資材の増加などにおいても、現在までに提示せられたものでは、[illegible]され得る[illegible]非常時に處し得る強力[illegible]なものとはいへない。[illegible]にかゝる[illegible]において、[illegible]を[illegible]り、[illegible]に押し出すべきであり、これがため、必要ならば、国民生活の他の部門に、更に一段の規止を要求するだけの氣魄を持つべきだらう。

かくて當面策に重点をおくべきことは、この段階においては議論の余地はないのであるが、一方、根本策と目されるもの、例へば、小作料の是正、農地統制などにいたつても、現状のまゝにおいては、増産への當面政策を強力に発足せしめることは困難である。すでに明らかに求めるべき農業新体制の必然の前提条件として、認められてゐる一聯の改革は、この際にこそ一定の方向と決定の機會を與へておくべきであらう。

さらに広く食糧政策の内容は、単に米麦などを中心とする生産分配に限るものでなく、一般資料品のそれとも、統合的に結ばれるべきであり、この点においては、わが食糧政策は、戦時國策を眞に実現するには格に遠いものがある。

事變三年余を經た今日として、わが食糧政策は、國内のみならず、外地からも排斥されてゐた通り、世界に類例のない實力を発揮し、今後においても、その可能性の十分あることは疑ふべくもない。しかしながら、この食糧上の潜在力をもつてしても、假定し得る対外最大危機に對しては、現在の食糧政策の規模と内容は、明らかに不十分であり、今日においては躊躇なく、果敢強力な綜合的食糧政策、むしろ戦策を樹立強行することが緊要である。

純粋科學を尊重せよ

我國の歴史において、いまだかつて今日ほど科學の重要性の喧傳されることはないが、しかも残念ながら我國科學の現状は、全体としてまだ一流先進國の水準には達してゐないのである。もちろん個々の研究に眼を向けて見れば、かゝる水準を抜いてゐるものも多數あり、中にはその方面において世界に先んじてゐるものもないではないが、全体として調子の揃つた発達がなければ、現實問題として後れをとるの外はない。假に或る部分品について、世界一のものがあるとしても、その他の部分品が全部それに揃つてゐなければ、その装置全体としての機能は、悪い部分品の水準にまで引下げられて了ふわけである。

しかしこのことは、必ずしも悲觀するには及ばないのであつて、後から立ち上つたものが、何時までも劣るものとは、歴史は證明してゐないのである。現在世界において、科學の指導的役割を演じてゐると信ぜられるドイツの如きも、かつてはイギリスの後塵を拝してゐたことはいふまでもない。それがいかにして短日月の裡に、イギリスの水準に達し、そしてまたそれを抜くに到つたのであらうか、それこそ實に純科學と實際工業との見事なる連繋の結果にほかならないのである。

思ふにイギリスにおいては、科學の勃興期に達する以前、すでに一國としての工業の体系が出來上つてゐたといへるのであり、從つてその後、純科學の発達が顯著となつた時代となつても、工業家は進んでその方面の人々の意見を聞かうとはしなかつた。恐らく當時の工業家にとつて、學者の所論はあまりにも迂遠に見えたに相違ない。しかるにドイツにおける事情は、全くこれと異つてをり、科學の勃興期に工業はいまだ全体としての体系を整へてはゐなかつた。それ故に工業家は喜んで純科學者の意見を聞き、純科學者はまた工場の現場において、學術上極めて貴重なる題材を見出したのであつて、かゝる純學術と實際工業との完全な連繋がとげられ、両者相倚り相扶けた結果、双方ともに飛躍的速度をもつて、進歩を能くすることが出來たと見てよからう。

明年度追加豫算案
臨時閣議、大綱を決定

政府は明年度追加豫算決定のため三日午後八時半より首相官邸に臨時閣議を開催、同夜十一時にいたるまで各省提出の要求費目につき檢討協議を重ねたが同豫算案件には議會對策補助金その他の政治的考慮を要するものあり、且つ豫算案決定の手續を急ぐため同日は極く大綱的な決定に止め、具體的計數査定は大藏省に一任することを申合せ、午後十一時閣議散會とともに別項の如き情報局總裁談を發表した、卽ち今回の豫算閣議は從來のやうに大藏省の査定の結果に對して最後の裁定を與へる形をとらず逆に閣議では大綱的決定にとどめ具体的な計數査定を大藏當局に一任したわけであるが、各費目については其の計數は大体決定を見てゐる模様である、そのうち特に注目されてゐる議會對策補助金も從來の議會情勢に基いて各閣僚から微妙な各發言があり、議會の性格問題並に今後の運營方針とも關聯して討議が重ねられその額數についても各閣僚間に意見の一致を見た、しかし何分にも議會對策補助金の問題は議會で八釜しい政治問題となつてをりその決定額の取扱ひについても、今後の微妙な議會工作とも睨み合せて考慮しなければならないので、他の追加豫算案とも併せその議會提案の時期等も慎重を期する必要があるのでこれが取扱ひは同日の閣議では指示の取極めをなさず、今後近衞首相を中心に議會關係その他有力閣僚の間で議政の情勢と睨み合せて最後の斷を下すこととなつた

伊藤情報局總裁談

本日午後八時半より臨時閣議を開き十六年度追加豫算に關し各項目につき討議し主義上の決定をなし金額については大藏省の査定に一任することとせり

農相・藏相より說明

議員倶代表諒承す

衆議院議員倶樂部では食糧増産問題に関する二億円追加豫算支出の問題に関し三十五名の實行委員中より砂田重政、助川啓四郎、三善信房、高田耘平、村上國吉、福井盛三の六氏を代表として小委員にあげたが、十八日本會議終了後右の小委員は院内政府委員室に小委員會を開き、本問題に對する議員側の態度を決定、午後五時半政府側石黒農相、河田藏相、井野農林次官、廣瀨大藏次官と約四十分にわたつて會見、まづ石黒農相より

かねて議員倶樂部の決議に基き食糧増産計畫には出來るだけ努力して來たが、御要求のあつた各項目については政府はその必要を認めてゐるので出來る限り努力したい、たゞ御要求の主要農産物生産増進のための生産奬勵金を二億五千万円交付することについては米價の問題その他に波及するところが相當大きなものであるのでこれ等の点を愼重考慮して最善をつくしたいと思ふから御諒承を願ふ、このことは今日の閣議においても私から意見を報告しておいた、次の部落團体の總動員に要する經費ならびに農業技術員充實、篤農家動員等に對してはとくに必要なることを痛感するので大体三千万円程度のものをこれに充當したい、この程度をもつて御諒承を願ふ

また大藏大臣から『只今農相から說明あつた点については具体的にその内容を定めた上で必要ありと決定すれば第二豫備金から支出する決心である』と述べたが、議員倶樂部代表もこれをもつて大体諒承し、十九日豫算總會における高田耘平氏からの質問に對し兩大臣は右のごとく言明することゝなつた

三千萬圓の內譯

議員倶樂部の食糧増産決議は第二豫備金より三千万円を支出することにより落着を見ることになつたが、右三千万円の内容は大体左の如きものである

一、部落總動員に要する經費、部落總動員により部落内荒廢の防止、休閑地利用、低位收穫農家の向上等を行ふため部落に對し助成を行ふもので、大体一部落あたり百五十円、總額約二千万円

二、技術員待遇改善、農會等の技術員一人あたり約十円の臨時手當支給として總額約五百万円

三、篤農家動員費、一町村十人の篤農家を増産達成のため動員し一人あたり約五十円を支給し總額約五百万円

なほこの内容については今後農林大藏兩省間において折衝を行ふが大体右のごとく落着くものと見られる

三千萬圓の支出を決定
食糧增産問題解決す
政府、衆院の要望に應ふ

政府の食糧増産計画を不徹底なりとし衆議院農政研究會が、食糧増産確保のため二億九千三百八十万円計上を決議したのに端を発し、衆議院議員倶楽部も問題を重視して十五日倶楽部一致の決議としてこれをとりあげ、直ちに倶楽部代表は石黒農相、河田蔵相等を訪ひ、倶楽部決議文を手交するに至つたが、政府としてもかゝる尨大な金額を追加豫算から支出することは困難であり、一般低物價政策遂行の上からも三億円の支出は不可能と見られた、しかしながら右決議はこと食糧の重大問題であり、倶楽部一致の要望でもある上に、さきに衆議院の要請により實現を見た小學校教員手當増額問題とも同性質を有し、ことに倶楽部は陸海兩相に協力方を要請する等多大の政治性を孕んでその推移は注目されるに至つた、かゝる情勢に對處して政府も極めて愼重なる態度をとり十八日閣議を開いて第二豫備金より約三千萬圓を支出し議員側の要望に應へることに態度を決し、同日午後五時半石黒、河田兩相は院内政府委員室に議員側代表砂田重政氏等と會見したが、議員側も大体政府側の意見を諒とし、こゝに重大化せんとした本問題も結着し、三千万円支出をもつて解決を見るに至つた

滿洲國産業の開發狀況

四年間に顯著な成果

陸相 誤解一掃に見解披瀝

東條陸相は廿八日の衆議院豫算總會で三善信房氏の質問に答へて、事變が勃發した昭和十二年以來の滿洲國における産業開發の成果について説明をなし、銑鐵、石炭、電力の生産量、對日供給量について昭和十二年度と十五年度との比較數字を具体的に數字をあげて説明し、この四ケ年間に相當な成果をあげ得たことを説明した、これに對し津雲國利氏は

二十七日の杉浦武雄氏の質問にもある通り、滿洲産業開發の現狀に對して世上やゝもすれば悲觀論が流布され、滿洲開發の國策會社が單に無配當の故を以てその經營が全面的に失敗したとの批判がある

とて陸相並びにかゝる言説の及ぼす悪影響に對する内務當局の取締方針を質した、これに對し、東條陸相は、かくの如き言説は滿洲政策の基本に悪影響ありとの觀點から特にその見解を披瀝し、滿洲の産業開發は支那事變と歐洲戰爭の勃發のため豫定計畫に比し若干の減少を見たが、相當の成績はあげ得た、殊に外地における帝國兵備の充實と相俟つて北邊の守りを固めるに役立つてゐる、從つて配當の有無によつて滿洲開發政策の成否を云々するは當らない、とて左の如く説明した

東條陸相（本社速記）滿洲の石炭の問題に一寸お觸れになつたが、それに關聯して一般の情勢を申上げる、重要基礎産業である鐵、石炭について、銑鐵の生産高は今日においては昭和十二年當時に比較すると約二倍に達してゐる、又銑鐵の對日供給量は約八割を増加してゐる、米國の屑鐵禁輸の折から我が國鐵工業に寄與する所甚大なるものがある、これだけでも滿洲生産擴充の効果を認め得ると考へてゐる、數字的にいふと生産設備の點についてはこの席上では差控へるが、生産高について申すと銑鐵生産高は昭和十二年に比較して昭和十五年度は約四十六パーセントの増である、對日供給は昭和十二年度に比較して昭和十五年度は約七十八パーセントの増になつてゐる、石炭の生産もまた飛躍的に増加を示してゐる、昭和十五年度においては昭和十二年度の生

產高の約五割程度の增加を示してゐる、石炭の對日供給についてはこれはやゝ減少してゐるが、これは滿洲國內の產業に利用せられた結果で、これが製鐵生產高の增加等に寄與せらるゝ事實等を見た場合に於てこれらは間接の對日供給とも見ることが出來る、數字的に申すと生產高において昭和十五年度は十二年に比較して四十七パーセントの增である、對日供給は昭和十五年度においては十二年度に比し四十五パーセント減になつてゐる、電力設備においては昭和十二年度の設備に對して約八割の設備を增加した、右の外硫安、パルプ、アルミニウム、鉛、亞鉛、人造石油等の增產についても着々相當の成果をあげつつある

轉失業は全くなし 今月中に合同を完了

三百年の傳統と年產三億円を誇る大阪府下泉州路の機業は、他の機業地と同樣にはじめ農村の副業から出發した、そして漸次環境に恵まれつゝ發達しその一小部分に、なほ副業的色彩を殘しながらも大部分は完全に近代產業化し、今日では各種機業別に強力な工業組合を組織し綿・スフ工業組合下のもの二十五組合、その他併せて二十九組合に達したが、事變勃發後間もなく實施された輸出入リンク制によつて、生產、配給、消費の各部門において

合同

統制が加へられた、そして昨年十一月二十七日の商工次官通牒が發せられるや、間もなく各綿織物工業二十九組合を解体吸收し、綿織業早くも大阪府綿織物工業組合（出資金百六十万円）の單一組合が組織されたのである

右の如く二十九組合それ自身の解散と一元化は頗る容易に行はれ得たが、その組合下にある幾百千の單位工場の合同は、各種の事情で一部において合同への歩みも遲々たるものもあるが、大勢は合同氣運が着々とすゝみすでにタオル機業界の如きは先頭を切つて[illegible]合同を完了させつゞいて敷物も新春早々合同が完了した、その他一般綿織物（高級織物）は大部分近代的工場設備の大規模のものが多いので、合同問題は順調に進んでゐるが小幅物の白木綿界は農村副業的色彩の濃厚なだけに合同には相當の日を要するといはれてゐる合同上の難關といはれるものは、小規模な副業的なものほど

工場

が地域的に偏在的であり、從業員が家族でその余暇勞力を使用するのと、祖父傳來の業に對する愛着心の發露とさらに機械の各種雜多で能率の差から來る賃金の差などに由來してゐる、合同の形態は一般の公式通り大工場は資本合同による株式會社、中小機業は有限會社、家內工業的のものは工業小組合の形式において協議が進められてゐる、泉州機業の合同途上に現れた特徴は、轉業者の全然ないことである

現在各工場における操業率は輸出物の五割、內地向約七割であるが工賃が確保されてゐるためと過去における利潤蓄積から機業經營に強靭な粘着力を有することで、殊に全泉機業界にわたり七・七禁令下の奢侈品のごときは藥にしたくもなく、その生產品の悉くは、生活必需品であ

る關係上、機業の大小の規模を問はず經營をつゞけ得るので、この大轉換期において他にみる如き大量轉失業といふ社會的悲劇は全くない、しかも原材料の配給率は今日まで基準台數に對し大工場に對し逓減法がとられてゐるので、小規模で副業的なものほど配給率はよく、したがつて機業合同は小規模、副業的なものほど成立しがたい

これを要するに全泉州機業界の合同問題は

順調

にすゝみ、小幅白木綿の如きもののほかは、大体二月中には合同も完了するものとみられ、目下各組合で合同に努力中である、左に各組合別にその合同進捗狀況について記してみよう

一、大阪タオル工業組合は早くも總織機五千台內外を六社とし、纖維工業の先頭を切つて着手中に左の如く合同編成を完備した△工業小組合、十二（織機千八百六十台）△有限會社、二（織機二百台）

一、大阪敷物工業組合では新春早々廿三業者がそれぞれ地區的に合同、三ツの工業小組合を組織

一、八十名の業者から成る泉南郡日出綿布工業組合では地區的に有限會社四工場（織機台數合計千三百六十九台）を結成、ほか四有限會社を設立中である

次に南部綿織物のうちで、泉州第一の大團体泉北郡織物工業組合は組合員の資格として織機二百台以上の所有者といふ大物ぞろひとてその合同進捗は速い、全工場七十五のうち合同基準織機台數以下の合同を要するもの五十工場で、これを八地區に分ちこれを資本金二十万円以下の有限會社としての合同を計畫中で來る三月中には全部合同が出來上る

このほか泉南郡中央綿織物工業組合では三十六業者で有限會社二、工業小組合五を地區的に設立せんと準備中であり、泉州南部綿織物工業組合だけが目下のところ合同案が樹立されてゐず近く業者が寄つて組織案を樹立、二月中旬までには合同する

泉南郡葛城綿織物工業組合では三十二工場中、十七工場が葛城綿布有限會社を結成、その他三百台以上の織機台數を持つ九工場は

單獨

經營、三百台以下の六工場では二有限會社を組織すべく準備中である、また泉南郡北部綿織物工業組合、岸和田綿織物工業組合、大阪府綿ネル工業組合などは目下企業合同につき、着々協議準備中である

要するに南部綿織物は全体からみて、その半分まで合同の緒につき殘る半分は今後の問題として殘されてゐる、綿織物のうちで合同の最も困難視せられるものは小幅物の白木綿で操業は好況時代に比し五分の一に短縮されたが大部分はいはゆる農山村の家內工業的に發展して來たものである、全組合員百三十八名織機三万台で合同基準台數三百台により全組合員の八割までは合同を要するもその大部分は家內工業的で、しかも各工場とも小さいながらも設備が完備し、原材料も細々ながらも配給され、農業の傍ら一家族の協力で生活を維持し得られるので、合同問題は一般に馬耳東風の觀があり、これを實際上にみても各工場が地域的に遠く離れぐの有樣であることと、農山村人特有の祖先傳來の家業への強い愛着心から合同が最も困難視され、組合幹部の苦心を拂ふところである

かゝる事情に加へて、昨年末商工省で通達した工業小組合の結成

資格

の引上げ、すなはち從來の同資格は資本金二万円以

下とあつたのを改めて、技術評價價格の品質により、これを十万円にくり上げ、もつて合同方を刺戟促進する措置が採られたのであるが、この地方では、いまだに右の改正事實を全く知らぬ業者も相當あるらしく、合同の困難さはこゝにも伏在してゐる、織物産地たる泉南、泉北關係では大阪府平織同業と大阪府織物聯の兩組合があるも、業者の所有織機台數は最高百台、最低三台平均十台内外にすぎない關係上、合同問題は最も緊急事とされ、商工省の指示が發表されて以來、兩組合とも協議の結果、次の如く合同することに決定、遲くとも二月中には合同を完了することになつてゐる

輸出ものゝ平織、綿布の合同は織機八百六十台を最高、百四十五台を最低の大ブロックに結成され

内地向の綿布、綿ネルは株式會社（資本金十九万五千円）と有限會社（資本金十万円）の二會社に合同される、同じく綿毛布の西日本毛布工業組合では從來、大阪府と兵庫、奈良兩縣の業者をもつて組織し、組合員二百名を數へたが、企業合同により兵庫縣の業者は同縣で合同を行ふ、奈良縣の業者は少數であるため、大阪府の一ブロックに加入することになつた、府下に十四ブロック（泉北郡に十一ブロック、そのうち大津町に十ブロック）一ブロックは織機台數百台以上で組織するが、（泉南）中組成をなし合同を行つたものは泉北郡の四ブロックで大津、忠岡、東出、共榮各一組有限會社として成立、ほかに一月中合同したものなく、手續中なるも二月末までには全ブロックの合同成立が完了する見込である

日本人絹綿毛布工業組合では機業合同に關して組合總會、並びに委員會をたびたび開催してゐるが、現在合同は行はれてゐず合同の時期及び、有限會社となるか、工業小組合とするかの組織についても未定で、從前通り操業を續けてゐる、最後に大阪府人絹織物工組（岸和田市）は合同成立したものなく目下寄寄協議中である（堺通信部田淵發二）

石炭買收補償金

一億二千萬圓に達す

かねて商工、大藏兩省間で折衝中であつた原料炭および高級炭増産に要する經費、すなはち當初要求額たる十六年度本豫算五千八百十万円、同追加豫算五千六百三十三万円のうち、本豫算未經過ならびに追加豫算中の四千三百三十三万余円、豫算外契約として八百六十万円が七日大藏當局の承認をえた、しかして鉄鋼増産に關聯する製鉄用輸入石炭買取補償金については、ほゞ一千万円程度に落着するものとみられるので、結局十六年度における日炭に對する石炭買取補償金は合計一億二千万円に達することになるわけである、右によつて近く日炭の買上價格も當然引上げられるはずであるが、商工省としては豫算本來の趣旨にもとづいて、できる限り高級炭の買上に振り向けるべく努力を拂ふことになつてゐる

帝國石油會社法案

三改正案とともに　今議會に提出

商工省では天然石油ならびに人造石油の増産確保をはかるべく、人造石油製造事業法中改正法律案、帝國燃料興業株式會社法中改正法律案ならびに帝國石油株式會社法案、石油業法中改正法律案を今議會に提出することゝなつてゐるが、その要領は大要左の如くである

人造石油事業法中改正法律案

一、奨勵金交付制度の改正および關係條項＝從來同法第九條の規定にもとづいて、政府は直接人造石油製造業者に對して奨勵金を交付してゐたのを改めて、石油共販を通じて交付するやうにする、これは將來人造石油事業が増大せる場合に、奨勵金は買取補償金として石油共販へ交付されることゝなるためで、右に要する奨勵金の經費は十五年度分百十八万円、十六年度は百二十万円となつてゐる

二、公益上、必要ありと認めるとき命令しうる事項中に、生産に關し必要なる事項の追加＝人造石油の需要は、最近高オクタン價の高級品が頓に要求せられるに至り、政府はこれが生産を人造石油會社に對ししげ〱命令するの必要が起つてゐるにかんがみ、從來政府に右の命令をなしうる權限のなかつたことを改め、同法十六條中に命令をなしうる條項を追加、もつて高級燃料の生産品目乃至數量などについての生産命令、製造設備改善命令などをなしうる途を開いたものである

三、液体燃料委員會廢止に伴ふ關係條文（同法第九條）の削除

帝國燃料興業株式會社法中改正法律案

一、理事選任方法の改正＝同社理事は第十條の規定にもとづき、あらかじめ株主總會で定員數の二倍に相當する候補者を選出したる上で、政府が定員數だけの理事をその内から決定してゐた今回は第九條を改めて、株主總會で規定の定員數を選任、政府は、これを任命するの形式を採ることになる

二、燃料興業債券の發行限度の引上げ＝從來は同社の社債發行限度を、資本總額の三倍までと決定されてゐたのを改めて、五倍までと擴張し、右に伴ふ第十三條の改正をなす

帝國石油株式會社法案

同社は石油資源の開發を促進し石油鑛業の振興をはかる目的で提出される法案である

なほ石油業法中改正法律案は液体燃料委員會廢止に伴ひ第八條を削除するものである

鐵鋼新體制確立へ

けふ民間準備委員が初會合

官民懇談會で決定

鉄鋼新体制の先驅となるべき鉄鋼業部門の新体制については昨秋アメリカの鉄屑禁輸以來資源上の必要から各方面より可及的速かに確立すべく要望され、過般平生日鉄社長は小林商相を訪問、鉄鋼新体制確立促進方について要望書を行つた、これに對して商工當局でも同意を表し、先づ民間業者側の意向を質すべく、二十七日午後五時半から丸ノ内鉄鋼會館において商工當局と民間業者との間に鉄鋼新体制に關する懇談會を開催

【商工省側】小島次官をはじめ小金鉄鋼局長、椎名總務局長、その他関係官

【民間業者側】平生釟三郎（日鉄社長）中松真卿（鉄鋼聯合會々長）白石元治郎（日本鋼管社長）川崎芳熊（川崎重工業）諸氏をはじめ業界代表者多數出席

小金局長より商工省側の鉄鋼新体制に關する概略の說明を行ひ、兩者の間に隔意なき意見交換を行ひ一致して速かに鉄鋼新体制を確立すべく邁進することゝなつた、而して當局の說明に對して業者側でも更に研究する必要ありとして左の二十一名の準備委員を擧げ檢討を重ねることゝなり第一回會合を二十八日午後四時より鉄鋼會館において開くことゝなつた、準備委員は次の通りである

平生釟三郎、中松真卿、渡邊義介、湯澤正雄、白石元治郎、淺野良三、末綿貞、淺田長平、中山悦二、桑山貞治郎、石渡武彦、川崎芳熊、井上長太夫、古井保太郎、小泉潔、大屋悦久雄、渡邊政人、山岡信介、久保親夫、保倉熊三郎、阿部藤雄

生産、配給に指導的立場

鐵鋼統制會への方針

二十七日の官民懇談會に示された商工當局の鉄鋼統制會に關する方針の主なるものは次の通りである

一、統制會は鉄鋼の生産、配給、原料、調査、技術の向上、消費經營の合理化等について指導的立場にたち東亜における鉄鋼業の自主的確立を圖る

一、統制會内に生産原料、配給等の評議委員會を組織し業者の意向を取纏める

一、會長は評議委員會の意向を聽取しこれを事務局において立案せしめる、統制會には陸海軍、商工省企画院その他関係各省関係官が參與として加はり官民一体となつて立案し會長がこれを實行に移す

一、事務局は會長に直屬し總務、生産、配給、原料、監理、企畫、消費、調査等の諸部に分つ

日鐵法、製鐵法改正

鐵鋼の增產完遂へ

國際情勢の緊迫に對處するわが鐵鋼國策の基本方針についてはすでに鐵鋼の開發において決定確立を見たが、商工省では鉄鋼一貫作業の確立により日滿支を一体とする鉄鋼の飛躍的増産計畫の完遂をめざして日本製鉄株式會社法及び製鉄事業法の改正案並に日鉄の倍額増資を行ふため政府出資額を十六年度追加豫算に計上それぐ今議會に提案することゝなつた、今回の改正法律案の目標は

一、日鉄にわが鉄鋼生産の指導的地位を實質的に附與する

二、日鉄の資本強化

三、日鉄と昭和製鋼所の資本交流

の三點にあるが改正案の要旨は左の如し

【日鐵法改正】 第一、日本製鉄株式會社法第三條の規定に該當せざる法人と雖も主務大臣の許可を受けたる時は日本製鉄株式會社の株主となり得ること（第三條改正）、現行法では日鉄株式は政府、公共團体、帝國臣民又は帝國法令によつて設立された法人でその議決權の過半數が外國人若は外國法人に屬せない者に限り所有し得ることになつてゐるが、右によれば滿洲國法人たる昭和製鋼所は日鉄株式を所有することが出來ないので今回の改正によつて外國人及び外國法人に對する日鉄株式所有を主務大臣の許可制とすることになつたもので、昭和製鋼所との株式交流は可能となり、重役の交換等によつて經營の一体化を期し、日滿を通じての一元的増産計畫の円滑なる實施を目指してゐる

第二、日本製鉄株式會社は拂込みたる株金額の數倍に達するまでは社債を發行し得ることとすること（第五條の二追加）現行商法によれば社債の發行は拂込金額を限度としてゐるが、日鉄については特例を設け興業會社として資金の潤澤なる融通をはからうといふのだが、社債發行額の限度を三倍とするか五倍とするかについては目下大藏當局と折衝中である

第三、日本製鉄株式會社の社債權者は同會社の財産につき他の債權者に先立ちて自己の債權の辨濟を受くる權利を有することとすること（第五條の三追加）社債權者に對する優先辨濟の規定は數年來起債市場から要望されてゐたものであるが、今回の改正でこれを認めんとするもので日鉄の社債募集の促進を期してゐる

第四、主務大臣公益上必要ありと認むる時は日本製鉄株式會社に對し他の製鉄事業者の工場の經營を管理し、製鉄事業の全部若は一部を讓受け又は製鉄事業者たる會社を合併すべきことを命じ得ることとしこの場合の讓受價格又は合併比率については製鉄事業評價審査委員會の議を經るを要するとすること（第九條の二追加）日鉄をして鐵鋼生産部門における事實上の最高指導地位に立たしめるわけで鉄鋼生産増加の至上命令遂行途上において製鉄業者の自治的團体たるカルテルによつては解決し得ない問題を日鉄にこれだけの廣汎なる權限を與へることによつて解決せんとするものである、從つてそのめざすところは弱小會社の救濟に非ずあくまで増産

第一主義の建前をとることになつてゐる

【製鐵法改正】 第一、政府公益上必要なりと認める時は、製鐵事業者に對しその事業の全部若は一部の讓渡又は他の製鐵事業者の製鐵事業の全部若は一部の讓り受け又は製鉄事業者たる會社の合併を命じ又は讓渡、讓受又は合併に關し協議をなすべきことを命じ得ることとし、讓渡價格合併比率は製鐵事業評價委員會の議を經るを要することとすること（第二十條の二追加）日鐵法改正案第四項に從つての附隨的改正であり日鉄と民間會社のみならずさらに民間會社相互間の事業讓渡、會社合併に對する政府の命令權を規定したものである、從來第二十條に規定されてゐる鉄鋼の供給、配給、讓渡、價格、條件、生産設備の擴張、改良等に對する政府の命令權が更に擴張されるわけである

第二、製鐵法第十二條及第十三條の[illegible]規定の廢止

木炭生産目標 八億五千萬貫

買入價格引上げず

山林局長答辯

七日の衆議院木炭需給調整特別會計法特別委員會において、農林省井出山林局長は、樋口[illegible]氏の質問に答へ、左のごとく十六年度木炭生産目標は八億五千万貫、うち三億貫を政府で買上げるむねを言明、十六年度木炭買入價格の引上げは行はぬと言明した

一、木炭の生産費のとりして現在の公定價格は十六年度も變更する意思はない、增産奬勵のためには、本年度と同額三百二十万円程度の增産奬勵費補助を計上してゐるが、林道方面の豫算もできるだけ增産に効果のあるやう振り向ける

二、木炭の集荷配給系統については十六年度も現在の產組、商人兩系統による

三、十六年度木炭生産目標は八億五千万貫とし、うち三億貫を政府で買上げる豫定である

なほ本年度の木炭生産高は、三月末日までに大体七億五千万貫に達する豫定である

木材統制法案も提出に決す

木材會社（資本金五千万圓）を新設

軍需用材の需要はもちろんのこと大陸輸出用材、パルプ、坑木、枕木その他の生活用材、建築用材等々木材の需要は最近激増の一途を辿りつゝあるが、生産配給機構が頗る複雑なためその配給は円滑を缺いてゐた、かゝる事情に對處して農林省はさきに輸出入品等臨時措置法にもとづく用材配給統制規則を公布し、配給統制の中樞機關として過般設立された日本木材統制株式會社（資本金一千万円）を指定したが、さらに一層生産配給を統制すべく、近く木材統制法案を今議會に提出することゝなつた、本法案の主内容は

一、木材の生産、配給、消費の計畫的統制

蠶糸業統制法案
一兩日中に議會へ
國際情勢對處策成る

國際情勢の變化に對處し、内外の需要に應じ蠶糸業機構を再編成しその安定發達を圖るとともに、蠶糸業に對する國民經濟上の要求を充足するため、政府は一兩日中に蠶糸業統制法案を今議會に提出することゝなつたが、本法の根幹をなす主内容は左の如くである

一、**生産計畫** 農林大臣は新設の蠶糸委員會に諮り蠶種、繭、生糸等の生産計畫を定め、これにもとづき蠶糸業團体をしてその團体員の生産數量、品種その他に關する統制を行はしめる

一、**日本蠶糸統制株式會社** 蠶糸の價格の安定、需給の調整をはかるため資本金八千万円（四千万円政府出資）をもつて統制會社を設立し、蠶種、繭、生糸の買入れ、賣渡しを行ふ

一、**蠶糸配給統制** 蠶種、繭または生糸の生産、輸入または移入を業とするものは、その生産、輸移入せる蠶種、繭、生糸を統制會社に賣渡すべきこと、蠶糸業者はその生産に供する蠶種、繭を統制會社以外から買入れ得ざること

一、**輸出生糸の自由販賣** 前項からの除外は命令をもつて定められるが、輸出生糸は原則として會社が買入れを行はず、一定の價格の下に自由輸出が許される

一、**價格制度** 農林大臣は統制會社が買入または賣渡す蠶種、繭、生糸の價格を定める、價格は生産費を基準とし、蠶糸の需給状況、物價その他の經濟事情を參酌して定める

一、**政府の生糸買入、賣渡** 統制會社の所有生糸が一定數量以上になつた場合、政府は生糸の價格、數量の調整を圖るため統制會社の買入價格に準據した價格で買上げを行ふ、また政府は會社に對し價格調節上必要な場合は手持生糸の賣渡しを行ふ、この政府の生糸買入、賣渡は糸價安定施設特別會計で行ふ

一、蠶糸業者の許可制を行ふ

一、製造設備新設擴張許可制を行ふ

一、**生糸檢査制度** 輸出生糸以外についても價格決定のため檢査を行ふことゝし、從來の輸出生糸檢査法を廢止し、新に輸出用國内用につき檢査を行ふ

一、**統制會社の積立金制度** 繭、生糸の價格を安定させるため統制會社をして蠶糸價格安定資金を積立てさせる

以上の如くであるが、この法案が通過すれば從來の蠶糸業統制法および輸出生糸檢査法は廢止され糸價安定施設法中糸價安定施設組合に關する條項は削除されるわけである

なほ政府は現在の糸價千三百五十円をあくまでも堅持し、帝蠶等の損失を補償し、これに[illegible]るとともに、新統制機構下においても、糸價維持を行ふため、糸價安定施設特別會計法の買入れ資金限度七千万円を二億五千万円に變更することとなり、その規定を蠶糸業統制法案中に挿入する

製糸聯評議員會協議

全國製糸業組合聯合會では六日評議員會を開催、蠶糸業新体制にともなふ製糸整理について協議、三割六分整理の具体的實行方法について同夕遅くまで檢討した

なほ中央蠶糸會では十五日評議員會ならびに臨時總會を開催して本問題を審議する

日鐵、倍額を増資

日鐵増資案は目下商工、大藏兩省の間で折衝を行つてゐるが倍額増資として政府出資分については政府出資特別會計十六年度追加豫算に計上提出すべく意見の一致を見た

右増資に關しては現行日鐵株式配當率が七分であり、これに對し四分の社債をもつて右資金を賄ふこととなれば、日鐵の負擔を輕減するとの建前から増資反對論もあつたが、商工省としては熔鑛爐の新設等製鐵事業の基本施設に投ぜられるべき資金はあくまで自己資本であることが絶對必要なりとの見解を持し、倍額増資の方針を決定したものである

政府出資の比率に關しては日鐵資本（全額拂込）五億円が政府出資二億八千万円、民間出資二億二千万円となつてゐるのを商工省としてはそのまゝ増資分に及ぼし、政府二・八に對し民間二・二の比率を維持したい意向であるが大藏省は特別會計の膨大化するとの理由により難色を示してゐるので、政府民間出資が各六千万円をそのまゝ据置き増資分に對しては半分の比率となる見込である

なほ増資株の拂込を全額とするか否かも考慮中である

石油の對日輸出

米政府事實上禁止す

【ニューヨーク特電六日発】米政府は來る十五日、石油の對日輸出を著るしく困難ならしめる如き措置を講ずることゝなつた、すなはち十二月十日発布の鐵鋼、鐵材の輸出許可制に關する大統領布告は十二月三十日より實施されたが右に伴ふ各種の疑義を一掃し商品の定義をはつきりさせるため、米政府は五日施行細則を発し六日これが業者に通告された

それによれば百四十八種類の商品をあげ、それに對し輸出許可制を布く旨を明かにし、それぞれの商品につき説明を附してゐるが、そのなかに稅番六二〇五として「密封し、又は密封せざる容器ドラム罐、及び容器」といふ一項がある、これに該當するものとしては、第一に石油を容れて輸送する罐があり、次いで藥品、雑貨の類の入つた罐が悉く輸出許可を必要とするわけで

石油その他なかなかそのものゝ輸出は法律的には自由であるが、容れ物の輸出が、米政府の統制下に入れられる結果、事實上なかなかそのものに對して、輸出許可制を實施するのと同じことゝなる、これが對策としては、石油に關しては、油槽船をもつて來るか、それとも

鐵、石炭の增產へ
近く具體案作成
きのふ官民懇談會

鐵鋼および石炭の增産に關する商工省首腦部と民間代表者との會合は十八日午後六時から麹町錦水別館において開かれ

商工省側から小林商相病氣のため缺席のほか小島次官、東燃料局長官、小金[illegible]局長、民間側から平生日鐵社長、伍堂[illegible]長、鮎川滿洲重工業總裁、[illegible]同副總裁、松本日本石炭社長、茂野石炭統制會[illegible]らの諸氏出席

小林商相にかはつて小島次官から國防經濟強化の必要に迫られてゐる折柄、鐵鋼および石炭の增産は最も喫緊の要務とされてゐるので政府はさきの閣議に於て鐵鋼增産計畫を決定したが、民間側においても官民一体の實を擧げて政府の方針に協力せられたい、ついては政府の方針に基き民間側に於ても鐵鋼およびこれと併行する石炭の增産について取りあへず十六年度に對する具體案を作成して提示されたいまた需要を測ずべき二、三年後の增産計劃を樹立すると同時にこれが實施に對する民間側の希望も十分に織り込まれたい、政府としても出來るだけ民間側の希望に副ふ考へである

旨の挨拶をなし腹藏なき懇談を遂げた、民間側としてはこの趣旨に基き出來るだけ速かに鐵鋼及び石炭の增產についての具體案を作成するが、內地については平生日鐵社長が、滿洲方面については鮎川滿業總裁がそれぞれ擔當し今後兩者側に緊密な連絡をとつて資材運用計畫に則り[illegible]に必要の資材を供給するなど重點主義による日滿一体の鐵鋼增産具体案が作成されることゝなつたが、同案は大体三月中旬頃までに取纏められ商相の手許に提出される筈である、しかして石炭の增産具体案については鐵鋼增産案とにらみ合せて併行的に作成されるはずである

引揚命令に斷乎〝否〟

踏止まる米人宣教師

ニューヨーク市五番街にある米國メソヂスト教會布教本部が去る二十一日わが國内地、朝鮮及び支那における日軍占領地の在住宣教師百八十余名（家族を含む）に發した引揚命令は、わが國キリスト教界に異常な衝撃を與へてゐるが、これら宣教師の中には本國の指令を斷乎としてしりぞけ、飽まで日本に踏み止らうとする者が現れ、去すべきか住すべきか帰趨に立つ米人宣教師に大きな波紋を投げてゐる――【寫眞は絶對に歸國せぬ宣教師パツト氏】

今度の引揚命令が出るまでには次のやうないきさつがある、かねてアメリカの布教本部から現下の國際情勢に鑑み在日本宣教師のとるべき態度について意見を求められてゐた日本メソヂスト教會本部では各方面の意向を打診した結果、去る十五日[illegible]氏の名をもつて

權威ある觀察者の見解によれば、在日本宣教師は決して引揚の必要がない

と打電した、二十一日の米國本部の引揚指令はこの日本本部の返答に對する返答であり、しかもそれは單なる忠告や勸告でなく米國政府の意嚮にもとづく問答無用の「命令」だつたのである

日本 本部では翌二十二日以來臨時監督部を中心に對策を練り米人宣教師達も數日評議を重ねてゐるが、全員一致の方針を決定するに至らず、結局來る一日本部に宣教師代表より成る實行委員會を開きそれぐ\の意思によつて各自の態度を決定することになつた

彼ら宣教師は米國布教本部から日本における傳道を命ぜられて居り、歸るべきか留まるべきか、深刻な悩みに陥りつゝも大勢は引揚げに傾いてゐるが、[illegible]その他の社會事業團体を指導してゐるカナダ生れジー・イー・バツト氏はあくまで日本に滯在する決意を示し、また足立區本木町一ノ一〇三五に愛恵學園を營むミルドレツド・エー・ペイン女史ら約十名も日本に留まることを頑強に主張してゐるといはれる

しかし本國の「命令」にそむくことは直ちに生活費の支給を絶たれ今後本國へ歸り得ないやうなことになる可能性もある、これらの

犠牲 をも省みずして敢然としてわが國にとどまらうとする人々のある事實こそ、あの引揚命令に對する再度の絶好の「返答」であるが、それと同時に「キリスト」と「ルーズヴエルト」に板挾み

みされた米人宣教師大学の去就は重なる興味以上に注目すべきものがあらう、なほ青山、關西學院等をはじめメソヂスト教會關係の中等學校以上の十六校は財團法人組織になつて居りその他の社會事業團體もたとひ米人宣教師が引揚げても何ら支障なく經營される模様である

◇

引揚反對のバット氏は二十四日夜小石川區富坂二ノ一七の自宅で語る

太平洋には絶對に戰爭が起らぬと信じますから私は日本に踏みとどまります、日本に來てまる二十年、私は一度も不愉快な思ひをしたことがありませんそもそもこちらへ來る時に私は何らの政治的意圖をも持つてゐなかつたのですから今更政治的なことで歸國するわけはないのですいや、こんな時にこそ宗教家は平和の使徒として活躍すべきです、私が力一杯奮闘することがあるとすればそれは不幸にして戰爭が始まり日本の親しい友人から「お前がゐるのは邪魔だ」といはれる時だけです、そんなことは決して訪れないと信じ、かつ祈つてゐます

東京開港は國策

横濱に死活的影響なし

藏相、政府の方針明示

東京開港問題は横濱市民の猛反對に對し、政府はその圓滿解決を圖るため横濱代表者を両三度に亙り招致、國家的見地より協力を要望したが、横濱側は依然諒解に到達するにいたらずその間政府は東京開港の準備を進め議會開會中右の東京開港案を議會に提出する方針を堅持、横濱市並に地元の成行を注視しつゝあつたが、二十八日衆議院豫算總會に於て平川松太郎氏（神奈川縣選出）より東京開港が横濱市の死活問題たる所以を縷說して政府の善處方を要望したに對し、河田藏相より東京開港が横濱市に死活的影響を與へるものでなく、東京開港は國策的見地に立つものである旨を強調し、政府の開港方針を明にしたことは注目される、しかし政府としては藏相の答辯にある如く、極力横濱市民の納得を求めた上で實現せしめる意向なので、當分はなほ横濱市との折衝並に議會の動向觀望が續けられるであらう、藏相答辯左の如し

河田藏相　一朝東京を開港すれば横濱の貿易は、全部奪つてしまふ――かういふ話のやうであるが、東京開港といふことは横濱港の貿易全体を東京港に移すといふことでは決してないのである、東京港は千[illegible]万トンの貨物を吞吐してをり、我國の開港場の中で貿易港としては今でも上位に位するだけの貨物を吞吐してゐる、それだけの貨

物を吞吐するところの設備を完備してゐるのである、それが開港になつてゐないのは横濱の反對を深く考慮に入れてゐたことは確に事實である、しかしその設備が完備して居り、又千數百万トンの貨物を呑吐してゐる東京港をかりに開いたところで、それが横濱港に出入する貨物、船舶の一部であり、その多くのものは矢張り横濱港から東京へ來るもので、その貨物は矢張り横濱港を經て入つて來る通過貨物である、從つて成程このためには横濱港には立寄るが、多くの場合通過するものは東京港へ直接入つて來るといふことの差に過ぎないのではないかと思ふ、こゝは意見の相違であつて政府の見解としては、東京港を開港して横濱港を通過した貨物が直接東京港に入つて來たところで横濱港に大した影響なし——からみてゐる、そこに非常に見解の相違があるのである、しからば比較會においてさういふことをせんでもよいではないかといふお話であつた、これは誠に御尤な話であるけれども、又一方から考へて見ると、いづれは東京へ來る貨物としたならば、運輸交通、ガソリンその他の消費といふものは相當な量に上る、成程横濱東京間の運輸交通のために費すところの資材材料といふものは全國から見れば比較的小さいかも知れぬが、たとへ小さいとしても、今日この場合はみす〳〵節約の出來るものを默つてみてゐるといふことは帝國一丸となつてかからなければならぬこの時勢においては、考へなければならぬ、かう考へて私はこの際は東京を開港することはいゝのではないかと考へてゐるのである、しかしながら私としては横濱の人が非常に憂慮される心持はわかるから、出來るだけその氣持を理解して摩擦が起らないやうに善處したいとひたすら苦慮してゐる次第である、横濱市の反對せられる方々に對しては十分その道を盡して理解していたゞきたいと思つてゐる

米の極東向け 船腹不足深刻

【ニューヨーク六日發同盟】最近アメリカ大西洋岸の極東向船腹は逼迫を加へ支那向アメリカ小麥粉輸出商ひは大西洋岸に振り替へられつゝあると傳へられる、此結果最近支那向買付はニューヨーク市場で百七十トンの小麥を買付け、これをパナマ運河經由で輸送することになつたといはれ追加買付もニューヨーク市場で行はれてゐると傳へられる、なほ前週中にオレゴンの製粉工場筋は二万五千乃至三万ブッシエルの小麥粉を香港向に賣却したが、今後はたとへ賣約が成立したとしても船腹不足狀態に鑑み輸送は困難であるといはれてゐる

綿、人絹織物等 濠洲政府徵發

【七日外務省入電】によれば、濠洲政府は國家保全法に基き去る二月三日六十一種に亙る物資を徵發および貯藏する權能を軍需省に賦與した旨發表した、これと同時に軍需大臣に對し軍需工業の利潤を制限乃至管理する權力が與へられた、右物資のうち主なるものは左の通りである

棉花、綿および人絹織物、化學藥品、工作機械、非鐵金屬類、醫療用器械および藥品、ゴム等

明大輝く三連覇
早大の反撃既に遅し

【小樽にて富永特派員発】最終日を迎へた全日本学生スキー選手権大会は十九日午前九時から小樽飛躍台で複合飛躍、純飛躍及び三十二キロ継走を挙行、この日朝から快晴無風で、飛躍台のコンディションも前日暖氣のためやゝとけた雪が凍って物凄いスピードを出す上乗な飛躍日和となったこの日早大選手は果敢な反撃態勢を展開、複合飛躍に山田（早大）が先づ第一位を得て気勢をあげ、純飛躍にも西（早大）が明大の新鋭[illegible]を退けて、氣焔万丈の気をはいた、最後の継走では明大が前日の距離レースの優勝をそのまゝに持ちこし早大の反撃をしりぞけ、四年振りに第一位を得て総得点六十二点をあげ堂々たる三連覇を成就、第二部では北海道帝大の優勝するところとなった

山田（早大）複合に優勝
坂田（慶大）豫想外の不振

◇…複合飛躍で前日の長距離に第一位を得た上に二位以下に大きな差をつけた山田（早大）は、不得意な純飛躍競技に当ってひどく自重した試合振りを示したのは作戦から云っても賢明であった、明大側見は純飛躍で山田を相当追撃したけれど、前日の三十七点といふ大差はどうにもならず、複合競技の一位は久し振りに早大の頭上に輝いた、山田の勝因の全部は前日の長距離の快走にあった

◇…今日の飛躍で最も目ざましい飛躍振りを見せたのは間宮（北大）で彼の飛躍振りは円熟味にに欠けてゐるが勇敢な点において純一のものであり、西、新田、飛ケ谷の錚々たる純飛躍選手を抑へて最高点を獲得したのは賞讃されてよい

日大の新人佐野は昨年度でもよい得点を得てゐたので優勝を期待されてゐたが、この日のジャンプは昨年の大館中学時代よりはるかに悪くその上顛倒してしまった、複合の雄として自信満々に許した坂田（慶大）は今日も全然元気なく十四位といふ下位に落ちたのは全く豫想外のことであった

稲田嬢優勢
全関西氷滑
第一日成績

【大阪電話】第十六回全関西氷滑選手権大会第一日は十九日午前九時大阪朝日ビルスケート場において挙行、先づ女子選手権のスクール競技から始められ稲田、片岡両嬢の演技は期待された如く見事なものであった、男子選手権は午後一時より引続き開始されたが女子に比し多少低調であった

◇スクール得点　稲田八九四・六〇、片岡七七五・九〇、生田六四五・〇〇、加藤五八七・八〇小豆島七二一・九〇、小杉五〇七・一〇、伊賀六一二・五〇、佐藤四九八・六〇

17276

LIB.-4040-3/75

SIMON FRASER UNIVERSITY LIBRARY

Unless recalled, all materials due
last day of exams each semester.

~~STORAGE~~	
REC'D DEC 14	
1228 APR 1 7 1991	
REC'D APR 20 1991	
STORAGE	

3 9345 00254186 4
STACKS PL 537 E4
v. 2
c. 1

xts
nts

[redacted]

SIMON FRASER UNIVERSITY
LIBRARY